

陸軍省、野戦教範FM7-15

ライフル連隊の 重火器中隊

陸軍省、1942年5月19日

本書について

第二次世界大戦時の戦術級シミュレーションゲーム
作成のため、資料として訳出したものを私家版として
ここに公開する。

2025/08/01、公開

連絡先

X:@izaemon8

第1章 概要

第1節 編制、武装、装備

第2節 重火器中隊の戦術的運用

第2章 行軍と野営

第3章 攻撃戦闘

第1節 概要

第2節 接近行軍

第3節 攻撃前の偵察と命令

第4節 攻撃

第5節 夜間攻撃

第6節 襲撃

第7節 森林における攻撃

第8節 町村に対する攻撃

第9節 河川線に対する攻撃

第4章 防御と後退行動第1節 偵察、火力編成、お よび防御の実施

第2節 後退行動

第5章 30口径機関銃小隊

第1節 概要

第2節 攻撃

第3節 防御

第6章 30口径機関銃班および分隊

第1節 概要

第2節 攻撃

第3節 防御

第7章 81mm迫撃砲小隊

第1節 概要

第2節 攻撃

第3節 防御

第8章 81mm迫撃砲班及び分隊

第1節 概要

第2節 攻撃

第3節 防御

第9章 管理

第1節 補給

第2節 医療業務と後送

第3節 車両整備

第10章 信号通信

補則1 個人保護；重機関銃及び81mm迫撃砲の砲座；観測所；及び偽装のヒント

補則2 重火器中隊の戦術訓練に関する指令

第1章 概要

第1節 編制、武装、装備

1. 編制

a. 中隊 - 重火器中隊は、中隊本部、2個30口径重機関銃小隊、および1個81mm迫撃砲小隊で構成される（図1参照）。編制、武装、装備の詳細については、編成表および基本給与表を参照のこと。

b. 中隊本部 - (1) 中隊本部は、指揮班と管理班で構成される。

(2) 指揮班は、中隊長、偵察士官、先任曹長、偵察・通信軍曹、輸送軍曹、自動車整備兵、ラッパ手、従兵、伝令で構成される。中隊本部に配属された指揮トラックを運転する運転手と兵員は、指揮班に含まれる。

(3) 管理班は、補給軍曹、給養軍曹、炊事兵および炊事補助員、兵器工、中隊書記で構成される。

c. 小隊 - 編制については、図1を参照し、第78項および第154項を参照のこと。

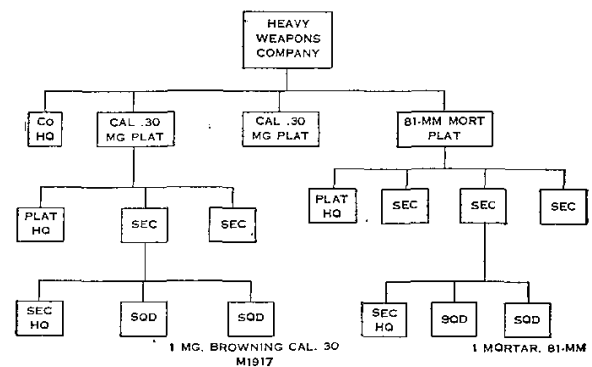


図1-重火器中隊の編制。（T/O 7-18を参照）

2. 重機関銃の能力と限界

30口径重機関銃は、大量の連続射撃が可能なクルー操作兵器である。中程度の射撃速度（毎分125発）は無期限に維持できる。急速射撃（毎分250発）は数分間可能だが、2、3分以内に蒸気発生する。固定式銃架のため、重機関銃は頭上射撃が可能であり、事前に決定されたデータに基づいて夜間でも正確に射撃できる。射弾散布域（水平方向の散布パターン）の長さのため、側面射撃がこの兵器による最も効果的な射撃タイプとなる。頭上射撃が不可能または望ましくない場合、射撃は小銃兵または小銃兵の集団間の隙間を狙って行われる。このような射撃のために隙間を作り、維持することができる。

a. 機動力 - 兵器運搬車から降ろされた後、重機関銃とその操作要員は、かなりの距離にわたって小銃兵と同等の持続的な機動性を持つ。しかし、最終的には疲労により操作要員は後れを取り、支援距離を超えてしまう。500ヤードを大幅に超える距離の弾薬の手動運搬は、銃への十分な弾薬供給を維持する問題を著しく増大させる。したがって、兵器運搬車は、機関銃の輸送

と弾薬の供給において、その能力の限界まで使用されなければならない。兵器運搬車の使用制限については、第6項b(2)を参照のこと。

b. 射程 - (1) 重機関銃の有効射程は、直接射撃の場合、観測によって制限される。観測が2,000ヤードを超えて有効であることは稀である。

(2) 重機関銃の有効性は、間接射撃の場合、その最大有効射程と正確な射撃データを得るための施設によって制限される。(FM 23-45および23-55参照)

c. 脆弱性 - 敵は機関銃の位置を搜索するであろう。射撃の独特な音、銃口炎、射撃による土煙、銃のシルエットはすべてその位置を暴露する傾向がある。したがって、射撃陣地は、可能な限り、陣地遮蔽または部分遮蔽のある場所で選定すべきである。第25項b(3)および図7、8、9を参照のこと。時間があれば、機関銃は十分に掘り下げて設置すべきである。機関銃の砲座については、付録Iおよび図28、29、30を参照のこと。

d. 目標 - 友軍にとって現時点で最も危険な敵目標が、主要目標である。適切な目標は以下の通りである。

(1) 露出した要員、特に密接な隊形、または射線に対して縦深のある隊形の場合。

(2) 破壊または無力化のための、塹壕に籠った要員、観測所、機関銃、または対戦車砲。無力化は、移動または行動を妨害または中断させ、それによって目標の戦闘効率を低下または破壊することによって達成される。

(3) 低空飛行する航空機。低空飛行する航空機に対する重機関銃の有効斜距離は1,000ヤードを超えない。対空射撃については、第18項を参照のこと。

(4) 機械化車両。機械化車両に対する操作要員の行動と射撃については、第18項を参照のこと。

3. 81mm迫撃砲の能力と限界

81mm迫撃砲は、クルー操作兵器である。各迫撃砲は、100ヤード×100ヤードの区域に有効な集中射撃を行うことができる。迫撃砲の集中射撃の使用は、弾薬の供給によって制限される。(FM 23-90参照)

a. 機動力 - 81mm迫撃砲は、重機関銃とほぼ同じ機動性を持つ。その弾薬供給は、砲弾の重量と初期供給が急速に枯渇する可能性の両方から、より困難である。

b. 射程 - 有効射程は、兵器の最大射程よりも観測によって制限される。軽榴弾の射程は100ヤードから3,300ヤード、重榴弾の射程は300ヤードから2,650ヤードである。しかし、有効な観測は、2,000ヤードを超えて得られることは稀である。迫撃砲射撃は、友軍から200ヤード以内には配置すべきではない。

c. 脆弱性 - 高角度の弾道と有効射程のため、観測が可能な限り、射撃陣地の選択に幅広い選択肢を行使できる。深い遮蔽地や、迫撃砲が射撃できる開口部を提供する森林を利用すべきである。射撃陣地は、操作要員を小銃や機関銃の射撃から保護し、迫撃砲と操作要員の敵砲兵射撃や航空攻撃に対する脆弱性を低減するように選定すべきである。ただし、各射撃陣地は、利用可能な信号通信手段で射撃を効果的に統制できるよ

う、観測所に十分に接近していなければならない。

(第198項参照)

d. 目標 - 弾薬供給を節約する必要性から、特に攻撃戦闘においては、迫撃砲目標の慎重な選定が求められる。適切な目標は以下の通りである。

(1) 位置が特定されている、またはおおよそ特定されている敵機関銃、迫撃砲、対戦車砲。

(2) 路肩、堤防、または塹壕内の要員や兵器など、小銃や機関銃の有効射撃から保護された観測済みの点または小区域目標。後方斜面や森林は、小銃や機関銃の射撃から遮蔽された接近路を提供するものであり、防御戦闘における適切な目標である。攻撃戦闘においては、後方斜面や森林も、後退する敵を攪乱するため、または既知または疑われる予備部隊の移動や集結を阻止するための適切な目標となる。ただし、常に観測済みの目標に優先順位が与えられる。

(3) 頭上掩蔽物のある陣地 - 重榴弾のみ。

(4) 敵の観測を妨害するために煙幕を張る区域。

4. 個人用兵器

a. 拳銃、騎兵銃、小銃、および手榴弾 - これらは個人用兵器である。重火器中隊におけるこれら兵器の主要な戦術的用途は、個人、集団、クルー操作兵器、および中隊施設の緊急防御である。重火器中隊の部隊が他の部隊から孤立した場合、小銃兵がその近接防御のために派遣される。

b. ブローニング自動小銃 - 重火器中隊におけるブローニング自動小銃の主要な戦術的用途は、中隊の車列の対空防御であり、その副次的な用途は、中隊の車列の地上攻撃からの局地防御である。各中隊の各班において、1丁のブローニング自動小銃が、1台の兵器運搬車の台座式銃架に搭載される。班長は、1名の兵員をこの運搬車に乗せ、重火器が降ろされるまで自動小銃を操作するよう指定する。その後、運転手または輸送伍長など、利用可能な他の個人が、緊急用としてこの兵器を操作することができる。対空射撃を規定する条件については、第18項を参照のこと。

c. 対戦車小銃擲弾M9 - (1) 対戦車小銃擲弾M9(高性能爆薬)は、戦車および装甲車両と交戦するために提供される。(FM 23-30参照) これらの擲弾は、各重機関銃班および迫撃砲班の装備である米国製30口径M1903小銃から発射される。

(2) 擲弾が発射される各小銃には、銃床に装着する軟質ゴム製パッドと、照準中に擲弾を所定の位置に保持するために銃口に装着され、フィン・テール部材の基部に収まる発射装置(銃口延長部)が備え付けられている。小銃は、伏射、立射、座射、膝射の姿勢、または個人壕や掩蔽壕から発射できる。訓練、射撃術、射撃技術の指導用に訓練擲弾M11が提供されている。

(3) その有効射程(約75ヤード)内において、高性能炸薬擲弾M9は、既知のすべての軽戦車および中戦車に対して有効である。M1903小銃は、30口径弾薬を使用して地上または空中目標への射撃にも使用できる。班長は、彼の兵器運搬車の1台に乗る兵員を指定し、重火器が降ろされるまで運搬車を保護させる。その後、

彼は重火器とその操作要員の局地防御のために班の対戦車小銃を使用する。(第18項参照)

5. 陣地の種類

a. 射撃陣地 - 中隊、またはその小隊および班には、重機関銃または迫撃砲の射撃陣地が配置されるべき陣地地域が割り当てられる。これらの射撃陣地は以下のように分類される。

(1) 主陣地 - 兵器がその主要な射撃任務を最もよく遂行できる射撃陣地。

(2) 予備陣地 - 主陣地からと同じ射撃任務を遂行できる射撃陣地。敵の射撃、または射撃の脅威により、兵器とその操作要員を破壊から免れるために主射撃陣地から移動させる必要が生じた場合、兵器が任務を継続できるように使用される。開けた地形では、予備陣地は主陣地から少なくとも100ヤード離れているべきである。

(3) 補助陣地 - 兵器が主陣地または予備陣地から遂行できない副次的射撃任務を遂行できる射撃陣地。

b. 降載地点 - 降載地点とは、兵器、その初期弾薬供給、およびその付属品を兵器運搬車から降ろす地点である。その地点から、それらは手作業で掩蔽陣地または射撃陣地まで運ばれる。降載地点は、運搬車と兵員に遮蔽と隠蔽を提供すべきである。

c. 掩蔽陣地 - 可能な限り、分隊長は射撃陣地の近くに掩蔽陣地を選定する。掩蔽陣地は、分隊員が射撃陣地に留まる必要がない場合に、彼らに遮蔽と隠蔽を提供する。掩蔽陣地が占領されている間も、観測員は適切な目標と部隊に対する敵の攻撃を監視し続ける。

6. 装備と輸送

a. 参照 - 編成表に部隊輸送について、基本給与表に装備について記載されている。

b. 中隊輸送の戦術的運用 - (1) 目的 - 重火器中隊には、指揮と通信のため1台以上の自動車が割り当てられる。各分隊には、最小限の砲手、予備部品、付属品、射撃管制装置、弾薬を搭載する兵器運搬車が1台ずつ装備されている。中隊の大部分は徒歩で移動する。

(2) 制限 - 兵器運搬車による兵器と弾薬の輸送は、敵の砲火や通行不能な地形によって妨げられる可能性がある。

(3) 統制 - 中隊輸送の統制は、連隊統制から小隊統制まで様々である。

(a) 敵との接触が差し迫っていない状況では、対空警戒任務に投入される部隊を除き、中隊輸送は連隊または大隊の統制下で他の大隊輸送とグループ化されることがある。

(b) 経路行軍では、兵器運搬車は警戒任務に従事する小隊に引き渡される。接近行軍では、兵器運搬車で輸送される兵器はすぐに利用可能でなければならない。地形が不整地移動に適している場合は、兵器運搬車を小隊に引き渡すべきである。そうでない場合は、中隊または大隊の統制下で移動する。

(c) 攻撃では、戦闘投入前に兵器運搬車は小隊に引き渡され、中隊長または大隊長が別途指示しない限り、小隊の統制下に留まる。ただし、中隊弾薬集積所

と小隊地域の間で弾薬供給に従事する兵器運搬車の移動は、ライフル部隊に配属された中隊の部隊を除き、中隊の統制下にある。(第239項b参照)

(d) 防御では、前方大隊のすべての輸送車両は、通信と統制に必要なものを除き、通常、戦闘陣地の後方の選定された場所で連隊の統制下に置かれる。予備大隊の兵器運搬車は、大隊集結区域で大隊の統制下に留まることができる。

第2節 重火器中隊の戦術的運用

7. 特徴

重火器中隊は、独立した行動をほとんど、または全く行うことができない。陣地を占領することも、ライフル部隊の支援なしに無期限に陣地を保持することもできない。重要な地点で強力な集中射撃を行う能力を持つ。その任務を効果的に達成するためには、適切な観測が不可欠である。

8. 任務

重火器中隊の任務は、ライフル中隊に継続的な近接支援と防御を提供することである。防御には、航空攻撃に対する防御、側面防御、再編成および統合の防御、そして集結区域と野営地の防御が含まれる。

9. 大隊長による戦術的運用

大隊長は、重火器中隊の戦術的運用を規定する基本的な決定を行う。彼は命令で、中隊に割り当てられた陣地地域、または地域、およびその射撃が行動計画の支援のために集中または分散される地域または区域を布告する。彼は中隊の一部をライフル部隊に配属することができる。作戦中、彼は変化する状況に応じて必要となる射撃の移動または集中を予期し、計画し、命令する。

10. 中隊長の一般的任務

a. 中隊長は、彼の中隊の規律、管理、車両整備、補給、訓練、および統制に責任を負う。彼は、大隊長から受けた命令に従って、その戦術的運用に責任を負う。彼は部下からの助言や提案を受け入れることができるが、彼の中隊が何をなすか、または何をなし得ないかについては、彼だけが責任を負う。

b. 中隊長は、彼の大隊および連隊の現行標準作業手順に従い、日常的な手順とチームワークを開発し、完成させる。

c. 適時の偵察を通じて、中隊長は、彼の中隊の兵器を運用する計画の策定において大隊長を支援する。彼は、大隊長から指示があった場合、中隊の運用に関する提言を提出する。彼は小隊長への命令により、大隊長によって命令された射撃を最もよく実施できるように、彼の中隊の小隊を配置し運用する。これらの命令に基づき、詳細な射撃計画は小隊長によって彼らの部隊の運用のために策定される。時間があれば、これら

の射撃計画は承認と調整のために中隊長に提出される。

11. 計画、準備、監督

a. 中隊の協調的な戦闘における運用には、中隊長による継続的な先見性と計画が必要である。これは、中隊の行動における各部隊および個人の活動の継続的な監督を必要とする。

b. 大隊の野戦命令を受領した際、または大隊長からの事前の指示に基づき、中隊長は以下を行うべきである。

(1) 彼の部隊に影響を与える命令のすべての部分を分析する。

(2) 命令発出時に居合わせた他の士官と、協力および火力支援の詳細について簡潔に協議する。

(3) 彼の偵察を計画する。

(4) 中隊の準備移動または配置に関する初期指示を出す。

(5) 彼の偵察経路、および部下が中隊野戦命令を受領するために集合する場所と時間を、彼の副指揮官と先任軍曹に知らせる。ただし、そのような集合が可能な場合。

(6) 彼の偵察と状況判断を行い、彼の行動計画を準備し、彼の中隊命令を策定する。

(7) 彼の部下の指揮官に野戦命令を出す。

(8) 弾薬補給の準備を確認する。

(9) 彼の命令の実行を監督する。

12. 戦闘における中隊長の任務

中隊長は戦闘において以下の任務を遂行する。

a. 大隊長から指示された偵察、および彼の任務を適切に遂行するために必要な追加の偵察を行う。

b. 大隊命令に従い、彼の中隊を初期射撃陣地地域へ移動させ、これを監督する。中隊がその任務を効果的に達成する準備ができていることを確認する。

c. 彼の任務に関連する、大隊の正面および側面で発生するすべてのことについて情報を得る。

d. 大隊長との連絡を維持し、中隊の運用に関連する状況を彼に報告する。

e. 大隊指揮所、中隊の小隊、大隊弾薬配給所、および最前線のライフル中隊との連絡を維持する（第16項b参照）。

f. ライフル部隊を支援するための射撃、および大隊の側面を保護するための射撃の必要性を予測する。大隊の射撃計画に従い、適切な目標に適切な時期にそのような射撃を行う手配をする。

g. 移動状況において、兵器、兵器運搬車、および弾薬の新たな陣地地域、射撃区域、および移動経路を偵察する。

h. 大隊の行動計画に従い、兵器の移動を命令し、監督する。

i. 彼の部隊の大隊の支援または防御を損なうことなく可能な限り、隣接大隊を支援する。

j. 各小隊に十分な弾薬供給を確保する。

13. 状況判断

a. 重火器部隊の指揮官は、直属の上級指揮官から任務を与えられる。彼の状況判断は、与えられた任務を最善の方法で遂行する方法を決定することに関係する。（FM 101-5参照）

b. 任務が最も支配的な要因であり、達成されなければならない。敵は最も不確実な要因であり、その兵力と正確な配置は部分的にしか、時には全く知られていないことが多く、敵がそうせざるを得ないまでそれらを明らかにすることは稀であるからである。第三の要因は、特定の行動地域または防御地域における地形である。それは、敵と友軍の双方によって何ができるかにどのように影響するかを決定するために評価されなければならない。

c. 状況判断を行うにあたり、重火器部隊の指揮官は以下の項目を考慮しなければならない。

(1) 攻撃において支援および保護されるべきライフル部隊の提案された移動、または防御において阻止されなければならない敵部隊の可能性のある移動。

(2) 攻撃または防御中の友軍に対して射撃または奇襲攻撃を行うために、敵に観測、隠蔽、および射撃範囲を提供する地形。敵に関する情報が不完全であるため、指揮官は敵の銃器と兵員がどこにいるかだけでなく、他の場所にも合理的に配置されている可能性のある場所も決定しなければならない。

(3) 攻撃における友軍の前進または防御における敵部隊の移動に好都合な接近路（森林の谷、溝、耕作地など）を提供する地形。

(4) 友軍の攻撃または防御中の部隊を支援および保護するために、彼の兵器に好都合な観測、射撃範囲、および射撃陣地を提供する地形。

(5) 兵器の移動および兵器運搬車と弾薬の移動のために、敵の観測と小火器の射撃から保護された経路を提供する地形。

(6) 側面の状況。側面は露出しているか、または友軍の配置または行動によって保護されているか？

(7) 彼自身の支援射撃または防御射撃が適切に調整されるように、上級部隊によって提供される煙幕または支援射撃が配置される場所。

d. 上記の項目を総合的に考慮して、部隊長は以下の質問に対する答えに到達しなければならない。

地上と空中で、友軍と敵の状況はどのように存在するか？

敵は地上で何をすることができるか？

この地上で、与えられた任務を達成するために、私の兵器と兵員を最大限に活用するために、私は何をすべきか？

最後の質問への答えは、リーダーが直面する状況に対処するために、何を、どこで、いつ、どのように行うかという彼の決定の基礎を提供する。

15. 命令

a. 中隊長は、彼の行動計画を部下の部隊に対する具体的な任務の形で表現しなければならない。中隊の野戦命令は通常、口頭または伝令の形で発せられる。

b. 戦闘前、状況が許せば、完全な野戦命令を受領するために部下を集めることができる。これは発令前の状況把握を容易にし、すべての部下による完全な理解を保証する。中隊またはその部隊の投入までの時間が限られている場合、または部下の指揮官を集められない場合、中隊長は通常、断片的な命令を発する。(FM 101-5参照) これらの命令は、直接、代表者を通じて、または書面による伝令として発せられる。

c. 敵と交戦中の部隊の指揮官は、命令受領のために部隊から離れてはならない。各部下の指揮官に発せられる命令は明確かつ正確でなければならず、部下が割り当てられた任務を遂行するために必要なすべての詳細を含んでいなければならない。

16. 連絡

a. 攻撃中の前方地域における指揮、統制、および補給を目的とした重火器中隊の要員の通常の配置を図2に示す。一般的に、要員は防御戦闘においても同様に配置される。

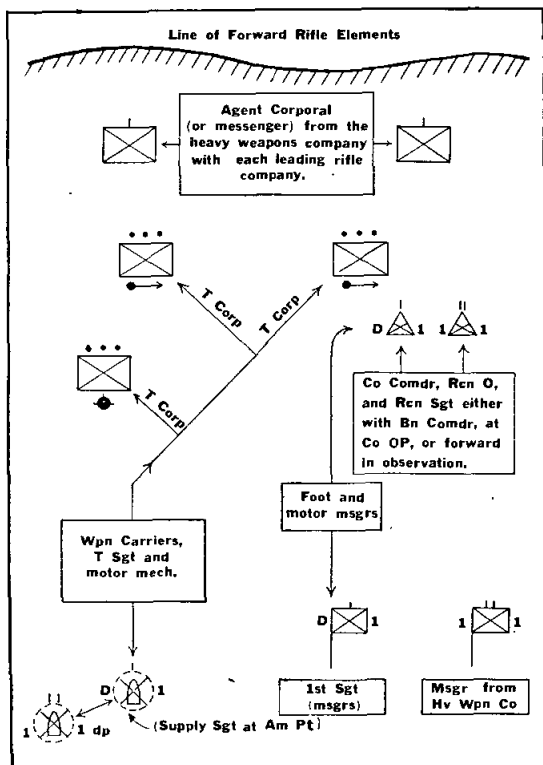


図2 - 前衛部隊における指揮、統制、補給のための要員配置。

b. 重火器中隊長は、以下の連絡に責任を負う。

(1) 大隊長との連絡 - 中隊観測所は、大隊観測所の近くに配置される。中隊長は、任務上他の場所にいる必要がある場合を除き、大隊長と共に留まる。不在の間は、中隊長は代表者を指定して大隊長と共に留まらせる。この代表者は、偵察士官、偵察・通信軍曹、または他の下士官、あるいは適切に訓練されたすぐに利用可能な兵員であることが望ましい。

(2) 大隊指揮所との連絡 - 中隊指揮所は、大隊指揮所の近くに配置される。先任軍曹が中隊指揮所を運営

する。彼は大隊が戦闘態勢に入ると、大隊指揮所に伝令を送り、この伝令サービスが維持されることを確認する。

(3) 中隊の小隊との連絡 - 中隊が展開すると、中隊指揮班は各小隊から1名の伝令によって増強される。小隊伝令は、彼らの小隊との連絡のために使用される。中隊伝令もこの目的のために使用することができる。小隊または中隊指揮班または指揮所の位置に大きな変更があった場合、毎回伝令が交代される。

(4) 大隊弾薬配給所との連絡 - 補給軍曹は、輸送軍曹の支援を受け、指揮所の先任軍曹、大隊輸送士官、および各小隊の輸送伍長との連絡を維持する。

(5) 攻撃または防御中のライフル中隊との連絡 - 戦闘前、中隊長は各最前線のライフル中隊との連絡確立のための指示を出す。通常、最前線のライフル中隊には、その火力が最も直接的に支援するであろう小隊から連絡伍長が割り当てられる。各連絡員の任務は、割り当てられたライフル中隊長に、小隊の位置と任務を知らせ続け、要求があれば技術情報を提供することによって支援することである。各連絡員には、伝令、または伝令として訓練された兵員が同行することが望ましい。

17. 中隊本部要員の任務

a. 指揮班の利用 - 中隊長は指揮班を主に、戦闘に必要な準備を行い、戦闘中に中隊を統制するのを支援するために利用する。この班の要員間の任務の分担案を以下に示す。ただし、各中隊長は個々の能力を最大限に活用するために、彼自身の指揮班の配置と任務を定めるべきである。

b. 指揮班の任務 - (1) 中隊の副指揮官である偵察士官は、中隊に影響を及ぼす戦術的状况を常に把握する。彼は、中隊長が死傷した場合にその職務を代行する。彼の主要任務は、偵察班（偵察・通信軍曹、ラッパ手、および伝令）の支援を受けて、初期およびその後の射撃陣地地域、目標、降落地点、移動経路、および弾薬補給の偵察である。戦闘前には、偵察班と共に大隊長に報告し、指示された偵察を行うことがある。この偵察は、一般に、特定の大隊の行動計画を支援する重火器中隊の運用に関するものとなる。大隊長に大隊の行動計画の基礎となる詳細な情報を提供するために、適切な陣地地域と可能性のある目標を決定するために、大隊全域の偵察が行われることがある。偵察士官は射撃データの計算を支援することがある。彼は偵察班の要員を利用して、小隊長が小隊を初期およびその後の射撃陣地へ移動させるのを支援することがある。

(2) 先任軍曹は、中隊長の主要な下士官補佐である。彼の任務は、死傷者が出て交代が必要になった場合、管理および補給事項から小隊の実際の指揮まで、戦闘中に幅広く変化する。彼の主要任務の1つは、中隊指揮所から中隊の各部隊、大隊指揮所、および中隊長との間の通信の維持である。(第10章参照)

(3) 偵察・通信軍曹は、偵察士官の第一補佐である。彼の主要任務は偵察である。

(4) 輸送軍曹は、車両の整備に関して中隊長に責任を負う。戦闘中、彼は中隊補給軍曹を支援し、後者の指示に従って、中隊弾薬集積所と小隊地域間の弾薬補給に従事する車両の移動を統制する。輸送軍曹は車両の偽装と隠蔽を監督する。彼は車両の位置を確認し、必要であれば変更して、敵の航空攻撃および機械化攻撃に対する最大限の防御を確保する。彼は、後者が前方地域に不在の場合、補給軍曹の任務を引き継ぐ。

(第239項b (2) (d) 参照)

(5) 自動車整備兵は、車両の整備において輸送軍曹を支援する(第2段階整備)。

(6) ラップ手は、伝令および観測員として訓練されている。彼は中隊長と偵察士官の観測と統制を支援するために利用される。

(7) 従兵は、伝令および観測員として訓練されている。彼は中隊長が行くところどこへでも同行し、観測と統制を支援する。

(8) すべての伝令は、観測員としても訓練されており、観測所に配置されることがある。

(9) 中隊本部に配属された運転手は、自動車伝令として使用されることがある。兵器運搬車を運転する者を含め、すべての運転手は、各自の車両の常時の偽装と隠蔽、および航空機に対する防御に責任を負う。彼らは車両の第1段階整備を行う。

(10) 兵員は、補充要員および伝令として訓練される。実際に補充要員として配属されるまでは、中隊長の指示に従って利用される。

c. 管理班の任務 - (1) 補給軍曹は、通常、戦闘中に前方地域にいる。彼は補給において中隊長を支援し、通常、中隊弾薬集積所の運用について中隊長に責任を負う。

(2) この班の他の要員の任務については、第234項aを参照のこと。

18. 対空警戒や対機械化防御の標準措置

a. 警報システム - 時宜を得た警報は、航空攻撃または機械化攻撃による損害を軽減するための極めて重要な要素である。対空対戦車警戒兵は、中隊の防御のため、または各小隊の防御のために配置される。これらの警戒兵には観測区域が割り当てられる。

b. 標準警報信号 - (1) 敵航空機または機械化車両の接近または存在の警報を伝達する際、対空対戦車警戒兵、または警戒任務に従事するその他の要員は、以下の信号を使用する。

(a) 笛、車両のホーン、サイレン、またはクラクションの長い3回の吹鳴を数回繰り返す。

(b) 小銃、自動小銃、騎兵銃、または拳銃による等間隔の3発の射撃。

(c) 機関銃または短機関銃による短い3連射。

(2) 日中、信号を発する者は、差し迫った危険の方向を指し示す。夜間は、警報信号は、危険の方向を示す音声による警報で補完される。

(3) すべての部隊保有の通信手段は、中隊または個々の小隊全体に警報信号を伝達するために直ちに利用される。

c. 攻撃時の行動 - (1) 概要 - 敵の航空攻撃または機械化攻撃の警報を受領すると、行軍中の徒歩部隊は道路を空け、分散し、掩蔽する。いかなる状況においても、要員は個々の防御のために近くの穴や溝を利用する。彼らは戦車の移動に対する近くのあらゆる障害物を活用する。兵器運搬車は、中隊と一緒にあれば、航空攻撃の可能性のある着弾地域を避け、戦車の移動に対する障害物となる適切な近くの場所へ移動する。

(2) 対空射撃 - 命令がない場合、中隊長は敵航空機に対して発砲するかどうかを決定する。隠蔽が不可欠であり、達成されていると信じられる場合、敵航空機に対してはいかなる兵器も発砲しない。空中から攻撃された場合、重機関銃操作要員、兵器運搬車の自動小銃操作要員、および小銃と騎兵銃で武装したすべての兵員は、敵航空機が各自の兵器の有効射程内に入り次第、発砲を開始する。航空目標と地上目標の両方が存在する場合、重機関銃は、それぞれの小隊長または班長の判断で、割り当てられた任務の達成に最大の脅威を与える目標に発砲する。

(3) 対機械化射撃 - 戦車またはより軽装甲の車両による攻撃の場合、各班の1名の兵員が有効射程内(75ヤード)で対戦車小銃擲弾を使用する。小銃、騎兵銃、および重機関銃の主要目標は、敵の徒歩部隊である。これらの兵器は、通常、接近する戦車に対して発砲しないが、人員輸送車や偵察車など、各自の兵器の有効射程内に入った軽装甲車両に対しては発砲する。戦車に対して掩蔽した personnel は、戦車が通過し次第、接近する徒歩部隊に対して発砲するために、射撃陣地に戻る。

d. 参照 - 対空警戒および対機械化防御の能動的および受動的措置は、状況によって異なる。様々な状況については、第27項cおよびd(接近行軍)、第29項(集結区域)、第37項(攻撃)、および第64項eおよび66項(防御)で議論されている。

第2章 行軍と野営

19. 路外行軍

a. 路外縦隊において、重火器中隊は大隊長の指示に従い、大隊の編成で移動する。

b. 中隊は、徒歩梯隊と自動車梯隊の2つの梯隊で移動することができる。自動車梯隊は、指揮、統制、および警戒に必要とされないすべての車両で構成される。

(1) 徒歩部隊と自動車部隊が路外縦隊で分離している場合、各機関銃兵器運搬車には最低2名の機関銃操作要員が乗車し、対空射撃のために重機関銃を操作する準備をする。運転手の他に、各機関銃班または迫撃砲班の自動小銃を装備した兵器運搬車には1名が乗車する。この兵員の主要任務は、対空防御で自動小銃を操作することである。班の他の運搬車には1名が乗車し、主に対戦車防御のためにM1903小銃を操作する。(第4項参照)

(2) 大隊長は通常、重機関銃兵器運搬車を大隊縦隊の縦深全体に分散させて敵の航空攻撃から保護するか、またはこれらの部隊が行軍経路の近くに連続した射撃陣地を占領するよう指示する。彼は、機関銃部隊が縦隊に先行して隘路で対空警戒を提供するか、または大隊到着前に集結区域の周囲にこの警戒を確立するよう指示することができる。そのような任務に投入される重機関銃小隊、班、および分隊の指揮官は、彼らの兵器と共に留まる。これらの部隊の徒歩部隊は、中隊徒歩縦隊で行軍する。

c. 中隊は、警戒任務を割り当てられた部隊を除き、1つの部隊として移動することができる。兵器運搬車は、中隊の徒歩部隊の直後を連鎖的に移動するか、または各兵器運搬車がその分隊と共に移動することができる。戦闘において、兵器と射撃分隊が分離されることは決してあってはならない。

d. 航空攻撃の脅威下で道路上を行軍する際、中隊の徒歩部隊は2列縦隊で、道路の両側に1列ずつ行軍する。

e. 航空または機械化攻撃の警報を受領すると、18e項に示されている行動が取られる。

20. 前衛

a. 重火器中隊が前衛の一部である場合、中隊長は前衛指揮官に同行する。

b. 前進中、中隊長は彼の偵察士官を、部隊の支援を受けて、前衛に追従させるべきである。抵抗に遭遇した場合、偵察士官は速やかに可能な観測所、射撃陣地、およびそれらへの経路を偵察する。偵察班は通常、各小隊からの代表者を含む。これらの代表者は、前衛の行動を支援するために、小隊を初期射撃陣地へ誘導する。中隊本部の部隊固有の車両は、偵察班を運搬するために使用できる。

c. 骨幹要員を乗せた兵器運搬車上の重機関銃は、第19項bに記述されているように、前衛に対空防御を提供することができる。

d. 支援（または前衛）に配属されていない、または対空防御に必要とされない部隊の兵器運搬車は、大隊

の統制下に留まり、大隊の自動車部隊と共に移動することができる。敵との接触が差し迫ると、それらは前方へ移動され、彼らの部隊に引き渡される。徒歩部隊は通常、前衛の予備と共に行軍する。先頭のライフル中隊への機関銃支援の早期使用が予見される場合、一部の機関銃部隊は支援部隊と共に行軍することができる。

e. 小隊、または中隊の他の部隊が前衛の一部を形成し、中隊の残りが本隊と共に行軍する場合、その行動は上記の中隊の行動に類似する。

21. 側方警戒

a. 側方警戒の任務は、行軍中の縦隊を側方からの観測と奇襲から防御し、本格的な攻撃を受けた場合には、主力部隊の展開に必要な時間と空間を確保することである。重火器中隊、またはその一部が側方警戒の一部を形成することがある。(FM 100-5参照)

b. (1) 攻撃が予期される地域が明確に定義されている場合、側方警戒は、部隊がその地域を通過するまで、敵の接近経路を掩護する陣地を占領する(図3)。主力部隊からの距離が遅滞行動を許さない場合、その陣地は防御のためと同様に占領される。

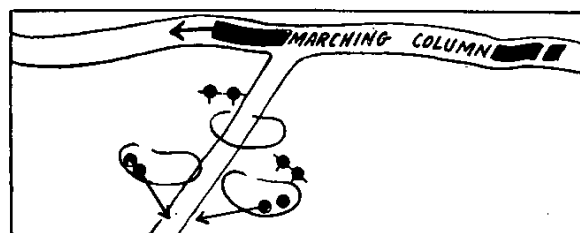


図3.

(2) 行軍の進行中にいくつかの危険な側方地域を警戒しなければならない場合、側方警戒の梯隊は、ある陣地から別の陣地へと連鎖的に移動することができる(図4)。この任務のためには、側方警戒は自動車化される。重火器中隊の部隊は、側方警戒の各梯隊の一部を形成することができる。

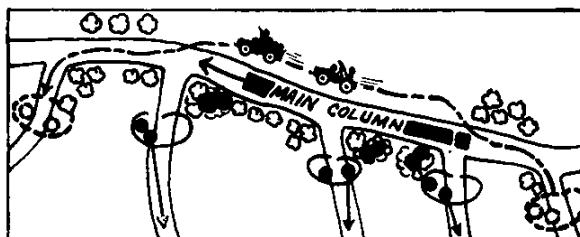


図4.

(3) 主力部隊の行軍と平行する道路がある場合、側方警戒は、様々な地点での攻撃に抵抗できるように、十分な縦深にわたって分遣隊に分散して行軍することができる。各分遣隊には重火器が配属されることがある(図5)。

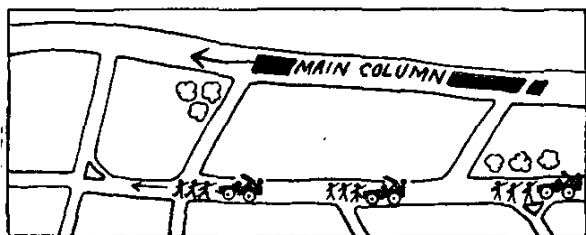


図5.

c. 重火器指揮官は、敵の行動によって必要とされた場合に、彼の部隊をいかなる地点にも迅速に集中できるように、自動車伝令またはその他の利用可能な手段による統制を提供しなければならない。

d. 重火器指揮官は通常、側方警戒指揮官と共に行軍する。

e. 偵察班は縦隊の先頭付近を行軍する。または、側方警戒の梯隊が連鎖的に移動する場合、側方警戒の先頭部隊と共に移動する。

22. 後衛

a. 退却部隊の後衛の任務は、主力部隊を奇襲、ハラスメント、攻撃から防御することである。その行軍隊形は、前衛の隊形を逆にしたものに似ている。重歩兵兵器は後衛の大部分を占めることがある。彼らは敵の追撃部隊に対して長距離で発砲する。連続する遅滞陣地への後退は、まず主力部隊の後退速度、次に敵部隊の前進速度に合わせて時間を計られる。主力部隊の退却が十分に迅速であれば、近接戦闘は回避される。主力部隊の警戒のために必要な場合、後衛はその任務の実行において自己を犠牲にする。

b. 前進部隊の後衛は、主力部隊を後方からの奇襲、ハラスメント、観測から防御する。これは一般的に、退却部隊の後衛よりも小規模である。いくつかの重歩兵兵器を配属すべきである。縦隊の自動車梯隊に続く後衛は、自動車化され、自動車梯隊の後方を連鎖的に移動すべきである。停止中、後衛は停止し、下車し、行軍哨戒を形成する。機関銃は長距離射撃と対空射撃の両方のために配置される。迫撃砲は、敵の可能な前進経路に発砲するために急遽設置される。

23. 自動車移動

a. 概要 - (1) 自動車縦隊の編成は、主にその移動に影響を及ぼす可能性のある戦術的および交通状況に依存する。縦隊の主要部分は、行軍統制を容易にするために、シリアルおよび行軍部隊に編成されることがある。自動車化された縦隊の警戒分遣隊には、前方偵察分遣隊、前衛、側方警戒、および後衛が含まれることがある。下車地域は前哨によって防御される。

(2) 重火器中隊が自動車で移動する場合、上級部隊は中隊の徒歩部隊を輸送するのに十分な追加の自動車を提供する。中隊は、警戒任務に従事する部隊を除き、大隊の主力部隊で行軍する。追加車両の配分方法、乗車、および縦隊の編成については、FM 7-40を参照のこと。中隊長は通常、中隊の先頭で移動するが、移動を最もよく観測し、統制を行える場所であれ

ばどこへでも行くことができる。中隊が複数の行軍部隊に分かれている場合、中隊長は行軍部隊の1つを指揮し、残りの各部隊に指揮官を任命するか、または彼が中隊のすべての行軍部隊を監督しながら、各部隊に指揮官を任命することができる。

b. 日中の移動 - (1) 日中の自動車移動では、中隊の部隊が前衛、側方、または後衛に配属されることがある。それらは第20、21、および22項に記述されているように運用される。

(2) 警戒部隊に配属されていない機関銃分隊の兵器運搬車は、通常、大隊縦隊全体に分散され、対空警戒を提供する。すべての重機関銃と運搬車の自動小銃は、対空射撃のために搭載され、要員が配置される。

(3) 航空攻撃または機械化攻撃の警報を受領し、かつ他の指示が発せられていない限り、重機関銃を操作する骨幹要員と運搬車の自動小銃を操作する個人を除き、すべての要員は下車する。第18項cに示されている行動が取られる。

c. 夜間の移動 - (1) 夜間の自動車移動では、中隊の部隊が前衛、側面、または後衛に配属されることはめったにない。しかし、機関銃分隊の兵器運搬車は、大隊縦隊全体に分散されることがある。

(2) 方向と統制を維持するために、特別な措置を講じなければならない。大隊または上級指揮官によって提供される方向補助具に関わらず、中隊長は適切な経路をたどる責任を負う。彼は通常、経路略図を提供されるが、可能な限り日中に経路を偵察すべきである。偵察士官、または偵察・通信軍曹は、連絡要員として大隊長に同行する。各小隊の代表者（通常は連絡伍長）は、中隊長と同じ車両に乗るか、またはすぐ後方の車両に乗る。

(3) 車両を接近させ、部隊が迷子になるのを防ぎ、事故を回避し、喫煙や無許可の照明の使用を防ぐために、厳格な行軍規律が必要である。運転手は2時間ごとに交代させ、可能であれば温かいコーヒーを提供し、すべての停止で下車して運動するよう要求すべきである。運転手の隣に乗る各車両指揮官は、会話やその他の手段によって、運転手が覚醒していることを確認する。

(4) 縦隊が敵航空機によって攻撃された場合、大隊長によって特に指定された兵器のみが発砲する。

24. 野営

a. 概要 - 大隊長は中隊の野営区域の位置を指定する。中隊長は、彼の中隊の各部隊に区域を割り当てる。彼は中隊指揮所、炊事場、および便所の位置を指定する。中隊の車列が大隊の統制下でない限り、彼は車両（警戒任務に投入されるものを除く）を不規則な間隔で配置し、分散させ、隠蔽または偽装するよう要求する。彼は各小隊からの伝令が中隊本部にいること、そしてこれらの各伝令が彼の小隊本部の正確な位置を知っていることを確認する。彼は緊急時に、特に夜間に中隊が集結する地点を指定する。彼は偵察を行い、必要に応じて夜間移動のための退出経路を標示させる。

b. 警戒 - (1) 重火器中隊の部隊は、大隊または上級指揮官によって設置された前哨の支援部隊に配属されることがある。重火器は長距離射撃のために砲座に配置され、副次的な対空警戒任務も割り当てられる。前哨の阻止線の防御のため、近接防御射撃が計画され、これらの射撃を行うことができる陣地が選定される。

(2) 大隊長は、前哨に配属されていない重機関銃を、大隊野営区域を航空攻撃から防御するために使用するよう指示することがある。これらの機関銃は、野営区域の周囲に配置されるべきである。あらゆる方向から接近する攻撃航空機に発砲できるよう、高地を利用すべきである。対空警戒に投入される小隊は、対空対戦車警戒兵を配置する。射撃は、実際の攻撃の場合を除き、差し控えられる。

(3) 偽装規律を維持し、攻撃の場合には警戒任務に従事していない中隊のその部分に警報を発するため、内部警戒が確立される。内部警戒は、ガス、戦車、その他の機械化車両、および航空機による攻撃の兆候がないか特に警戒する。航空攻撃または機械化攻撃に対する防御を提供するために、全要員のために個人壕が掘削される。これらの壕または個人壕、およびシェルターテント（設置されている場合）は、空中からの観測から隠蔽されなければならない。防御壕は、攻撃が進行中または差し迫っている場合にのみ占拠される。（図26および27参照）

(4) 警戒任務に従事していない各班の1名の兵員は、対戦車防御のためにM1903小銃と対戦車小銃擲弾（第4項c参照）で武装する。これらの兵員は、野営区域にいる中隊のその部分を最善の形で防御できるよう配置される。警戒任務に従事する班の対戦車防御を担当する兵員は、それぞれの班と共にいる。敵の戦車または軽装甲車両は、第18項eに記述されているように、対戦車小銃擲弾で交戦される。

第3章 攻撃戦闘

第1節 概要

25. 戦術的運用

a. 攻撃任務 - 攻撃における中隊およびその部隊の概要任務は以下の通りである。

(1) 先導ライフル中隊への近接支援 - (a) 重機関銃と迫撃砲は、大隊長によって、攻撃梯隊の前進を妨害する敵部隊と交戦するために使用される。これらの敵部隊には、隣接する行動区域で観測されたもの、または敵の最前線部隊の後方で有効射程内に位置するものすべてが含まれる。各兵器の適切な目標については、第2項dおよび第3項dを参照のこと。（図6参照）

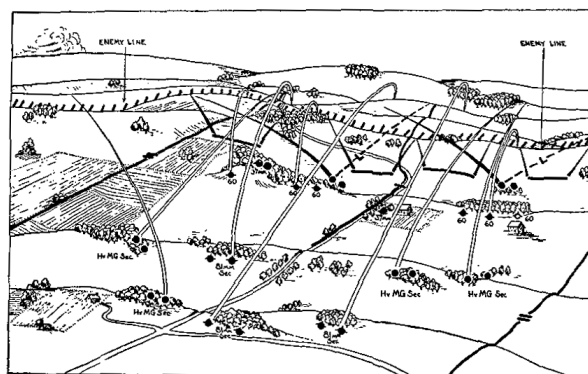


図6 - ライフル大隊の攻撃梯隊を支援する重火器中隊小隊の初期配置

注記：

1. 先頭ライフル小隊は慣例により示されている。
2. 先頭ライフル中隊の兵器小隊の初期配置と任務、および大隊の37mm対戦車砲も示されている。

(b) 短時間の準備機関銃射撃は、砲兵準備射撃と連携して使用されることがある。

(c) 迫撃砲小隊の運用は、その弾薬の重量と容積による補給の困難さ、および煙幕弾が通常、師団の全補給梯隊で運搬される総積載量の約20パーセントを占めるという事実によって影響を受ける。迫撃砲は、限られた範囲と期間の煙幕を張るために使用されることがある。迫撃砲は、砲兵よりも安全に攻撃する小銃兵に接近して射撃できるため、迫撃砲部隊の指揮官は、砲兵射撃が後方の敵陣地に移されたときに未交戦のまま残された適切な目標と交戦するために警戒しなければならない。

(d) 攻撃梯隊の前進によって射撃が遮られた場合、重火器中隊の部隊は、射撃を隣接または後方の目標に切り替えるか、または移動しなければならない。

(2) 大隊の側面防御 - 大隊の位置または前進が露出した側面を作り出す場合、常に重機関銃と迫撃砲による側面防御射撃が準備される。露出した側面に陣地を占領している機関銃小隊の任務は、自動的に側面防御となる。側面防御射撃は、敵の行動が観測された場合、信号による場合、またはライフル中隊からの要請

があった場合に開始される。これらの射撃によって危険にさらされる可能性のある友軍ライフル部隊の正確な位置に関する情報または観測は不可欠である。

(3) 敵の低空飛行機に対する大隊の防御 - 重機関銃小隊は、地上任務と両立する範囲で、大隊に対する対空防御を提供する。航空攻撃の場合、反対の具体的な命令が発せられていない限り、小隊長および班長は、彼らが支援する部隊にとって最も差し迫った危険となる目標（空または地上）を自らの判断で交戦する。

(4) 戦車と連携した攻撃の支援 - 歩兵攻撃が戦車によって支援される場合、重火器中隊の主要任務は、敵の対戦車兵器の無力化である。戦車の前進を近接支援する射撃は、観測射撃でなければならない。重機関銃および迫撃砲の操作要員は、自らを暴露するすべての対戦車兵器に対して発砲する。重機関銃はまた、戦車が目標上または目標前で停止している場合、敵歩兵による攻撃から友軍戦車を防御するために射撃する。目標が奪取され次第、中隊の一部は迅速に前進し、目標上の射撃陣地に陣取るべきである。

b. 迫撃砲および機関銃小隊の射撃陣地地域の位置 - (1) 迫撃砲および機関銃小隊に割り当てられた陣地地域は、割り当てられたすべての目標、または割り当てられた射撃区域に現れる任意の目標に射撃を行うことができる射撃陣地の選定を可能にしなければならない。また、各兵器の射撃を目標に合わせて調整でき、その射撃によって危険にさらされる可能性のある友軍の前進を観測できる観測所の選定も可能にしなければならない。機関銃部隊の観測所は、銃の近くまたは銃そのものに置かれなければならない。迫撃砲の観測所は、兵器から声または腕と手による信号が届く距離にあることが望ましい。少なくとも、小隊に割り当てられた施設で通信を維持できる程度に兵器に十分に近い距離でなければならない。

(2) 迫撃砲小隊またはその部隊に割り当てられた陣地地域は、可能であれば、小火器の射撃から完全に遮蔽され、空中からの観測から隠蔽された射撃陣地も提供すべきである。

(3) 可能であれば、機関銃小隊に割り当てられた射撃陣地地域は、攻撃梯隊の近接支援のために、頭上射撃と側面射撃の両方を可能にすべきである。頭上射撃を可能にする陣地地域を確保できない場合、攻撃歩兵部隊間の隙間を利用しなければならない。陣地地域はまた、陣地遮蔽または部分遮蔽で射撃陣地を選定できることを可能にすべきである。

(a) 機関銃は、銃と操作要員が頂上部によって敵の視界から隠蔽されているが、銃のそばに立つ観測員が目標を見ることができるように配置されている場合、陣地遮蔽にあると言われる。射撃は間接照準で行われる。射撃の調整は直接的な方法で行われる。(FM 23-55および図7参照)

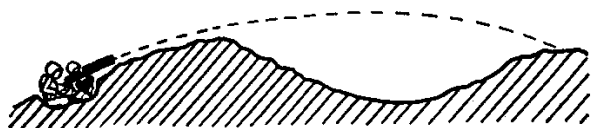


図7 - 陣地遮蔽。

(b) 機関銃をわずかな距離だけ「上り坂」に移動させることで、照準線がちょうど頂上部を越える位置に配置できることがよくある。これが部分遮蔽である。目標を照準点として使用できるため、使用される技術は直接照準のそれである。(図8参照)



図8 - 部分遮蔽。

(c) 機関銃は、銃の射撃区域内の目標に対して陣地遮蔽または部分遮蔽に配置され、同時に他のすべての方向からの敵の地上観測に対して完全に防御されることがある。そのような陣地を占領している機関銃操作要員を図9に示す。

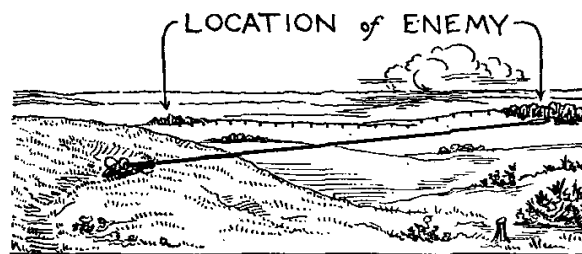


図9 - 射撃陣地は、敵の地上観測および前方からの平射弾道射撃から隠蔽されているが、機関銃は右前方および側面（割り当てられた射撃区域）に良好な射界を持つ。

第2節 接近行軍

26. 概要

a. 野営または路外行軍から、中隊は大隊長の展開命令に従って接近行軍に入る。この命令は、行軍の方向付けとなる集結区域、待機陣地、またはその他の目標、前進の区域または経路、基幹中隊（もしあれば）、および大隊編成における重火器中隊の初期位置と配置を規定する。また、連続する行軍目標を規定することもある。命令には、遂行されるべき対空または地上警戒任務に関する指示が含まれる。重火器中隊の部隊をライフル部隊に配属することもある。中隊の車列が大隊の統制下に置かれるか、移動するか、または解放されるかを規定する。

b. 接近行軍における中隊およびその部隊の位置は、状況によって大きく異なる。

(1) 大隊長は、機関銃小隊（または班）と迫撃砲班を各先導ライフル中隊に配属するか、またはこれらの部隊が指定されたライフル中隊に追従して支援するよう指示することができる。

(2) 大隊長は、重機関銃部隊が大隊の先頭梯隊と共に移動するか、または大隊に先行して、隘路の通過のため、または集結区域の早期防御のために対空警戒を提供するよう指示することができる。

(3) 大隊長は、対空警戒を提供するために、機関銃部隊を大隊編成の縦深全体に分散させるよう指示することができる。これらの部隊は、連鎖的に、または行軍部隊と共に移動することができる。

(4) 中隊に割り当てられた警戒任務は、重機関銃を大隊区域の全幅にわたって分散させ、ある好ましい射撃陣地から別の陣地へと連鎖的に移動させることを必要とすることがある。

(5) 大隊が掩護部隊を交代するか、または通過する接近行軍では、中隊は掩護部隊によって提供される防御を補完するため、またはライフル中隊の到着前に初期射撃陣地を占領するために、大隊に先行するよう指示されることがある。それ以外の場合、中隊は、警戒任務に従事する機関銃部隊を除き、通常は大隊の後方中隊として移動する。

(6) 機関銃部隊が大隊に先行するか、またはある射撃陣地から別の陣地へと連鎖的に移動する場合、これらの部隊の徒歩部隊は通常、中隊の残りの部隊と共に行軍し、骨幹機関銃操作要員は運搬車で移動する。このような状況では、小隊長、班長、および分隊長は彼らの兵器と共に移動する。下士官は砲手の一部を形成することがある。

27. 日中の接近行軍

a. 展開命令 - (1) 中隊長は観測所で士官を招集し、完全な口頭命令を発令することができる。しかし、多くの場合、彼は口頭命令または書面による伝令によって断片的な形で展開命令を発令する。

(2) 部下の指揮官への指示には以下が含まれる。

(a) 敵および友軍に関連する必要な情報。

(b) 中隊の行軍目標。

(c) 大隊命令に従い、対空または地上警戒任務に詳細に割り当てられた各部隊の位置を含む中隊の初期編成、および必要に応じて基幹部隊の指定。

(d) 各小隊または分遣隊の行軍方向、またはそれが誘導すべき部隊。その警戒任務、またはそのような任務がない場合は、移動全体を通じて即時の地上行動に備えるべきかどうか。その移動方法（下記b参照）。そして、もしあれば、その連続する行軍目標。

(e) 対空対戦車警戒兵への指示。これには、全周防御を提供するために、小隊への観測区域の割り当てが含まれることがある。

(f) 大隊の標準作業手順でカバーされていない航空または機械化攻撃の場合に講じるべき行動。

(g) 中隊長の指揮所および移動経路。

(3) ライフル部隊に配属された中隊のいかなる部隊の移動に関する命令も、速やかに発令されなければならない。これらの命令には、その移動方法に関する指示が含まれる（下記b参照）。

b. 兵器運搬車の使用 - (1) 可能であれば、兵器運搬車は、警戒任務を割り当てられた、またはその他の方法で迅速な行動に備える必要がある中隊のすべての部隊と共に移動すべきである。状況または地形の状態によりこれが不可能である場合、これらの部隊は彼らの兵器と初期弾薬供給を手で運搬しなければならない。

(2) 各小隊または分遣隊の移動方法に関する指示は、その兵器運搬車が中隊の統制下に集結して移動するか、または部隊と共に移動するかを指示する。中隊の統制下で移動する場合、運搬車が後に部隊に利用可能になる地点が、可能であれば発表される。運搬車が部隊と共に移動するがまだ合流していない場合、それらが部隊に引き渡される時間と場所が発表される。

c. 対空警戒 - 中隊の任務が許す限り、空中観測および攻撃に対する防御の主要な依存は、分散した隊形の使用と、利用可能なすべての掩護および隠蔽の活用に置かれる。しかし、各班の1台の兵器運搬車に搭載されている自動小銃は配置され、各重機関銃は、運搬車から降ろされるまで、対空射撃のために搭載され、骨幹要員が配置される。対空射撃の議論については、第18項cを参照のこと。発砲が開始された場合、小銃または騎兵銃で武装した個人は、航空機が各自の兵器の有効射程内に入ったときに参加する。

d. 対機械化防御 - (1) 重火器が兵器運搬車に搭載されている場合、各班の1名の兵員は、M1903小銃と対戦車小銃擲弾で武装し、自動小銃を装備していないその班の運搬車に乗車する。兵器が運搬車から降ろされると、この兵員はその班の徒歩部隊に合流する。

(2) 機械化攻撃に対する行動は第18項cで議論されている。

e. 接近行軍中の偵察 - (1) 中隊長は、接近行軍全体を通じて偵察を開始し継続する責任を負う。偵察班は行軍の開始時に大隊指揮班に合流し、大隊長が暫定的な行動計画を発表するか、偵察を指示するまでそれに留まる。偵察班は中隊長または偵察士官のいずれかが率いることができる。中隊長が偵察班を率いる場合、偵察士官または小隊長が中隊の移動を統制する。

(2) 偵察班は、大隊長が指示した偵察を実行し、彼が指定した時間と場所で結果を報告する。これらの偵察は特に、ガス汚染地域、敵の観測に晒される地域、河川横断点、自動車移動の障害物周辺の迂回路、および大隊長が示した暫定行動計画に基づく重機関銃と迫撃砲の運用に関するものである。可能であれば、地図と航空写真が地上の研究を補完するために使用される。前方および側面の友軍部隊は、貴重な情報源となる。中隊の行動にとって重要な情報は、速やかに中隊に伝達されるべきである。

(3) 中隊長が偵察班と一緒にいない場合、または中隊の移動を直接統制している士官は、指揮班の残りの要員の支援を受けて、前進区域または経路の同様の近接偵察を行う。

(4) 他の中隊の車列が大隊の統制下に置かれる場合でも、中隊指揮トラックと伝令トラックは、大隊長が特にその使用を禁止しない限り、中隊長と偵察班の移動を容易にするために使用される。同様に、小隊本部トラックは通常、各小隊長に引き渡される。

f. 接近行軍の実施 - (1) 偵察機関から得られた情報に基づき、中隊長、または中隊の移動を直接統制している士官は、中隊の配置と移動を統制する。彼は、航空攻撃または機械化攻撃、あるいは砲兵射撃による損害を軽減し、敵の地上および空中観測から可能な限り移動を隠蔽し、迅速な投入を容易にし、大隊長によって行われた中隊の警戒任務の変更に従うように、編成

と移動を規定する。ガス汚染地域は迂回する。砲撃を受けている地域や目立つ地形は、可能であれば避ける。兵器運搬車が中隊の統制下で移動している場合、可能な限り隠蔽された経路をたどることが要求される。砲撃を受けている地域または敵の観測に晒される地域を避けられない場合、車両は徒歩部隊がそれらを通過した後、個々に高速でこれらの地域を横断することが要求される。

(2) 接触が差し迫った場合、中隊はライフル中隊の前進を掩護するために連続する射撃陣地を占領するよう命令されることがある。その場合、中隊の移動は、常に少なくとも1個迫撃砲班と機関銃の半分が射撃陣地にいるように行われるべきである。

(3) 状況が大隊に接近行軍から直接攻撃するよう要求する場合、中隊長は各小隊が最終的な行軍目標として占領すべき射撃陣地地域を指定することができる。しかし、通常は、小隊陣地地域の近傍の隠蔽されたまたは遮蔽された地域が指定される。可能であれば、各小隊をその地域へ案内する嚮導を配置すべきである。

28. 夜間の接近行軍 - a. 夜間の接近行軍は、可能であれば、日中に注意深く偵察され、標識がつけられた経路に沿って、距離を短縮して実行される。道路から外れて実行される場合、経路は地図上に描かれ、行軍はコンパスと目印を使用して指示されるべきである。

b. 視界の状態と航空攻撃の脅威によって必要とされる場合、大隊命令は、機関銃部隊を大隊編成の縦深全体に分散させることを規定することができる。

c. 行軍の全部または一部について、中隊に別々の経路が与えられたり、前進区域と行軍目標が割り当てられたりした場合、中隊長または彼によって指定された要員によって日中偵察が行われるべきである。偵察の目的は、正確なコンパス方向を確保し、経路をプロットして標識をつけ、重要な地点に嚮導を配置することである。より直接的だが不明瞭に標識された経路よりも、容易に識別できる地形に沿った迂回経路が通常好ましい。

d. 中隊長の夜間接近行軍命令は、彼の日中接近行軍命令と同じ事項を扱う。(第27項a参照)

e. 指揮目的または規定された警戒任務に必要とされない中隊の車列は、通常、隠蔽された地域に留められ、徒歩部隊の直後に最終行軍目標に到達するように、しばしば大隊の統制下に前方へ移動される。

29. 集結区域（陣地）における中隊

a. 時として、大隊は接近行軍から直接行動に移ることがある。しかし、可能であれば、攻撃のための展開に先立ち、集結区域を占領し、攻撃を組織・調整し、戦闘に不可欠でない装備を処分する。集結区域は、掩護部隊、前哨、または局地警戒分遣隊によって防御される。

b. (1) 日中の集結区域占領中、大隊長は通常、重機関銃の一部または全部を、区域の対空防御のために砲座に配置するよう指示する。中隊長は、そのように投入される各小隊に射撃区域と1つ以上の陣地地域を割り当てる。可能な限り、これらの陣地地域は、あらゆる

方向に観測と射撃を可能にするよう、高地に、集結区域の周囲またはその近くに配置される。周囲の範囲によっては、機関銃を単独で砲座に配置する必要がある場合がある。しかし、可能であれば、中隊長は射撃密度を高めるために、各班ごとに砲座に配置するよう指示すべきである。大隊長の指示に基づき、中隊長は敵航空機に対して発砲する条件を規定する。(第18項c参照)

(2) 大隊長はまた、機関銃および迫撃砲部隊が、掩護部隊、前哨、または局地警戒部隊に火力支援を提供する準備をするよう指示することもある。中隊長は、そのような各部隊に陣地地域を割り当て、その任務を規定する。射撃陣地と任務は、野営前哨に配属された部隊のものと同様である。(第24項b(1)参照)

c. 中隊の残り（指導者および骨幹要員を除く重機関銃小隊を含むことがある）の集結区域への移動は、後方の部隊の中断ない前方移動を確実にするために、停止することなく行われなければならない。これは、中隊に先行する嚮導を配置し、割り当てられた区域を特定し、中隊が大隊集結区域の入り口に到着する直前に中隊に合流させることによって容易になる。ライフル中隊からの嚮導と共に、この嚮導は通常、大隊長によって大隊に先行して前方へ命令される。中隊長、または中隊の移動を統制している士官は、以下のいずれかの方法を使用することによって、集結区域への移動をさらに容易にすることができる。

(1) 中隊区域の小隊区域への分割を中隊嚮導に委任する。中隊がその集結区域に近づいたら、各小隊から1名の嚮導を前方へ派遣し、中隊嚮導に合流させ、彼の小隊に割り当てられた区域を特定し、中断することなく彼の小隊をその区域に誘導するために間に合うように彼の小隊に合流させる。

(2) 中隊が集結区域に近づいたら、中隊嚮導と指揮班の要員と共に自ら中隊に先行し、中隊の区域への経路に沿って指揮班の要員を嚮導として配置し、区域を迅速に偵察し、それを小隊区域に分割する。各小隊が中隊区域の入り口に到着したら、それが占拠すべき区域を指示する。

d. すべての兵器運搬車がすでに中隊に引き渡されていない限り、1名または2名の嚮導を、兵器運搬車と合流し、それらを中隊の場所へ導くために、大隊指揮所、または大隊長によって指定された他の地点へ時間内に派遣すべきである。

e. 中隊長、または中隊の移動を統制している士官は、集結区域内の部隊と車両が直ちに分散されることを要求しなければならない。彼は、敵の空中観測による発見を避け、敵の砲兵または航空爆撃の効果を最小限に抑えるために、利用可能なすべての隠蔽と地形の自然の遮蔽を利用することを確実にしなければならない。彼はまた、河川や密接に配置された切り株、岩、大木など、戦車の移動に対するすべての障害物が利用されることを確実にしなければならない。彼は、要員の適切な分散を維持し、空中または地上観測への露出を防ぐために、内部警戒を確立する。

f. 自然の掩護によって適切に防御されていない各個人は、個人シェルターを掘削する。(図26および27参照)

g. 大隊の標準作業手順は、通常、警報システムの確立を規定し、集結区域が実際に攻撃された場合を除き、低空飛行航空機への射撃は差し控えることを規定する。兵器運搬車の自動小銃は、分解して、敵航空機に対してより効果的に射撃できる位置に配置することができる。警戒任務に従事していない各班の1名の兵員は、対機械化防御のために班のM1903小銃と対戦車小銃擲弾で武装する。これらの兵員は、集結区域にいる中隊のその部分を最善の形で防御できるよう配置される。機械化攻撃に対しては、第18項eに規定されている行動が取られる。

h. 中隊が集結区域にいる間、中隊長は以下のことに責任を負う。

(1) 要員が可能な限り休息を与えられていること。

(2) 時間が許せば、各個人の身体状態と装備が彼の直属の指揮官によって確認されていること。

(3) 個人装備（携行している場合）が、大隊長の指示に従って、アクセスしやすい場所に積み重ねられ、隠蔽されていること。

(4) 消費された弾薬が補充されていること。

i. 中隊が暗くなった後も区域に留まる場合、緊急集結地点を指定し、暗闇の中での区域からの迅速かつ秩序ある移動を容易にするために経路を標識すべきである。

地域へ遅滞なく移動することを可能にする。（大隊長が車両の前方移動に制限を設けていない場合、降落地点は、兵器運搬車が部隊の徒歩部隊から分離せず、かつ地上観測と平射弾道射撃に晒されることなく移動できる限り、前方にあるべきである。）

(2) 中隊長は、利用可能な時間で最大限の結果を達成するために偵察を計画しなければならない。大隊区域は、1人の個人に限られた時間で適切に偵察するには大きすぎる。したがって、補佐官を使用しなければならない。区域は偵察士官と偵察軍曹の間で分担されるべきであり、または、時間が切迫している場合は、彼らと中隊長の間で分担されるべきである。これらの各個人は、ラップ手または伝令を伴い、割り当てられた区域を偵察し、射撃陣地地域、観測所、およびそれらに到達できる隠蔽された経路を特定し、効果的に交戦できる目標または射撃区域を決定する。

(3) 偵察計画はまた、敵の自動火器と塹壕に籠った集団の位置、および敵の観測所の可能性のある位置を特定するために、1つ以上の観測所の即時設置を規定すべきである。この情報は、小隊への目標または射撃区域の正しい割り当てに必要である。

(4) 敵の詳細な情報は、多くの場合、敵とすでに接触している部隊の指揮官から最もよく得ることができる。したがって、偵察計画はまた、これらの指揮官と接触するための手配も含むべきである。

第3節 攻撃前の偵察と命令

30. 偵察

a. (1) 日中の接近行軍中、重火器中隊の偵察班による偵察は、大隊長の監督下で継続的に行われなければならない。（第27項e参照）この偵察によって、大隊長は遅滞なく彼の機動計画と火力支援計画を発表することができる。

(2) 他の場合、大隊長は、大隊の機動計画と火力計画に関する最終決定を下す前に、追加の偵察を希望することがある。この偵察は、暫定的な大隊行動計画を支援する中隊の運用に関するものであることもあれば、重火器中隊の能力を判断し、大隊長に彼の行動計画の基礎となる詳細な情報を提供するために、大隊の全行動区域をカバーすることもある。大隊長は、重火器中隊長に彼自身の偵察に同行するか、または指定された時間と場所で会うよう指示し、中隊の運用に関する提言を提出する準備をさせることがある。このような状況において、中隊長は、兵器を最もよく砲座に配置できる場所と、選定された射撃陣地地域から十分に掩護できる目標を決定するために、地形を偵察する責任を負う。

(3) 時間が極めて限られている場合、重火器中隊、またはそのいずれかの部隊は、地図研究または緊急偵察によって決定された初期射撃陣地を占領するよう指示されることがある。必要な修正行動は後で中隊または大隊長によって行われる。

b. (1) 時宜を得た偵察は極めて重要である。それは、小隊が接近行軍から、または大隊集結区域から、その降落地点へ、そしてそこからそれぞれの射撃陣地

31. 野戦砲兵および砲兵中隊との協力および連携 - a. 野戦砲兵大隊（105mm榴弾砲）は、通常、攻撃戦闘において歩兵連隊に直接支援を付与する。歩兵連隊と砲兵大隊の間には、指揮連絡（それぞれの指揮官間の接触）と、前線歩兵大隊に配属された砲兵連絡班によって連絡が確立される。砲兵中隊の前方観測班によって、近くの歩兵最前線中隊との連絡が確立されることもある。

b. 歩兵大隊長は、任務の割り当てによって、重火器中隊の射撃を砲兵射撃および連隊砲兵中隊の射撃と連携させる。重火器中隊長は、直接または大隊長を通じて、砲兵連絡士官および支援砲兵中隊の指揮官との連絡を維持すべきである。彼と彼の小隊長は、可能な限りいつでも、近くの砲兵前方観測班および砲兵中隊からの観測班と接触を確立する。彼らはまた、砲兵または砲兵中隊の射撃から逃れた目標と交戦するために警戒する。

32. 統制

a. 中隊の戦闘統制 - 中隊の戦術的利用に関する決定は、大隊長に帰属する。大隊長は、大隊の攻撃計画を最大限に促進するように、中隊全体の運用を指示する。中隊長は、大隊攻撃命令において彼の任務を受領する。この命令は、各種類の兵器に対する陣地地域、目標、または射撃区域に関して具体的である。加えて、大隊命令は、移動を規定する条件、および弾薬補給のための規定を示すことがある。

b. 中隊長による戦闘統制 - (1) 概要 - 攻撃中に中隊長が彼の小隊に対して行使する統制の程度は、偵察と命令の発令に利用可能な時間、行動区域の観測、彼の

部隊と接触する能力、および行動の速度と強度など、多くの要因に依存する。これらの要因は、攻撃の異なる段階で変化することがある。

(2) 集中統制 - 大隊行動区域の良好な観測と、小隊との途切れない接触を維持する能力があれば、中隊長はすべての部隊の集中射撃統制を維持することによって、柔軟性と射撃のより良い連携を得て、時宜を得た射撃効果の対応する増加を得る。中隊観測所からそれぞれの小隊への信号通信は、主に音声電力電話、無線電話（大隊長がそれらを中隊に利用可能にする場合）、および徒歩伝令によって行われる。可能な場合は、視覚信号が使用される。

(3) 部分的分散統制 - 完全な集中射撃統制を正当化する条件は、意図的に計画された攻撃の初期段階を除いて、頻繁に期待することはできない。状況はしばしば、射撃統制を1人以上の小隊長に分散させるか、部分的に分散させることを必要とし、他の指揮機能の同様の分散を必要とすることもある。条件が完全な集中射撃統制を許さない場合、中隊長は1つ以上の小隊の射撃陣地地域、目標、および移動時間を指定することができる。小隊陣地地域の後方での兵器運搬車の移動を統制下に維持し、小隊陣地地域への弾薬補給を統制し続ける。同様に、射撃統制に加えて他の事項が小隊長の統制に分散される場合、中隊長は、彼の指揮班要員を利用して射撃陣地と目標を特定し、射撃データの確保を支援し、車両の移動と弾薬補給を支援することによって、最大限の火力支援を確保するために彼の指揮下のすべての資源を利用する。部分的分散統制には無数のバリエーションがある。各状況は、主要ライフル中隊に最大限の支援と防御を与え、大隊の側面を適切に防御するために、射撃、弾薬補給、および移動を統制する最善の方法を決定することによって解決されなければならない。例は以下の通りである。

(a) 機関銃小隊、または迫撃砲班は、初期陣地地域と初期目標を割り当てられ、その後特定のライフル中隊を支援するよう指示されることがある。このような状況では、機関銃または迫撃砲部隊の指揮官は、重火器中隊長の指示に従ってライフル中隊長との連絡を確立する（通常、彼の連絡伍長をライフル中隊に派遣することによって）。初期射撃任務の実行後、小隊または班は、ライフル中隊長が要請したすべての任務を射撃し、その指揮官の裁量により、ライフル中隊を継続して支援できる前方陣地に移動する。その指揮官は、各移動後、重火器中隊長にその実際の場所を知らせる責任を負う。

(b) 機関銃または迫撃砲小隊は、その初期陣地地域を割り当てられ、射撃区域を与えられることがある。その小隊長は、信号で発砲するか、または彼の射撃区域で観測された目標と交戦するよう指示されることがあるが、前方への移動は中隊長の命令によってのみ行う。

c. 配属 - 重火器中隊の部隊は、他の部隊に配属され、中隊長の統制から完全に離れることがある。このような配属は、集中統制または部分的分散統制のいずれかで運用されている支援部隊が必要な支援を提供する適切な方法がない場合のみ正当化される。例えば、ライフル中隊が迫撃中、遠隔警戒任務中、または

重火器中隊長と彼の部隊からの支援部隊との間の適切な信号通信が困難になる極めて困難な地形上で運用している場合に、このような状況が発生する可能性がある。重火器中隊の部隊がライフル部隊に配属された場合、ライフル部隊指揮官は、重火器中隊長が通常行使するすべての指揮機能を実行する。

d. 指揮官の主導権 - 大隊長の初期命令とその後の指示に従い、大隊の攻撃に継続的かつ効果的な火力支援を与えることは、中隊長と各小隊長の任務である。中隊長と小隊長は、支援部隊からの要請を待つことなく、支援射撃と防御射撃を実施する。状況と密接に連絡を取り合うことで、彼らは常に攻撃する中隊の要求を予期し、必要に応じて射撃を実施する。

33. 中隊長の命令

a. 大隊攻撃命令の発令後、中隊長は居合わせた他の士官と協力および火力支援の詳細について協議し、中隊の準備移動または活動に関する指示を出し、命令受領のために部下を集める手配をし（可能な場合）、必要となるさらなる偵察を計画・実施し、彼の中隊命令を準備すべきである。彼は、ライフル部隊に配属される中隊のいかなる部隊の移動についても、時宜を得た指示を発令すべきである。

b. 可能な限り、中隊長は遮蔽と隠蔽を提供し、状況説明と命令発令中に地形や既知の敵陣地を現地で指し示すことができる場所で、小隊長、偵察士官、および選抜された下士官に彼の攻撃命令を発令する。急速に変化する状況下では、指揮官の集合は現実的ではなく、命令は口頭または書面による伝令によって、個々の小隊長に断片的な形で発令されなければならない。

c. 攻撃命令は、完全な形で断片的な形で、以下の内容を網羅する。

(1) 敵および友軍に関する必要な情報。

(2) 大隊の行動区域と目標、大隊の概要攻撃計画、および中隊の任務。

(3) 攻撃梯隊を支援する各小隊の任務、および以下の詳細のうち可能な限り多くのもの：降落地点。小隊陣地地域とその目標または射撃区域。射撃の優先順位。他の支援射撃との連携。および射撃開始条件。初期に投入される射撃速度または迫撃砲弾の種類は、弾薬補給の状況によって必要とされる場合、または大隊長の射撃計画の不可欠な部分である場合に規定されることがある。警戒任務に従事する各小隊については、命令はまた、いつ、またはどのような条件で、その初期射撃陣地に移動するかを示すべきである。

(4) 兵器運搬車の統制に関する指示。弾薬補給のための規定。大隊救護所の位置。

(5) 大隊および中隊指揮所の位置。中隊長の位置。

第4節 攻撃

34. 中隊長の配置

中隊長は、戦闘任務上他の場所にいる必要がある場合を除き、大隊長と共に留まる。このような不在の

間、中隊長は連絡員を指名し、大隊長と共に留まらせる。

35. 観測所

可能な限り、中隊観測所は大隊指揮官との通信を容易にするため、大隊観測所の付近に配置される。(図2参照) 可能であれば、観測所は大隊の行動区域全体を明瞭に視認できる位置にあるべきである。これが現実的でない場合、通常は複数の観測所が設置される。

36. 攻撃の実施

a. 概要 - (1) 攻撃中、中隊長は中隊の行動を観測・統制し、必要に応じて、大隊長の命令と攻撃計画、および状況の進展に従って支援射撃の変更を指示する。最も効果的な結果は、大隊の攻撃梯隊の一部を前進させるのを支援するために火力を集中させることによって得られる。行動が進むにつれて、火災は、その破壊または無力化が前進を最も効果的に支援する目標に集中される。(図10参照)

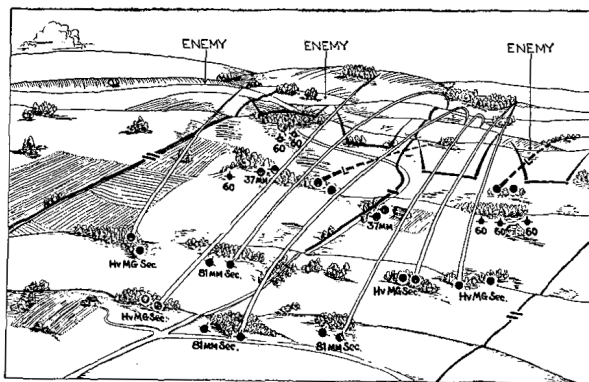


図10

注記：右側のライフル中隊は、図6に示された位置から前進できていない。大隊長の命令に従い、重火器中隊の火力の大部分は現在、右側のライフル中隊を支援するために集中されている。この時点での各先導ライフル中隊の軽機関銃班の位置と射撃任務にも注目せよ。これらの部隊の60mm迫撃砲の位置も示されている。

(2) 隣接する部隊がより迅速に進展した場合、大隊長は、攻撃梯隊前方の抵抗に対してより効果的な射撃を確保するため、または予備中隊による包囲を支援するために、その行動区域内の陣地地域を中隊の部隊に占領させるよう指示することがある。中隊長は、移動すべき部隊を選定し、その移動とその後の行動を網羅する必要な命令を発令する。大隊長または重火器中隊長のいずれかが、隣接部隊の指揮官と、隣接部隊の区域への重火器の移動を調整する。

(3) 中隊の特定の部隊が、集中統制または部分的分散統制下で十分な支援を継続して行うことを妨げるような状況が発生した場合、中隊長は、この部隊を攻撃するライフル部隊に配属することを勧告すべきである。(第32項参照)

(4) 攻撃梯隊への継続的な支援と防御は、兵器への弾薬の絶え間ない供給に依存する。攻撃中の中隊長の

主要任務の1つは、彼の小隊への弾薬の途切れない供給を確保することである。詳細は第239項を参照のこと。

(5) 攻撃における信号通信手段の運用については、第10章を参照のこと。

b. 攻撃中の偵察 - 偵察は攻撃中継続的に行われなければならない。中隊長は、より前方の射撃陣地と観測所、それらへの経路、目標、および兵器運搬車の遮蔽された位置と経路について適切な偵察が行われる責任を負う。偵察士官と偵察軍曹は、中隊長が指示するような偵察を実行する。偵察班の他の要員を伴い、それぞれは攻撃梯隊のライフル中隊の1つに追従するように指示されることがある。掩蔽から掩蔽へと移動しながら、彼らは前方の観測所を占拠し、そこから攻撃梯隊を観測し、事前に取り決められた視覚信号または携帯無線電話によって中隊の観測所と通信することができる。彼らは、必要に応じて射撃の中止または停止を信号で送る。彼らは小隊を新しく割り当てられた陣地地域へ誘導することもある。

c. 移動 - (1) 射撃が遮蔽された場合、または攻撃梯隊までの距離が重火器中隊による近接支援と側面防御を妨げる場合、中隊の部隊は時宜を得た移動を開始しなければならない。小隊(または班)に特定のライフル部隊に追従して支援する任務命令が与えられた場合、それは小隊(または班)長の命令によって移動する。集中統制下にある場合、小隊長は、現在の陣地から射撃任務を継続できない場合、または露出した側面の防御のために新しい陣地を占拠しなければならない場合、中隊長に通知する。

(2) 可能な限りいつでも、大隊長は、より前方の陣地地域と目標(または射撃区域)を早期に指定することによって、重火器の移動の時期を予測する。この任務は中隊長に委任されることも、彼の提言が求められることもある。いずれの場合も、中隊長は、彼自身の観測と偵察、大隊長との接触、および彼の偵察班と小隊長から受け取る情報によって、状況と大隊長の計画を常に把握していなければならない。これにより、彼は小隊の移動の必要性を予測し、その迅速な達成のための早期の準備を行うことができる。適切な時期に、彼は大隊長の指示に従って、または継続的な近接支援と攻撃梯隊への防御を確保するために、自らの主導で小隊の移動を命令する。

(3) 機関銃の移動は、小隊梯隊によって、または各小隊の班梯隊によって実施されることがある。小隊梯隊による移動は、小隊全体の火力支援の迅速な再確立を容易にする。しかし、大隊の攻撃梯隊への継続的な支援と防御を提供する必要性、逆襲に対する防御としていくつかの兵器を陣地に留めておく必要性、または小隊間の距離は、しばしば班梯隊による移動を必要または望ましいものにする。いずれの場合も、陣地に残る梯隊は、移動中の梯隊の射撃任務を引き継ぎ、特に前方および側面の防御射撃を担当する。それは、自らの観測、または信号、または攻撃するライフル中隊からの要請によって側面防御射撃を開始する。

(4) 迫撃砲の効果的な観測ができなくなった場合、機関銃の状況に関わらず、移動を開始すべきである。迫撃砲小隊は、機関銃について上記(3)で述べた理由により、通常、班梯隊によって移動する。

(5) 兵器運搬車は、状況が許す限り常に使用される。しかし、開けた地形や大隊が継続的な抵抗に直面している場合、運搬車による移動はめったに現実的ではないだろう。弾薬の必要性もまた、しばしば兵器の移動のために運搬車を使用することを妨げるだろう。

(6) 重火器中隊の指揮官は、しばしば兵器部隊の最初の移動と共に彼の観測所を移動させる。

37. 対空警戒および対機械化防御

a. 警報システム - 攻撃全体を通じての日常的な防御措置として、常設命令は各小隊長に1名以上の対空対戦車警戒兵を詳細に配置するよう要求すべきである。中隊長は、より効果的な全周防御を提供するために、各小隊に観測区域を割り当てることができる。

b. 対空警戒 - (1) 中隊の各部隊は、自らの警戒のため、主に受動的な対空措置に依存する。掩護を準備する時間はめったにないため、各部隊または個人のすぐ近くにある自然地形の利点を活用しなければならない。敵の空中または地上観測による発見を避けるため、隠蔽を提供し、それに通じる隠蔽された経路を持つ射撃陣地が最大限に活用される。森の縁、茂み、立毛作物、または背の高い雑草の中にある機関銃の射撃陣地は、敵が特定するのが困難であろう。可能な限り、迫撃砲は逆斜面の遮蔽地に配置すべきである。連続する航空攻撃が行われるか、敵の砲兵集中射撃が行われる場合、事前に選定された代替射撃陣地への重火器の頻繁な移動が必要となることがある。

(2) 対空射撃については、第18項eおよび第25項a(3)を参照のこと。

(3) 運搬車は、それぞれの小隊の後方にいる場合、または中隊弾薬集積所にいる場合、常に分散され、隠蔽される。直接攻撃を受けた場合、兵器運搬車の運転手は、運搬車の自動小銃（彼らの車両がそのように装備されている場合）、または彼らの小銃を対空射撃のために使用する。

c. 対機械化防御 - (1) 各班の1名の兵員は、M1903小銃と対戦車小銃擲弾で武装し、近接対機械化防御のために彼の班に同行する。

(2) 指揮所と中隊弾薬集積所は、可能な限りいつでも、戦車の移動に不利な地形に配置される。停止している場合、兵器運搬車は自然の障害物を活用するように配置される。

(3) 機械化攻撃に対する行動については、第18項c(3)を参照のこと。

38. 強襲中の支援射撃

a. 攻撃において、敵の抵抗はライフル中隊または小隊による一連の局地的な強襲によって頻繁に軽減される。（FM 7-10および7-40参照）

(1) 強襲中、機関銃は強襲部隊間の隙間を利用して、敵陣地への射撃を維持する。隙間がない場合、機関銃射撃は敵陣地奥深くまたは側面の観測された目標に切り替えられる。迫撃砲も同様に、同様の観測された目標に射撃を切り替える。迫撃砲はまた、集結区域の部隊や掩護された接近路を進む部隊など、遮蔽地内の目標にも射撃することができる。ただし、逆襲に対

する防御射撃を確立するためには、強襲終了時に十分な弾薬が手元にある必要がある。

(2) 掩護された経路を通して包囲機動を行うライフル部隊の攻撃など、一部の状況では、支援する重火器部隊が攻撃する小銃兵の動きを観測できない場合がある。そのような状況では、支援射撃はライフル部隊が与える事前に取り決められた信号に基づいて切り替えられなければならない。

b. 大隊全体が側面を包囲できない敵の抵抗の前に足止めされている場合、大隊長は、連隊砲兵中隊、砲兵、および彼の重火器部隊に支援された、準備され調整された強襲の手配をする。彼は支援射撃の中止と強襲の開始時間を固定するか、またはこの目的のために事前に取り決められた信号を用いる。重火器中隊の部隊は、上記aに記述されているように、射撃を他の目標に切り替え、隙間を通して射撃する。戦車が攻撃を支援する場合、戦車の行動と支援射撃の綿密な連携を確実にしなければならない。

39. 再編成

中隊の完全な再編成は通常、最終的な大隊目標に到達するまで延期されるが、戦闘の一時的な停止を利用して部分的な再編成が行われる。死傷した指揮官は交代され、弾薬運搬兵または兵員が他の死傷者の代わりとなる。主要要員の再配置によって調整が行われる。弾薬補給は補充される。各小隊は、再編成が進行中に、その個人兵器だけでなくクルー操作兵器も利用して、自らの局地防御を提供する。

40. 大隊の再編成の防御

a. 時として、大隊の攻撃梯隊は、前進を継続する前に停止して再編成を行う必要がある。この時、大隊が特に敵の逆襲に対して脆弱であるため、機関銃と迫撃砲がその防御の主要な源となる。必要に応じて、重火器中隊の部隊は直ちに、大隊の正面と側面を掩護する陣地に移動する。この移動は、攻撃梯隊に必要な防御を与えるために時間内に完了されるためには、予期されなければならない。

b. 再編成が進行中に、中隊長は攻撃再開時にそれを支援するための観測所と陣地地域を偵察する。

41. 再編成後の攻撃再開

再編成の掩護に使用された陣地は、攻撃再開時に最大限の支援を提供するには不適切な場合がある。攻撃再開に先立ち、中隊長は効果的な火力支援を確保するために必要となりうる陣地の変更を命じる。中隊長は、敵の奇襲行動によってすべての兵器が移動中で速やかに発砲できないという事態を避けるため、新しい陣地への移動のタイミングを慎重に判断しなければならない。

42. 追撃

a. 概要 - 最終目標を奪取すると、攻撃梯隊の大隊は、敗走する敵に圧力をかけ続け、その成功的な後退を阻止し、包囲部隊がその退却を阻止する間、前進を

継続するよう命令されることがある。(FM 100-5参照)

b. 直接圧力 - 直接圧力を実行する大隊の指揮官は、通常、重火器中隊の部隊をライフル中隊に配属するか、またはこれらの部隊が指定されたライフル部隊に近接支援を提供するよう指示する(部分的分散統制)。大隊の攻撃梯隊に2個ライフル中隊がある場合、1個重機関銃小隊と1個迫撃砲班が近接支援を提供するか、または各先導ライフル中隊に配属される一方で、2個班を除く迫撃砲小隊は中隊の統制下で運用される。可能な場合、兵器は運搬車で移動される。各小隊長は中隊長に自分の位置を常に知らせる。中隊長は弾薬補給の維持を確実にする。彼は部下に対し、大隊弾薬分配所の位置を知らせ、弾薬供給が中断されないことを確実にする。

c. 包囲部隊 - 包囲部隊にいる重火器中隊は、通常、徒歩部隊の輸送のために自動車を提供される。自動車移動中、重火器部隊は包囲部隊の前衛、側面、または後衛に配属されることがあり、重機関銃部隊は対空警戒任務を与えられることがある。

43. 前進が停止した場合の行動

大隊の前進が敵の抵抗によって明確に停止された場合、先頭のライフル中隊は、その時点で保持している地点で塹壕を掘る。重火器中隊長は、必要に応じて兵器を移動させ、地上での部隊編成中に攻撃梯隊を防御する。(第40項参照) 彼は、より適切な防御陣地、および攻撃再開時にそれを支援できる陣地を偵察する。彼の偵察の結果に基づき、また大隊長の指示に基づき、中隊長は適切な陣地の占領を指示する。

44. 予備大隊の重火器中隊

a. 連隊長は、攻撃の初期段階で連隊の先頭大隊を支援するなど、特殊任務のために予備大隊の重火器中隊の全部または一部を一時的に分離することがある。可能な場合、その初期射撃陣地は、その大隊が占領している区域の近くにあるべきである。いかなる状況においても、予備大隊の重火器中隊は、大隊が戦闘に投入された際に、大隊に利用可能でなければならない。連隊長は通常、その射撃が遮蔽された場合、またはその任務が完了した場合、中隊またはその部隊を大隊長に引き渡す。

b. 予備大隊の重機関銃がその大隊と共に存在する限り、これらの機関銃はその対空警戒のために使用される。

第5節 夜間攻撃

45. 概要

夜間攻撃を支援する重火器の運用を成功させるためには、3つの基本的要件がある。

a. 重火器小隊および班は、要請または事前設定された信号に基づき、即座に防御射撃を実施できるよう準備を整える。この要件には、日中における適切な射撃

陣地の選定と、正確な夜間射撃データの準備が必要となる。また、分隊以上の部隊の全指揮官、および観測者が、使用される事前設定された信号を完全に理解していることも必要である。信号弾を使用する場合は、それらを確認すべき方向をこれらの要員が知っている必要がある。信号弾は他の手段によって補完されなければならない。

b. 攻撃前および攻撃中の機密保持。通常の夜間射撃は継続される。緊急防御射撃を除き、他の射撃は通常、目標が確保されるまで禁止される。しかし、特定の状況下では、砲兵射撃によって攻撃の準備が行われる場合がある。機密保持の要件は、日中のすべての準備における注意と、目標が確保されるまで、攻撃部隊の出発区域の近くまたは前方における自動車輸送の使用の禁止を要求する。

c. 確保された目標の近接防御において、日中に開始される可能性のある敵の反撃に対して、重火器が射撃できるよう準備を整える。これには、重火器中隊の全部または一部を、目標上または目標付近に位置する射撃陣地へ迅速に前進させることが必要となる。

46. 一般的な運用計画

a. 日中より前のすべての防御射撃は、隣接大隊の重火器部隊、砲兵中隊、および支援砲兵によって提供される。この場合、重火器中隊は攻撃部隊との混在を防ぐ距離を保ちつつ、攻撃梯隊に逐次追従するよう指示される。中隊は夜明けまでに配置に就き、射撃準備を完了しなければならない。(FM 100-5を参照せよ。)

b. (1) 通常、参加する重火器中隊自身が、砲兵中隊および支援砲兵と連携して防御射撃を提供する準備を整える必要がある。これらの射撃には、再編成や後退を保護するために目標を「封鎖」する射撃、および確保された目標に対する敵の反撃の可能性のある経路を援護するために必要な追加射撃が含まれる。

(2) 重火器は通常、防御射撃のために以下のように運用される。

(a) 重機関銃は、割り当てられた行動区域の側面沿いに射撃帯を提供するために砲座に据えられる。

(b) 迫撃砲は、目標、およびその直後方および隣接する敵陣地に対して射撃できるよう砲座に据えられ、砲兵射撃を増強し、機関銃射撃の死角を援護する。

(3) 兵器は暗闇に隠れて砲座に据えられる。

(4) 確保された目標防御のための重火器の射撃陣地は、他の陣地の防御に用いられるものと同じ一般的な特性を持つべきである。これらは中隊長が地図または航空写真の検討から暫定的に選定する。

(5) 中隊の偵察部隊は、新たな射撃陣地の位置を地上で確認し、確保された目標の近傍に到着する重火器部隊をこれらの陣地に誘導するため、攻撃梯隊に密接に追従する。

(6) 攻撃梯隊が目標を確保した後、直ちに前方展開を開始すべきである。中隊全体が確保された陣地に移動する場合、展開は二つの梯隊に分けて行われる必要がある。

47. 準備と実施

a. 偵察 (1) 大隊長の警戒命令または暫定的な攻撃計画を受領すると、重火器中隊長は直ちに必要と判断する偵察を計画する。彼は、偵察に協力させるため、通常、1名以上の小隊長および各小隊長が選定する下士官を補佐として、自身の偵察班を運用する。彼は、各小隊が防御射撃を実施するための概括的な射撃陣地を、できれば地上偵察によって選定する。日中の残りの時間が短い場合は、地図からこれらの区域を選定することもある。その後、彼は偵察計画を実行するための詳細な指示を偵察将校、偵察軍曹、および小隊長に発令する。偵察は遅滞なく開始される。

(2) 偵察隊は、敵の観測から活動を秘匿するため、細心の注意を払って作戦を遂行する。彼らは、各兵器がそれぞれの小隊に割り当てられた区域において砲座に据えられる正確な位置を選定し、標定し、兵器が射撃を実行するために必要な射撃データを計算する。彼らは射撃陣地への経路を選定し、標定する。彼らは、目標確保後に展開する兵器の移動経路を選定し、羅針盤の方向を確認する。その後、彼らは指定された時間と場所で重火器中隊長に偵察結果を報告する。

(3) まだ実施していない場合、中隊長は自身の偵察班が偵察を行っている間に個人的な地形偵察を実施し、地形の正確な全体像を把握し、夜間使用する目印を選定すべきである。この偵察は、しばしば大隊長と同行して行われる。偵察終了時、または大隊長によって指定された時間と場所で、中隊長は自身の部隊の運用に関する勧告を大隊長に提示する。兵器運搬車による展開はほとんど実用的ではないため、中隊の部隊が目標へ展開する場合、弾薬の手運搬を補助するための追加要員の増援要請が通常含まれる。このような追加要員は、大隊弾薬工兵班または予備のライフル中隊から補充されることがある。

b. 命令。大隊の夜間攻撃命令を受領すると、中隊長は自身の攻撃命令を発令する。中隊命令は詳細にわたって発令され、攻撃命令に含まれる通常の項目に加えて、以下の事項が含まれる。

(1) 偵察要員が重火器部隊を初期の射撃陣地へ誘導するための規定。

(2) 攻撃中に使用される信号弾を含む、防御射撃の開始および停止に関する取り決め。

(3) 攻撃梯隊と連携した重火器中隊偵察部隊の前進に関する取り決め。

(4) 重火器の前方展開に関する指示。これらの指示は通常、十分に密閉された縦隊編成の使用を求める。

(5) 偵察要員が確保された目標で重火器部隊と合流し、新たな射撃陣地へ誘導するための取り決め。

(6) 前方展開中の追加弾薬の手運搬に関する取り決め。

(7) 大隊長が規定する識別手段。

c. 攻撃進行中の行動。(1) 攻撃前に重火器が初期の射撃陣地に砲座に据えられた後、中隊長は各射撃陣地と各兵器の射撃データが将校によって検証されることを保証する。

(2) 防御射撃を実施する準備期間中、中隊長は大隊長に同行するか、大隊観測所または指揮所に留まる。攻撃梯隊が目標を確保した場合、彼は大隊長に同行し

て新たな観測所へ移動し、その後、目標付近へ展開する中隊の部隊による射撃陣地の占領を監督する。

(3) 防御射撃は、攻撃部隊の指揮官からの要請または信号に基づいて敷設され、停止される。

d. 展開。確保された目標へ展開する重火器小隊および班は、偵察班の案内役によって事前設定された地点で迎えらるべきである。これらの案内役は、彼らを新たな陣地へ誘導する。しかし、明るい月明かりがない限り、夜明け前に機関銃の正確な射撃陣地や迫撃砲の観測所を選定することはしばしば不可能である。そのような場合、暫定的な陣地が占領されるが、最終的な陣地の選定、占領、および必要な偽装は、夜明け後直ちに遅滞なく完了しなければならない。

第6節 襲撃

48. 襲撃の支援

a. 日中または夜間の襲撃を支援する際、重火器中隊は以下の一般的な任務のいずれか、または両方を課される場合がある。

(1) 襲撃目標に対して準備射撃を実施する。

(2) 襲撃中およびその後の後退時に、目標に隣接する後方の敵陣地、および目標への敵接近経路に対して射撃を行い、目標を封鎖する。

b. 重火器中隊が交戦すべき目標、および射撃開始と停止の時期または信号は、大隊長によって指示される。

c. 襲撃がごく小規模な部隊によって行われる場合を除き、砲兵や他の支援兵器は通常、目標の封鎖射撃だけでなく、準備射撃にも参加する。これらの部隊の指揮官との事前協議は、射撃の連携を確保するために不可欠である。

d. 襲撃前には通常、照準規正を行うための時間が確保される。事前の照準規正が可能であれば、いかなる視界状況下においても、規定された射撃の正確な実施が不可欠であるため、この機会を最大限に活用すべきである。機密保持のため、照準規正には指定された目標以外の地点への射撃も含めるべきである。可能な限り、照準規正射撃は複数日にわたって分散して実施すべきである。

e. 通常、重火器は初期の射撃陣地から運用され、襲撃中に展開は要求されない。

第7節 森林における攻撃

49. 森林の近辺への攻撃

森林の近辺に対する攻撃における重火器の運用は、概して通常の目標に対する攻撃と同じである。機関銃と迫撃砲の射撃は、森林の近辺の側面端に向けて指向され、攻撃梯隊に対する密接な支援を提供する。森林外に位置し、攻撃に対して側面射撃を行う可能性のある敵兵器には特に注意が払われる。

50. 森林内の攻撃

a. 概要 (1) 森林内での重火器の運用は、特殊な訓練によって克服しなければならない特別な困難を伴う。しかし、射撃支援は、森林の密度が許す限り、通常の運用とほぼ同様の方法で提供される。(FM 100-5を参照せよ。)

(2) 森林が提供する遮蔽は、敵の偵察隊や、先行するライフル部隊に迂回された敵部隊による奇襲攻撃の機会を与える。ライフル部隊が重火器部隊の近接防御のために細分されない限り、この防御はカービン銃とライフルで武装した兵士からなる小規模な偵察隊によって提供されるべきである。この防御は、移動中および射撃陣地での両方において必要であり、側面および後方を援護すべきである。

b. 実施 (1) 方向の維持、接触、および統制の困難さ、射界の狭さおよび遮蔽、適切な観測地点の不足または稀少性といった要因は、森林における重火器の効果的な使用を制限する。これらの要因が兵器の運用に与える影響の程度は、森林の密度が視界をどれだけ制限し、移動をどれだけ妨げるかに依存する。

(2) これらの困難は、以下の措置によって部分的に克服される。

(a) 羅針盤による方向が常に指示される。

(b) 中隊は、特定の任務に応じて、1つ以上の縦隊、または小規模な縦隊の隊列で前進する。縦隊間の接触は、必要に応じて接続縦列によって継続的に維持される。

(c) 広範囲な正面と制限された視界が統制の困難さを増大させ、支援射撃の迅速な提供が著しく遅延する場合、重火器中隊の部隊は特定のライフル部隊を支援するよう指定されることがある。このような部隊は、小隊または班の統制下で、支援される部隊に密接に追従し、視覚的な接触を維持する。しばしば、重火器中隊の部隊をライフル中隊に配属することが望ましい。

(d) 中隊の偵察部隊は、先行するライフル部隊と共に移動する。

(e) 特定のライフル部隊を支援するよう指示された部隊を除く重火器中隊は、攻撃梯隊に密接に追従し、迅速な射撃支援を提供する準備を整える。

(f) 射撃統制は通常、前線陣地から行われる。適切な観測は、樹木の頂上や大きな開拓地からも得られる。

(3) 大部分の重機関銃部隊は、兵器運搬車を除き、支援射撃が必要になるまで攻撃梯隊のすぐ後方に追従する。より適切な射撃陣地が得られない場合、機関銃射撃は前線ライフル部隊の近くおよびその間の間隙から行われる。機関銃はまた、特に停止中に、道路、小道、および開拓地を援護するためにも使用される。森林の側面端が大隊の行動区域内またはその近くにある場合、機関銃はそこに砲座に据えられ、森林内を進むライフルまたは重火器部隊の側面を援護し、対空警戒を提供する。

(4) 迫撃砲のために適切な上空の余裕がある連続する射撃陣地を見つけるためにあらゆる努力が払われる。そのような陣地が利用可能であるか、合理的な速

度で準備できる場合、迫撃砲小隊は各班単位でこれらの連続する陣地へ展開することができる。可能な限り、兵器運搬車がこの目的のために使用される。この方法により、中隊の迫撃砲部隊の一部は継続的に陣地に留まり、先行する梯隊に迅速な支援を提供する準備を整える。この迫撃砲運用方法に伴う過度の距離のため、射撃統制は通常、携帯無線電話によって行われなければならない。

51. 森林からの離脱

森林からの離脱時における重火器の運用は、攻撃時の通常の使用法に類似している。森林の縁は敵砲兵にとって好都合な目標であるため、重火器は射界が許す限り森林の奥深くに砲座を据えるべきである。また、利用可能になり次第、森林外の新たな陣地へ迅速に展開できるよう準備を整えるべきである。時間がある場合、水平射撃兵器のために通路が切り開かれ、迫撃砲陣地のために上空の遮蔽が除去される。

第8節 町村に対する攻撃

52. 町村攻撃の支援

a. 概要 町村における戦闘の全般的な議論については、FM 100-5を参照のこと。

b. 近辺への攻撃。町村の近辺または周囲への攻撃における重火器中隊による火力支援は、森林の近辺への攻撃で提供されるものと類似している。

c. 町村内での攻撃。(1) 町村の近辺からライフル部隊が進撃する際は、通常、通りから通りへ、あるいは家から家へと逐次的に行われる。重火器中隊による火力支援は著しく制限されるが、森林内よりも81mm迫撃砲の効果的な運用機会が通常は多い。これは、より良好な観測が可能であることと、ライフル部隊が迫撃砲による射撃を希望する目標を指定できることによる。

(2) 先行するライフル部隊が前進しながら完全に掃討することは困難であり、迂回された敵部隊が重火器部隊を攻撃する可能性があるため、側面および後方への近接防御を提供しなければならない。

(3) 重機関銃は通常、主要な幹線道路を掃射するために砲座に据えられる。これらは先行するライフル部隊の後方で逐次的に前進することができる。機関銃の射撃は、遭遇したあらゆる有効な敵抵抗に対して指向され、特に扉、窓、あるいは家屋の屋根、またはバリケードの開口部からの敵射撃を無力化するために用いられる。

(4) 81mm迫撃砲は当初、町村の近辺に砲座に据えられる。迫撃砲の観測は、家屋の屋根、窓、および通りにおける前方陣地から行われる。

d. 町村からの離脱。町村からの離脱時、重火器中隊の部隊は、森林からの離脱時と同様の方法で運用される。

第9節 河川線に対する攻撃

53. 概要

a. 河川線攻撃における歩兵大隊の行動は、FM 7-20に記述されている。

b. 実際の渡河作戦は、以下のいずれかの状況下で行われる。

(1) 敵が河川線を積極的に保持していない場合。

(2) 河川線を保持している敵兵力が弱く、彼らによる防御組織が構築されていない場合。

(3) 機動地上部隊または空挺部隊が渡河部隊に先行して対岸を確保し、渡河部隊の努力が主にそれら部隊への迅速な増援を目的とする場合。

(4) 強力な敵部隊が防御のために組織され、対岸を保持している場合。

c. 敵が河川線を積極的に保持していない場合、または機動地上部隊や空挺兵が対岸を占領した場合、重火器中隊は河川の対岸に到達するまで積極的に運用されない。その運用はその後、いかなる攻撃の場合とも同一であるが、少なくとも初期段階では、弾薬をボートや筏で河川を横断させ、その後兵器陣地まで手運搬しなければならない。

d. 以下の議論は、河川の対岸が敵によって、弱体であっても強力であっても、保持されている場合の重火器中隊の運用について述べる。

54. 重火器の戦術的運用

a. 重火器部隊の運用に影響を与える具体的な戦術的要点は以下の通りである。

(1) 日中の攻撃の場合、渡河は通常、利用可能なすべての重火器の援護射撃下で実行される。これには、攻撃梯隊の大隊の重火器だけでなく、予備大隊の重火器も含まれる。

(2) 夜明けまたは夜明け直前に渡河を行う場合、重火器は渡河を援護するために砲座に据えられるが、攻撃が発見されるまで沈黙を保つ。この状況では、中隊の前方移動を除くすべての準備は前日の日中に完了する。兵器は攻撃時間の直前の暗闇の中で射撃陣地へ移動される。

(3) 重機関銃は、主要な渡河地点を援護し、対岸の広範囲を掃射するために河川の近くに砲座に据えられる。大隊の広範な渡河正面と、しばしば河川沿いに見られる密生した植生のため、機関銃小隊は広範囲に分離する必要がある、中隊長による統制が困難となることが多い。このため、通常、機関銃小隊は特定のライフル中隊の渡河中および渡河後の支援任務を与えられる。

(4) 実行可能であれば、81mm迫撃砲は当初、渡河正面全体を援護できるように砲座に据えられる。これにより、迫撃砲班が広範囲に分離する必要がある場合がある。もし正面全体を援護できない場合は、迫撃砲は主要な渡河地点を援護するために砲座に据えられ、特に実際の、または予想される対岸の敵自動火器の位置に重点が置かれる。

b. 以下の追加項目は、先頭大隊の重火器部隊の運用に影響を与える。

(1) 偵察部隊は先頭のライフル中隊とともに渡河する。

(2) 敵対岸の抵抗が排除され次第、すべての重火器は河川を横断して輸送されるべきである。

(3) 渡河完了後、重火器は初期大隊目標への前進中、ライフル部隊に近接支援を提供する。

(4) 初期大隊目標が確保された場合、重火器部隊は遅滞なく砲座に据えられ、次の目標への攻撃を支援する。

(5) 命令や指揮官による指示の発令を含む、すべての実行可能な準備は、中隊が初期集結区域を出発する前に完了する。

(6) すべての準備は極度の徹底によって特徴づけられるべきである。命令と指示は詳細にわたって発令される。

55. 攻撃の計画と実施

a. 初期準備。警戒命令を受領すると、中隊長は以下の予備的行動をとる。

(1) 地上偵察を計画するため、地図または写真地図を詳細に研究する。

(2) 彼を支援する偵察班を選定し、必要な指示を与える。これらの指示には、偵察中に遵守すべき秘密保持対策が含まれる。

(3) 中隊攻撃命令を発令する時間と場所を選定し、中隊将校の集合を手配する。

b. 計画と偵察。中隊長の計画と偵察は、彼の偵察班の支援を受け、以下の事項を含むべきである。

(1) 敵陣地の最新情報と活動を得るため、友軍警戒分遣隊と接触する。

(2) 初期渡河を支援する各小隊の射撃陣地を選定する。他のすべての小隊の最終集結区域を偵察する。

(3) 各小隊の目標、または射撃区域を決定する。

(4) 河川の両岸における良好な観測所を選定する。

(5) 各小隊の渡河地点を選定する。

(6) 敵岸の集結区域を選定する。

(7) 初期集結区域から最終集結区域または射撃陣地への経路を偵察し、標定する。これには、車両から降ろす位置の特定も含まれる。

(8) 最終集結区域および射撃陣地から渡河地点への経路を選定する。移動が日没前に行われる場合、これらの経路は標定されるべきである。

(9) 渡河作戦中の中隊輸送車両のための野営地は、大隊長によって指定されるか、中隊長によって選定される。この区域は、中隊長と下位部隊の案内役によって偵察される。すべての車両にとって隠蔽と射線防御を提供すべきである。

(10) 弾薬補給の問題を研究する。通常、兵器運搬車による弾薬の通常補給が再確立されるまで、追加の弾薬運搬兵として機能するために追加要員を詳細に指定する必要がある。大隊長に必要な要員を配属するよう要請すべきである。

c. 偵察完了後の中隊長の行動。偵察と暫定計画を完了した後、中隊長は大隊長と協議し、重火器中隊の運

用に関する勧告を提出する。大隊命令を受領すると、彼はライフル中隊長と簡単に協議して作戦を調整し、その後、自身の部下と合流して中隊攻撃命令を発令する。(FM 100-5および7-40を参照せよ。)

d. 攻撃の実施。(1) 攻撃大隊の重火器小隊は、割り当てられた陣地から、敵岸の抵抗が排除されるまで、先行するライフル部隊の渡河を支援する任務を遂行する。その後、事前計画と命令に従い、重火器中隊は通常、第二波とともに渡河する。各小隊は、初期大隊目標が確保されるまで、以前に割り当てられた任務に従って攻撃を支援する。この目標に到着すると、中隊長は次の目標への攻撃継続のために必要な準備(再編成、任務の再割り当て、弾薬の再補給、その他類似の事項)を行う。

(2) 兵器運搬車が渡河し、通常の補給が再確立されるまで、弾薬補給は小隊の弾薬運搬兵が、配属された要員の支援を受けて維持しなければならない。大隊は通常、運搬部隊によって前進弾薬分配地点を設営するであろう。

第4章 防御と後退行動

第1節 偵察、火力編成、および防御の実施

56. 前線大隊防御区域占領前の偵察

a. 状況と利用可能な時間に応じて、前線大隊防御区域占領前の偵察は、現地で行われる陣地とその接近路の詳細な研究から、部隊を可能な限り迅速に配置するための地図偵察まで多岐にわたる。

b. 詳細な偵察を行う時間がある場合、重火器中隊長は通常、大隊長に同行するよう指示される。中隊偵察班の選抜された隊員が彼に同行することもある。

(1) 偵察は通常、陣地の前景をカバーし、水平射撃で掃射可能な区域、および敵歩兵が隠蔽された接近経路や集結地点として利用する可能性があり、迫撃砲射撃で援護する必要がある区域を特定する。阻止線を近接支援する機関銃の概括的な配置、および近接防御射撃計画も含まれる。陣地内部の偵察では、敵浸透の可能性のある区域と、そのような浸透を制限するための後方機関銃の配置、迫撃砲および長距離射撃用の機関銃の概括的な配置、ならびに大隊の側面を保護するための後方機関銃の補助陣地を特定しようと試みる。

(2) 大隊長との地上偵察が完了すると、重火器中隊長は通常、大隊防御計画に十分精通しているため、それ以上の命令なしに任務を解除されることがある。

(3) 射撃陣地、そこへの接近経路、および車両から降ろす位置をより正確に特定するため、また中隊弾薬集積所、中隊指揮所、および観測所の位置を選定するために、追加の偵察が必要となる場合がある。この偵察の多くは、偵察班、または陣地に到着した後の小隊長に委任することができる。

c. 大隊長は、重火器中隊長に独立して偵察を行わせ、大隊長の防御命令発令前に中隊の配置と任務を勧告させることがある。阻止線の近接支援における重機関銃の配置と近接防御射撃計画の選定を中隊長が行う場合、彼は阻止線の概括的な経路について正確な情報を得ていなければならない。

d. 陣地の即時占領が必要とされ、事前の地上偵察ができない場合、大隊長は阻止線の概括的な位置を示し、ライフル中隊に区域を割り当てる。彼は重火器の一部をライフル中隊に配属し、重火器中隊の残りの兵器に任務を割り当てることもある。陣地の継続的な占領においては、これらの初期措置は、調整された大隊火力計画の下で再調整される。ライフル中隊に配属された重火器部隊は、その後通常、中隊の統制下に返される。

57. 前線大隊における機関銃火力の編成

a. 機関銃の配置。機関銃は、大隊全域にわたって横方向と縦方向に配置される。ライフル中隊の軽機関銃の配置と任務は、大隊長によって指示され、重機関銃と連携が図られる。(図11の模式図を参照)

b. 阻止線を近接支援する機関銃。(1) 通常、重機関銃の1個小隊が、阻止線を近接支援する配置と任務を割り当てられる。これらの機関銃と前線ライフル中隊の軽機関銃は、水平射撃で援護可能な、敵接近のより重要な区域を射撃区域に含む。可能な限り、機関銃はあらゆる視界条件下で大隊の正面を横切るように、互いに連携した側面射撃、掃射（最終防御線）の帯を形成するよう配置される。大隊火力計画に基づいて維持される初期射撃区域は、通常1600ミルを超えないようにし、射撃が過度に分散しないようにする。しかし、機関銃はあらゆる方向で戦闘する準備を整えなければならない。もし砲座や地形が全方向への射撃を許さない場合、緊急使用のために近隣の陣地が選定される。

(2) 阻止線を近接支援する機関銃は、通常、班単位で配置され、両方の機関銃が同一の射撃任務を実行する。2本の異なる掃射線が可能な地形では、各機関銃に個別の最終防御線が割り当てられることがある。そのような場合、これらの最終防御線の1つが班によって維持される主要な線として指定され、両方の機関銃がこの線に射撃できる必要がある。重機関銃には、長距離射撃任務が割り当てられることがあり、それは阻止線の位置を暴露しないように、阻止線から十分に離れた補助射撃陣地から射撃される。ただし、主要陣地への隠蔽された経路が利用可能であることが条件となる。

(図11を参照せよ。)

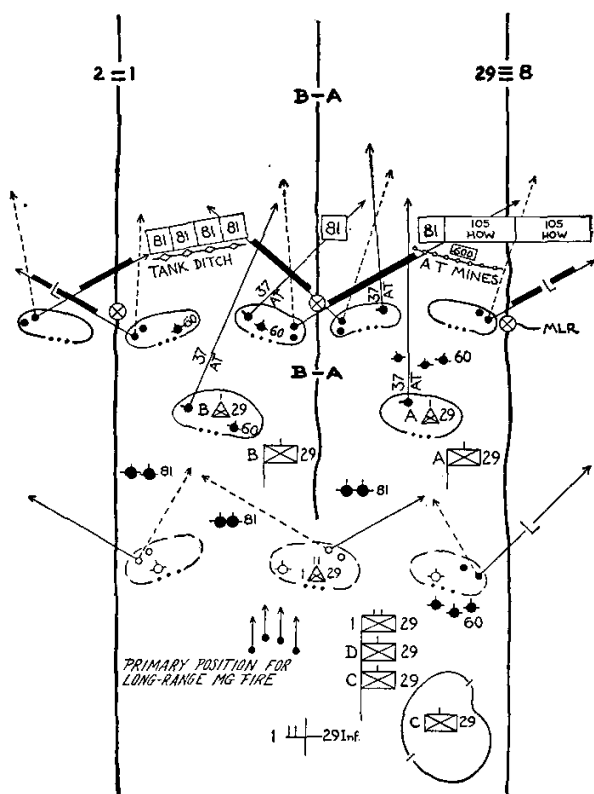


図11：前線大隊における近接防御射撃計画の模式図

c. 後方重機関銃。残りの重機関銃小隊は、阻止線の後方に配置される。当初、重機関銃の後方梯隊は、大隊防御区域への隠蔽された後退経路が利用可能であれば、戦闘前哨に配属されることがある。戦闘陣地への

後退時に占領されるべき射撃陣地は、重火器中隊長によって選定される。砲座が構築され、必要な射界が確保され、長距離任務のための射撃データが計算される。中隊長は、偵察将校にこの作業を命じることができる。もしこれらの任務が重火器中隊の要員によって達成されるのに十分な時間がない場合、中隊長は大隊長に追加の作業部隊を提供するよう要請する。後方重機関銃は以下の任務を持つ。

(1) 長距離射撃。これらの射撃は、観察者が銃陣地またはその近くに立って目標を観測できる、射線防御された陣地から行われるのが望ましい。これらの陣地は、大隊の予備中隊によって編成された防御区域の前方にあることがある。長距離任務は小隊単位で射撃されるのが望ましい。ただし、陣地が部分的な射線防御を提供しない場合は、班単位で配置される。

(2) 敵浸透の阻止。後方機関銃には、大隊区域内の浸透の可能性のある区域に対して射撃し、大隊の側面を保護するための補助射撃陣地が割り当てられる。これらの任務は通常、班に割り当てられる。複数の浸透の可能性のある区域がある場合、単独の機関銃が使用されることがある。各機関銃に1つ以上の補助陣地が必要となる場合がある。一般的に、これらの陣地は大隊の予備中隊によって編成された防御区域の近傍にある。これらは前線ライフル中隊の支援区域と同じくらい前方にあることがある。

(3) 反撃の支援。大隊予備の反撃は、利用可能なすべての兵器によって支援される。敵攻撃前に準備された反撃計画は、異なる状況における中隊の様々な部隊によって提供される支援を規定する。

(4) 対空防御。対空防御は、後方区域における重機関銃の恒常的な任務である。(第66a(2)項を参照せよ。)

(5) ライフル中隊軽機関銃の連携。大隊の火力計画において、重火器中隊長は通常、ライフル中隊の軽機関銃の火力の連携を統括する任務を負う。

(a) 前線ライフル中隊の場合、この連携には配置、射撃区域、および最終防御線が含まれる。可能な場合、軽機関銃は自中隊区域内に砲座に据えられる。

(b) 予備中隊の軽機関銃は、阻止線の近接支援に使用されることがある。しかし、それらは通常、浸透の制限と側面防御のために後方区域に砲座に据えられる。予備中隊が反撃または防御に用いられる場合、その軽機関銃は返却されなければならない。

58. 前線大隊における81mm迫撃砲火力の編成

a. 迫撃砲の配置。81mm迫撃砲は、前線ライフル中隊の支援小隊の後方に概ね配置され、軽微な浸透では展開を強いられないようにする。これらは通常、班単位で、側面方向および縦深方向に配置され、深い浸透があった場合でも、一部の迫撃砲は継続的に射撃を続け、他の迫撃砲は後方に展開できるようにする。迫撃砲は、効果的な射撃観測と両立する最適な射線防御陣地を占めるが、敵の浸透の可能性が高い経路に配置すべきではない。

b. 81mm迫撃砲の任務。(1) 長距離射撃。迫撃砲の射撃は、敵の集結区域や隠蔽された接近経路に対して

射撃し、できるだけ早く敵を射撃下に置くよう計画される。さらに遠くまで届き、戦闘前哨を近接支援するために、一部の迫撃砲は当初、戦闘前哨線で得られる観測地点から連絡可能な距離（音響電話で1/4マイル）にある前方補助陣地に配置されることがある。

(2) 近接防御射撃。各迫撃砲には1つの主要目標区域が割り当てられる。これらの目標区域は、前方機関銃の最終防御射撃、および砲兵中隊と支援砲兵の通常の弾幕と連携される。主要目標区域は、安全が許す限り（最低200ヤード）阻止線に近接して配置され、近接防御射撃の組み合わせにより、陣地の前面に連続した弾幕が形成されるようにする。（前線ライフル中隊は、60mm迫撃砲の射撃によって小さな隙間を援護する。）

(3) 陣地内射撃。陣地内の浸透の可能性のある区域を援護するための射撃が計画される。深い浸透に対してこれらの射撃を行うためには、後方への補助陣地が通常必要となる。

(4) 反撃の支援。大隊予備による反撃を支援する迫撃砲射撃は、以下の目的のために計画される。

(a) 浸透してくる敵部隊を弱体化させる。

(b) 追加の敵部隊が浸透区域に侵入するのを阻止する。

(c) 煙幕によって敵の観測を妨害する。

c. 目標区域の指定。阻止線の近接防御のために計画された射撃の目標区域は、主要目標区域として指定される。その他の計画された射撃はすべて二次目標区域と称される。これらの二次区域は番号が付けられ、分隊射撃図にそのように示される。

59. 前線大隊の火力計画の連携

a. 中隊長は、大隊火力計画の策定と連携を通じて、大隊長を補佐する。彼は大隊長の指示に従って兵器を配置する。陣地編成中に、彼は大隊長から要求されたり、状況によって必要とされたりする、自らの兵器およびライフル中隊の軽機関銃の任務または配置の変更について勧告を行う。彼は、自中隊の最終防御線射撃を、大隊命令で指示された鉄条網やその他の戦術的障害物と連携させる。主要、代替、および補助射撃陣地の正確な選定、小隊および分隊観測所の位置、兵器の配置、および砲座の構築は、各小隊長の具体的な任務である。（第5項を参照せよ。）

b. 火力計画が完了すると、中隊長は大隊長に、兵器の正確な位置、すべての機関銃の射撃区域、前方機関銃の最終防御線、および81mm迫撃砲の主要および二次目標を示す略図またはオーバーレイを提出する。射撃データは縮尺通りに描かれ、射撃が援護する区域と最終防御線内の死角が正確に示される。オーバーレイの作成に使用された地図または航空写真への参照、および座標交点もオーバーレイに含まれる。このようなオーバーレイの例については、図12を参照せよ。

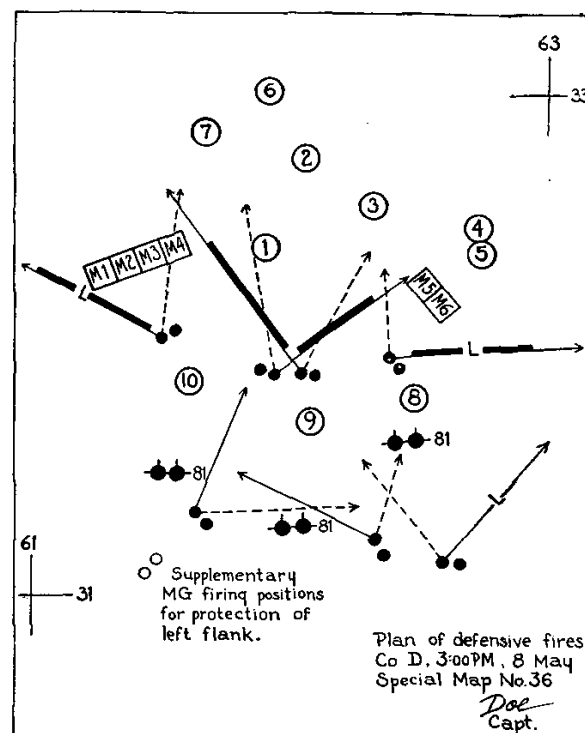


図12：前線大隊の重火器中隊の計画された射撃を示す中隊長のオーバーレイ

60. 地上編成における任務の優先順位

a. 大隊長の命令は、前線大隊による地上編成における任務の優先順位を示す。通常、作業の優先順位は以下の通りである。まず、射界の確保。次に、主要機関銃および迫撃砲の砲座の掘削と偽装、そしてすべての迫撃砲のための観測所の構築。続いて、代替および補助砲座の掘削。そして、迫撃砲のための代替観測所の構築。最後に、兵器を操作しない要員のための立ち姿勢個人壕の構築。後方にある兵器の場合、敵浸透を制限するための射撃陣地の準備が通常、最優先される。作業班は、これらの複数の任務が並行して進められるよう編成すべきである。偽装はすべての作業を通じて継続的に行われる。砲座と個人壕の構築については、付録Iを参照せよ。

b. 敵が存在する中で防御体制を敷く場合、まず観測を確保し、重火器を緊急射撃陣地に配置するか、あるいは迅速に砲座に据え、前線ライフル中隊に即座に支援を提供できるようにする。その後、状況が許すか、夜間が到来すれば、支援火力の最大限の連携を確保するため、兵器の再配置と砲座の構築が行われる。

61. ダミー陣地

ダミー陣地は、敵を誤誘導し、敵の火力を分散させる役割を果たす。ダミー陣地の概括的な位置は、大隊長によって指示される。重火器中隊は、ダミー機関銃砲座の構築を求められることがある。これらは本物の陣地に酷似し、本物の陣地が合理的に配置されそうな場所に構築され、偽装の試みがなされた痕跡を示すべきである。敵にダミーであると明確に認識されるものは、貴重な逆情報を提供するに過ぎない。ダミー陣地は他の陣地と並行して準備される。

62. 重火器中隊長（前線大隊）の命令

a. 重火器中隊長は、自中隊の運用に関する大隊長からの命令を受領後、命令と指示の形でその内容を各小隊長に伝達する。この伝達は以下のいずれかの方法で行われる。

(1) 各小隊長を1か所に集め、口頭で完全な野戦命令を発令する。

(2) 口頭または伝令によって、野戦命令を断片命令の形で各小隊長に発令する。

(3) 各小隊長を、それぞれの小隊が占領すべき区域へ誘導し、現地で指示を発令する。時間が限られている場合、中隊長は偵察将校に1つまたは複数の小隊を射撃陣地へ誘導させ、そこで中隊長の小隊運用に関する指示を彼らに繰り返させることがある。

b. 中隊長の野戦命令は以下の内容を網羅する。

(1) 敵および友軍に関する関連情報。

(2) 阻止線の進路。

(3) 各小隊の各班の主要および補助射撃陣地、および各陣地から行うべき任務。

(4) 主要および補助射撃陣地における射撃開始条件。これには対空射撃に関する指示も含まれる。また、大隊命令で要求される場合、地雷原を射撃で保護するための規定。

(5) 砲座構築の優先順位、隠蔽措置、偽装。

(6) 弾薬補給。

(7) 大隊衛生所の位置。

(8) 中隊指揮所、中隊長の位置、および通信手段（音響電話、中隊に貸与された場合は無線電話、信号弾）。（FM 100-5および101-5を参照）

63. 予備大隊の重火器中隊

連隊予備の大隊に属する重火器中隊には、以下の任務のいずれか、またはすべてが割り当てられる場合がある。

a. 阻止線の長距離射撃支援。連隊命令は、機関銃および迫撃砲小隊の射撃任務と概括的な射撃陣地を規定する。これらの射撃は通常、前線大隊の後方区域に位置する場所から実施される。重機関銃は対空射撃も担当する。予備大隊が防御区域を占領するか、反撃する際、重火器は各々の大隊の統制下に戻される。

b. 連隊命令によって、予備大隊のライフル中隊が占領すべき防御区域への火力支援。前線大隊の後方に位置し、敵の浸透を阻止したり、戦闘陣地の側面が包囲されるのを防ぐ陣地は、連隊長の指示に従って予備大隊長によって偵察される。時間があれば、これらの補助陣地は掘削される。予備大隊の重火器中隊長は、これらの防御区域の火力計画の策定と連携において大隊長を補佐する。彼は、初期射撃陣地から重火器を移動させる経路を偵察する。

c. 反撃の支援。(1) 予備大隊長は、様々な可能性のある状況に対応するための反撃計画を準備する。重火器中隊の使用計画は、ライフル部隊の計画と連携される。

(2) 前方大隊の予備中隊による反撃は、予備大隊の重火器部隊が初期の長距離射撃陣地から行う射撃に

よって支援されることがある。このような射撃は連隊長によって指示され、支援される前線大隊長によって連携される

64. 防御の実施：前線大隊の重火器中隊

a. 敵攻撃前の行動。重火器中隊長が敵攻撃の兆候を観測または報告された場合、彼は直ちに各小隊を臨戦態勢に置く。機関銃および迫撃砲のクルー操作員は戦闘配置に就き、通信は再試験される。要員は敵砲兵の準備射撃、空襲、またはその他の準備射撃中の死傷者を減らすため、砲座および個人壕を活用する。

b. 敵前進中の長距離射撃。敵の前進が射程内に入ると、予備大隊の重火器を含む、長距離射撃用に配置されたすべての重火器が射撃を開始する。重機関銃の射撃は、特に有効射程内で視認できる敵部隊とクルー操作兵器に指向される。迫撃砲の好ましい目標は、隠蔽された接近経路、機関銃の射撃から射線防御された区域の敵部隊、および重火器である。

c. 敵攻撃前進中の射撃。敵の攻撃が進展するにつれて、防御射撃は増加する。阻止線上またはその付近の機関銃は、攻撃者が陣地から500ヤード以内に入るまで射撃を控える。陣地の早期暴露は敵の砲撃を招く。しかし、長距離射撃用の補助陣地にある機関銃は、有効射程内の適切な目標に射撃を開始する。長距離射撃用の補助陣地を一時的に占領しているが、その主たる任務が阻止線の近接支援である機関銃は、主たる任務を遂行するのに間に合うように主要射撃陣地へ移動する。（対空射撃については第66a項を参照せよ。）

d. 近接防御。敵が阻止線への接近に成功した場合、近接の事前設定された射撃が開始される。前方機関銃は命令または事前設定された信号によって最終防御線に切り替わる。後方機関銃は頭上射撃を行い、迫撃砲は主要目標区域に射撃し、砲兵中隊と支援砲兵は通常の弾幕射撃を開始する。これらの最終防御射撃は、部隊火力計画に定められた通りに開始される。例えば、前線中隊長が発射する信号弾、観測員からの要請、または大隊長もしくは連隊長の命令による。最終防御射撃はあらゆる視界条件下で実施される。前線からの要請に基づいて行われる場合、その要請が出された区域を支援する兵器のみが射撃を行い、全線にわたって行われるわけではない。

e. 対戦車防御。戦車が敵攻撃を先導する場合、機関銃と迫撃砲のクルー操作員は射撃を控える。歩兵が戦車に随伴する場合、クルー操作員はこれらの随伴部隊に射撃する。戦車が陣地に接近した場合、クルー操作員は機関銃または迫撃砲を砲座の底部まで下げ、個々の遮蔽物を利用する。各班において、M1903小銃と対戦車擲弾で武装した者は、班区域の局地防御のために配置される。彼は、陣地から有効射程（75ヤード）以内に接近する戦車に対して対戦車擲弾を使用する。戦車が通過次第、重火器は再架装され、後続の歩兵に対して射撃が再開される。（第18c項を参照せよ。）

f. 敵攻撃中の重火器中隊長の行動。中隊長は敵攻撃中、自身の観測所に位置する。（中隊観測所は通常、大隊観測所の近傍に位置する。）この地点から、偵察将校の支援を受け、中隊長は状況を自身と大隊長の両

方に伝え、射撃任務または配置に必要な変更を行うため、支援射撃の実施状況を継続的に観測する。中隊長は、個人的にまたは代表者を通じて、大隊長との密接な連絡を維持する。中隊観測所と各小隊間の通信は、利用可能なすべての手段によって維持される。

65. 哨戒の支援

a. 一般哨戒の支援。一般哨戒は上位部隊によって設置・統制されるか、または前線歩兵連隊から派出され、その行動は上位部隊によって連携される。その任務は、主力部隊が戦闘準備を整える時間を提供し、戦闘陣地の位置について敵を欺瞞し、敵の前進を遅滞させ、混乱させることである。一般哨戒に割り当てられた大隊は、しばしば遅滞任務を与えられる。遅滞行動における重火器中隊の運用については、第71項を参照のこと。

b. 戦闘前哨の支援。(1) 各大隊から詳細に配置された戦闘前哨は、一般哨戒が阻止線からかなりの距離にある場合、敵の状況により一般哨戒の設置が不可能な場合、または戦闘が夜間に中断された場合に、戦闘陣地の前面を援護する。戦闘前哨の任務は、局地的な警戒を提供すること、またはその前面に友軍部隊がいない場合に、その兵力と位置が許す範囲で一般哨戒の任務を遂行することである。

(2) 戦闘前哨が長距離射撃が可能な地形に位置し、かつ隠蔽された後退経路が存在する場合、重機関銃がこれに配属されることがある。(図13を参照せよ。) この任務に割り当てられる小隊または班は、阻止線後方の陣地に割り当てられた部隊から抽出されるべきである。(第57c項を参照)

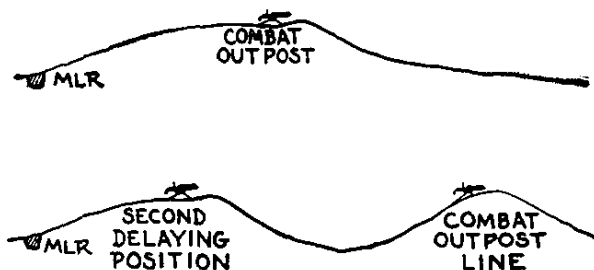


図13：戦闘前哨に配置された重機関銃（長距離および遅滞任務用）

(3) 重機関銃の後退は、敵の攻撃が阻止線を強襲する前に、それらを大隊防御区域内の主要陣地に配置するために、間に合うように開始される。この後退がかなりの距離にわたって行われる場合、機関銃運搬車両を使用することが望ましい。機関銃運搬車両を使用する際には、機関銃陣地の近くで隠蔽して待機させるべきである。

(4) 迫撃砲は当初、戦闘前哨を支援し、その後退を援護するための近接支援射撃を提供するために配置されることがある。その位置は、効果的な射撃観測と通信が許す限り後方にすべきである。迫撃砲運搬車両は近隣の隠蔽地に待機させるべきである。

66. 対空警戒

a. 能動的警戒。(1) 敵航空機による攻撃の場合、阻止線上またはその近傍に位置し、陣地を早期に暴露しないよう射撃を控えていた重機関銃とそのクルー操作員は、構築済みの砲座に身を隠す。これらの機関銃が地上目標に射撃を開始した後に敵航空機による攻撃があった場合、機関銃小隊長または班長の判断で、航空機が地上目標よりも任務達成に対して大きな脅威となると判断される有効射程内の航空機に対して射撃を行う。

(2) 阻止線を近接支援する任務を割り当てられ、一時的に阻止線から離れた補助陣地に位置する重機関銃、および阻止線後方で長距離任務のために配置された重機関銃は、それぞれの小隊長または班長の判断で、攻撃中の航空機が地上目標よりも大きな脅威となると判断される場合、いつでも有効射程内の航空機に対して射撃を行う。

(3) 予備大隊の重機関銃、および前哨にいる重機関銃も、上記の(2)の原則に従う。

b. 受動的警戒。敵航空機による砲座やその他の施設の発見を防ぐため、自然地形の利点を活かし、巧妙な偽装と組み合わせる。主要、代替、および補助砲座の防御的隠蔽を提供し、敵の航空写真偵察を妨害するためのあらゆる手段が講じられる。(FM 5-20を参照せよ。)

67. 弾薬補給

初期弾薬補給および弾薬の補充については、第239項を参照のこと。

68. 兵器運搬車の使用

a. 規定量の弾薬が陣地に投下され次第、前線大隊の兵器運搬車は上位部隊の統制下で後方へ撤退する。

b. 連隊命令により、予備大隊の兵器運搬車は当該大隊に留まるよう指示される場合がある。

69. 防御の支援

陣地の継続的な占領に伴い、急造された防御陣地は改善され、火力計画はより高度に発展する。重火器のための追加の代替および補助砲座の構築と、戦闘陣地全体にわたる展開経路の改善により、高度な火力柔軟性が可能となる。通信は中隊内電話を含むように拡張され、より詳細な観測システムが組織される。大量の弾薬が備蓄され、機関銃と迫撃砲のために広範な射撃データが準備される。

70. 夜間、霧、または煙幕時の配置

a. 視界不良時の調整。視界が制限される状況に対応するため、通常、いくつかの調整が必要となる。夜間には、追加のライフル部隊や重火器部隊を、最終防御射撃では十分に援護できない間隔に配置することで、前線の密度を高めることができる。夜間、軽機関銃および重機関銃は最終防御線に設置される。迫撃砲は主要目標区域に設置される。後方機関銃は、長距離の嫌がらせ射撃や阻止射撃を行うために使用されるか、あ

るいは大隊火力計画に従って、浸透の制限または側面射撃のための補助陣地を占めることができる。上位部隊は、前方区域を照らすための手段を規定する。師団の信号運用指示は、夜間に下級指揮官によって使用される事前設定された信号弾を規定する場合がある。

b. 霧または煙幕。霧や煙幕は夜間と同様の状況を作り出す。煙幕は防御側の観測を妨げる。これらの兵器が事前に決定されたデータに基づいて設置されている場合、機関銃や迫撃砲の射撃には影響を与えないが、射撃の調整を妨げる。霧や煙幕の持続時間は不確実である。大隊長は、各状況においてどのような夜間配置を採用すべきかを決定しなければならない。陣地の前方区域が視界から消えた場合、すべての重火器は直ちに近接防御射撃を行うために設置される。

第2節 後退行動

71. 遅滞行動

a. ライフル中隊とともに後退する機関銃および迫撃砲部隊は、通常、遅滞任務遂行のためにそれらの部隊に配属される。重機関銃にとって長距離射撃が可能な射界を持ち、かつ隠蔽された後退経路がある陣地が不可欠である。これらの陣地は地形上の尾根の近くに見られることがある。（図14を参照）重機関銃は最大有効射程で射撃を開始する。もし密接な接触が始まる前に後退を開始する場合、接近の可能性のある経路を側面援護するための近接掃射に適した陣地はほとんど、または全く重要ではない。各機関銃班は通常、観測射撃のために広い区域を割り当てられる。迫撃砲は長距離射撃を実行し、特に隠蔽された接近経路を提供する峡谷や溪谷で実施する。機関銃および迫撃砲のために選定された射撃陣地は、運搬車による後退を容易にするものであるべきである。

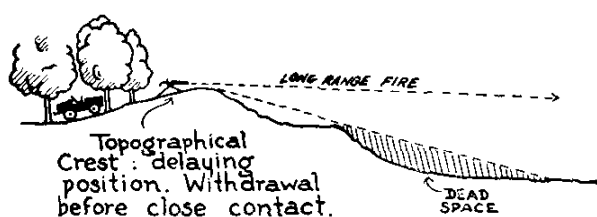


図14：遅滞行動における重機関銃

地形上の尾根後方に配置された重機関銃が長距離任務を遂行する様子を示している。この場合、敵との密接な接触が生じる前に後退が行われる。

b. 兵器運搬車は、重機関銃および迫撃砲の移動のために、可能な限り常に利用される。それらは、兵器に可能な限り近く、射線防御された区域に待機する。想定される任務を遂行するのに十分な弾薬のみが兵器陣地に投下される。

c. 前方のライフル中隊の後退は、通常、一部の重機関銃および迫撃砲によって援護される。これらの兵器は、この目的のために後方の陣地に後退することができ、通常、大隊援護部隊（前方のライフル部隊の後退

を援護するために、大隊長によって後方に配置される）に配属される。大隊援護部隊は、第二の遅滞陣地への移動中に大隊の遅滞部隊として行動する。（FM 7-20および7-40を参照せよ。）そのような後方陣地の選定とその占領計画、ならびに大隊が占領すべき連続する遅滞陣地の選定は、前方陣地が占領され次第実行される。小規模なライフル班によって援護された機関銃は、敵の前進を遅らせ、道路封鎖や破壊工作を援護するために、有利な中間陣地に残されることがある。これらの部隊は、捕獲を防ぐために間に合うように後退を開始する。

72. 後退

a. 夜間後退。（1）前方のライフル中隊区域に砲座を据えられた重火器は、大隊援護部隊に残るものを除き、通常、指定された大隊集結区域への後退のために、そのライフル中隊に配属される。後退の初期段階では、重火器は通常、手運搬によって移動させなければならない。機密保持の考慮から、運搬車を前方陣地へ移動させることは禁じられている。運搬車の前方限界は大隊命令によって規定される。再積載後、運搬車は個々に大隊集結区域へ派遣されることがある。重火器中隊の部隊は、その地点で中隊長の統制下に入る。中隊長は、集結区域における運搬車と徒歩分遣隊のための案内役の配置を含め、中隊の集結を手配する。

（2）援護部隊には機関銃と迫撃砲が含まれる。これらは最小限のクルー操作員とともに陣地に残された単独の兵器である。これらの兵器は通常の活動を装うために射撃を行う。連隊命令に従い、大隊長は各小隊によって陣地に残される重機関銃と迫撃砲の数を指定する。援護部隊の各部隊の兵器運搬車は援護部隊とともに残される。これらの運搬車は大隊援護部隊指揮官の統制下に置かれ、彼が指定した時間と地点でそれぞれの部隊に合流する。

（3）夜間のすべての移動は無灯火で行われる。不要な騒音は避ける。

b. 日中後退。機関銃および迫撃砲の射撃は、大隊の他の部隊の後退を援護するために広範囲に利用される。後方機関銃は、頭上射撃および戦線の間隙を通じた射撃によって、前線部隊の後退を援護する。前方機関銃は通常、後退のためにライフル中隊に配属される。後方機関銃は中隊の統制下に置かれるか、または大隊援護部隊に配属される。

第3節 森林における防御

73. 重火器中隊の火力支援

a. 概要。森林における防御の火力計画は、より開けた地形での防御計画と同じである。しかし、観測の困難さと射界の制限のため、近接防御射撃への依存度が高まる。森林に砲座を据えられた重火器は、浸透してくる敵要員による破壊を防ぐため、十分な小銃による防御を施さなければならない。

b. 射撃通路と開拓地。組織された区域の正面と側面沿いに、機関銃射撃のための通路が切り開かれる。

(図15を参照) 樹木の伐採、下枝の切断、および下草の刈り取りは、より完全な開拓地よりも、空と地上からは目立ちにくい。開拓地は防御陣地と射撃システムを暴露しないよう、巧妙に実行されなければならない。ワイヤー障害物が広く利用され、その前方縁は側面射撃で掃射され、攻撃者がこれらの準備された射撃通路に留まるようにする。

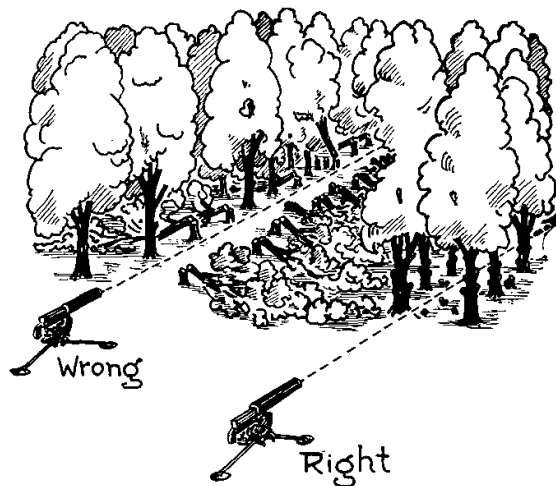


図15：森林における機関銃射撃通路の不適切な方法と適切な方法 (模式図)

c. 重機関銃。長距離機関銃射撃の機会ほとんど、または全く存在しないため、阻止線後方の機関銃は浸透の制限のために十分に前方に砲座を据えられる。これらは既存の通路沿いに配置されるか、または射撃通路が切り開かれる。側面防御および縦深的な補助内部射撃のための補助機関銃陣地が準備される。

d. 迫撃砲。81mm迫撃砲の曲射射撃は、迫撃砲部隊が小さな開拓地に配置されることを可能にし、その垂直射撃は樹木の影響をほとんど受けない。観測員は森林の前方縁または迫撃砲陣地近くの樹木に配置されることがある。

第4節 町村における防御

74. 重火器中隊の火力支援

a. 接近路への射撃。町村内で防御を行う場合、機関銃および迫撃砲の射撃は、防御陣地へと続く通りを援護するために用いられる。側面からの機関銃射撃は、陣地前面に交差する射撃帯を確保するため、側方の通りや道路に対して計画される。近接防御迫撃砲射撃は、主要な接近路を援護するために計画される。

b. 重機関銃の射撃陣地。後方機関銃からの頭上射撃は、堅固な建造物の高層階から実施されることがある。窓から射撃する場合、機関銃はその位置を暴露しないよう、窓から十分に後方に配置される。可能な場合は壁に銃眼が切り開かれ、内部の砲座は土嚢で保護される。砲兵射撃に特に脆弱な建物や、火災の危険が

ある建物は避ける。敵航空機が活発な場合、機関銃は屋上に砲座を据えない。

c. 射撃陣地の改善。舗装された通りに砲座を据えられ、掘削が不可能な重火器は、土嚢やその他の応急バリケードによって保護される。偽装が施され、近隣の建物から落下する破片からクルー操作員を保護するため、臨時の上部遮蔽物が設置される。

第5節 河川線に対する防御

75. 重火器中隊の火力支援

a. 通常正面幅での大隊防御。河川線が阻止線の直前の障害物として利用され (FM 100-5参照)、大隊が通常の正面幅 (1,000~2,500ヤード) で防御している場合、重火器中隊の射撃は他の同等の地形と同様に計画される。(図16参照)

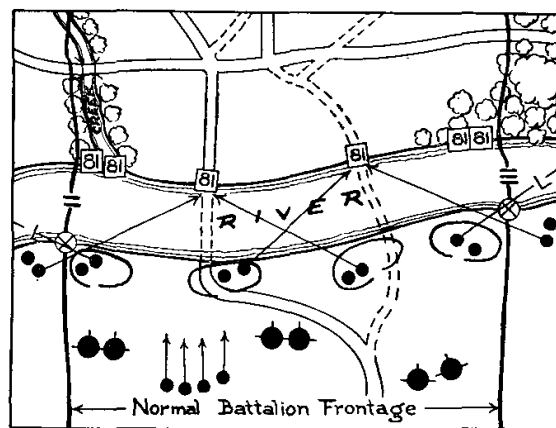


図16：河川線防御大隊 (通常正面幅)

この図は、河川線防御において通常正面幅で展開する大隊を支援する、重火器中隊の火力計画を示している。

(1) 阻止線は河川の近傍に位置することがある。この防御では、河川の幅や堤防の高さに応じて、河川そのものまたは対岸に近接防御射撃が計画される。

(2) より良い隠蔽と射界を確保するため、阻止線を河川からわずかに後退させ、対岸の予想される渡河地点に対して射撃を計画することもある。近接防御射撃は、近傍を事前設定された射撃で援護するためにも計画される。

(3) 上記いずれの場合も、対岸への接近路を援護するために長距離射撃が計画される。警戒部隊は河川の対岸で活動する。

b. 広範な正面幅での大隊防御。大隊が広範な区域の防御を担当する場合、例えば防御的攻勢行動 (FM 100-5参照) において、河川の近傍は警戒分遣隊によって軽微に保持されることがある。このような防御では、大隊の大部分は機動性を保ち、敵の渡河試みを阻止するためにいくつかの可能な防御区域のいずれかを占領する準備を整える。(図17参照)

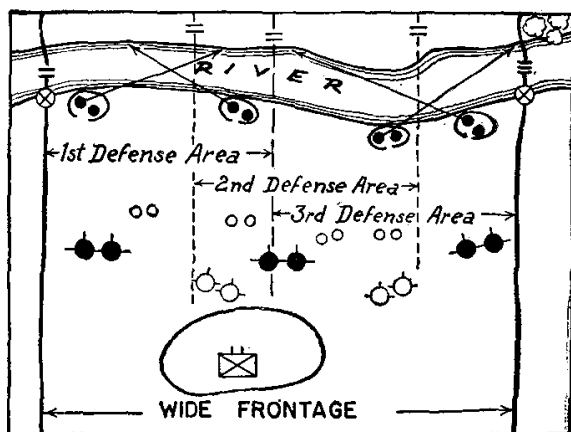


図17：河川線防御大隊（広範な正面幅）

この図は、河川線防御において広範な正面幅で展開する大隊を支援する、重火器中隊の火力計画を示している。

(1) 機関銃部隊は警戒分遣隊に配属される。これらの機関銃のために最終防御射撃が計画される。迫撃砲班は、河川のあらゆる部分に即座に射撃を行うため、当初は広範囲に側面分散されることがある。

(2) すべての兵器が初期位置から大隊が占領すべき防御区域へ迅速に移動するための経路が計画される。大隊の側面防御のための規定は、機動予備部隊を保持し、後方機関銃のための補助側面陣地を準備することによって行われる。

第6節、空挺作戦に対する防御

76. 重火器中隊の防御行動

a. 敵空挺部隊は、以下の1つまたは複数の任務を帯びている可能性がある。

(1) 他の部隊との連携、または到着を待って、重要区域を占領すること。

(2) 成功に乗じて破壊と士気低下を図ること。

(3) 敵部隊の後方区域における補給物資と通信の破壊。

b. 空挺部隊による着陸試行の直前には、敵の戦闘航空機が選定された着陸区域を囲むすべての防御陣地を激しく爆撃し、機関銃掃射を行うことが予想される。着陸中および着陸後も、機関銃掃射と低高度爆撃攻撃が続けることが予想される。

c. 空輸される部隊には、空挺兵と空挺着陸部隊が含まれる。

(1) 空挺兵は、地上に到達し、パラシュートを処理し、小銃、軽機関銃、迫撃砲を確保し、小規模な戦闘部隊を編成するまでは、実質的に無防備である。その時まで、空挺兵は、彼らが兵器を確保し、小部隊に編成される前に迅速に接近する小規模な戦闘部隊によって容易に対処され得る。

(2) 航空機またはグライダーによって輸送される空挺着陸部隊は、通常、すべての歩兵兵器と携帯用通信手段を備えた戦闘部隊として着陸する。彼らとともに着陸する兵器や装備には、軽砲、小型の車両、軽戦車

が含まれることがある。通常、これらの部隊は、適切な着陸区域が空挺兵によって確保された後にのみ着陸することができる。

d. 防御する歩兵の任務は、降下中の空挺兵、および着陸した空挺兵と空挺着陸部隊が装備と部隊を集合させ、再編成する前に、それらを破壊することである。

e. 指揮官は、利用可能な要員を巧みに運用し、空挺着陸の試みに対し、最大限に連携された火力をもって奇襲的に対応しなければならない。これには、兵器砲座の準備、全周射撃のための代替砲座の準備、全要員を迅速に警戒させるための規定、すべての防御施設の綿密な隠蔽と偽装、および利用可能な兵力を固定防御部隊と局地機動予備に配分する入念な計画が必要となる。友軍部隊が友軍部隊に誤射しないよう、射撃および移動計画を準備し実行することが特に重要である。

f. 重機関銃の目標には、傾斜距離1,000ヤード以内の敵航空機、降下中の空挺兵、および着陸を試みる可能性のある航空機、グライダー、部隊が含まれる。迫撃砲の目標には、着陸した航空機やグライダー、および敵の上陸が観測された（または警戒勤務によって報告された）、あるいは敵部隊が攻撃準備のために再編成中であると判明している、水平射撃から射線防御された区域が含まれる。可能な限り、これらの射撃は中隊長または上位部隊の指示の下、事前に準備される。

g. 主に空挺作戦に対する防御を目的とした機関銃砲座は、見晴らしの良い高地に配置され、十分に掘削され、偽装される。迫撃砲砲座は射線防御され、隠蔽される。すべての観測所と指揮所は注意深く偽装される。ライフル部隊は、すべての重火器部隊の局地防御のために詳細に配置されるべきである。兵器運搬車は分散され、隠蔽される。空爆に対する防御手段として、兵器砲座にいないすべての個人は、立ち姿勢個人壕を準備し使用しなければならない。予想される激しい航空攻撃による損害を減らすため、隊形、経路、および移動方法が計画されるべきである。

h. 小銃またはカービン銃で武装し、重機関銃および迫撃砲の操作または統制に必要とされない重火器中隊のすべての隊員は、重火器部隊の局地防御のために詳細に配置されたライフル部隊とともに、その近傍での交戦に参加する。特に指示がない限り、運転手は車両に留まり、運搬車の自動小銃を操作する

第5章 30口径機関銃小隊

第1節 概要

77. 参考文献

機械的訓練、銃操作訓練、射撃術、射撃命令、および射撃技術については、PM 23-55を参照せよ。散開隊形訓練については、FM 22-5を参照せよ。その他の兵器の個人訓練については、FM 23-5、23-7、23-10、23-15、23-30、および23-35を参照せよ。

78. 編成

重機関銃小隊は、指揮班（小隊本部）と2個班で編成される。指揮班は、小隊長、小隊軍曹、伝令伍長、観測伍長、輸送伍長、小隊本部に割り当てられたトラックを運転する運転手、通信兵、および兵員で構成される。

79. 指揮班の任務

a. 小隊長。小隊長は、小隊の訓練、規律、統制、および戦術的運用に責任を負う。彼は重火器中隊長から命令を受けるが、小隊がライフル部隊に配属され、一時的にライフル部隊長の直接指揮下に入る場合は例外である。小隊長は、指揮班の支援を受け、班長に適時命令を発することで小隊の行動を統制する。戦闘中は、任務に必要な火力を効果的に発揮させる責任を負う。彼は、敵の砲火を避けるため、または割り当てられた任務を遂行するために、代替および補助の射撃陣地が選定され、必要に応じて占領されていること。中隊長の指示があった場合、または任務を遂行するために必要な場合、速やかかつ適切に陣地変換が行われること。自隊の砲火が友軍を危険に晒さないこと。中隊長によって弾薬が利用可能になった地点から、十分な量の弾薬が火炮に供給されること。戦闘効率を維持するために、必要に応じて再編成が行われることに責任を負う。通信手段としては、徒歩伝令、小隊本部に配属されたトラックの運転手、腕と手の信号、および信号弾を使用する。利用可能な場合は、磁石式電話および無線電話を使用する（第10章参照）。

b. 小隊軍曹。小隊軍曹は小隊の副指揮官である。行軍中は、統制を維持するため、通常、小隊の徒歩部隊の最後尾を進む。小隊長が不在の場合は、小隊の指揮を執る。攻撃中は、弾薬運搬兵の活動を監督し、小隊長から割り当てられたその他の任務を遂行するため、小隊観測所の後方に位置する。前方への移動中は、小隊の後方部隊を積極的に指揮する。防御状況では、小隊長から大きく離れた班に配置されるか、中隊との連絡を容易にするため、小隊区域の後方に位置する場合がある。

c. 連絡伍長。連絡伍長は、指示された場合、小隊長の偵察を支援する。攻撃においては、通常、攻撃するライフル中隊の指揮官との連絡要員として行動する。防御においては、通常、重火器中隊長と機関銃小隊間の連絡を維持するために用いられる。彼は可能な限り測

量伍長を支援し、その職務を引き継ぐための訓練を受け、準備を整えている。

d. 測量伍長。測量伍長は小隊の射撃統制器材を担当する。彼は小隊長の偵察、射撃データの作成、目標の搜索、友軍の進行状況と安全の監視、および射撃の統制を支援する。彼は小隊観測所を設置し、連絡任務を支援する。

e. 輸送伍長。輸送伍長は、命令に従い、小隊の兵器運搬車を弾薬補給車両として、また兵器の輸送中に運用を指揮する。弾薬補給に関する任務は第241項を参照のこと。彼は適時の偵察、遮蔽地での分散、隠蔽、偽装、および運搬車両の火器による射撃により、車両の警戒を確保する。彼はすべての小隊車両の一次整備を厳密に監督する。

f. 運転手。運転手は、小隊本部に配属された車両を運転する。彼らはすべての停止時に車両を隠蔽および偽装し、小隊長によって解除された場合、輸送伍長の指示に従う。各運転手は自分の車両の一次整備に責任を負う。

g. 伝令。伝令は、口頭および書面による伝達のために使用される。彼らは観測者として行動し、警戒任務を遂行したり、磁石式電話または小隊に割り当てられたその他の信号器材を操作したりする。中隊が戦闘態勢に入ると、伝令1名が常に中隊長に派遣される。

h. 兵員。兵員は分隊員の補充要員として訓練される。補充要員として配属されるまでは、伝令または弾薬運搬兵として用いられる。

80. 行軍

中隊による隊形、任務、行動に関しては、前衛、側衛、または後衛の一部として行軍する場合、あるいは自動車による移動中の場合について、第19項から第23項までを参照のこと。

81. 野営

小隊またはその一部は、野営地の前哨支援部隊に配属される場合や、野営地の対空警戒のために配置される場合がある。配置および任務の詳細については、第24項を参照のこと。

第2節 攻撃

82. 日中の接近行軍

a. 中隊長の展開命令は、しばしば断片的な形式で発令され、接近行軍中の小隊の任務を規定する。小隊は通常、対空警戒任務を与えられ、それに加えて地上警戒任務を与えられることもある。小隊は、先頭のライフル中隊に追従して支援するよう指示されるか、あるいはそれに配属される場合がある。その他の詳細については、第26項および第27項を参照のこと。

b. (1) 小隊が部隊として行軍する際、小隊長は班列、小隊縦隊、または班梯隊で配置することができる。班列の隊形は一般的に、開けた地形を迅速に移動するのに最も適しているが、統制が困難になる。小隊縦隊は

最大限の統制を可能にする。この隊形は、遮蔽されたまたは隠蔽された前進経路を利用するため、障害物を回避するため、敵の砲火にさらされている区域間の隙間を移動するため、および森林、霧、または煙の中を移動するために使用される。右または左後方に班を梯队させた隊形は、横隊の班よりも統制が容易である。また、露出した側面への迅速な攻撃突入も容易にする。

(2) 小隊長は通常、各班内の初期隊形を規定するが、班長は地形または状況により必要に応じてこの隊形を変更する権限を与えられている。

(3) 小隊に解放された兵器運搬車が、悪路や視界不良のため迅速に移動できない場合、徒歩部隊と運搬車と一緒に移動することができる。しかし、状況が許す限り、運搬車は通常、短い間隔で徒歩部隊に追従する。このような移動中、運搬車は常に部隊の手旗信号の距離内にいなければならない。各間隔の終わりには、運搬車は可能であれば、砲弾の破片や水平射撃からの保護を提供する地形のくぼみに停止する。各運搬車は航空からの観測からも隠蔽されなければならない。ある程度の期間停止が予想される場合は、運搬車の偽装を直ちに開始する。機関銃が運搬車上にある間は、対空射撃のために搭載および配置され、各班の運搬車の自動小銃は配置され、各班のもう一方の運搬車にはM1903ライフルと対戦車擲弾を持った兵士が搭乗し、対戦車防御を行う。このような状況下では、対空・対戦車警備は、兵器運搬車で輸送される要員と徒歩部隊から詳細に配置される。

(4) 対空任務を帯びた、またはその他の理由で即座の行動準備を必要とする各分隊は、常にその銃と初期の弾薬供給を携行していなければならない。これは、運搬車が徒歩部隊に密接に追従できない場合に手動運搬を必要とする。兵器運搬車が小隊に同行する場合、小隊長は中隊長（または中隊の移動を統制する将校）からの信号や伝令、あるいは地形の変化により必要とされる、その配置のいかなる変更も行う。したがって、様々な状況において、小隊長の決定は以下のようになる可能性がある。

(a) 兵器を兵器運搬車に搭載し、各運搬車がその分隊に同行する。

(b) 兵器を兵器運搬車に搭載し、運搬車が短い間隔で徒歩部隊に追従する。

(c) 兵器を手動運搬し、兵器運搬車が短い間隔で徒歩部隊に追従する。

(d) 兵器を手動運搬し、兵器運搬車が徒歩部隊の後方で伸展した縦隊で前進する。

(5) 小隊が別の部隊に誘導される場合、途中の地形により視覚的な接触が困難な場合は、常に接続縦列によって接触を維持しなければならない。二重接続縦列は、接触維持の確実性を高める。

(6) 小隊長は通常、指揮班を基幹部隊として指定し、その移動を指示することによって前進方向を統制する。小隊軍曹は小隊の徒歩部隊に追従するため、小隊長は指揮班に一時的な指揮官を指名する。中隊長によって小隊に割り当てられた行軍目標が基幹部隊の指揮官に指示できない場合、移動は一連の間隔で中間小隊行軍目標へと行われる。小隊長は、先行する目標地

点での停止を防ぐため、または避けられない停止を最小限に抑えるために、基幹部隊に次の行軍目標を時間内に指示すべきである。

(7) 小隊長は、小隊の前進区域を偵察し、先頭または基幹部隊の移動を指示できる場所に移動する。割り当てられた警戒任務を適切に遂行するために必要な場合、彼は観測員を近くの観測所に派遣する。彼は激しい砲撃を受けている区域を迂回して小隊を誘導するか、敵の砲火の小康状態を利用して、突撃によってそのような区域を横断させる。班は、敵の観測にさらされている道路や尾根のような危険な区域を、一回の突撃で横断するよう指示されることがある。これらの突撃において、運搬車は分隊または班に密接に追従するよう、徒歩部隊が通過した後に高速で区域を横断するよう、または区域を迂回するよう指示されることがある。軽微な迂回は、いかなる目立った地点の周りでも行われるべきである。毒ガス汚染区域は回避される。

c. 中隊命令が、小隊の徒歩部隊が中隊の主力と行軍し、割り当てられた警戒任務が兵器運搬車で移動する骨幹要員によって遂行されるよう指示している場合、小隊軍曹は通常、徒歩部隊の指揮を執る。彼は中隊長または中隊の移動を統制する将校から、徒歩部隊の位置および初期配置に関する指示を受ける。別の小隊に配属されているか、または追従するよう指示されていない限り、彼は上記のb(2)、(5)、および(7)で概説されている方法と同様の方法で徒歩部隊の行軍を指揮する。小隊長、班長、および分隊長は兵器運搬車と基幹要員と共に移動する。

d. 接近行軍全体を通じて、小隊長は割り当てられた警戒任務を遂行するために使用される、あるいは小隊がライフル中隊の前進を援護するよう命令された場合や敵と予期せず遭遇した場合に使用される射撃陣地を偵察すべきである。彼はまた、運搬車を離れた陣地も偵察すべきである。

e. 状況により大隊が接近行軍から直接攻撃を開始する必要がある場合、中隊長（または小隊が配属されているライフル部隊の指揮官）は通常、小隊の射撃陣地区域の近くの隠蔽されたまたは遮蔽された区域を、小隊の最終的な行軍目標として指定する。射撃陣地区域自体が指定されることもある。小隊は案内人を提供され、その陣地区域に誘導されることがある。

83. 夜間の接近行軍

a. 夜間の接近行軍は、可能であれば日中に注意深く偵察し、標識をつけた経路に沿って実施される。小隊は、敵航空機への射撃任務を帯びて、大隊編成の縦深全体にわたって班または分隊ごとに配置されることがある（第28項b参照）。もし小隊に警戒任務がない場合、その車列は通常、後方の隠蔽された地域で大隊または中隊の統制下に置かれ、徒歩部隊の到着後まもなく新しい集結区域で小隊に開放される。このような状況下では、小隊の徒歩部隊は通常、距離を縮めた小隊縦隊で移動する。

b. 小隊に独立した経路が与えられた場合、または前進区域と行軍目標が割り当てられた場合、小隊長は正確な方位を得るため、経路を計画して標識をつけ、重

要な地点に案内人を配置するために、実行可能な限り日中の偵察を行う。可能であれば、より直接的ではあるが不明瞭な経路よりも、容易に識別できる地形の特性に沿った経路が選定されるべきである。

c. 連絡は維持され、必要に応じて接続縦列が使用される。

84. 集結区域（陣地）

a. 小隊は、接近行軍から直接戦闘に突入することがある。しかし、可能であれば、大隊は攻撃展開に先立ち、援護部隊、前哨、または局地警戒部隊によって提供される防御の下、集結区域を占領する。集結区域において、小隊は通常、対空警戒任務に用いられるが、援護部隊や前哨の一部となることも、あるいは局地警戒部隊の火力支援任務を割り当てられることもある。時として、小隊はライフル兵を増強され、特定の方向からの地上攻撃に対する大隊の局地警戒を提供するよう指示されることがある。

b. 中隊長から受けた命令に基づき、小隊長は班の陣地区域と班または分隊の射撃区画を割り当て、射撃を開始する条件を規定する。

(1) 対空射撃陣地の詳細については、第128項bを参照のこと。中隊長からの指示がない場合、敵航空機が実際に集結区域を攻撃するか、あるいはそれが発見され有効射程内にあることが明白でない限り、敵航空機に対する射撃は禁止されるべきである。

(2) 援護部隊や前哨の一部である場合、または局地警戒部隊を支援する場合の小隊の行動は、戦闘前哨を支援する場合の行動と類似している（第65項b参照）。

(3) 小隊が局地警戒部隊を構成する場合、攻撃の際のその任務は、大隊の主力が戦闘準備を整える時間を提供することである。射撃は長距離で開始され、敵が陣地に接近する際に継続的な射撃下に置かれることを可能にする陣地が選定される。必要に応じて、側面への射撃を可能にする補助陣地も選定される。配属されたライフル兵は、観測が制限される区域の巡察に用いられ、機関銃陣地への近接したライフル防御を提供する。

(4) 各班でM1903ライフルと対戦車擲弾で武装した1名が、自身の班の対機甲防御のために配置される。小隊長は、小隊全体により良い防御を提供するために、その配置を調整することができる。

(5) 小隊は、徒歩部隊を除いて、大隊の到着前に射撃陣地を占領するために大隊に先行するよう指示されることがある。命令は、小隊が一般区域に移動するだけで、そこからすでに配置されている部隊の射撃を増強するか、または一つ以上の指定された方向からの空または地上攻撃に対する防御を提供することを規定するのみである。この場合、小隊の射撃陣地区域の選定は小隊長の責任となる。後から到着する小隊の徒歩部隊は、自身の分隊に再合流するか、または中隊長集結区域の割り当てられた部分を占領することができる。

c. 小隊長、または彼が不在の場合は小隊長軍曹は、車両と人員が分散され隠蔽されていること、穴や溝で十分に保護されていない人員が個人の伏せ壕を掘ること（図26参照）、各個人の身体状況と装備が確認されて

いること、そして可能な限り休息が取れていることを確認する。個人装備は、携行している場合、中隊長の指示に従って、アクセス可能な隠蔽された場所に移動され、積載される。消費された弾薬は補充される。

85. 攻撃前の偵察と計画

a. 攻撃において、小隊は通常、重火器中隊の不可欠な一部として、直接中隊長の指揮下に入るか、または中隊長から随時発令される任務命令の下に運用される（第32項b(3)参照）。地形条件により中隊長との連絡が不十分な場合、小隊は先頭のライフル中隊に配属されることがある。

b. 集結区域での停止中（または最終行軍目標へ向かう途中、あるいは到着後、集結区域が占領されていない場合）、小隊長は通常、中隊長、または配属先の部隊指揮官からの命令を受けるため召喚される。時折、攻撃命令が伝令の形で届くこともある。攻撃命令を受けるために召喚される際、小隊長は通常、測量伍長、伝令、そして連絡任務を遂行していない場合は連絡伍長を同行させる。

c. 攻撃において機関銃小隊に適切に割り当てられる任務については、第25項aを参照のこと。攻撃命令の詳細については、FM 101-5および本書の第33項を参照のこと。

d. (1) 攻撃命令が小隊の即時前方移動を必要とすることを示す場合、小隊長は偵察に進む前に、小隊に前進信号を送るか、または小隊長軍曹および小隊から分離されたあらゆる部隊に伝令で移動を命令すべきである。小隊は通常、初期射撃陣地の近くの隠蔽され遮蔽された区域に移動するよう指示される。信号または伝令は、兵器運搬車を使用するかどうかを示すべきである。運搬車を使用する場合で、中隊長が運搬車を離れた陣地（集結区域内またはさらに前方）を指定していない場合、小隊長はその位置を規定すべきである。それは、運搬車を徒歩部隊から分離したり、地上観測や水平射撃にさらしたりすることなく、運搬車を移動できる最も前方地点であるべきである。班長が自身の班を率いること、または遅滞なく小隊長に報告することという指示が含まれるべきである。

(2) ライフル部隊に配属される予定の班または分隊の移動についても、適切な指示を発令すべきである。

e. 小隊に特定のライフル中隊を支援する任務が与えられた場合、小隊長はライフル中隊長と連絡を取り、機関銃支援に関する彼の計画と要望を把握しなければならない。そのような支援任務が与えられていない場合、彼は自身の小隊が配置される行動区域のライフル中隊長と連絡を取るよう努め、ライフル中隊の行動計画に精通すべきである。

f. 偵察において、小隊長は、その助手を伴い、割り当てられた射撃陣地区域を特定するか、割り当てられていない場合は選定する。彼は自身の射撃区域を最も明確に視界に収める観測所を選定し、測量伍長に小隊観測所を設置させる。彼は自身の目標または射撃区域、敵が占領している地点、および敵が占領する可能性のある地点を識別する。彼はすでに配置されている友軍ライフル部隊の配置を記録する。その後、彼は小

隊の運用を計画し、班の射撃陣地区域を特定する。測量伍長の支援を受けて、彼は割り当てられた目標、敵が占領する可能性のある場所、および重要な地形特性の射撃データを計算する。彼は自身の射撃によって危険にさらされる可能性のあるライフル部隊の行動区域を調査し、小隊の射撃に必要な安全限界を設定する。彼は機関銃の前方の危険区域を特定し、伝令やその他の要員がそこに入るのを防ぐために必要な措置を講じる。その後、もし小隊がすでに前進している場合は、小隊に合流するために戻る。そうでなければ、彼は小隊に再合流して前進を導くか、または信号や伝令で、班長が彼に命令を受けに報告すること、そして小隊が射撃陣地区域に前進することを指示する。

86. 射撃陣地の選定

a. 小隊長が射撃陣地区域を選定する際に自由度がある場合、第一に考慮すべきは、小隊の任務を達成でき、かつ利用可能な時間内に適切に占領できる区域を選定することである。複数の可能な区域がこれらの条件を満たす場合、それらを決定する上で考慮すべき要素は以下の通りである。

- (1) 射界。
 - (2) 近くのライフル部隊や他の支援火器との干渉の可能性。
 - (3) 銃と要員の安全。常に航空または機甲攻撃に対する隠蔽と防御を提供する陣地を選定できる区域を探すべきである。
 - (4) 射撃陣地への後方からの接近経路。
 - (5) 前方への移動経路へのアクセス。
 - (6) 支援するライフル部隊との連絡の容易さ。これらの要素の詳細な議論は第130項を参照のこと。
- b. 小隊が遮蔽された主陣地を占領する場合、小隊長は機関銃を迅速に移動させて、隣接部隊への抵抗や緊急目標への交戦など、二次的またはその後の射撃任務を遂行できる補助陣地を選定する。同様に、敵の砲火が銃とそのクロー操作を破壊する恐れがある場合に使用するための代替射撃陣地を選定する（第5項参照）。

87. 命令

- a. 可能であれば、小隊長は班長に射撃陣地区域の近くで攻撃命令を与える。彼の命令には以下が含まれる。
- (1) 敵および友軍に関する適切な情報。
 - (2) 小隊の任務。
 - (3) 各班の初期陣地区域および射撃任務（目標または射撃区域、あるいは支援すべきライフル部隊）。
 - (4) 射撃の開始または実施に関する制限。
 - (5) 代替および補助陣地区域の位置、およびそれらを占領するための信号。
 - (6) 対空・対戦車警備の配置など、取るべき警戒措置に関する指示。
 - (7) 二次的または緊急目標が出現する可能性のある特定の区域または区画を監視するための指示。
 - (8) 弾薬消費量と補給に関する指示。
 - (9) 大隊救護所の位置。
 - (10) 小隊観測所の位置。

(11) 班がどのように、またはいつ陣地を占領するかに関する指示を含めることができる。

(12) 射撃命令、またはその関連部分（必要に応じて）。射撃命令が後で発令される場合は、班長にその旨を伝えるべきである。

b. 小隊長が命令を与える際に小隊軍曹がその場にいる場合、小隊長は最初の機会に彼にその内容を知らせる。小隊軍曹、および利用可能な場合は輸送伍長には、小隊の統制下にある兵器運搬車の配置と運用を含む弾薬補給の最終的な詳細が伝えられる。

88. 射撃陣地の占領

a. 小隊長は、各班が初動射撃を実行する準備を整えるための時間を考慮し、射撃陣地の占領時間を設定する。小隊長は射撃陣地の占領、観測所の設置、および弾薬補給の手配を監督する。彼は陣地の占領が完了した際に中隊長に報告し、小隊の安全限界と射撃能力を伝える。

b. 射撃陣地を占領する際、最優先事項は、敵に発見されずに、かつ最小限の損害で、時間内に火炮を射撃陣地に配置することである。敵の観測下でしか占領できない陣地へは、可能な限り最後の瞬間に迅速に進入する。

89. 射撃の観測

効果的な機関銃射撃は観測に依存する。小隊、班、および分隊の観測所は、攻撃梯隊の位置と移動、そして小隊に割り当てられた射撃区域または目標区域を継続的に観測しなければならない。これらの観測所に配置された観測員は、支援部隊にとって危険な射撃の停止または解除を適切なタイミングで要請する。小隊観測所は、火災命令を班長に迅速に伝達するため、好ましくは腕と手の信号によって、射撃陣地に十分に接近しているべきである。攻撃中、小隊観測所に配置された観測員は、射界内に出現するあらゆる機会目標に迅速に対応できるよう、都合の良い基準点までの距離を測定する。必要に応じて補助小隊観測所が設置され、側面状況を観測する。また、中隊長から射撃統制信号が期待される場合に、中隊観測所を観測できるように設置される。

90. 警戒

a. 小隊長は、対空・対戦車警備に関する中隊長のすべての命令に従う。命令がない場合でも、彼は常に自身の警備を維持する。隠蔽、分散、および戦車の移動に不利な地形の利用が防御手段として用いられる（第18項c(2)および(3)、第37項参照）。

b. ライフル部隊によって嚴重に保護されていない限り、小隊は敵の巡察隊や攻撃中に迂回された敵部隊による奇襲攻撃を防ぐため、側面と後方にも観測を維持しなければならない。

91. 攻撃中の射撃

a. 概要。特に指示がない限り、小隊長は奇襲効果を得、火力を集中させるために、可能な限り小隊を射撃単位として運用する。中隊命令によって許容される範囲内で、小隊長は目標の搜索と交戦において最大限の精力と主動性を発揮する。彼の目標選定は、ライフル部隊、81mm迫撃砲、砲兵中隊の兵器、および砲兵の射撃の分布と既知の効果、自身の射撃の可能性のある有効性、そして弾薬補給の状況に関する知識に基づいている（第25項も参照）。

b. 近接支援射撃。小隊の任務により明確に示されていない限り、攻撃するライフル部隊の前進に直接抵抗するクルー操作兵器（特に機関銃）および組織化された防御区域に対する射撃は、攻撃全体を通じて最も重要である。

c. 長距離射撃。地形によっては、初期射撃陣地区域から敵の前衛部隊後方の目標を連続的に交戦することが可能である。このような場合、主目標に対する小隊の射撃が支援するライフル部隊の前進によって遮蔽された場合、新しい安全限界が設定され、最も重要な次なる後方目標が交戦される。

d. 側面射撃。支援するライフル部隊の進行が隣接するライフル部隊よりも優れている場合、小隊は停滞した部隊を支援するとともに、支援部隊に側面防御射撃を提供する準備を整えなければならない。近接支援という主要任務を危険にさらさない限り、小隊長の独断で自大隊の停滞した部隊を支援する。隣接大隊への直接支援は、命令があった場合にのみ提供される。敵の反撃に有利な露出した側面地域に特に注意を払いながら、側面の観測は継続的に行われなければならない。

92. 陣地変換

a. 小隊は、その射撃が前進部隊を支援する限り、初期陣地から射撃を行う。友軍の前進によって射撃が遮蔽された場合、または何らかの理由で現在の陣地からの射撃がもはや実行不可能になった場合、小隊は迅速かつ精神的に新しい射撃陣地へ前進し、攻撃するライフル部隊の継続的な近接支援と防御を可能にしなければならない。

b. 重火器中隊長（または小隊が配属されているライフル中隊長）は、小隊長から射撃が遮蔽されたとの報告を受けた場合、小隊に前方への陣地変換を命じることができる。その他の場合、例えば小隊が特定のライフル部隊を支援している場合など、この決定は適切な指示によって小隊長に委ねられることがある。同様に、新しい射撃陣地の位置、そこへの経路、および陣地変換後に実行される任務は、中隊長によって規定されるか、または小隊長の主導に委ねられることがある。いずれの場合も、小隊長は支援部隊の進行状況の絶え間ない観測、陣地変換を指示または要請する可能性のある指揮官との密接な連絡、および指定された小隊要員による前方への偵察によって、小隊の適時の前方陣地変換を事前に計画する。この偵察には測量伍長または連絡伍長を用いることができる。

c. 小隊は、中隊長から命令された場合、単一の部隊として前方へ陣地変換することができる。このような

場合、中隊の他の部隊は、小隊の残りの任務を引き継ぎ、その前進を援護するのが通例である。ただし、状況が明らかに援護が不要であることを示す孤立した事例（例えば迅速な追撃など）は例外である。しかし、小隊の前進の通常の方法は班による陣地変換である。一方の班が新しい射撃陣地へ前進している間、もう一方の班は陣地に留まる。陣地に留まる班は、陣地変換中の班を援護し、敵の反撃に備えて待機する。友軍を危険に晒すことなく射撃できる目標が視認された場合、その班は射撃による攻撃支援を継続する。通常、先頭の班が新しい射撃陣地を占領するまで、その班は陣地に留まる。

d. 小隊長は、利用可能な指揮班の隊員を伴い、経路と次の射撃陣地区域を偵察するために小隊に先行する。出発前に、彼は小隊軍曹と班長への命令で、使用される前進方法（下記のfを参照）を規定し、従うべき経路を示す。彼は陣地変換中の班に一定の距離を保って彼に追従するよう指示するか、または彼の信号によって間隔をあけて前進するよう指示することができる。班梯隊で陣地変換する場合、彼は後方班の移動時間を指定するか、または彼の信号によって前進するよう指示することができる。

e. 各班が新しい位置に到着すると、小隊長はその陣地区域を示し、交戦すべき目標を指定し、使用すべき射撃の速度と種類を規定し、一般的に、初期射撃陣地と同じように射撃を指揮する。

f. 陣地変換は通常、手動で行われる。運搬車による陣地変換は、追撃中や敵が遅滞行動を取っている場合に有利に用いられることがある。

93. 強襲中の支援射撃

強襲中、陣地変換していない小隊のいかなる部分も、強襲部隊を支援する。小隊はライフル部隊間の隙間を利用して、敵陣地への射撃を維持するか、あるいは強襲部隊が陣地を占領し保持するのを支援する長距離の正面および側面射撃を行う。陣地に留まる部隊は対空警戒も提供し、敵の反撃に備えて常に準備を整えていなければならない（FM 7-10および7-40を参照）。

94. 先行ライフル部隊の再編成を援護する

a. 先行するライフル部隊は、敵陣地を占領後、再編成のために停止することがある。このような期間には、敵の反撃が予想される。反撃に対する主要な防御手段の一つは、機関銃の迅速に展開される火力である。したがって、機関銃は、占領した陣地を保持するために最大限の支援を提供できるよう、速やかに配置されなければならない。

b. 再編成中のライフル部隊の防御が、再編成前に機関銃が占領していた陣地から提供できない場合、迅速な前方への陣地変換が必要となる。陣地変換が小隊長の判断に委ねられている場合、彼は敵陣地が占領されることが明らかになり次第、陣地変換の決定を下すべきである。一つの班は、敵陣地占領後数分以内に到達できるよう、時間的に余裕を持って前進を開始すべきである。現在の陣地区域から防御が可能である場合、

小隊長は再編成の防御に適さない銃の配置を変更することができる。このような場合、陣地の変更は可能な限り少ない動きで、迅速に完了されなければならない。

95. 小隊の再編成

可能であれば、小隊の完全な再編成は大隊目標が占領されるまで延期すべきである。しかし、死傷者や組織の乱れが戦闘効率に著しく影響を与えている場合は、部分的な再編成を必ず実施しなければならない。いかなる再編成も、戦闘の一時的な中断中に行われるべきである。小隊がライフル部隊の再編成を援護している期間は、この目的のために最適な機会を提供することが多い。死傷した指揮官は交代され、弾薬運搬兵や兵員が他の死傷者の代わりとなる。主要な要員の再配置によって、小隊内で調整が行われる。弾薬補給は補充される。小隊は再編成の進行中、自身の個人用火器およびクルー操作火器を活用して、自身の局地防御を行う。

96. 攻撃の再開

先行するライフル部隊の再編成中、小隊長は小隊が作戦している指揮官と連絡を取り、攻撃再開時に小隊が遂行すべき任務に関する指示を確保する。小隊には新しい陣地区域が割り当てられる場合もあれば、新しい区域の選定を必要とする任務が与えられる場合もある。小隊長は、新しい陣地の迅速な占領を可能にするため、偵察およびその他の事前準備を速やかに完了する。新しい陣地への移動と占領は、攻撃再開を効果的に支援できるよう、適切な時期に実施されなければならない。

97. 追撃

a. 概要。最終目標を占領後、追撃が命じられることがある。この際、攻撃梯隊の大隊は、敵に直接圧力をかけ続け、その後退を阻止するために前進を継続する。同時に、他の部隊は敵の撤退を阻止するために包囲機動を実行することがある。

b. 直接圧力。(1) 機関銃小隊が直接圧力によって敵を追撃している大隊の一部である場合、通常、ライフル中隊に配属されるか、指定されたライフル中隊に近接支援を行うよう指示される（第42項b参照）。時には、分隊または班がライフル部隊に配属され、小隊の残りが別のライフル部隊を支援するよう指示されることもある。いずれの状況においても、兵器運搬車は通常、小隊に開放される。火炮、骨幹要員、および弾薬の移動には、可能な限り常に運搬車が使用される。

(2) 追撃の初期段階は、しばしば接近行軍と酷似する。小隊は常に、敵の航空攻撃に備えて自らを防御し、支援する、または配属されている部隊を防御する準備を整えていなければならない。また、一瞬の通知で、前方または側面に対する地上目標に対して行動を開始する準備も必要である。敵の抵抗に遭遇した場合、利用可能であれば、長く広い射界を提供する射撃陣地が選定される。特に、敵の後方集団や、敵が退却

しなければならない道路や隘路に対して効果的な射撃ができる陣地が求められる。

c. 包囲部隊。小隊が包囲部隊に所属する場合、通常、徒歩部隊の移動のために車両が提供される。小隊、またはそのいかなる部隊も、追撃部隊の移動中に対空任務を割り当てられるか、または前衛、側面警戒、または後衛に配属されることがある。

d. 下級指揮官の主導。追撃は通常、行動の分権化を要求し、常に小隊長、班長、および分隊長による大きな主導、判断、および積極性の発揮を必要とする。

98. 前進が停止した場合の行動

大隊の前進が敵の抵抗によって明確に停止した場合、先行するライフル中隊は現在保持している陣地に個人壕を掘り進む。小隊は、再編成を援護するのと同じ方法で、敵の陣地構築中に攻撃梯隊を防御するために用いられる。小隊はその後、より適切な防御陣地を占領するよう、あるいは攻撃再開を支援できる陣地へ移動するよう命令されることがある。この場合、小隊長の行動は、攻撃再開に関して第96項で議論された内容と同一である。

99. 特殊作戦

機関銃小隊が急襲や夜間攻撃の支援、森林や村落での戦闘、および渡河作戦においてどのように運用されるかについては、第3章の第V節から第IX節までを参照のこと。

第3節 防御

100. 機関銃の配置

a. 第一線大隊。第一線大隊の重機関銃は、大隊区域全体に配置される。通常、1個小隊は阻止線の近接支援のために陣地と任務を割り当てられる。残りの小隊は通常、阻止線の後方に陣地と任務を割り当てられる（図11参照）。

b. 予備大隊。連隊命令により、予備大隊の重機関銃は通常、第一線大隊の後方区域に射撃陣地を割り当てられ、阻止線を支援する長距離射撃の初期任務を与えられる。予備大隊が占領する防御区域内の補助射撃陣地も割り当てられる。小隊は大隊が防御区域を占領するか、反撃に用いられる際に大隊に開放される（第63項a参照）。

101. 阻止線近接支援における重機関銃の任務と陣地

a. 中隊命令では通常、各班の射撃陣地区域、担当する区域（射撃区画）、および最終防御線のおおよその方向が示される。班の2挺の銃は、同じ射撃区画を援護するように配置される。地形が異なる最終防御線を許容する場合、それらは小隊長によって割り当てられることもある。しかし、中隊長によって示された線が主防御線であり、班はこの線に沿って射撃を維持しなけ

れなければならない。主防御線を射撃している銃が機能しなくなった場合、班長は直ちに班のもう一方の銃を主防御線に切り替える。

b. (1) 機関銃の突撃や側面攻撃を防ぐための近接ライフル防御は不可欠である。阻止線のライフル部隊が防御区域に有刺鉄線を張る場合、射撃陣地は防御用有刺鉄線の内側に選定される。地形が許す場合、正面防御を得るために、主要射撃陣地はライフル部隊のやや後方に選定される(図11参照)。

(2) 溝や堀の頭部など、遮蔽された接近路から手榴弾の射程内(50ヤード)にある射撃陣地は避けなければならない。

(3) 弾薬補給の維持に用いられていない弾薬運搬兵は、班への近接防御を提供するために配置される(図18)。これらの運搬兵は、彼らの火器の有効射程内で戦闘に参加する。

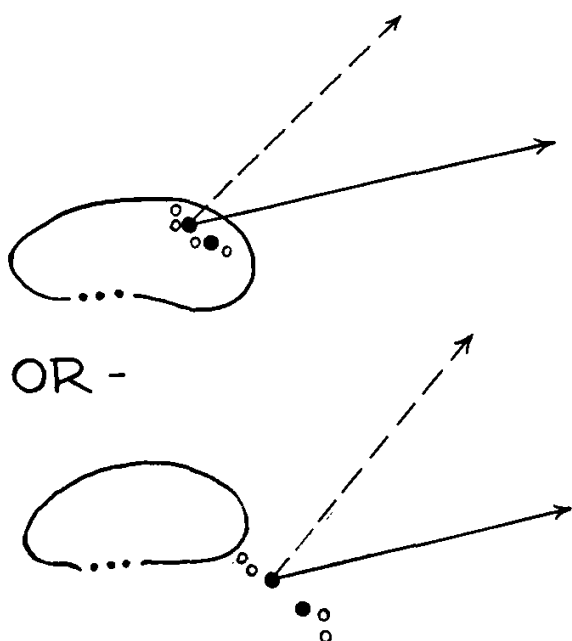


図18. 予備弾薬運搬兵による機関銃班の防御

c. 小隊長は、できる限り同じ射撃区画を援護でき、最終防御線に沿って射撃できる代替陣地を指定する。主要砲座と代替砲座は、開けた地形では少なくとも100ヤード離れて配置される。各陣地では、2挺の銃は少なくとも30ヤード離して配置すべきである。

d. 中隊命令により、前方の銃に補助陣地と任務が割り当てられることがある。長距離射撃任務を行うための補助陣地は、阻止線の位置を明かさないように、小隊防御区域の十分に前方、または後方に配置されなければならない。主要射撃陣地への遮蔽された経路が利用可能でなければならない。

102. 第一線大隊の後方重機関銃の任務と陣地

a. 阻止線後方の重機関銃には、中隊命令によりいくつかの配置と任務が割り当てられる場合がある。

(1) 長距離射撃。これらの銃の主要任務は、阻止線前方への長距離遮蔽射撃である。この任務のためには、小隊単位で配置することが望ましい。もし陣地が

少なくとも部分的な遮蔽を提供しない場合は、班単位で配置され、各班に射撃区域が割り当てられる。観測員が銃陣地またはその付近に立って目標を観測できる遮蔽陣地が望ましい。夜間の陣地については、第118項を参照のこと。

(2) 浸透の制限。大隊区域内の浸透経路となり得る地点の側面、または側面に沿って射撃するための補助射撃陣地が割り当てられる。中隊命令には通常、各班の射撃任務と大まかな位置が含まれる。各班または各銃に複数の補助陣地が割り当てられる場合もある。一般的にこれらの陣地は、大隊の予備中隊によって準備された防御区域の付近に位置する。第一線ライフル中隊の支援区域と同じくらい前方にある場合もある。

(3) 側面防御。大隊の側面防御のために、各班に補助陣地が割り当てられる場合がある。

(4) 反撃支援。予備中隊の計画された反撃を支援するために、後方銃を使用するための計画が準備される。これらの計画は、予備中隊長と機関銃部隊長との協力によって準備される。

b. 最初の段階では、第一線大隊の後方重機関銃の一部または全部が戦闘前哨に配属される場合がある。後方銃がすべてこのように運用される場合、重火器中隊長は、大隊防御区域への後退時に占領すべき射撃陣地を選定し、砲座を準備させ、射撃データを計算させる。戦闘前哨にいる機関銃部隊の指揮官は、これらの後方陣地の位置と経路について、中隊長から情報提供を受けなければならない。

103. 代替および補助射撃陣地

代替射撃陣地は、時間と中隊命令で発表された優先順位に従い、各機関銃陣地のために準備される。小隊長および班長は、自身の判断で代替陣地へ移動する。補助陣地への移動またはからの移動は、側面攻撃のような緊急事態がそのような行動を必要とし、かつ中隊長との連絡が直ちに確保できない場合を除き、中隊または大隊の命令によってのみ行われる。

104. 偵察

a. 中隊防御命令(第62項参照)を受領すると、機関銃小隊長は、小隊を割り当てられた区域に移動させるために必要な措置を講じる。小隊軍曹は小隊を前進させる。小隊長は、彼が望む要員(連絡伍長、測量伍長、伝令)を伴い、通常、小隊に先行して、各班がその所定の任務を達成できる班の射撃陣地区域、友軍部隊の位置、各班に割り当てられた射撃区画、および小隊観測所の位置を偵察する。阻止線の近接支援にある機関銃小隊長は、各班に割り当てられた最終防御線の正確な方向も決定する。

b. 第一線大隊による陣地の迅速な占領において、時間の不足により完全な大隊射撃計画の策定が妨げられた場合、小隊の一つの一部の班は、最初に第一線中隊に配属されることがある。もう一方の小隊は、予備ライフル中隊に配属されるか、または重火器中隊の統制下に置かれることがある。ライフル中隊に配属された場合、機関銃小隊長は、当該ライフル中隊長の指示の下、中隊防御区域を最もよく防御できる位置を偵察す

る。時間が許せば、より詳細な偵察が続き、大隊の調整された射撃計画に従って初期の措置が再調整される。

105. 小隊長の命令

可能であれば、小隊長は担当する地域の班長に対して、口頭による野戦命令を発令する。彼の命令には以下が含まれる。

- 敵に関する重要な情報。
- 隣接部隊の位置、またはそれらが占領する区域。
- 各班の主射撃陣地および代替射撃陣地と任務（射撃区画を含む）。（前方の銃にのみ、最終防御線が割り当てられる。）
- 補助陣地区域、および指示された場合の射撃任務。
- 射撃開始に関する指示。
- 地形の組織化。これには射界の確保、砲座の種類、要員の遮蔽、および作業の優先順位が含まれる。
- 弾薬補給に関する指示。
- 大隊救護所の位置。
- 小隊長（小隊観測所）の位置。

106. 陣地への移動

状況が許せば、小隊長は兵器運搬車に銃陣地付近で荷を下ろすよう指示する。そうでなければ、小隊長は小隊軍曹に、銃、その装備、および弾薬を運搬車から降ろし、射撃陣地へ前進させるため、最も近い利用可能な遮蔽・隠蔽地へ小隊を移動させるよう指示する。

107. 陣地の占領

- 陣地の組織化中、小隊長は割り当てられた射撃区域を援護できるよう、一時的な射撃陣地に銃が設置されていることを確認する。
- 敵による機関銃陣地の発見を防ぐため、あらゆる予防措置を講じる。隠蔽の効果に関わらず、不必要な移動はすべて避けなければならない。活動休止期間中、陣地は骨幹要員によって占領され、他の要員は近くの遮蔽陣地を占領する。

108. 陣地の準備

- 小隊長は射撃陣地の準備、およびその後の作業の発展と改善に責任を負う。陣地占領後、できるだけ早く作業を開始する。小隊長は作業の改善を監督する。掘削された場所と経路は偽装される。陣地の継続的な占領時には、各砲座に破片避けの頭上遮蔽が構築される（付録I参照）。
- 茂みや林地を通り抜ける射撃経路の確保は、効果的な射撃に必要な最小限に留める。より完全に除去すると、地上および航空観測者に対して射撃陣地を示す可能性があり、また航空写真で識別できる場合があるためである。射撃経路は、重い茂みの塊を切り取るか、木の低い枝を切り落とすことで適切に確保できる（図15参照）。もし戦術的な有刺鉄線が使用される場合、有刺鉄線が敵を射線上に停止させるよう、最終防御線の近辺に張られる。

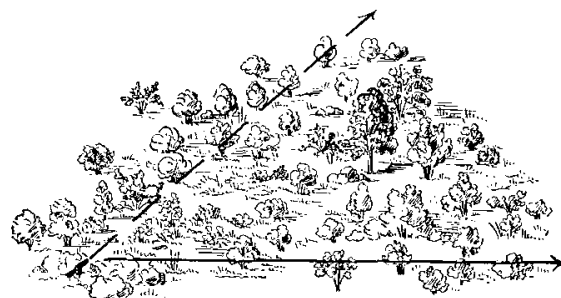


図19. 射界が確保される前の機関銃射撃区画

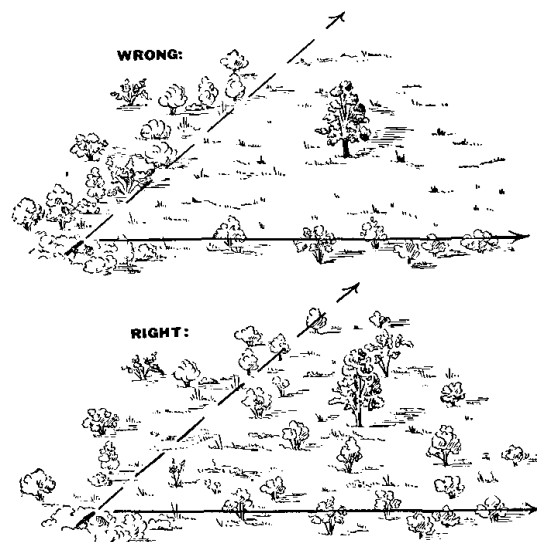


図20. 射界を確保する際の誤った方法と正しい方法

109. 射撃データの準備

いかなる状況下、いかなる視界条件においても、重機関銃が潜在的な目標に速やかに射撃できるよう、各銃陣地ごとに射撃データが準備され、射程表に記録される。射程表の準備については、PM 23-55を参照のこと。

110. 射撃計画

- 砲座の位置が選定され、最終防御線が決定され次第、小隊長は自身の配置図をオーバーレイまたはスケッチで中隊長に提出する。オーバーレイまたはスケッチには、各主要射撃陣地と射撃区域の正確な位置が示され、阻止線の近接支援にいる小隊の場合、すべての最終防御線が示される。最終防御線は縮尺どおりに描かれ、線の範囲とその線内の死角が示される。オーバーレイには代替および補助射撃陣地も示される。オーバーレイが作成された地図または航空写真への参照、および座標交点もオーバーレイに含まれる。各重機関銃小隊に関するデータについては、中隊長から大隊長に報告される際の図12を参照のこと。
- 小隊長は、小隊の全要員が敵の攻撃に対して取るべき行動の詳細すべてを完全に理解していることを確認する。実際の戦闘が始まれば、小隊長が両班を継続的に個人的に統制することは通常不可能となる。班長は、交戦すべき目標に関する決定のほとんどを行うよう求められる。したがって、彼らは任務の遂行方法と、最終防御射撃のために規定された緊急信号につい

て詳細な指示を与えられなければならない。小隊長は、自身の命令が理解され、実行されていることを確認するために頻繁な検査を行う。彼は班長に対し、敵が異なる方向から、または様々な視界条件の下で攻撃した場合にどうするかを質問する。必要に応じて、取るべき行動に関する追加の指示を発令する。彼は砲座の見張りを尋問し、彼らが任務を理解していることを確認する。

111. 射撃の観測

a. 小隊の2個班が同一の広範な地域に配置されている場合、小隊長の観測所は、各班の射撃区画を観測でき、かつ銃陣地から十分に近く、常時かつ即座に射撃を統制できる位置に置かれるべきである。小隊の班が大きく離れている場合、小隊長はより重要な任務を持つ班の行動を最もよく監督できる場所に身を置く。しかし、彼は必要とされる場所へ自由に移動できる。小隊軍曹はもう一方の班にいるか、または中隊との連絡を容易にするため、小隊区域の後方に位置することがある。

b. 小隊がライフル中隊に配属されている場合、小隊観測所はその中隊の観測所の近くに置かれるべきである。

112. 防御中の射撃

a. 長距離射撃任務を持つ小隊は、敵が射程内に入り次第、射撃を開始する。小隊が阻止線の近接防御を主要任務とし、補助長距離射撃陣地に位置している場合、主射撃陣地を占領するために十分な時間を確保して陣地変換を行う。敵が接近するにつれて、阻止線後方の銃は長距離射撃任務を継続する。

b. 阻止線上またはその付近の機関銃は、敵の主要攻撃が開始されるまで射撃陣地を明かさない。通常、敵の徒歩部隊が陣地から500ヤード以内に接近し、適切な目標となるまで射撃は控えられる（FM 7-40参照）。敵の主要攻撃梯隊に先行する斥候は、機関銃の適切な目標とは見なされない。敵がさらに接近するにつれて、機関銃の射撃はますます縦射となり、最終的に銃は最終防御線に沿って射撃する。第一線部隊が近接防御射撃を要請した場合、その部隊を防御する最終防御線を持つ機関銃のみが、最終防御線に沿って射撃する。

113. 対空警戒

対空警戒のための能動的および受動的措置については、18c項および66項を参照のこと。

114. 対機甲防御

戦車攻撃の場合に取るべき行動については、18c項および64e項を参照のこと。

113. 対空警戒

対空警戒のための能動的および受動的措置については、18c項および66項を参照のこと。

114. 対機甲防御

戦車攻撃の際に取るべき行動については、18c項および64e項を参照のこと。

115. 弾薬補給

a. 陣地に配置する弾薬の量は、上級司令部によって規定される。小隊長は、主要、代替、および補助陣地に配置する比例量を割り当てる。日没前の補充は期待できないため、弾薬消費は慎重に監督されなければならない（第239項参照）。

b. 弾薬壕は、各銃クルー操作に便利な位置に配置される。壕は、トンネル掘削、または銃砲座を両側に延長し、適切に偽装された軽い丸太と土で壕の上部を屋根とすることで提供できる。弾薬壕の床は砲座の床よりもわずかに高くし、排水のために砲座に向かって傾斜させるべきである。弾薬に不可欠な要件は、銃クルー操作にとって便利であること、乾燥した状態に保たれること、そして隠蔽されることである。

116. 夜間、霧または煙中の配置

視界不良の期間中、銃はあらかじめ計画された射撃を行えるよう準備される。阻止線の近接支援にある銃は、夜間、霧、または煙中においては、常に最終防御線に沿って配置される。大隊の射撃計画で定められた通り、後方銃は長距離の嫌がらせ射撃および阻止射撃のための主要射撃陣地を占領するか、あるいは浸透の制限または側面防御のための補助陣地を占領する。夜間の長距離射撃では、銃口爆風を隠すために完全な遮蔽を提供する陣地が選定されるべきである。これらの陣地は、日中の長距離射撃で占領される陣地とは異なる場合がある。

117. 遅滞行動

a. 通常、すべての重機関銃は、まず遅滞陣地に配置され、長距離射撃を行う。

b. 長距離射撃を実行できる地形上の高所の近くに陣地が選定される。後退経路と後続の後方陣地の早期偵察が開始される。兵器運搬車は、計画された後退経路の高所のすぐ後方に待機する（図14参照）。各銃陣地には、直近の任務に十分な弾薬のみが配置される。

c. 後方への陣地変換は、分隊、班、または小隊単位で行われる。

d. 連続する遅滞陣地間の中間陣地は、1挺または数挺の機関銃によって占領され、小規模なライフル部隊によって防御される。これらの部隊は、道路封鎖、破壊工作、または敵の前進を長距離射撃で迎え撃つことができる有利な地点を援護する陣地を占領する。これらの部隊は、壊滅または捕獲を防ぐため、間に合うように後退を開始する。

118. 後退

夜間の後退および日中の後退における重機関銃の運用原則と方法については、第72項を参照のこと。

119. 警戒任務における重機関銃小隊

a. 小隊は、前衛、側衛、後衛、または前哨とともに運用されることがある。

(1) 前衛行動は迅速な攻撃を特徴とする。前衛の一部としての機関銃小隊の運用については、第20項を参照のこと。

(2) 側衛、後衛、および前哨行動は、一般的に遅滞行動の一種である。側衛、後衛、前哨、および遅滞行動における機関銃の運用については、それぞれ第21項、第22項、第65項、および第71項を参照のこと。

b. 小隊、またはそのいずれかの部隊は、道路封鎖や機雷原などの対戦車障害物を援護するために運用されることがある。機雷原を防御する場合、部隊長は友軍車両が機雷によって損害を受けないように、機雷原上に交通警戒巡邏隊を設置する。射撃陣地は、いかなる視界条件でも障害物を射撃下に置けるように配置されるべきである。また、陣地は障害物に向けられた砲兵射撃や急降下爆撃の分散範囲の外側に位置し、個人壕を掘り、十分に隠蔽されるべきである。カービン銃で武装した兵士、または配属されたライフル兵は、敵の巡邏隊が観測や射撃を受けることなく陣地を包囲するのを防ぐために配置されなければならない。

第6章 30口径機関銃班および分隊

第1節 概要

120. 編成

30口径機関銃班は、班長1名と分隊2個で構成される。各分隊は、伍長（分隊長）1名、射手1名、副射手1名、弾薬運搬兵、および運転手1名で編成される。

121. 指揮官の任務

a. 概要。班長および分隊長は、常に各自の部隊員の訓練、規律、外観、および行動に責任を負う。

b. 班長。班長は、行軍および接近行軍において自己の班を率いる。戦闘においては、班に割り当てられた射撃陣地区域内で分隊の配置を選定・指定し、分隊に目標または射撃区画を割り当て、班の射撃を統制し、兵器の陣地変換を調整し、弾薬運搬兵による弾薬補充を確実にする。効率が向上する場合には、自己の統制下で分隊の弾薬運搬兵を統合する。運搬兵が十分な弾薬補給を維持できない場合、彼は小隊長にタイムリーに弾薬を要請する。機関銃が兵器運搬車で輸送されている場合、彼は1名を班の運搬車に搭載された自動小銃の操作に、もう1名を班のM1903ライフルと対戦車擲弾で武装させ、もう一方の運搬車に対戦車防御のために搭乗させる（第18項c参照）。

c. 分隊長。分隊長は、分隊をその指定された位置に誘導する。彼は正確な射撃陣地の選定、その準備と占領、個人壕構築、偽装、射撃の観測と調整、射撃規律、および分隊の弾薬補給を補充するための弾薬運搬兵の運用に責任を負う。

122. 指揮

a. 班と分隊は通常、小隊の一部として運用される。小隊長は直接指揮を執り、状況の変化に応じた行動を決定し、必要な命令を発令する。あるいは、班または分隊に特定の区域に出現するすべての適切な目標と交戦すること、または特定のライフル部隊を支援することを要求する命令を発令することもできる。班または分隊が特定のライフル部隊を支援している場合、班長または分隊長は、その要求が小隊長からの指示と矛盾しない限り、支援部隊からのすべての射撃要請に従う。

b. 班または分隊がライフル部隊に配属されている場合、配属先の部隊の指揮官が配属部隊を直接指揮する。

123. 通信

班内の通信（および班から小隊長へ、または班が配属される可能性のあるライフル部隊の指揮官への通信）は、主に音声または腕と手の信号による。必要に応じて弾薬運搬兵が伝令として使用される。例外的に、班には磁石式電話などの他の通信手段が提供されることがある（第10章参照）。

124. 射撃の実施

a. 班は基本射撃単位である。両方の銃を同じ目標に對して運用することで、射撃密度と効果が増大し、縦深または広範囲の目標を効果的に援護しやすくなり、射撃の中断（停止の場合など）に対するかなりの保険となる。班に割り当てられた任務を達成するために絶対に必要な場合にのみ、2挺の銃に別々の任務が与えられる。

b. 射撃はFM 23-55に定められた技術に従って実施される。機関銃クルー操作と指揮官は、射撃の開始または停止、射撃速度の変更、あるいは新しい目標への射撃の転換を指示する可能性のある上位の指揮官からの信号を常に監視する。

c. 小隊長（または班または分隊が配属されているライフル部隊の指揮官）による統制が不可能になった場合、班長または分隊長は、自身の任務と他の火器によって行われる射撃支援に関する知識に従い、自身の判断で射撃を実施しなければならない。

d. 分隊がその班から分離された場合、または班長による射撃統制が不可能になった場合、分隊長は自身の判断で射撃を実施し、班長に要求されるのと同様の主導を発揮しなければならない。

e. 分隊が死傷者によって減少した場合でも、機関銃の射撃は、決意を持った1名の隊員によって1つの射撃陣地から効果的に実施できる。しかし、このような状況下では、陣地変換は通常不可能となる。

f. 弾薬を長距離にわたって手動運搬しなければならない場合、重要な目標が出現した際に十分な弾薬が手元にあるように、その消費量を慎重に調整することが不可欠である。

125. 行軍

行軍中、または前衛、側面警戒、後衛の一部としての、あるいは自動車による移動中の班および分隊の配置、任務、および行動については、第19項から第23項までを参照のこと。

126. 野営

班は野営地の前哨に配属されるか、または野営地本体の対空警戒のために配置されることがある。対空任務は第128項bに定められた通りに実施される。その他の詳細については、第24項を参照のこと

第2節 攻撃

127. 接近行軍

a. 概要。接近行軍は日中または夜間に行われる。機関銃班は通常、小隊の一部として行軍し、その初期隊形と小隊編成における位置は小隊長によって規定される。班長は、遮蔽を利用するため、不必要な損害を避けるため、統制を維持するため、または班の行動準備を早めるために、自身の判断で班の初期隊形（配置）を変更することができる。班が別の部隊に誘導される

よう指示された場合、地形または視界不良により視覚的接触が途切れる可能性が高い場合は、常に接続縦列（できれば二重）を用いるべきである。

b. 日中の接近行軍。(1) 班は通常、対空警戒任務を与えられ、それに加えて地上警戒任務を与えられることもある。班は、先頭のライフル部隊に追従して支援するよう指示されるか、あるいはその部隊に配属されることもある。小隊長は兵器運搬車に班に同行するよう指示するか、または機関銃と初期弾薬を手動運搬するよう指示する。運搬車で輸送される場合、銃は対空射撃のために搭載され、2名の骨幹要員によって操作される。これらの要員は、運転手および班の自動小銃とM1903ライフルを操作する兵士とは別である（第121項b参照）。割り当てられた任務は、班の残りの要員とは別に兵器運搬車で移動する骨幹要員によって遂行されることもある。このような場合、班長と分隊長は銃と運搬車に同行し（必要であれば、骨幹要員の一人として）、班の残りの要員は小隊の徒歩部隊と移動する。

(2) 班全体が部隊として行軍する場合、班長は班の少し前方を先行すべきである。分隊長は信号のために彼を監視し、分隊が利用可能な遮蔽と隠蔽を最大限に利用していることを確認する。

(3) 班が小隊から分離された場合、班長は班に同行する兵器運搬車の移動を統制し、対空・対戦車警備を提供し、危険区域や運搬車を離れた可能性のある射撃陣地を班に先行して偵察する（第82項参照）。班から分離された分隊の分隊長は、班長のために上記で概説された任務を遂行する。

c. 夜間の接近行軍。(1) 視界条件により必要とされる場合、班は小隊から分離され、対空警戒任務を帯びて大隊編成内に配置されることがある。時には、分隊が班から分離され、同様の任務を与えられることもある。

(2) 班にそのような対空任務がない限り、その兵器運搬車は通常、後方に待機させられる。それらは上級部隊の統制下で前進し、目的地に到着後、班の徒歩部隊に再合流する。

(3) 班長および分隊長は、連絡または方向の喪失、および個人の脱落を防ぐため、厳密な監督を行わなければならない。

d. 接近行軍時の配置。(1) 班は班縦隊、分隊列、または左右に分隊梯隊に配置することができる。これらの隊形は、小隊の類似の隊形と同じ利点、欠点、および有用性を持つ（第82項b参照）。

(2) 分隊の通常の隊形は分隊縦隊である。危険区域を迅速に横断するため、分隊長は分隊を散兵に展開させることができる。

128. 集結区域（陣地）

a. (1) 時として、班は接近行軍から直接戦闘に突入することができる。しかし、大隊が攻撃展開に先立って集結区域を占領する場合、班は通常、その小隊の一部として、第84項aで議論されている任務のいずれかに用いられる。時折、ライフル兵を増強された班が局地警

戒部隊を構成することがあり、そのような任務は第84項b(3)で小隊に規定されている通りに遂行される。

(2) 受けた命令によっては、銃を骨幹要員のみで扱うよう指示されることがある。班長と分隊長は各自の銃と共にいる。いくつかの状況では、小隊長は骨幹要員を兵器運搬車で大隊に先行させて前進させ、大隊が到着する前に射撃陣地を占領することがある。割り当てられた任務やその他の状況要因に応じて、小隊長は後から到着する分隊の他の要員に、銃クルー操作に再合流するか、または小隊軍曹の指揮下で中隊集結区域の一部を占領するよう指示することができる。

b. 班が対空任務を割り当てられた場合、あらゆる方向から攻撃してくる航空機に射撃できる陣地を選定すべきである。各運搬車は遮蔽下に置かれる。集結区域での停止は一時的である可能性があるため、爆弾の破片や航空機関銃射撃から銃とクルー操作に必要な防御は、既存の溝や小さな穴に銃を据え付けることによって提供されるべきである。これらが利用できない場合、砲座が掘られる。銃陣地は、航空観測から隠蔽するのに十分な自然な遮蔽がない限り、偽装される。銃陣地で必要とされない要員は分散し、防御のために溝、穴、個人壕、または伏せ壕を利用する（付録I参照）。班の2挺の銃は少なくとも50ヤード離して配置される。もし班の1挺の銃が、特定の方向から接近する航空機に射撃できないような位置にある場合、もう一方の銃はその方向へ効果的に射撃できるべきである。銃の要員は常に警戒していなければならない。集結区域が2時間以上占領される場合は、交代要員が提供される。敵の航空機や戦車の接近を警告するために観測員（対空・対戦車警備）が配置される。

c. 小隊長が班のM1903ライフルの位置と任務を規定しない場合、それは装甲車両の最も可能性の高い接近経路を援護するように配置される。装甲車両が他の方向から攻撃した場合に迅速に移動できる他の陣地が選定される。

d. 大隊が集結区域にいる間、分隊長は自身の直接統制下にあるすべての兵士の身体状況を検査する（FM 21-10参照）。分隊の兵器、弾薬、および装備と同様に、各兵士の装備も確認される。班長はこの検査を監督し、消費された弾薬を補充する措置を講じるべきである。銃の近くにいない要員は小隊軍曹によって検査される。

129. 初期射撃陣地への移動

a. (1) 状況により大隊が集結区域で停止することなく、接近行軍から直接攻撃に移行する場合、小隊長（または班が配属されているライフル部隊の指揮官）は通常、班の射撃陣地区域近くの遮蔽された場所を最終行軍目標として割り当てる。

(2) 大隊が集結区域を占領する場合、班は伝令または信号によって、その対空またはその他の射撃陣地（または警戒任務に用いられていない場合は集結区域内の陣地）から、班の射撃陣地区域近くの遮蔽された場所へ移動するよう指示される。

(3) 上記いずれの状況においても、これらの指示は通常、銃と弾薬を兵器運搬車でさらに前方へ運搬する

かどうかを指示し、運搬車を離れた陣地を指定する場合がある。

b. 小隊は小隊軍曹の指揮下で部隊として前進し、一方、班長は遅滞なく小隊長に報告して命令を受ける。あるいは、各班長が自身の班を率いて、射撃陣地区域近くの遮蔽された場所と区域自体を上級分隊長に指示できる地点に到達するまで移動することもできる。その後、班長は班のさらなる移動に関する簡潔な指示を発令し、上級分隊長に統制を委ねて、直ちに小隊長に報告するか、ライフル部隊に配属されている場合はその部隊の指揮官に報告すべきである。

c. 運搬車を離れた陣地は、攻撃前の要員の体力を温存するため、可能な限り前方にあるべきである。攻撃開始後の兵器運搬車の主要任務は、射撃陣地への手動運搬距離内で弾薬の途切れない供給を維持することである。したがって、兵器運搬車は、敵の地上観測や水平射撃にさらされるほど前方へ移動させてはならないし、班の徒歩部隊から非常に離れてもならない。もし火器と弾薬を輸送する運搬車が、さらに前方へ進むために迂回経路を取ることが許された場合、彼らは遅延し、班は初期任務を遂行するために時間通りに射撃陣地に入れない可能性がある。したがって、運搬車が班の徒歩部隊から分離されるか、敵の観測と射撃にさらされることなく、これ以上前方へ移動できない地点に到達した場合、銃と初期弾薬は運搬車から降ろされ、残りの距離を手動運搬すべきである。

d. 小隊長（または班が配属されている部隊の指揮官）に報告する際、班長は自身の位置を確認し、攻撃命令を受ける。命令の内容については、第87項を参照のこと。

e. 命令を受けた班長は、割り当てられた陣地区域を迅速に偵察し、2挺の機関銃のおおよその位置を選定し、割り当てられた目標と交戦するか、割り当てられた射撃区画を援護する方法を決定し、班観測所を選定する。

130. 射撃陣地の選定

a. 定義。主要、代替、および補助射撃陣地の定義については、第5項aを参照のこと。

b. 要素。攻撃における射撃陣地を選定する際に分隊長および班長が考慮すべき要素は以下の通りである。

(1) 任務。これは最優先の要素であり、他のすべての要素は二次的である。射撃陣地は、割り当てられたすべての目標、または割り当てられた射撃区画に出現するあらゆる目標に射撃できるものでなければならない。任務を効果的に達成するためには、分隊長は音声または腕と手の信号による統制を可能にするため、銃に十分に接近していなければならない。同時に、目標を観測し、銃の射撃を調整できる能力も必要である。また、分隊長は自身の位置から友軍のライフル部隊を観測できなければならない。少なくとも友軍が銃の安全限界に接近する際には、友軍を危険に晒す前に射撃を停止（または他の目標に転換）するよう命令できるようにするためである。

(2) 位置。(a) 銃がその目標または射撃区画に対して陣地遮蔽または部分遮蔽の位置にあるかどうかにか

かわらず、敵の観測および水平射撃から他のすべての方向において防御されるように配置されるべきである（第25項b(3)(c)および図9参照）。このような陣地を見つけるためには、班の陣地区域の徹底的な偵察が通常必要となるが、存在すれば見つけて使用しなければならない。さもなければ、銃はすぐに発見され、破壊されるか、破壊を免れるために移動を余儀なくされる。盛土や建物がない場所では、丘の斜面が通常、最適な陣地となる。

(b) 目立たない高所の近くの陣地遮蔽は、初期段階で利用でき、その後、銃の短い前方移動により、後の射撃任務を達成するために部分遮蔽の陣地を利用できる場合が多い。照準器を用いて部分遮蔽を提供する陣地から銃を据え付け、その後1〜2ヤード慎重に後方へ陣地遮蔽の位置へ移動させても、目標への射撃調整に支障をきたさないことがよくある。

(c) いかなる射撃陣地を選定する際にも、以下の項目を考慮しなければならない。

1. 樹木やその他の障害物が射撃にどのように干渉するか。
2. 特定のライフル部隊をその出発線から敵の主要陣地まで支援する場合、射界の長さとは十分か、そして支援部隊の進行を常に観測できるか。明確な目標が割り当てられている場合、目標までの距離と観測施設は、効果的な射撃を正確に目標に配置できるようなものであるか。
3. 側面射撃および遮蔽射撃の安全規則によって決定されるように、友軍部隊は、射撃が効果的でなければならないときにいつでも銃の射撃を遮蔽するような位置にいる可能性が高いか。

これらの考慮事項は、かなり有利な高地、または攻撃部隊間の隙間の利用を決定づける。攻撃部隊の安全のためにそのような行動が必要な場合、機関銃は砲火を浴びるにもかかわらず、かなり前方に配置される。

(3) 銃と要員の安全。もし遮蔽射撃、または隙間を通して射撃することが可能であれば、先頭のライフル部隊の中の射撃陣地は望ましくない。これらのライフル部隊に集中する敵の砲火により、火力の優位性を得るために最も必要とされる時に機関銃が機能停止に陥る可能性があるためである。指揮官が考慮すべき他の要素は以下の通りである。

(a) 1発の砲弾で両方の銃が破壊されるのを防ぐため、銃を30〜100ヤード離して配置できるか。

(b) 射撃陣地の側面は隣接する部隊によって防御されているか。そうでない場合、露出した側面を観測員が監視して奇襲攻撃を防ぐことができるか。

(c) 代替陣地が利用可能か、その使用が必要になった場合。

(d) 敵の機械化反撃に対する防御として、既存の自然または人工の対戦車障害物を最大限に活用できるか。

(e) 陣地が敵の機械化攻撃や航空攻撃、あるいは砲兵や迫撃砲の砲撃を受けた場合、銃と要員を防護できるような穴や溝が陣地の近くにあるか。

(f) 陣地は、敵の地上および航空観測から銃とクルー操作を隠蔽するための地形の特性や植生を提供するか。

(4) 射撃陣地占領に利用可能な時間。攻撃において、時間は通常短い。この要素だけでも、最良の射撃陣地を捨てて、より迅速に占領できる望ましくない陣地を選ぶことを要求されることがある。利用可能な時間を最大限に活用するには、事前に計画を立て、タイムリーかつ迅速な偵察を行い、分隊での円滑なチームワークを築くことによるのみ可能となる。

(5) 射撃陣地への経路。後方からの経路の長さ、通過可能性、およびその経路上の隠蔽と遮蔽は、射撃陣地を選定する際に考慮されなければならない。これらの要素は、部隊が過度の損害を被ることなく陣地を占領し、銃に十分な弾薬補給を維持する能力に大きく影響する。銃を代替または補助陣地へ移動させ、攻撃の進展に伴って前方へ陣地変換できるような、遮蔽された経路への容易なアクセスも重要である。

(6) 支援する部隊との連絡。もう一つの重要な考慮事項は、支援されるライフル部隊、または次に上位の機関銃部隊と困難なく連絡を取れるかどうかである。

131. 警戒措置

a. 通常、小隊長は敵の航空、機械化、または歩兵による機関銃陣地への攻撃を警告するために、対空・対戦車警備の配置を指示する。班がライフル部隊に配属されている場合、またはその射撃陣地が小隊の他の部分から広範囲に離れている場合、班長は *contrario* の指示を受けていない限り、自身の警備を維持する。

b. M1903ライフルと対戦車擲弾は、敵の装甲車両に対する班の近接防御のために用いられる（第18項c参照）。

c. 対空警戒のため、分隊と班は主として人員と装備の分散、および遮蔽と隠蔽の利用に頼る。機関銃その他の兵器が敵航空機に射撃を行う条件は、第18項eに規定されている。

132. 射撃陣地の占領

a. 班長は、陣地区域の偵察を完了すると、分隊長を呼び出すか信号を送り、射撃陣地と目標、または射撃区域を彼らに指示できる位置へ前進させる。その後、彼は命令を発令し、分隊による射撃陣地の占領を監督する。

b. 分隊長は各自の銃の正確な射撃陣地を選定する。適切な時に分隊を呼び出すか信号を送り、銃を砲座に据え付け、分隊の隊員に必要な指示を発令する。

c. (1) 死傷者を避けるため、そして最初の射撃を奇襲として行うため、敵に発見されることなく射撃陣地を占領するためにあらゆる努力が払われる。光る装備品は覆うか、汚す。時間があれば、分隊員は匍匐前進で個々に露出した射撃陣地に入る。

(2) 射撃陣地が敵の観測に完全に露出しており、個人の動きで進入する時間がない場合、射撃を開始する直前に最大限の速さで進入すべきである。

d. 班が陣地に位置し、射撃準備が整い次第、小隊長、または班が配属されているライフル部隊の指揮官に通知される。

133. 命令

a. 班長が分隊長に発する攻撃命令には、以下の内容を含めるべきである。

- (1) 敵および友軍に関する必要な情報。
- (2) 班の任務。
- (3) 射撃区域の境界、または目標の位置。
- (4) 各分隊の射撃位置。
- (5) 分隊の射撃位置を占領する方法または時期に関する必要な指示。

(6) 対空・対戦車監視員の配置に関する指示。二次目標の観測、または敵歩兵による奇襲攻撃に対する警戒に関する指示。

- (7) 大隊救護所の位置。
- (8) 弾薬補給に関する指示。
- (9) 班長および小隊長の位置。

(10) 射撃命令。必要であれば、射撃開始時刻を含む。含まない場合は、分隊長に射撃命令は後で発せられることを通知すべきである。

b. 班長が後で発する命令には、分隊長がその後の任務を効率的に遂行するために必要な項目のみを含める。

c. 分隊長は、すべての命令を理解していることを確認するために質問される。

d. 分隊長は、班命令に含まれる事項のうち、自己の分隊に関する部分のみを含む命令を発する。

e. 射撃命令のすべての要素は、下級者全員によって、要素ごとに受領時に復唱される。可能な限り、腕と手の信号が命令の発令と受領の両方に使用される。

f. 射撃命令については、野戦教本23-55を参照のこと。

134. 射撃の観測

a. 班長は、射撃陣地の直近に観測所を設ける。観測所は以下の要件を満たすべきである。

(1) 目標または射撃区域を良好に視認でき、友軍部隊が射線内に入る可能性がある地点も観測できること。

(2) 射撃を常に即座に統制できること。

(3) 上級指揮官からの指示を、できれば信号によって迅速に受領できること。

b. 分隊長の配置については、第130b(1)項を参照のこと。

135. 代替陣地および補助陣地の占領

これらの陣地は通常、上級指揮官からの命令によって占領される。しかし、そのような命令がない場合でも、班長（または分隊長）は、敵の砲火が銃と要員の破壊を脅かすときは常に、代替陣地へ移動することを許可される。班長（または分隊長）は、さらなる命令なしに観測された補助目標を攻撃することを要する任務を与えられた場合、自己の判断で補助陣地への移動

を命令する。班（または分隊）が小隊（または班）から離れて行動する場合、その指揮官が代替陣地または補助陣地をいつ占領するかを決定する。

136. 攻撃および突撃中の射撃

ライフル部隊に配属された班（または分隊）、あるいは特定のライフル部隊を支援する任務を持つ班（または分隊）は、小隊のために定められた方法で射撃を行う。（第91項および第93項参照。）班長（または分隊長）は、射撃が遮断され次第、直ちに上級指揮官に報告する。

137. 陣地変換

a. 班が小隊の一部として行動している場合、陣地変換は小隊長の指示に従って行われる。通常、この際、班は単位部隊として陣地変換を行う。小隊長は、陣地変換を命令によって開始するか、射撃が遮断された時に開始するかを指示する。陣地変換の前または最中に、彼は新しい陣地区域と新しい目標または任務を割り当てる。班長は、経路を偵察し、なおかつ信号によって班を統制できる距離を保ちながら、班の先行を行う。新しい陣地区域に到着すると、班長は友軍の最前線部隊の位置を観測し、敵の活動を注視し、新しい目標または射撃区域を観測できる観測所を見つけ、射撃陣地の概略位置を決定する。その後、彼は分隊長を呼び、必要な命令を発する。陣地は、最初の射撃陣地と同様の方法で占領される。

b. 班が小隊から分遣されている場合（例えば、特定のライフル部隊に追従して支援する任務を持つ場合など）、班長が陣地変換を行う時期を決定する。陣地変換は、前進するライフル部隊によって射撃が遮断された場合、再編成中に支援するライフル部隊を保護するために必要な場合、または割り当てられた任務を達成するためにその他必要な場合に実施される。班長が、他の部隊が彼の陣地変換を援護し、敵の逆襲から防御するという通知を受けていない限り、彼は通常、班に分隊梯队による陣地変換を命じる。一つの分隊は現在の射撃陣地に留まり、敵の逆襲や、支援中のライフル部隊の進撃または陣地変換中の分隊の移動を妨害する敵部隊に対して射撃を行う準備を整え、後者の分隊が新しい射撃陣地区域に到達するまで待機する。後方の分隊長に対し、監視すべき区域、いつ陣地変換を行うか、および彼の分隊が後でたどる経路について指示した後、班長は上記のaで述べたように、陣地変換を行う分隊を新しい陣地区域へ誘導する。可能な限り、移動は隠蔽され、遮断された経路で行われるべきである。

c. 班がライフル部隊に配属されている場合、その部隊の指揮官はすべての陣地変換を命令する場合もあれば、いつどこで陣地変換を行うかの決定を班長の判断に委ねる場合もある。攻撃開始前、班長は、自己の判断で陣地変換を行ってよいかどうか知らされていない場合、ライフル部隊指揮官に明確な指示を求めるべきである。

138. 再編成

a. 班は、前線ライフル部隊が再編成を行う間、これを援護するために使用される。重機関銃は、支援する部隊の正面と側面を援護し、攻撃してくる航空機に射撃できる陣地を占領する。

b. 班長および分隊長は、支援するライフル部隊の再編成中に訪れるあらゆる小康状態を利用し、自らの部隊を再編成し、弾薬を補充する。死傷した重要要員は、分隊の他の要員によって補充される。必要に応じて、片方の分隊からもう一方の分隊への移送により、両分隊の戦力を均等ににする。分隊長または班長は、自分が作戦行動中の部隊の指揮官と連絡を取り、攻撃再開時の部隊の任務に関する指示を得る。多くの場合、再編成を援護するために占領していた同じ陣地からは次の任務を達成できない。新しい陣地区域が割り当てられるか、班長がそれを選択するよう指示されることもある。新しい区域の偵察は迅速に完了しなければならない。可能な限り、命令は事前に発令され、その他の準備も進められるため、新しい陣地への移動は通常利用可能な短い時間で完了できる。

139. 追撃

火力による追撃を除き、追撃は班が作戦中の指揮官の命令があった場合にのみ実施される。班は、小隊の不可欠な一部として、またはライフル部隊に配属されて、あるいは指定されたライフル部隊に追従し支援するよう命令されて運用されることがある。追撃は、第97項に規定された小隊と同様に実施される。

140. 前進が停止した場合の行動

大隊の前進が敵の抵抗によって明確に停止された場合、班は、先頭のライフル中隊が防御のために陣地を構築する間、これを援護するために運用される。その際、第138項で述べられた措置が講じられる。

141. 特殊作戦

襲撃または夜間攻撃の支援、森林または村落における戦闘、および渡河における運用の詳細については、第3章第5節から第9節までを参照のこと。

142. 攻撃時の弾薬補給

a. 班が小隊長の指揮下にある場合、小隊長は、弾薬を積載した車両の最寄りの位置、または弾薬が荷下ろしされた位置を班長に常に知らせておく。

b. 班がライフル部隊に配属されている場合、班長は、所属する部隊の指揮官から、自らの車両を直接大隊弾薬配給所へ補充のために送るべきか、あるいはライフル部隊指揮官の指定された代理人の監督下で作戦行動を行うべきかについて指示を受けなければならない。小隊の輸送伍長が班に同行しない場合、班長は最先任の運転兵に車両を直接担当させるべきである。

c. 小隊の弾薬積載車両は、利用可能なすべての遮蔽と隠蔽を利用して配置される。後方の車両の運転兵は、信号または徒歩で前進することにより、直前の車両の運転兵と連絡を取り続ける。車両が新しい隠蔽さ

れた位置へ前進すると、後方の次の車両は前進して、直前に空になった位置を占領してもよい。車両が補充のために後方へ送られ、弾薬を積載すると、それは前進して車両列の最後尾に位置する。

第3節 防御

143. 戦術的運用 - 阻止線近接支援における班

a. ライフル中隊配属時の命令 - 防御陣地の迅速な占領時、重機関銃班は当初、ライフル中隊に配属されることがある。この場合、班長はライフル中隊長から指示を受け、ライフル中隊の区域を最大限に援護できるように班を配置する。(第104b項参照。)

b. 小隊長からの命令、陣地のより周到的な占領に時間が許される場合、班長は小隊長から命令を受ける。小隊長は中隊長の命令(大隊の射撃計画)に従って射撃陣地と任務を割り当てる。

(1) 班長は通常、小隊長の命令を自らの班が占領すべき地上で受ける。命令には、班の主要および代替射撃陣地、射撃区域、および最終阻止線の方向が含まれる。補助射撃陣地が割り当てられることもある。(第105項参照。)

(2) 班長は、小隊長によって定められた区域内で、班の各機関銃の主要および代替射撃陣地の正確な位置を決定する。彼は隣接するライフル小隊の指揮官と連絡を取り、自らの射撃陣地とライフル小隊の配置との連携を確実にする。彼の射撃陣地は、ライフル部隊の射撃を遮蔽してはならず、またライフル部隊によって遮蔽されてもならない。

c. 射撃陣地の選定

(1) 主要射撃陣地

(a) 班長は主要射撃陣地の正確な位置を選定する。これにより、班の機関銃両方が割り当てられた区域を援護し、割り当てられた最終阻止線上で最大限のなだめるような射撃を得られるようにする。彼は機関銃を少なくとも30ヤード離して配置する。もし2つの異なる最終阻止線が割り当てられた場合、両機関銃は指定された主要線に沿って射撃できるように配置されなければならない。

(b) 各射撃陣地には遮蔽と隠蔽が提供されることが不可欠である。射撃区域に含まれる地域を除き、あらゆる方向からの射弾を避けられる場所が求められる。時間が許す限り、各機関銃の砲座が掘削される。時間が不足している場合は、前方に対して部分的な射弾回避を提供する射撃陣地が選定される。そのような陣地は、地面の凹地や起伏に見つけることができる。(第25b(3)(b)項および図8参照。)

(2) 代替射撃陣地

各機関銃に対して代替射撃陣地が選定される。この陣地からは、可能な限り主要射撃陣地からと同様に、同じ射撃区域を援護し、最終阻止線に沿って射撃を行うことができる。各代替陣地は、主要陣地に対する敵の砲火が代替陣地を危険にさらさないように、主要陣地から十分に離れているべきである(開けた地形では少なくとも100ヤード)。班長は、そのような移動が機

関銃の行動をより長く、より効果的に維持する場合、班のいずれかの機関銃をその代替陣地へ移動させることを許可される。砲座は隠蔽または偽装される。

(3) 補助射撃陣地

(a) 機関銃の補助射撃陣地の位置は、中隊命令に従って小隊長によって指定され、そこから行われるべき任務も規定される。

(b) 班長は、以下の場合を除き、自らの機関銃を主要または代替射撃陣地から補助陣地へ移動させる権限はない。

1. 小隊長の直接命令がある場合。
2. 側面攻撃のような緊急事態によりそのような行動が必要とされ、かつ小隊長との連絡を直ちに確保できない場合。

144. 命令 - 阻止線近接支援における班

a. 班長は、班が占領すべき地上において、分隊長に対し口頭で野戦命令を発令する。その命令には以下の内容が含まれる。

- (1) 敵に関する主要な情報。
- (2) 隣接部隊の位置。
- (3) 射撃陣地。
- (4) 射撃区域および最終阻止線。
- (5) 射撃開始に関する指示。
- (6) 各陣地で掘削すべき砲座の種類と構築の優先順位。
- (7) 射界の確保。
- (8) 弾薬補給。
- (9) 大隊救護所の位置。
- (10) 小隊長の位置。

b. 分隊長はその後、自身の命令を発令する。班長の命令のうち自らの分隊に関連する事項に加え、分隊長の命令は分隊の各要員に任務を割り当てる。

145. 陣地の編成 - 阻止線密着支援における班

a. (1) 分隊は指定された陣地に到着すると、割り当てられた射撃区域を援護するために機関銃を一時的に設置する。射撃区域は、銃要員に明確な地形的特徴を指示し、実地で示される。区域を援護する方法は、その幅によって異なり、班長が指定する。

(2) 射撃手と副射撃手は主要な銃砲座を構築する。(図33から35まで参照。) 伍長の個人壕は、砲座の右または左後方数歩のところに掘られ、伍長が射撃区域を観測し、銃要員の行動を監督し、班長と腕と手による信号で容易に連絡できる位置とする。弾薬補給に従事しない弾薬運搬要員は、班を密接に防御できる位置に配置される。各要員は立射型の一人用個人壕を掘る(付録I参照)。

(3) 要員が機関銃を代替陣地または補助陣地へ移動させるための経路を選定する。匍匐壕は偽装が困難であり、航空機からの銃陣地の位置を露呈させる可能性があるため、陣地間の経路は既存の遮蔽地、溝、または排水線を利用すべきである。遮蔽された区域を接続するために狭い匍匐壕を設ける必要がある場合、可能な限り、航空機からの観測を隠蔽できる場所(樹木や茂みの枝葉の下など)に掘るべきである。これが不可

能である場合、2つの砲座を接続する匍匐壕は、各砲座から少なくとも100ヤード延長すべきである。

(4) 班長の立射型個人壕は、彼が射撃区域を見渡し、班の射撃を統制できる地点に掘られる。

(5) 主要射撃陣地は最初に完成させる。小隊長の命令には、代替陣地および補助陣地の編成の優先順位が含まれる。

(6) 可能な限り自然の遮蔽を利用する。陣地におけるすべての工事の偽装は、その構築と同時に計画される。胸壁は完成次第、直ちに芝生を張る。胸壁に必要な追加の芝生は、銃陣地からかなりの距離を置いて掘削し、銃陣地の直近の芝生に似たものを選定する。既存の通路は可能な限り利用する。不可避免的に形成された新しい通路は、銃陣地を少なくとも100ヤード迂回させるか、森や茂みの中で途切れるようにする。

b. 分隊長は、各射撃陣地について射撃要図を作成する。

c. 敵との接触前に陣地が編成された場合、陣地におけるすべての作業が完了すると、班は近くの遮蔽地へ撤退する。両機関銃は主要砲座に設置されたままにする。各機関銃には常時、一人の要員が警戒勤務に就く。

146. 最終阻止線

a. 他に指示がない限り、最終阻止線への射撃は、機関銃をなだめる射撃に最も有利な位置で固定して開始される。射撃は友軍部隊から50ヤード以上離れて行われるべきである。これは跳弾が部隊を危険に晒すのを防ぎ、敵が手榴弾の射程に到達する前にその接近を阻止する。阻止線の前面に有刺鉄線障害物が構築されている場合、最終阻止線は有刺鉄線のすぐ前面に設定される。

b. 機関銃が主要射撃陣地に配置され次第、各分隊長は、射撃手が照準器を通して観測する間に、要員の一人に最終阻止線上を歩かせる。その後、機関銃はなだめる射撃が最大限に及ぶように指向される。線の範囲と死角は小隊長に報告される。(野戦教本23-55参照。)

c. 班の各機関銃に異なる最終阻止線が割り当てられる場合がある。この場合、主要線を射撃中の機関銃が行動不能になった場合、班長は班のもう一方の機関銃を直ちに主要線に切り替えさせる。

147. 射撃計画 - 阻止線近接支援における班

a. 班の射撃計画は小隊長の指示に基づいている。これには、射撃を開始する条件、補助陣地へ移動する条件、最終阻止線への射撃条件、その射撃に対する所定の信号、および信号の発信位置が含まれる。さらに、割り当てられた区域内での射撃の配分、射撃の統制と実施に関する措置も盛り込まれる。(野戦教本23-55参照。)

b. 最終阻止射撃が前線から要請された場合、その射撃を要請したライフル部隊を援護する最終阻止線を持つ機関銃のみが射撃を開始する。

c. (1) 良好な視界状況下では、班長が最終阻止線への射撃速度と継続時間を決定する。

(2) 視界が制限される状況下では、大隊命令によって射撃速度と継続時間が規定されることがある。指示がない場合、最終阻止線への通常の班の射撃速度は、最初の2分間は毎分250発、その後は射撃中止命令があるまで毎分125発である。班長は、班の射撃速度を1丁の機関銃で維持するか、あるいは両方の機関銃がそれぞれ低速で交互に射撃することで維持するかを指示する。

148. 射撃の観測 - 阻止線密着支援における班

a. 戦闘中、班長は割り当てられた射撃区域を観測し、目標の指定と射撃の配分について分隊長に必要な射撃命令を発令する。分隊長は各目標に対する射撃の効果を観測し、必要に応じた調整を行う。

b. 夜間、各機関銃につき1名の要員が警戒勤務に就くことに加え、各班は3交代制で、それぞれ1名の観測要員を配置する。観測要員は射撃区域の全般的な監視に加え、特に最終阻止射撃の信号が発せられる位置を監視する。

149. 前線大隊後方の重機関銃

a. 阻止線後方に配置された班は、以下の任務のいずれか、または全てを与えられる場合がある。長距離射撃、敵の浸透阻止、大隊の側面援護、および逆襲支援である。

b. これらの任務のための射撃陣地、各陣地からの射撃区域および主要射撃方向は、小隊長によって割り当てられる。班長は、阻止線を密接に支援する班について述べたように、正確な位置を選定し、分隊に射撃陣地を構築させ、占領させる。各機関銃は、主要方向線上で最も有利な射撃を行えるように設置される。代替砲座も準備され、そこからは主要砲座からと同様の射撃任務を遂行できる。

150. 対空警戒及び対機甲防御

a. 対空警戒の積極的および消極的措置については、18c項および64e項を参照のこと。

b. 機甲攻撃に対する行動については、第18c項および66項を参照のこと。

151. 警戒任務

重機関銃班が警戒任務に投入される場合、119項に記載されている小隊と同様に運用される。

152. 弾薬補給

弾薬補給については、115項を参照のこと。

第7章 81mm迫撃砲小隊

第1節 概要

153. 参考資料

機械訓練、射撃教練、射撃術、射撃命令、および射撃技術については、野戦教本23-90を参照のこと。散開教練については、野戦教本22-5を参照のこと。その他の兵器における個人訓練については、野戦教本23-5、23-7、23-10、23-15、23-30、および23-35を参照のこと。

154. 編成

81mm迫撃砲小隊は、指揮班（本部）と3個班で構成される。指揮班は、小隊長、小隊軍曹、連絡伍長、測量伍長、輸送伍長、小隊本部に配属されたトラックを運転する運転兵、伝令、および兵員で構成される。

155. 指揮班の任務

a. 小隊長 - 小隊長は、小隊の訓練、規律、統制、および戦術的運用に責任を負う。彼は重兵器中隊長から命令を受けるが、小隊がライフル部隊に配属され、一時的にライフル部隊指揮官の直接指揮下に入った場合はその限りではない。小隊長は指揮班の助けを得て、適時の命令を班長に発することで小隊の行動を統制する。戦闘中は、任務に応じた効果的な射撃を実施する責任を負う。また、代替および補助射撃陣地が選定され、敵の砲火を避けるため、または割り当てられた任務を遂行するために必要に応じてこれらが占領されること、中隊長の指示があった場合、または任務を遂行するために必要な場合に、陣地変換が迅速かつ適切に行われること、自らの射撃が友軍部隊を危険に晒さないこと、中隊長が弾薬を入手可能にした地点から迫撃砲に十分な量の弾薬が供給されること、そして戦闘効率を維持するために必要に応じて再編成が行われることに責任を負う。信号連絡のため、彼は徒歩伝令、小隊本部に配属されたトラックの運転兵、および腕と手または信号弾による信号を使用する。利用可能になった際には、通話器および無線電話を使用する（第10章参照）。

b. 小隊軍曹 - 小隊軍曹は小隊の副指揮官である。行軍中は、通常、小隊の徒歩要員の最後尾を進み、統制を維持し、側面および後方の状況を把握する。小隊長不在時には小隊を指揮する。攻撃中は迫撃砲の射撃陣地内またはその付近に留まり、迫撃砲への十分な弾薬供給を維持することについて小隊長に責任を負う。前進中の陣地変換においては、小隊の後方梯隊を指揮する。防御状況では、迫撃砲要員の運用を観測し、弾薬供給を監督できる後方に位置する。

c. 連絡伍長 - 連絡伍長は、指示があった場合、偵察において小隊長を補佐する。戦闘における彼の主要任務は、状況に応じて、支援するライフル部隊との、または中隊長と迫撃砲小隊との間の連絡要員として行動することである。可能な限り測量伍長を補佐し、後者

の任務を引き継ぐための訓練を受け、準備を整えている。

d. 測量伍長 - 測量伍長は小隊の射撃統制器材を担当する。彼は偵察、射撃諸元の準備、目標の搜索、友軍部隊の進捗と安全の監視、および射撃の統制において小隊長を補佐する。彼は小隊観測所を設置し、連絡任務を補佐する。

e. 輸送伍長 - 輸送伍長は命令に従い、兵器の輸送中だけでなく、弾薬補給車両としての運用中も小隊の車両を指揮する。弾薬補給に関する任務については、第239項を参照のこと。彼は適時の偵察、遮蔽地への分散、隠蔽、偽装、および車両搭載兵器の火力により、車両の警戒を確実にする。彼はすべての小隊車両の初級整備を厳重に監督する。

f. 運転兵 - 運転兵は小隊本部に配属された車両を運転する。彼らは停止中には常に車両を隠蔽および偽装し、小隊長に許可された場合には輸送伍長の指示に従う。各運転兵は、自らの車両の初級整備に責任を負う。

g. 伝令 - 伝令は口頭および書面による伝達のために使用される。彼らは観測員として行動し、警戒任務を遂行し、または通話器や小隊に割り当てられたその他の信号器材を操作することもある。中隊が戦闘態勢に入った場合、伝令の一人は常時中隊長に派遣される。

h. 兵員 - 兵員は分隊の補充要員として訓練される。補充要員として割り当てられるまでは、伝令または弾薬運搬要員として雇用される。

156. 射撃の実施

a. 分隊は基本的な射撃単位であり、独自の観測所を設ける。単一の迫撃砲で100ヤード四方の目標区域を効果的に援護できる。射撃技術については、野戦教本23-90を参照のこと。

b. 各班には射撃区域が割り当てられる。可能な場合、班長が自らの班を密接に個人的に監督できるよう、班の分隊は集結される。班による統制は、目標への射撃の継続性を確保し、弾薬補給を簡素化し、射撃の柔軟性を高める。

c. 各班内では、一人の下士官が常に迫撃砲陣地の責任者となり、他の要員は観測員として機能する。小隊長は、それが班の運用計画の必要な部分である場合、班長の配置を指示する。詳細については、第199項を参照のこと。

d. 正確な奇襲射撃を行うためには、距離測定、射撃命令の発令、迫撃砲の設置と射撃、着弾観測、および射撃修正における徹底した訓練が不可欠である。

e. 弾薬補給の状況が許す場合、目標からある程度の距離にある地点で初期修正を行うことで、目標自体に対する奇襲効果射撃が可能となる場合がある。

157. 行軍

隊列行軍における小隊の配置、任務、および行動について、また、前衛部隊、側面援護部隊、または後衛部隊の一部として、あるいは自動車による移動中の行動については、第19項から第23項までを参照のこと。

158. 野営

小隊またはその一部は、野営前哨の援護に配属される場合がある。それ以外の場合は、野営の割り当てられた部分を占領する。配置と任務の詳細については、第24項を参照のこと。

第2節 攻撃

159. 日中の接近行軍

a. 中隊長の展開命令は、断片的な形式で頻繁に発令され、移動全体にわたって即座の地上行動準備が必要か否かを明示する。その他の詳細については、第26項および第27項を参照のこと。

b. 中隊長および偵察将校は、行軍中、大隊長に随伴することがある。機関銃小隊長が警戒任務に従事している場合、迫撃砲小隊長はしばしば、自らの小隊およびそれに随伴する機関銃小隊の要素の配置と移動を統制する任務を負うことがある。（第27e項およびf項参照。）

c. 例外的に、大隊長の指示により、中隊長は迫撃砲小隊の2個班を先頭のライフル中隊に配属するか、これらの小隊に追従して支援するよう指示する。それ以外の場合、小隊長は小隊を班縦列、小隊縦隊、または班を梯隊に配置することができる。

(1) 班縦列での編成は、通常、露出した地形での迅速な移動に最も適しているが、統制の困難さを増大させる。小隊縦隊は最大限の統制を可能にする。この編成は、遮蔽または隠蔽された前進経路を利用し、障害物を回避し、敵の砲火にさらされている区域間の隙間を通過し、森林、霧、または煙の中を移動するために使用される。右または左後方に梯隊を組んだ編成は、横並びの編成よりも容易に統制できる。また、露出した側面への迅速な行動開始も容易にする。

(2) 小隊長は通常、各班内の初期編成を指示するが、班長は地形または状況により必要に応じてこの編成を変更することを許可される。

d. 小隊に解放された車両が、悪路や視界不良のため迅速に移動できない場合、徒歩要員と車両は共に移動することができる。しかし、状況が許す場合、車両は通常、短い区間を跳躍的に移動して徒歩要員に追従する。このような移動においては、車両は常に自らの部隊から腕と手による信号距離内に留まるべきである。各区間の終わりには、可能であれば、榴弾の破片や水平弾道射撃から保護を提供する地面の起伏で車両を停止させる。各車両は航空機からの観測からも隠蔽されるべきである。ある程度の期間停止することが予想される場合は、直ちに車両の偽装を開始する。迫撃砲が車両によって輸送される場合、各班の車両自動小銃は配置され、対戦車防御のためにM1903小銃と対戦車擲弾を携行した一人の要員が班のもう一方の車両に乗車する。

e. 迅速な行動準備が必要な各分隊は、迫撃砲と初期弾薬を常に携帯していなければならない。これは、車両が徒歩要員に密着して追従できない場合、手で運搬

する必要があることを意味する。車両が小隊に随伴する場合、小隊長は、中隊長（または中隊の移動を統制する他の将校）からの信号または伝達によって、あるいは地形の変化によって必要とされる配置の変更を行う。したがって、様々な状況において、小隊長の決定は以下のいずれかとなる。

(1) 兵器を車両に積載し、各車両が自らの分隊に随伴させる。

(2) 兵器を車両に積載し、車両が短い区間を跳躍的に移動して徒歩要員に追従させる。

(3) 兵器を手で運搬し、車両が短い区間を跳躍的に移動して徒歩要員に追従させる。

(4) 兵器を手で運搬し、車両が徒歩要員の後方で伸長した縦列で前進させる。

f. 小隊が他の部隊に誘導される場合、介入する地形が視覚的接触を困難にする場合は、接続縦列によって接触を維持しなければならない。二重接続縦列は、接触維持の確実性を高める。

g. 小隊長は通常、指揮班を基幹部隊に指定し、その移動を指示することで前進方向を統制する。小隊軍曹は小隊の徒歩要員に追従するため、小隊長は指揮班に一時的な指揮官を任命する。もし中隊長によって小隊に割り当てられた行軍目標を基幹部隊の指揮官に指示できない場合、移動は一連の跳躍によって中間小隊行軍目標へと進められる。小隊長は、先行する目標での停止を防ぐため、または避けられない停止を最小限に抑えるため、次の行軍目標を適時に基幹部隊に指示すべきである。

h. 小隊長は、小隊の前進区域を偵察し、先頭要素の移動を指示するのに十分な距離を置いて小隊の先行を行う。彼は、激しい砲撃を受けている区域を迂回して小隊を導くか、敵の砲火の小康状態を利用して、突撃によってそのような区域を通過させる。班は、道路や敵の観測にさらされている尾根のような危険な区域を、単一の突撃で横断するよう指示されることがある。これらの突撃においては、車両は自らの分隊または班に密着して追従するよう指示されるか、徒歩要員が通過した後で高速で区域を横断するよう指示されるか、あるいは区域を迂回するよう指示されることがある。些細な迂回は、目立つ地点の周囲に行われるべきである。毒ガス汚染地域は避ける。

i. 接近行軍全体を通じて、小隊長は自らの兵器のための射撃陣地と、車両からの降車後の陣地を観測すべきである。

j. 状況により大隊が接近行軍から直接攻撃に移行する必要がある場合、中隊長は通常、小隊の射撃陣地区域の近傍にある隠蔽または遮蔽された区域を、小隊の最終行軍目標として指定する。射撃陣地区域が指定されることもある。中隊長は、小隊をその陣地区域へ誘導するための案内要員を派遣する場合がある。小隊長が命令を受けるために召喚された場合、彼は小隊を小隊軍曹に引き渡し、自身の不在中の小隊の行動に必要な指示を発令する。

160. 夜間の接近行軍

a. 夜間の接近行軍は、可能であれば日中に慎重に偵察され、標識がつけられた経路に沿って実行される。小隊の輸送要員は通常、後方の隠蔽された区域で大隊または中隊の統制下に置かれ、徒歩要員の到着後まもなく新しい集結区域で小隊に解放される。小隊の徒歩要員は、しばしば他の部隊に所定の距離を置いて追従するよう指示される。その距離が視覚的な接触を維持できないほど短い場合を除き、接続縦列を使用しなければならない。

b. 小隊に別の経路が与えられた場合、または前進区域と行軍目標が割り当てられた場合、小隊長は、正確な羅針盤の方向を確認し、経路を計画・標識し、重要な地点に案内人を配置するために、可能な限り日中の偵察を行う。可能であれば、より直接的だが不明瞭な経路よりも、容易に識別できる地形的特徴に沿った経路を選ぶべきである。

c. 統制のため、小隊は通常、距離を縮めた小隊縦列で移動する。

161. 集結区域（陣地）

a. 小隊は接近行軍から直接戦闘に突入する場合がある。しかし、可能であれば、大隊は攻撃展開に先立ち、掩護部隊、前哨、または局地的な警戒部隊によって防御された集結区域を占領する。小隊の全部または一部が、掩護部隊、前哨、または局地的な警戒部隊に対する火力支援任務を割り当てられることがある。これにより、中隊の集結区域外の射撃陣地を占領する必要が生じる場合がある。

b. 火力支援任務を与えられた小隊の各要素の行動は、戦闘前哨を支援する場合の行動に類似している。（第65b項参照。）

c. 小隊長または、彼が不在の場合は小隊軍曹が、要員と車両が集結区域内に分散され、隠蔽されていることを確認する。中隊の防御計画に従い、各班につき1名の要員がM1903小銃と対戦車擲弾で武装し、中隊区域への戦車の接近が予想される経路を援護するために配置される。各要員は、榴弾または爆弾の破片に対する防御として、既存の溝や穴を利用するか、または個人用の伏臥壕（図26参照）を掘る必要がある。携行している個人装備は、中隊長の指示に従い、アクセス可能な遮蔽された場所に移動・積載される。消費された弾薬は補充される。分隊長および班長は、各要員の身体状態および装備と分隊装備を確認する。小隊長または小隊軍曹がこの点検を監督する。要員には上記の要件と矛盾しない最大限の休息が与えられる。

162. 攻撃前の偵察と計画

a. 集結区域での停止中（または集結区域が占領されていない場合は最終行軍目標への途上、あるいは到着後）、小隊長は通常、中隊長から命令を受けるために召集される。時として、攻撃命令は伝令の形で届くこともある。攻撃命令を受けに召集される際、小隊長は通常、測量伍長と伝令を同伴する。連絡伍長が連絡任務に就いていない場合も、小隊長に随伴する。攻撃時

における81mm迫撃砲の戦術的運用については、第25項を参照のこと。

b. 攻撃命令は、小隊の要素をライフル部隊に配属する指示を含み、大隊の攻撃梯隊を支援する小隊の任務を規定する。命令の追加詳細については、第33項を参照のこと。

c. (1) 攻撃命令が小隊の即時前進配置を要求している場合、小隊長は偵察に進む前に、小隊に信号を送るか、小隊軍曹に伝令で移動を命じるべきである。小隊は通常、初期の射撃陣地の近傍にある隠蔽され、遮蔽された区域への移動を指示される。指示には、車両を使用するか否かを含めるべきである。車両を使用する場合で、中隊長が下車位置（集結区域内またはさらに前方）を指定していない場合、小隊長はその位置を規定すべきである。それは、車両を徒歩要員から分離したり、地上観測や水平弾道射撃に曝したりすることなく、車両が移動できる最前方地点でなければならない。班長が自らの班を率いるべきか、または遅滞なく小隊長に報告すべきかという指示を含めるべきである。

(2) ライフル部隊に配属される班または分隊の移動に関する指示は、この時点で発令されるべきである。

d. 小隊長はその後、補佐要員を伴って、割り当てられた射撃陣地区域を偵察するか、割り当てられていない場合はそれを選択する。彼は自らの射撃区域を特定し、敵が占領している地点、および敵が占領しそうな地点を把握する。彼は既に配置についている友軍小銃要素の配置を注視する。彼は、小隊の射撃区域を適切に援護するために、各班の観測所を設置すべき位置を決定する。この偵察に基づき、彼は小隊の運用を計画し、各班の射撃陣地区域を特定し、その射撃区域を決定する。彼はまた、小隊観測所の位置を選定し、測量伍長にその設置を命じる。測量伍長の支援を得て、彼は目標、敵が占領しうる地域、および主要な地形的特徴に関する射撃諸元を決定する。彼は、自らの射撃によって危険に晒される可能性のあるライフル部隊の行動区域を調査し、迫撃砲が射撃を停止するか、後方の目標に射撃を移さない限り、安全に進撃できない地点を特定する。その後、彼は小隊が既に前進している場合は小隊と合流するため戻る。そうでなければ、小隊に再合流して前進を指揮するか、または信号か伝令で、班長に自分への報告と、小隊が射撃陣地区域へ前進するよう指示する。

163. 射撃陣地区域の選定

a. 迫撃砲陣地を選定する際に求められる望ましい特性は以下の通りである。

(1) 観測所への近接性：陣地は、音声または腕と手による信号での連絡が可能な程度に適切な観測所に近いこと。

(2) 迫撃砲と要員のための遮蔽。

(3) 地上および航空機からの観測に対する隠蔽。

(4) 弾薬補給のための隠蔽された接近経路。

(5) 射撃任務を受ける指揮官の戦闘位置への利便性。

(6) 他の望ましい特性との合理的な妥協が許す限り、できるだけ前方であること。

b. 良好な観測は、迫撃砲の効果的な射撃に不可欠である。したがって、小隊長は、中隊長の命令で許容される範囲内で可能な限り、各班の射撃陣地区域を、その射撃区域に対する良好な観測を提供する地形に配置する。このような高地の地形は、通常、その裏斜面に適切な迫撃砲陣地を提供し、観測所から音声または腕と手による信号が届く距離にある。これが不可能な場合、班の陣地区域は、利用可能な手段（中隊長から通話器が支給されている場合、最大で0.5マイル）で連絡を維持できる程度に適切な観測所に近い必要がある。

c. 一つの一般区域から大隊全域を観測することが現実的でない場合、班はより大きな距離を置いて分離される。この場合、射撃統制は主に班長に分散される。

d. 各班に割り当てられた陣地区域は、2門の迫撃砲が50から100ヤード離れて配置できる程度に十分な広さを持つべきであり、これにより単一の砲弾によって両方が行動不能になる可能性を低減する。可能な限り、班の陣地区域は少なくとも100ヤード離れているべきである。

e. 主要陣地に加え、小隊長は各班に1つ以上の代替陣地区域を選定する。これらの代替陣地は、班長が自らの判断で占領する。彼はまた、補助陣地区域を選定し、そこへは彼の命令により班が移動し、隣接部隊の支援や緊急目標への攻撃などの二次的またはその後の射撃任務を実行できる。例外的に、班長は自らの判断でこれらの陣地を占領することを許可される。（5項参照。）

164. 命令

a. 小隊長は、可能であれば、射撃区域と射撃陣地区域を指示できる場所で、攻撃命令を班長たちに発令する。彼の命令には以下の内容が含まれる。

(1) 敵および自軍に関する適切な情報。

(2) 小隊の任務。

(3) 各班の初期陣地と射撃任務。これには射撃区域と準備された射撃諸元を含む。

(4) 各班の観測所を配置すべき地点。

(5) 射撃開始または実施に関する制限事項。

(6) 補助および代替陣地区域の位置と、それらを占領するための信号。

(7) 対空・対戦車監視員の配置など、講ずべき警戒措置に関する指示。

(8) 二次的または緊急目標が出現する可能性のある特定の区域または分野を監視するための指示。

(9) 弾薬消費および補給に関する必要な指示。

(10) 大隊救護所の位置。

(11) 小隊および中隊の観測所、ならびに中隊指揮所の位置。

b. 小隊長が命令を発令する際に小隊軍曹が同席していない場合、小隊長は最初の機会に彼にその内容を伝える。小隊軍曹と輸送伍長は、小隊の統制下にある車両の配置と運用を含む、弾薬補給に関する最終的な詳細について通知される。

165. 警戒

a. 小隊長は、対空・対戦車監視員に関する中隊長のすべての命令を遵守する。命令がない場合は、自ら監視員を配置する。隠蔽、分散、および戦車の移動に不利な地形の利用は、航空または機甲攻撃に対する防御手段として用いられる。詳細については、第18c項(2)および(3)ならびに第37項を参照のこと。

b. ライフル部隊によって嚴重に援護されていない限り、小隊は敵の哨戒部隊や攻撃中に迂回された敵部隊による奇襲攻撃を防ぐため、側面および後方に対する観測も維持しなければならない。

166. 射撃の観測

a. 小隊および分隊の観測所は、割り当てられた射撃区域全体に対する良好な観測を提供しなければならない。これには攻撃梯隊の位置と移動の観測も含まれる。これらの陣地に配置された観測要員は、支援部隊にとって危険となる射撃の中止または転換を適切な時に要請する。

b. 小隊観測所は、大隊の行動区域の全てまたは大部分が見渡せる高所に配置すべきである。その位置は、腕と手による信号で各班と連絡が取れるようにすべきである。攻撃全体を通じて、小隊観測所に配置された観測要員は、射界内に現れるあらゆる機会目標に迅速に対応できるよう、都合の良い基準点までの距離を測定する。側面の状況を観測し、中隊観測所との視覚的接触を可能にするため、必要に応じて補助小隊観測所を設置する。敵の砲火や煙により主要観測所からの移動が必要となった場合に備え、1つ以上の代替小隊観測所を選定し、使用準備をしておくべきである。様々な観測所間の隠蔽された経路は偵察しておくべきである。

167. 警戒

a. 小隊長は、対空・対戦車監視に関する中隊長の全命令を遵守する。命令がない場合でも、彼は独自の監視要員を配置する。航空機または機甲攻撃に対する防御手段として、隠蔽、分散、および戦車移動に不適な地形の利用が用いられる。詳細については、18c項(2)および(3)、ならびに37項を参照のこと。

b. ライフル部隊によって密接に援護されていない限り、小隊は敵の巡察隊や攻撃中に迂回された敵部隊による奇襲攻撃を防ぐため、側面および後方への観測も維持しなければならない。

168. 攻撃中の射撃

a. 概要 - 迫撃砲は攻撃中、短時間しか射撃しないかもしれないが、常に適切な目標に即座に交戦できるよう待機していなければならない。小隊は、新しい陣地へ移動しない限り、常に陣地に位置し、射撃中であるか、射撃準備が整っている状態である。

b. 密着支援射撃 - 小隊の任務により明確に示されていない限り、攻撃するライフル部隊の前進に直接抵抗する適切な目標（第3d項参照）に対する射撃は、攻撃全体を通じて最優先される。小隊長は、砲兵射撃が転

換された際に未交戦となった適切な目標への即座の交戦を確実にしなければならない。

c. 長距離射撃 - 利用可能な観測により、初期の射撃陣地から敵の前方陣地後方の目標に連続的に交戦できる場合がある。そのような場合、支援されるライフル部隊の前進によって各分隊または班の射撃が遮蔽されると、分隊または班は後方の目標に射撃を転換する。中隊長は、敵の予備兵が占領している、または占領していると疑われる逆斜面への射撃を指示することがある。

d. 側面射撃 - 自大隊の進捗が隣接大隊よりも大きい場合、小隊は、指示があれば遅滞した部隊を支援する準備と、自大隊に側面援護射撃を提供する準備の両方をしなければならない。この目的のため、側面、特に敵の逆襲に有利な地域を常時観測しなければならない。

169. 陣地変換

a. 小隊は、その射撃が進撃部隊を支援する限り、初期陣地から射撃を継続する。友軍部隊の前進によって射撃が遮蔽された場合、または遮蔽されそうになった場合、あるいは観測が不十分になった場合、小隊は、攻撃するライフル部隊の密着支援と援護を継続できるように、迅速かつ精力的に新しい射撃陣地へ前進しなければならない。

b. 陣地変換は中隊長の命令によることもあれば、彼がこの決定を小隊長に委任することもある。同様に、新しい射撃陣地の位置、そこへの経路、および陣地変換後に実行されるべき射撃任務は、中隊長が規定することも、小隊長の判断に委ねることもできる。どのような状況下においても、小隊長は、支援部隊の進捗の観測、中隊長との密接な連絡、および指定された小隊要員による偵察を通じて、小隊の適時な前方への陣地変換を計画しなければならない。

c. 小隊は、中隊長から指示があった場合、単位部隊として前進配置につくことができる。しかし、小隊を前進させる通常的手段は班単位である。1個または2個の班が新しい射撃陣地へ前進する間、残りの班は適切な敵目標と交戦する準備を整えて陣地に留まる。小隊長は、利用可能な指揮班の要員を伴い、経路と次の射撃陣地区域を偵察するために、先頭の班に先行する。出発前、小隊軍曹と班長への命令の中で、使用すべき前進方法（下記e参照）を規定し、従うべき経路を示し、陣地変換を行う班に所定の距離を置いて彼に追従するか、または彼の信号によって跳躍的に前進するよう指示する。彼は、陣地に留まる班の移動時刻または信号を指定することができる。

d. 各班が新しい位置に到着すると、小隊長はその陣地区域を示し、交戦すべき目標または新しい射撃区域を指定し、概して、初期の射撃陣地と同様に射撃を指揮する。

e. 陣地変換は通常、手動で行われる。ただし、迫撃中や敵が遅滞行動をとっている場合は例外となることがある。

170. 突撃中の支援射撃

ライフル部隊による突撃中、陣地変換を行っていない小隊の各部分は、特に警戒して、突撃中の陣地後方またはその側面にいる、観測された適切な目標を交戦しなければならない。これらの目標を無力化することで、突撃部隊が陣地を奪取し、保持するのに役立つだろう。詳細については、38項を参照のこと。

171. 先頭ライフル部隊の再編成援護

a. 先頭のライフル部隊は、敵陣地を占領した後、再編成のために停止することがある。このような期間中は敵の逆襲が予想され、重兵器による援護が不可欠となる。

b. 攻撃支援のために占領していた陣地から再編成中のライフル部隊を援護できない場合、迅速な前方への陣地変換が必要である。陣地変換が小隊長の判断に委ねられている場合、彼は敵陣地が占領されることが行動によって示され次第、陣地変換の決定を下すべきである。少なくとも1個班は、占領後数分以内に敵陣地に到達できるよう、間に合うように前進を開始すべきである。

c. 迫撃砲は、大隊の他の兵器では十分に援護できない接近経路を援護し、敵の重兵器や逆襲部隊に射撃するために配置される。

172. 小隊の再編成

可能であれば、小隊の完全な再編成は、大隊の目標が確保されるまで延期される。しかし、死傷者や組織の乱れが戦闘効率に深刻な影響を与えた場合には、部分的な再編成をその都度実施しなければならない。再編成は、一時的な戦闘の休止期間中に行われるべきである。小隊がライフル部隊の再編成を援護している期間は、この目的を果たす最良の機会であることが多い。死傷した指揮官は交代され、弾薬運搬兵または兵員が他の死傷者の補充にあたる。主要要員の再配置によって、小隊内での調整が行われる。弾薬補給も補充される。再編成が進行している間、小隊はクルー操作兵器だけでなく、個人兵器も活用して自らの局地的な防御を確保する。

173. 攻撃再開

先頭のライフル部隊が再編成を行っている間に、中隊長は小隊に新しい陣地領域を割り当てるか、あるいは新しい区域の選定を必要とする新たな攻撃任務を割り当てる場合がある。この際、小隊長は新しい陣地の迅速な占領を可能にするため、偵察やその他の準備作業を速やかに完了させなければならない。新しい陣地への移動は、中隊長の指示に従って行われる。

174. 追撃

a. 概要 - 最終目標確保後、追撃が命令されることがある。攻撃梯隊に属する大隊は、敵に直接圧力をかけ続け、その後退の成功を阻止するために前進を継続す

る。同時に、他の部隊は敵の撤退を阻止するために包囲機動を実行する場合がある。

b. 直接圧力 - (1) 分隊、班、または小隊は、直接圧力によって敵を追撃するライフル部隊に配属される場合がある。(第42b項参照。) 車両は通常、小隊に解放される。車両は、機関銃、最小限の要員、および弾薬の移動に可能な限り利用される。

(2) 追撃の初期段階は、しばしば接近行軍と酷似する。小隊は分散した編成を採用し、利用可能な全ての隠蔽を利用し、敵の航空攻撃に備えて個人兵器で自らを防御する準備を整えなければならない。また、前方または側面に対する地上目標に即座に行動開始する準備も整えていなければならない。敵の抵抗に遭遇した場合、後方の敵部隊、および敵が撤退せざるを得ない道路や峡谷に対して効果的な射撃を行える観測を提供する射撃陣地は、利用可能であれば常に選定される。

c. 包囲部隊 - 小隊が追撃中の包囲部隊に属している場合、通常、その徒歩要員の移動には車両が提供される。追撃部隊の移動中、小隊またはそのいずれかの要素は、前衛部隊、側面援護部隊、または後衛部隊に配属される場合がある。

d. 下級指揮官の主導性 - 追撃は通常、行動の分散化を必要とし、小隊長、班長、および分隊長の最大限の主導性、判断力、および攻撃性が求められる。

175. 前進停止時の行動

大隊の前進が敵の抵抗によって明確に阻止された場合、先頭のライフル中隊は、確保した地上で防御に移行する。小隊は、再編成の援護と同様の方法で、攻撃梯隊が陣地を構築する間、これを援護するために運用される。陣地の防御のため、適切な防御編成が採用される。

176. 特殊作戦

襲撃または夜間攻撃の支援、森林または村落における戦闘、および渡河における小隊の運用については、第3章第5節から第9節までを参照のこと。

第3節 防御

177. 迫撃砲の配置

a. 前線大隊の81mm迫撃砲 - 迫撃砲は、通常班単位で、横方向と縦深方向に配置される。射撃陣地は、通常、前方のライフル中隊の支援小隊の後方に位置する。これは、阻止線への軽微な浸透があったとしても、占領された地域への射撃のために後方への陣地変換を強いられないようにするためである。(58a項および図11参照)

b. 予備大隊の81mm迫撃砲 - 連隊の命令により、予備大隊の81mm迫撃砲は通常、前線大隊の後方地域に射撃陣地を割り当てられ、阻止線支援の初期任務を与えられる。予備大隊が占領すべき防御区域内の射撃陣地も割り当てられる。小隊は、その防御区域を占領す

るか、逆襲に投入される際に大隊に解放される。(63項参照)

178. 前線大隊迫撃砲小隊の任務と陣地

a. 概要 - 中隊命令により、小隊に射撃任務が割り当てられ、各班の一般的な射撃陣地領域が示される。

b. 任務 - 迫撃砲の任務には以下のものが含まれる。

(1) 陣地前方の二次目標地域：陣地前方に事前に計画された射撃は、逆斜面、森林地帯、溪谷、その他水平弾道射撃から射弾を避けられる地域を援護する。射撃諸元は、時間が許す限り多くの目標地域について準備され、陣地の直前方から有効射程および観測の限界までの、射撃区域内の地域を援護する。

(a) 小隊長は、大隊正面を重複する射撃区域に分割し、各班に1つの区域を割り当てる。特定の班の射撃区域内にある事前計画された射撃と機会目標への射撃は、通常その班によって実行される。

(b) 1個または2個の班には、戦闘前哨の密着支援という初期任務が与えられる場合がある。戦闘前哨の後退時には、これらの迫撃砲は主要射撃陣地へ陣地変換する。迫撃砲が戦闘前哨に配属されている場合、後退は戦闘前哨指揮官によって命令される。

(2) 射撃の集中：大隊の射撃計画は、迫撃砲の射撃を集中させるべき区域を規定する場合がある。各班は、そのような区域へ射撃するためのデータを準備する。

(3) 主要目標地域：主要目標地域（各迫撃砲につき1つ）は、大隊の射撃計画の一部として割り当てられる。これらの目標地域は、安全が許す限り阻止線に近接して配置される。すべての支援兵器（機関銃、迫撃砲、砲兵、歩兵砲）の密着防御射撃は、大隊長によって調整され、これらの射撃の組み合わせが大隊正面に連続的な弾幕を形成するようにする。迫撃砲の主要目標地域は、通常、阻止線を密接に支援する機関銃の最終阻止線が決定されるまでは指定されない。(第58項参照。) 小隊長はこれらの主要目標地域のうち1つを各迫撃砲分隊に割り当てる。

(4) 陣地内の射撃：陣地内の射撃は、浸透の可能性のある地域を援護するように計画される。深い浸透に対するこれらの射撃を達成するためには、通常、後方の補助陣地が指定される。

(5) 逆襲支援：阻止線の失われた部分を奪回するための逆襲は、大隊予備部隊の指揮官によって計画される。これらの逆襲は、利用可能なすべての火力によって支援される。迫撃砲小隊長は、自らの小隊の支援射撃を計画する。これらの支援射撃には、浸透地域への射撃集中、浸透地域への敵の追加部隊の進入を防ぐための浸透基部を横切る射撃、および敵の観測を妨害するための煙幕任務が含まれる場合がある。支援射撃計画の詳細には、最初に射撃されるべき任務、射撃速度、任務を継続する期間、射撃を中止または転換するための信号、およびその後の任務が含まれる。

c. 射撃陣地 - (1) 中隊命令で指定された地域内で、小隊長は各班の射撃陣地を選定する。射撃陣地は、射撃区域を観測できる観測所から連絡可能な距離内になければならない。可能な場合、迫撃砲は観測所から腕

と手による信号が届く距離内に砲座に配置される。射撃陣地は射弾を避けられることと隠蔽を提供し、車両による弾薬補給を容易にするべきである。

(2) 弾薬補給の維持に投入されていない弾薬運搬要員は、班を密接に防御できる位置に配置される。

d. 代替および補助射撃陣地 - 小隊長は、各班の代替観測所と代替射撃陣地を指定する。主要射撃陣地と代替射撃陣地は少なくとも100ヤード離れている。各陣地では、2門の迫撃砲は少なくとも30ヤード離れている。代替射撃陣地は、時間が許す限り、また中隊命令で発表された優先順位に従って、各迫撃砲陣地のために準備される。班長は自らの判断で代替陣地へ移動することを許可される。補助陣地への陣地変換は小隊長によって調整され、これにより常に一部の迫撃砲が射撃陣地に留まるようにする。(5項参照)

179. 偵察

中隊の防御命令を受領後、迫撃砲小隊長は、小隊を割り当てられた区域へ移動させるために必要な措置を講じる。小隊軍曹は小隊を前進させる。小隊長は、希望する要員（連絡伍長、測量伍長、伝令）を伴い、通常、小隊に先行する。彼が行う割り当てられた区域の偵察は、各班の射撃区域、分隊観測所、班の射撃陣地区域、友軍部隊の位置、および小隊観測所の位置を決定することを目的とする。彼は時間が許す限り、大隊区域の前景の偵察を行う。

180. 小隊長の命令

a. 小隊長は、口頭で野戦命令を班長たちに発令する。彼の命令には以下の内容が含まれる。

- (1) 敵に関する主要な情報。
- (2) 阻止線および局地警戒部隊の位置。
- (3) 各班の主要および代替射撃陣地区域。
- (4) 各分隊の観測所。
- (5) 射撃区域、主要および二次目標地域。
- (6) 規定されている場合は、補助射撃陣地区域と射撃任務。

(7) 主要目標地域への射撃信号を含む、射撃開始に関する指示。

(8) 砲座の種類、要員の遮蔽、および構築の優先順位を含む地上編成。

(9) 弾薬補給に関する指示。

(10) 大隊救護所の位置。

(11) 小隊長の位置。

b. 命令は通常、断片的な形式で発令される。射撃陣地、弾薬補給、および地上編成に関する初期命令は、小隊長が射撃陣地を指示できる場所から発令されることが望ましい。射撃区域および目標地域に関する指示は、陣地の前景を見渡せる地点で発令されるべきである。

181. 陣地への移動

状況が許せば、小隊長は車両から迫撃砲陣地の近くで物資を荷降ろしするよう指示する。それができない場合は、小隊長は小隊軍曹に、小隊を最も近い利用可

能な遮蔽と隠蔽のある場所へ移動させるよう指示する。そこで迫撃砲、その装備、および弾薬は車両から荷降ろしされ、射撃陣地へ前送される。

182. 陣地の占領

a.陣地の編成中、小隊長は観測要員が分隊観測所に配置され、迫撃砲が割り当てられた射撃区域を援護するため一時的な射撃陣地に設置されていることを確認する。

b.敵による迫撃砲陣地および観測所の発見を防ぐため、あらゆる予防措置が講じられる。隠蔽の効果に関わらず、不必要な移動はすべて避けなければならない。活動停止期間中、陣地は最小限の要員で占領され、他の要員は近くの遮蔽陣地に位置する。

183. 陣地の準備

a.小隊長は、射撃陣地の準備、およびその後の作業の発展と改良に責任を負う。陣地の作業は、占領後できるだけ早く開始される。掘削は偽装される。可能な限り、既存の通路が使用される。新しい通路を形成する必要がある場合、迫撃砲砲座および観測所を少なくとも100ヤード迂回させるか、森林や低木地で途切れるようにする。陣地を継続的に占領する場合、各観測所には破片除けの頭上遮蔽物が構築される。(付録I参照)

b.森林地帯からの射撃を可能にするための頭上クリアランスは、効果的な射撃に必要な最小限に抑えられる。これは、より完全なクリアランスが航空観測要員に射撃陣地を示す可能性があり、また航空写真で識別可能となるためである。

184. 射撃諸元の準備

a.射撃諸元は各迫撃砲陣地用に準備され、射程表に記録される。諸元は、主要および二次目標地域への照準のために決定される。二次目標は参照のためにのみ番号が振られる。機会目標に最も近い二次目標の射程表データは、機会目標への射撃実施の基礎となる。

b.射弾を避けられる目標に対する射撃諸元は、観測所から見える基準点からの方位角と距離を測ることによって決定される。いくつかの主要目標地域に対する射撃諸元が得られれば、他の近くの目標地域へ容易に射撃を転換できる。

c.小隊長は、連絡伍長および測量伍長の支援を受け、時間と状況が許す限り、目標地域を特定し射撃諸元を準備するために、陣地の前景の偵察を行う。彼らが到着すると、班長は自らの区域の偵察を補完する。射撃諸元準備の技術の詳細については、野戦教本23-90を参照のこと。

185. 射撃計画

a.砲座の位置が選定され、目標地域が決定され次第、小隊長は自らの配置を示すオーバーレイまたは略図を中隊長に提出する。オーバーレイまたは略図には、各主要射撃陣地の正確な位置、各班の射撃区域、主要および二次目標地域が示される。オーバーレイに

は代替および補助射撃陣地も示される。オーバーレイが作成された地図または航空写真への参照、および座標交差もオーバーレイに含まれる。迫撃砲小隊の準備された射撃を示すオーバーレイの例は図21を参照のこと。

b.実際の戦闘が開始されると、小隊長がすべての班を継続的に個人的に統制することは通常不可能となるだろう。交戦すべき目標に関する決定のほとんどは班長または分隊長が行うよう求められる。したがって、小隊長は、敵の攻撃があった場合に取るべき行動のすべての詳細について、小隊の全要員が完全に熟知していることを確認する。

c.小隊長は、自らの命令が理解され、実行されていることを確認するため、頻繁に点検を行う。彼は、敵が異なる方向から、または様々な視界状況下で攻撃してきた場合に何をするかを班長や分隊長に質問する。彼は、砲座で勤務中の歩哨を検査し、彼らが自らの任務を理解していることを確認する。

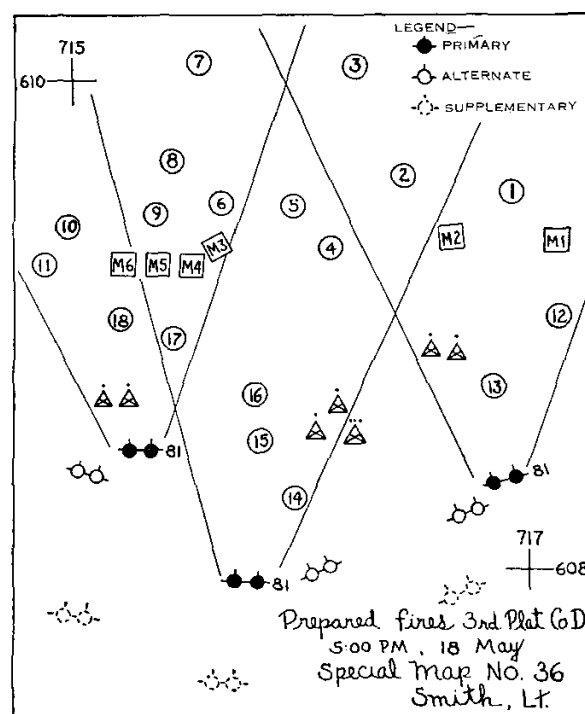


図21.-小隊長のオーバーレイ。射撃陣地と計画射撃を図式で示す。

注：多くの場合、迫撃砲班が利用できる観測範囲は、その射撃陣地の直前方にはない。そのため、当該班の左前方または右前方に伸びる射撃区域を割り当てる必要があるだろう。例えば、上の図において、右班に中央の射撃区域を、中央班に右の射撃区域を割り当てる必要が生じるかもしれない。これには、主要目標地域に付与される番号の変更が伴う。なぜなら、それぞれの番号は、それが割り当てられている分隊の番号だからである。したがって、この例では、M1とM2はそれぞれM3とM4になり、M3とM4はそれぞれM1とM2になるだろう。M5とM6には変更はない。

186. 射撃の観測

a. 小隊観測所は、大隊陣地の前景を可能な限り多く、あるいは前景のより重要な部分を観測でき、かつ統制を容易にするように配置される。小隊軍曹は、迫撃砲要員の運用と弾薬補給を監督できるよう、後方に配置される。班内では、通常1人の下士官が各分隊の観測員を務め、別の1人の下士官が迫撃砲陣地の責任者として残る。小隊長は、班の下士官の配置を指示することができる。（223項参照。）

b. 小隊長および分隊の観測要員のために、代替および補助の観測所が選定される。

c. 目標地域周辺から友軍部隊を退去させる手配が可能であれば、敵との接触前に迫撃砲の射撃調整を行うべきである。事前の調整により、奇襲射撃の集中が容易になる。

187. 防御中の射撃

大隊の射撃計画は、射撃が解除される時期または条件を規定する。弾薬が豊富に供給されていれば、迫撃砲は通常、その射撃区域内の目標に対して最大有効射程で射撃を行う。敵の攻撃は、陣地へ前進するにつれて射撃下に置かれる。迫撃砲にとって有利な目標は、隠蔽された接近経路、敵の集結地域、そして射弾を避けられる陣地にいる敵の迫撃砲と機関銃になる。敵がさらに接近するにつれて、射撃は主要目標地域に指向される。前線部隊が密着防御射撃を要請した場合、その射撃を要請する部隊を援護する主要目標地域を持つ迫撃砲のみが射撃を開始する。

188. 対空警戒

迫撃砲小隊の対空警戒措置は、受動的な性質になる。。利用可能なすべての自然遮蔽と隠蔽が活用される。偽装は、砲座を地上観測員から、また航空観測および航空写真から隠蔽するために用いられる。

189. 対機甲防御

もし敵の戦車が迫撃砲陣地を攻撃した場合、迫撃砲要員は砲座や個々の個人壕を利用して身を守る。戦車が通過し次第、要員は射撃任務を再開する。M1903小銃と対戦車擲弾は、班の射撃陣地を攻撃する戦車と交戦するために使用される。

190. 弾薬補給

a. 陣地に配置する弾薬の量は、上級司令部によって規定されます。小隊長は、主要、代替、および補助陣地に配置する割り当て量を比例配分する。規定された弾薬を配置した後、車両は後方へ移動し、隠蔽を維持して命令を待つ。補充は日没前には期待できないため、弾薬消費は慎重に監督する必要がある（239項を参照）。

b. 弾薬掩蔽壕は、各迫撃砲陣地に便利のように配置する。掩蔽壕は、トンネルを掘るか、迫撃砲砲座を左右に拡張して屋根を設けることで提供する。屋根は、爆発の影響を最小限に抑えるため、少なくとも1フィート厚の丸太と土で構築すること。弾薬掩蔽壕の床は、

排水のために砲座に向かって傾斜させること。不可欠な要件は、弾薬を乾燥した状態に保ち、十分に隠蔽すること。

191. 夜間、霧または煙中の配置

視界が制限される期間中、迫撃砲の射撃任務には、大隊によって指示される可能性のある射撃と、主要目標地域への射撃が含まれる。

192. 遅滞行動

a. 当初、迫撃砲は通常、長距離射撃のために十分に前方に砲座を構築する。これらは概ね、前方部隊の後退を支援できるよう、適時に掩護部隊とともに陣地から撤退する。後方陣地、連続する遅滞陣地、および経路は早期に偵察・選定する。車両は迫撃砲陣地に可能な限り近くに保持する（71項参照）。

b. ライフル部隊に広い正面が割り当てられており、迫撃砲がそれらの部隊とともに撤退することになっている場合、迫撃砲小隊の要素はライフル中隊に配属されることがある。

193. 撤退

a. 夜間撤退 - (1) 迫撃砲小隊は、大隊掩護部隊に残された迫撃砲を除き、直接大隊の集結区域へ撤退するか、迫撃砲が位置するライフル部隊に配属される場合がある。撤退経路と集結区域は日中に偵察される。

(2) 迫撃砲は、大隊命令で輸送の前方限界と指定された場所まで、手で後方に運搬される（72a項参照）。

(3) 掩護部隊とともに陣地に残す迫撃砲の数は、大隊命令で規定される。これらは通常、単一の迫撃砲です。各迫撃砲には、掩護部隊の撤退時に手で運び出すのに十分な数の要員のみが残される。これらの迫撃砲は、通常の活動を模倣して射撃を行う。武器が撤退する際の弾薬の避難または破壊を最小限に抑えるため、弾薬所要量は慎重に見積もられる。

b. 日中撤退 - (1) 迫撃砲小隊は、大隊計画に従って撤退する。一部の迫撃砲は通常、阻止線のライフル小隊が撤退するまで陣地に残される。大隊予備の後方の補助陣地は、他の迫撃砲によって占領される場合がある。

(2) 迫撃砲は、前方部隊の撤退にとって最も脅威となる目標（武器であろうと人員であろうと）に射撃する。

194. 81mm迫撃砲小隊の警戒任務

迫撃砲小隊は、前衛部隊、後衛部隊、側面援護隊、または前哨陣地として展開される場合がある。

a. 前衛部隊の行動は、迅速な攻撃を特徴とする。前衛部隊の一部としての81mm迫撃砲小隊の運用については、20項を参照のこと。

b. 側面援護隊、後衛部隊、および前哨陣地での行動は、概要として、遅滞行動の一種である。側面援護隊については21項を、後衛部隊については22項を、前哨

陣地については66項を、遅滞行動については71項を参照のこと。

第8章 81mm迫撃砲班及び分隊

第1節 概要

195. 編制

81mm迫撃砲班は、班長1名と2個分隊で構成される。各分隊は、分隊長、砲手、補助砲手、弾薬運搬兵、および分隊の兵器運搬車を運転する運転兵で構成される。

196. 指揮官の任務

a. 概要 - 班長および分隊長は、それぞれの部隊要員の訓練、規律、容貌、および行動に責任を負う。

b. 班長 - 班長は、行軍および接近行軍において自己の班を率いる。戦闘においては、班に割り当てられた陣地内において、分隊の概括的な配置場所を選定し割り当てる。観測所および目標または射撃区域を分隊に割り当てる。班の射撃を監督する（156項bを参照）。火器の移動を統制する。そして、弾薬運搬兵による弾薬の補給を確実に行わせる。より大きな効率が得られる場合は常に、自己の指揮下で分隊弾薬運搬兵を統合する。運搬兵が十分な弾薬補給を維持できない場合、班長は小隊長に弾薬の適時な要求を行う。迫撃砲が兵器運搬車で輸送されている場合は常に、班長は1名を班運搬車の自動小銃を操作させ、別の1名を班のM1903小銃と対戦車小銃擲弾で武装させ、対戦車防御のために別の運搬車に乗せる。（18項cを参照。）

c. 分隊長 - 分隊長は、指定された場所への分隊の移動、正確な場所の選定、射撃陣地および分隊観測所の準備と占領、築壕、偽装、および目標への攻撃を担当する。

196. 指揮官の任務

a. 概要 - 班長および分隊長は、それぞれの部隊要員の訓練、規律、容貌、および行動に責任を負う。

b. 班長 - 班長は、行軍および接近行軍において自己の班を率いる。戦闘においては、班に割り当てられた陣地内において、分隊の概括的な配置場所を選定し割り当てる。観測所および目標または射撃区域を分隊に割り当てる。班の射撃を監督する（156b項を参照）。火器の移動を統制する。そして、弾薬運搬兵による弾薬の補給を確実に行わせる。より大きな効率が得られる場合は常に、自己の指揮下で分隊弾薬運搬兵を統合する。運搬兵が十分な弾薬補給を維持できない場合、班長は小隊長に弾薬の適時な要求を行う。迫撃砲が兵器運搬車で輸送されている場合は常に、班長は1名を班運搬車の自動小銃を操作させ、別の1名を班のM1903小銃と対戦車小銃擲弾で武装させ、対戦車防御のために別の運搬車に乗せる。（18c項を参照）

c. 分隊長 - 分隊長は、指定された場所への分隊の移動、正確な場所の選定、および射撃陣地と分隊観測所の準備と占領、築壕、偽装、そして目標への攻撃を担当する。

197. 指揮

a. 一般 - 分隊および班は、通常、小隊の不可欠な一部として運用される。小隊長は直接指揮を執り、状況の変化に応じた必要な行動を決定し、必要な命令を発することができる。あるいは、特定の区域に出現する適切なすべての目標に対し、班または分隊に攻撃を指示したり、特定のライフル部隊を支援させたりすることも可能だ。後者の場合、班長または分隊長は、支援する部隊からの射撃要請にすべて応じる。ただし、その要請が小隊長の指示と矛盾する場合はこの限りではない。

b. 他部隊への配属 - 分隊または班がライフル部隊に配属された場合、配属された部隊の指揮官が、当該配属部隊を直接指揮する。

198. 通信

a. 一般 - 班から小隊長へ、または配属もしくは支援中のライフル部隊指揮官への通信は、主に音声または腕と手による信号で行われる。必要に応じて、弾薬運搬兵を伝令として使用することもある。

b. 通信器材 - 通常、各分隊には2セットの巻取り式器材CE-1（各セットは送受話器と、1/4マイルの軽量電線が巻かれたリールで構成される）が中隊長から割り当てられ、分隊の兵器運搬車に積載される。この2セットで、最大1/2マイルの距離で電話通信（1回線）が可能となる。追加の電線は中隊長が提供する場合がある（第10章を参照）。この器材は、分隊観測所と迫撃砲陣地が離れすぎており、音声や腕と手による信号では射撃統制が満足に行えない場合に、両者間の通信のために支給される。迫撃砲の頻繁な移動を伴う状況では、迫撃砲を観測所から目視信号の届く範囲内に配置するようあらゆる努力を払うべきである。

199. 観測と射撃統制

班の非分任士官のうち1名は常に迫撃砲陣地を指揮し、弾薬補給と迫撃砲班による射撃命令の実行を監督する。班の他の2名の非分任士官は、分隊観測所の観測員となる。彼らは、各自が観測する迫撃砲の射撃を統制し、調整する。

a. 班長は、班の射撃扇形区域を2つの重なり合う分隊扇形区域に分割できる。各分隊は、割り当てられた区域内の適切な目標に射撃し、自区域内に有利な目標がない場合は、副次任務として隣接区域内の目標に射撃する。班長は、特に有利な目標または脅威となる目標に対して、両迫撃砲の射撃を集中させることができる。班の区域が狭い場合は、各分隊に全区域を割り当てることができる。

b. 各分隊は、自区域内の適切な目標と交戦し、副次任務として隣接区域に射撃する。必要に応じて、班長は射撃開始の時期を明示する。彼は、射撃できる目標の種類を制限するか、単一目標に消費できる弾薬の数を制限するか、または両方の方法を組み合わせることにより、弾薬の消費を制限することができる。班長が迫撃砲陣地を指揮し続ける場合、彼は音声および腕と手の信号により、観測所の分隊長と連絡を取る。また

は、迫撃砲が観測所から相当な距離離れている場合は、自己発電電話を使用する。

200. 射撃の実施

a. 射撃はFM 23-90に定められた技術に従って実施される。迫撃砲班及び各級指揮官は、射撃開始、停止、射撃速度の変更、あるいは新たな目標への射撃移動を指示する上位指揮官からの信号や命令に対し、常に警戒を怠ってはならない。

b. 小隊長（または班・分隊が配属されているライフル部隊を指揮する将校）による統制が不可能となった場合、班長または分隊長は、自身の任務及び他の兵器による火力支援に関する知識に基づき、独自の判断で射撃を実施する。もし彼が任務命令（例えば、特定のライフル部隊を支援するなど）を受けている場合、その任務範囲内に出現する有利な目標に対しては躊躇なく射撃を開始する。彼は支援部隊からの要請を毎回待つのではなく、火力支援の必要性を予測し、要請の有無にかかわらず必要な射撃を実施しなければならない。

c. 弾薬の消費を慎重に管理することは極めて重要であり、特に弾薬を長距離にわたって手で運搬しなければならない場合はなおさらである。重要な目標が出現した際に交戦できるよう、十分な弾薬を確保しておく必要がある。

201. 行軍

行軍時の、あるいは前衛部隊、側面援護、後衛部隊の一部としての、または自動車による移動時の班及び分隊の配置、任務、及び行動については、19項から23項までを参照のこと。

202. 露営

24項を参照のこと。

第2節 攻撃

203. 接近行軍

a. 概要 - (1) 接近行軍は日中または夜間に行われる。迫撃砲班は通常、小隊の一部として行軍し、その初期陣形と小隊陣形における位置は小隊長によって定められる。時に、班または分隊が先頭のライフル中隊に配属されたり、追従して支援するよう指示されたりする場合がある。班長は、遮蔽を利用し、不必要な損害を避け、統制を維持し、または班の行動準備を増すために、自己の判断で班の初期陣形（配置）を変更することができる。班が他の部隊に誘導されるよう指示された場合、地形や視界の悪さにより視覚的な接触が失われる可能性が高いときは常に、接続縦列（できれば二重）を使用すべきである。

(2) 日中、班長は部隊の少し前を進むべきである。分隊長は班長の信号に注意し、分隊が利用可能な遮蔽と隠蔽を最大限に活用していることを確認する。班が小

隊から離れている場合、班長は班に随伴する兵器運搬車の移動を統制し、対空・対戦車警戒を提供し、危険な地域を班より先行して偵察し、それらを回避する方法や横断する方法を決定し、また、下車および射撃可能な陣地を偵察する。(第159項参照) 班から離れた分隊の分隊長は、上記で班長に概説された任務を遂行する。

(3) 夜間、方向を見失ったり落伍したりするのを防ぐため、班長と分隊長は厳重な監督を行わなければならない。

b. 接近行軍時の配置 - (1) 班は、班縦隊、分隊横隊、または分隊を左右に梯隊として配置することができる。これらの陣形は、小隊の同様の陣形と同じ利点、欠点、および有用性を持つ。(第159c項参照)

(2) 分隊の通常の陣形は分隊縦隊である。危険な地域を迅速に横断するため、分隊長は分隊を散兵として展開することができる。

204. 集結区域(陣地)

a. 班は時に、接近行軍から直接戦闘に入る場合がある。しかし、大隊が攻撃展開に先立って集結区域を占領する場合、班は集結区域を防御する援護部隊、前哨、または局地的警戒部隊に対して火力支援の任務を与えられることがある。班がこのように運用される場合、観測所が設置され、射撃陣地が65項および161項に記述されているように選定される。集結区域での停止は通常一時的であるため、既存の溝や小さな穴に迫撃砲を設置することで、爆弾の破片や航空機関銃射撃から兵器とクルー操作の必要な要員を保護する必要がある。これらが利用できない場合は、砲座が掘られる(付録I参照)。航空観測から隠蔽するのに十分な自然の遮蔽がない限り、陣地は偽装される。前進観測員と射撃陣地の要員は常に警戒を怠ってはならない。集結区域が2時間以上占領される場合は、交代要員が配置される。迫撃砲陣地で必要とされない要員は、既存の溝や穴を利用するか、または防御用の塹壕を掘る(図26および27参照)。兵器運搬車は隠蔽された陣地に配置され、隠蔽される。小隊長が班の対戦車ライフル銃の位置と任務を規定しない場合、それは装甲車両の最も可能性の高い接近経路を掩護するように配置される。

b. 班が集結区域内の位置を割り当てられた場合、小隊長は161項に示されているように行動を起こす。

c. 大隊が集結区域で停止している間、分隊長は全員の身体的状態を検査する(FM 21-10参照)。各員の装備も、分隊の兵器と装備と同様に点検される。班長はこの検査を監督する。消費された弾薬は補充される。

205. 初期射撃陣地への移動

a. 移動の指示 - (1) 大隊が接近行軍から集結区域に停止することなく直接攻撃に移行する必要がある場合、小隊長(または班が配属されているライフル部隊の指揮官)は通常、班の射撃陣地地域の近くの隠蔽された場所を最終的な行軍目標として指定するであろう。

(2) 大隊が集結区域を占領する場合、班は警戒任務に就いていないのであれば、その警戒陣地から、ある

いは集結区域内の陣地から、班の射撃陣地地域の近くの隠蔽された場所へ移動するよう指示される。

(3) 前方への移動に関する指示は通常、迫撃砲と弾薬を兵器運搬車でさらに前方へ運搬するかどうか、運搬する場合は下車位置が指定されることがある。

b. 部隊の統制 - 小隊は小隊軍曹の指揮下で部隊として前進することもできる。その間、班長は遅滞なく小隊長に報告し、命令を受ける。あるいは、各班長が自らの班を率いて、射撃陣地地域の近くの隠蔽された場所と当該地域自体が前任分隊長に指示できる地点に到達するまで進むことも可能である。班長はその後、班のさらなる移動に関する簡単な指示を出し、統制を前任分隊長に引き継ぎ、できるだけ迅速に班に先行して小隊長に報告するか、ライフル部隊に配属されている場合はその部隊の指揮官に報告すべきである。

c. 下車位置の選定 - 下車位置は、攻撃前に要員の体力を温存するため、可能な限り前方にすべきである。攻撃開始後の兵器運搬車の主要任務は、射撃陣地から手で運搬できる距離内で弾薬の途切れない供給を維持することである。したがって、兵器運搬車は敵の地上からの観測や低伸弾道射撃にさらされることなく、可能な限り前方へ移動させる。兵器と弾薬を運搬する車両が、さらに前進するために迂回経路を辿ることを許可すると、遅延が生じ、班が初期任務を遂行するために時間内に射撃陣地に入ることができない可能性がある。したがって、兵器運搬車を班の徒歩部隊から分離したり、敵の観測や射撃にさらしたりすることなく、これ以上前進できない地点に達した場合は常に、迫撃砲と初期弾薬を運搬車から降ろし、残りの距離は手で運搬すべきである。

d. 命令の受領 - 小隊長(または班が配属されている部隊の指揮官)に報告する際、班長は状況を把握し、攻撃命令を受ける。命令の内容については164項を参照のこと。

e. 陣地偵察と準備 - 命令を受けた後、班長は速やかに割り当てられた陣地地域を偵察し、2門の迫撃砲のおおよその位置を選定し、割り当てられた目標をどのように攻撃するか、または割り当てられた射撃セクターをどのように援護するかを決定し、迫撃砲観測所の位置を選定する。班長は、迫撃砲陣地の指揮を誰が執るべきかを決定する。これらがまだ指示されていない場合である(199項参照)。

206. 射撃陣地の選定

a. 迫撃砲の配置 - 2門の迫撃砲は、単一の砲弾によって両方が行動不能になる可能性を減らすため、50から100ヤード離して配置すべきである。可能な限り、各迫撃砲陣地は以下の条件を満たすべきである。

(1) 観測所との連携: 分隊観測所に十分に近く、音声または腕と手による信号で射撃命令を伝達できること。(攻撃における頻繁な移動のため、射撃統制が他の通信手段で効率的に行えない場合にのみ、磁石式電話を使用すべきである。)

(2) 防御と隠蔽: 迫撃砲と要員に対し、射撃からの防御、および空中または地上からの観測に対する隠蔽を

提供すること。可能であれば、自然の対戦車障害物の中に配置すべきである。

(3) 後方からの経路 - 後方から弾薬供給のための隠蔽された経路があること。

b. 通信手段に応じた陣地選定 - 必要な遮蔽と隠蔽を提供し、十分な弾薬供給を維持できる迫撃砲陣地が、分隊観測所から音声または腕と手による信号の距離内で見つからない場合、磁石式電話、またはこの通信手段が利用できない場合は信号のリレーによって射撃命令を伝達できる十分に近接した位置に陣地を配置しなければならない。(198項参照)

c. 代替陣地の選定 - 班長は代替陣地を選定し、その位置を分隊長に通知する。主要な射撃陣地と代替陣地の間には、敵の射撃から防御された経路があるべきである。

207. 観測所

a. 観測所の要件 - 各迫撃砲の観測所は、以下の要件を満たすべきである。

(1) 良好な視界: 目標や射撃セクター、および支援している友軍ライフル兵の観測を含め、良好な視界を提供すること。

(2) 上位者からの指示受信: 可能であれば、信号により上位の指揮官からの指示を受けられること。

(3) 隠蔽と防御: 敵の観測から隠蔽され、可能であれば敵の射撃から防御されていること。

(4) 迫撃砲陣地との近接性: 可能であれば、音声または腕と手による信号で射撃統制ができるよう、迫撃砲陣地に十分近いこと。

b. 代替観測所の選定 - 班長または分隊長は、敵の射撃により移動を余儀なくされた場合、または主要な観測所が煙で視界を遮られた場合に備え、代替観測所を選定する。可能であれば、代替観測所に選定された場所は、主要な観測所から低伸弾道射撃から防御された経路を提供すべきである。

c. 移動と占領時の注意 - 主要または代替観測所への移動時、およびその占領中も、敵の注意と射撃を引きつけるような不必要な移動や露出はすべて避けるよう注意しなければならない。

208. 警戒措置

a. 通常 - 小隊長は迫撃砲陣地への敵航空機、機械化部隊、または歩兵による攻撃を警戒するため、対空・対戦車警戒の配置を指示する。班がライフル部隊に配属されている場合、またはその射撃陣地が小隊の残りの部隊から大きく離れている場合、班長は別段の指示を受けていない限り、自ら警戒を維持する。同様の状況下では、班長は移動中および射撃陣地において、戦車の移動に適さない利用可能な地形を活用する責任がある。

b. 対戦車防御 - 班長の任務は、敵の装甲車両に対する近接防御のために、班のM1903小銃と対戦車ライフル擲弾を使用することである。班長は、行動中にこの兵器を自ら携行することもできる。そうでない場合は、どこに配置し、誰が使用するかを決定し、それに応じて指示を出す(4項参照)。

c. 対航空機警戒 - 対空警戒に関しては、分隊と班は主に人員と装備の分散、および遮蔽と隠蔽の利用に依存する。特定の命令がない限り、敵の低空飛行機が実際に班を攻撃した場合、またはその位置が発見されたことが明白な場合を除き、これらに対する射撃は禁止すべきである。射撃を開始する際は、ライフルまたはカービン銃で武装した利用可能な全兵員が参加する(18c項参照)。

209. 射撃陣地の占領

a. 班長の指示 - 偵察を完了次第、班長は分隊長を前方に呼び出し、彼らの射撃陣地を指示できる場所へ案内する。もしこの地点から分隊の目標または射撃セクターが見えるならば、班長はそこで完全な命令を発する。そうでなければ、分隊が射撃陣地を占領できるよう十分な指示を与え、その後、できれば各分隊長を訪ねて命令を完結させる。

b. 分隊長の行動 - 分隊長は迫撃砲の正確な射撃陣地を選定し、分隊を前方へ呼び出すか信号を送り、迫撃砲の砲座を指示し、分隊員の分散と遮蔽の利用について指示を与える。弾薬は分配され、各弾薬堆積所は遮蔽の下に置かれる。時間は許す限り陣地を改善する。遮蔽と隠蔽が不足している場合、各迫撃砲は十分に掘り下げて偽装すべきである。

c. 準備完了の報告 - 班が陣地につき射撃準備が整い次第、小隊長、または班が配属されているライフル部隊の指揮官に通知される。時間が許せば、班長は班の配置と目標指定に利用できる敵地域の基準点を示す簡単なスケッチまたはオーバーレイを添付する。

210. 命令

a. 班長の攻撃命令 - 班長が分隊長に対して発する攻撃命令には、以下を含めるべきである。

(1) 敵および友軍に関する必要な情報。

(2) 班の任務。

(3) 各分隊の観測所、主要、代替、および補充射撃陣地のおおよその位置(未指示の場合)。また、その射撃セクターの境界、または目標の位置。

(4) 射撃開始または実施に関する制限。

(5) 対空・対戦車警戒の配置指示。副次目標の観測、または敵歩兵による奇襲攻撃に対する警戒に関する必要な指示。

(6) 大隊野戦病院の位置。

(7) 弾薬補給に関する指示。

(8) 迫撃砲陣地の指揮を担当する下士官の発表。

(9) 小隊観測所の位置。

(10) 必要であれば射撃命令。後で発令される場合は、その旨を明記すべきである。

b. 後続命令 - 班長が後で発する命令には、分隊長がその後の任務を効率的に遂行するために必要な項目のみを含める。

c. 命令の理解と確認 - 分隊長は、すべての命令の重要事項を理解しているかを確認するために質問を受けたり、命令の復唱を求められたりする場合がある。さらに、射撃命令のすべての要素は、受信した通り、要素ごとにすべての部下によって復唱される。可能な限

り、命令の伝達と受領の両方に腕と手による信号を使用する。

d. 射撃命令の詳細 - 射撃命令の詳細については、FM 23-90を参照のこと。

211. 代替陣地および補充陣地の占領

a. 観測員の移動 - 観測員は、敵の砲火や煙によって移動が必要となった場合、自身の判断で代替観測所へ移動する（第5項参照）。

b. 迫撃砲の移動 - 班長は、敵の砲火が迫撃砲とその要員に壊滅的な被害を与える恐れがある場合、迫撃砲を代替射撃陣地へ移動させる権限を持つ。班長が観測員を兼ねる場合、この移動の権限を迫撃砲陣地を指揮する分隊長に委任できるが、その際、分隊長には移動後直ちに班長へ報告するよう求めるべきである。

c. 補充射撃陣地への移動 - 補充射撃陣地への移動は、通常、小隊長の指示があった場合にのみ行われる。例外として、班が小隊長からのさらなる命令なしに補充陣地から目標を攻撃することを要求される任務を与えられた場合はこの限りではない。

212. 配備転換

a. 上位指揮官への報告 - 分隊長（または班長）は、友軍ライフル兵の前進により自隊の射撃が遮蔽された、または遮蔽されそうになった場合、あるいは観測が不十分になった場合、直ちに上位指揮官に報告する。

b. 小隊行動下での配備転換 - 班が小隊の一部として行動している場合、配備転換は小隊長の指示に従って行われる。この状況下では、班は通常、一個単位として配備転換する。小隊長は、配備転換を命令によって開始するか、または射撃が遮蔽された時に開始するかを指示する。配備転換の前後または最中に、彼は新しい陣地地域と新しい目標または任務を割り当てる。班長は、経路を偵察し、かつ信号によって班を統制できる距離を保って班に先行する。新しい陣地地域に到着すると、班長は前線の友軍部隊の位置を観測し、敵の活動を把握し、新しい目標または射撃セクターを観測できる観測所を見つけ、射撃陣地のおおよその位置を決定する。その後、分隊長が招集され、必要な命令が発せられ、初期射撃陣地と同様の方法で陣地が占領される。

c. 小隊から分離して行動する際の配備転換 - 班が小隊から分離して行動している場合（例えば、特定のライフル部隊に追従・支援するよう命令された場合など）、配備転換の時期は班長が決定する。配備転換は、前進するライフル部隊によって射撃が遮蔽された場合、再編成中に支援するライフル部隊を保護するために必要な場合、または割り当てられた任務を達成するためにその他必要な場合に行われる。班は通常、分隊梯队によって配備転換する。班長は、後方の分隊に対し、警戒すべき地域、配備転換の時期、および進むべき経路について指示した後、上記bで述べたように、配備転換する分隊を率いて新しい陣地地域へ向かう。

d. ライフル部隊に配属された際の配備転換 - 班がライフル部隊に配属されている場合、当該部隊の指揮官が

すべての配備転換を命じることもあれば、いつ、どこへ配備転換するかを班長の判断に委ねることもある。攻撃開始前、班長は自己の判断で配備転換できるかどうかの指示を受けていない場合、ライフル部隊指揮官に明確な指示を求めるべきである。

213. 再編成

a. 攻撃中の迫撃砲班の役割 - 攻撃が進むにつれて、迫撃砲班は前線のライフル部隊が再編成を行う間、これを掩護するために使用されることがある。その際、班が支援する部隊の正面と側面を掩護できるよう、迫撃砲陣地と観測所が選定される。

b. 迫撃砲班の再編成と補給 - 班長と分隊長は、支援するライフル部隊の再編成中のあらゆる小康状態を利用して、自らの部隊を再編成し、弾薬を補給する。死傷した要員は、分隊の他の兵員によって補充される。必要であれば、一方の分隊からもう一方の分隊への移管により、両分隊の兵員数を均等にする。部隊が作戦している指揮官と連絡を取り、攻撃再開時の部隊の任務に関する指示を得る。多くの場合、再編成を掩護するために占領していた陣地からでは次の任務を遂行できないため、適切な新陣地の偵察を迅速に行わなければならない。新しい陣地への移動時期については、上位指揮官から指示を得る。可能な限り事前に命令を発令し、他の準備も行うことで、新しい陣地への移動を通常利用できる短い時間で完了できるようにする。

214. 追撃

追撃は、火力によるものを除き、班が作戦している指揮官の命令があった場合にのみ実施される。班は小隊の不可欠な一部として運用されることもあれば、ライフル部隊に配属されることも、あるいは指定されたライフル部隊に追従・支援するよう命令されることもある。追撃は、174項で小隊について規定されている通りに実施される。

215. 前進停止時の行動

大隊の前進が敵の抵抗により明確に停止した場合、班は先頭のライフル中隊が防御のため陣地を構築する間、これを掩護するために使用される。その行動は、再編成について213項で述べたものと同様である。

216. 特殊作戦

夜間、森林地帯や村落での戦闘、および渡河における運用の詳細については、第3章第5節から第9節までを参照のこと。

217. 攻撃時の弾薬供給

a. 小隊行動下での補給 - 班が小隊の一部として行動している場合、小隊長は班長に対し、弾薬を積んだ兵器運搬車が発見された場所、または弾薬が降ろされた最も近い場所について常に情報を提供する。

b. ライフル部隊配属時の補給 - 班がライフル部隊に配属されている場合、班長は配属されている部隊の指揮官から、自身の兵器運搬車を直接大隊弾薬配給所へ

補充のために送るべきか、それともライフル部隊指揮官の指定された代表者の監督下で運用されるかについて指示を得なければならない。

c. 兵器運搬車の配置 - 弾薬を積んだ兵器運搬車は、利用可能なあらゆる遮蔽と隠蔽を活用して配置される。運転手は信号によって、または徒歩で前進することによって連絡を保つ。ある運搬車が新しい隠蔽された場所へ前進すると、その後方の次の運搬車が前進し、ちょうど空になった位置を占める。運搬車が補充のために後方へ送られた場合、その後方の次の運搬車が前進し、空いた位置を占めてもよい。

第3節 防御

218. 戦術的運用

a. 前線大隊の81mm迫撃砲 - (1) 小隊長の任務付与: 小隊長は、中隊命令に従い、各班に具体的な任務を割り当てる。小隊命令は通常、断片的な形式で発令される。主要および代替の射撃陣地、弾薬供給、および陣地の構築に関する最初の命令は、小隊長が射撃陣地を指し示すことができる場所から発令されるのが望ましい。観測所と班の射撃セクター（各分隊の主要目標地域と副次目標地域を含む）に関する指示は、陣地の前方を見渡せる地点で発令すべきである。小隊長の命令に含まれるその他の詳細については、180項を参照のこと。

(2) 戦闘前哨の支援: これらの通常の任務に加えて、班は当初、戦闘前哨の支援のために砲座に配置されることがある。そのように運用される場合、小隊長は他の要員を使用して、主要および代替の射撃陣地、および戦闘陣地を支援する任務に必要な射撃データを準備することができる。戦闘前哨を支援する班は、戦闘陣地を支援する割り当てられた任務を遂行するために、前方陣地から主要射撃陣地へ適時に後退する（178b (1)項参照）。

b. 予備大隊の81mm迫撃砲 - 予備大隊の81mm迫撃砲の任務と陣地は、通常、連隊命令によって割り当てられる（63項参照）。

219. 偵察

小隊命令の完了後、前線大隊の迫撃砲班長は、観測所を選定するか、小隊長によって指定されたものを確認する（射撃の実施については156項、観測と射撃統制については199項を参照）。班長は、基準点と目標地域を特定し、射撃データを準備するために必要な前方偵察を行う。彼は阻止線と近くのライフル部隊の位置を確認する。弾薬補給のための自陣地への経路を見つけ、必要であればそれらを標識する。

220. 射撃陣地の選定

小隊長によって割り当てられた射撃陣地内で、班長は各迫撃砲の配置場所を選定する。各射撃陣地は、防御され、隠蔽されている必要があり、観測所から通信可能な距離内になければならない（磁石式電話を使用

する場合、半マイル以内）。2門の迫撃砲は、単一の砲弾による同時破壊を避けるため、十分に離れて配置すべきである（最低30ヤード）。

221. 代替射撃陣地

各迫撃砲につき、少なくとも1つの代替射撃陣地が選定される。班の代替陣地は、主要射撃陣地から最低100ヤード離れているべきである。代替観測所も必要となる場合がある。敵の砲火によって必要とされた場合、班長は自らの班を代替射撃陣地へ移動させる権限を持つ（5項参照）。

222. 補充射撃陣地

小隊長は、大隊地域内への敵の深部侵入に対して射撃を行うため、後方に補充射撃陣地を割り当てることがある。補充射撃陣地への移動は、小隊長によって調整され、常に一部の迫撃砲が射撃を継続できるようにする。

223. 命令

班長および分隊長の命令は、概ね小隊長の命令の概要に準ずる（180項参照）。小隊長によって定められていない限り、班長は弾薬補給と射撃命令の実行を監督するため、迫撃砲陣地の指揮に残る下士官を指名する（199項参照）。

224. 射撃陣地の占領と構築

a. 初期配置と射界指示 - 分隊が指定された陣地に到着すると、直ちに迫撃砲が一時的に設置され、割り当てられた射撃セクターを掩護する。観測員は観測所に留まる。班長は明確な地形の特徴を指し示すことで、伍長に射撃セクターを示す。

b. 砲座の構築と個人壕 - 砲手と副砲手は主要迫撃砲砲座を構築する。弾薬が分配されると、分隊の他の兵員は代替砲座の準備を開始する。分隊の全兵員のために、個人用の立ち姿勢個人壕が掘られる（付録I参照）。陣地に残る弾薬運搬兵は、班に近接防御を提供するよう配置される。

c. 移動経路の選定 - 砲兵が迫撃砲を代替陣地または補充陣地へ移動させるための経路が選定される。

d. 陣地構築の優先順位 - 主要射撃陣地が最初に完成される。小隊長の命令には、代替および補充陣地の再編成の優先順位が含まれる。

e. 偽装の実施 - 陣地構築の全段階と並行して、偽装作業が継続される。偽装規律には、砲座や観測所へ続く新しい経路（または車両の轍）を作らないことが含まれる。そのような経路が避けられない形で形成された場合でも、迫撃砲砲座や観測所を越えて延長される。掘り出された土砂は、掘削後直ちに運び去られるか、芝で覆われる。偽装網は、可能な限り速やかに砲座の上に設置される。

225. 射撃セクター

班には重複する射撃セクターが割り当てられる。班長は、そのセクターを二つの重複する分隊セクターに

分割するか、または分隊の観測所が互いに近い場合は、各迫撃砲にセクター全体を掩護させることもできる。各分隊は割り当てられたセクター内で好機目標に対して射撃を行い、隣接するセクター内の目標地域に対しては二次任務として射撃を行う。

226. 目標地域

a. 目標地域の分類 - 迫撃砲の目標地域は、主要と次に分類される。

b. 主要目標地域 - 各迫撃砲分隊には、小隊長によって1つの主要目標地域が割り当てられる。分隊は、あらかじめ定められた近接防御射撃の信号が発せられた場合、この地域に直ちに射撃を行う準備を整えておく必要がある。他の目標に射撃していない場合、迫撃砲は主要目標地域に指向される。

c. 二次目標地域 - 陣地前方の二次目標地域には、逆斜面、森林地帯、溪谷、および低伸弾道射撃から防御されたその他の地域が含まれる。可能な限り多くの二次目標地域について射撃データが準備される。これらは、有効射程と観測の限界から、阻止線およびその後方地域までをカバーし、敵の侵入を制限し、友軍の逆襲を支援する。

d. 友軍との距離 - 迫撃砲の射撃は、友軍部隊から少なくとも200ヤード離れているべきである。

227. 射撃計画

a. 射撃データ - 割り当てられた主要目標地域および二次目標地域の射撃データは、分隊長によって射程表として準備される（FM 23-90参照）。これらの射撃は既定射撃として知られている。

b. 射撃計画 - 射撃計画には、射撃開始の指示、補充射撃陣地への移動に関する指示、主要目標地域への射撃に関する指示、そのような射撃のための所定の信号、および信号が発せられる場所が含まれる。

(1) 二次目標への射撃：二次射撃は、承認された射撃計画に従って実行されるか、またはそのような射撃の開始が分隊長または班長の判断に委ねられている場合は、彼らの主導によって実行される。

(2) 主要目標への射撃：

(a) 主要目標地域への射撃は、有効な目標が現れた場合、迫撃砲観測員によって、前線部隊からの既定信号によって、または上位権限の命令によって要請されることがある。前線部隊からの信号によってそのような射撃が要請された場合、その部隊を防御する主要目標地域を持つ迫撃砲のみが射撃を開始する。大隊射撃計画は、指定された地域からの信号で射撃を行う迫撃砲を指定する。

(b) 観測員（分隊長または班長）が目標を視認できる場合、彼は上位権限によって弾薬消費に課せられた制限内で射撃速度と持続時間を決定する。観測員が霧、煙、暗闇、または遮蔽のために目標を視認できない場合、彼は大隊射撃計画で指定された射撃速度と持続時間を維持する。指示がない場合、通常の射撃速度は2分間は毎分9発、その後は射撃停止命令があるまで毎分6発である。

228. 弾薬補給

弾薬の補給は通常、暗くなる前には完了できない。班長は弾薬の消費を慎重に監督しなければならない。弾薬壕の構築については、第190b項を参照せよ（図36参照）。

229. 夜間、霧、または煙中の配置

視界が制限される期間中、目標を攻撃する方法は、他の時間帯の既定射撃に用いられるものと同じである。観測が不足しているため、効果は不確実となる。夜間照準の技術については、FM 23-90を参照せよ。

230. 対空警戒

迫撃砲班は、対空警戒のために受動的な手段を用いる（188項参照）。

231. 対機械化防御

戦車が砲座に接近した場合、迫撃砲要員は防御のため砲座と個人壕を利用する。戦車が通過次第、要員は射撃任務を再開する。班長は、班陣地の75ヤード以内に接近する戦車と交戦するため、M1903小銃と対戦車ライフル擲弾を使用する。

第9章 管理

第1節 補給

232. 参考文献

補給に関する定義、基本事項、および方法については、FM 100-10を参照のこと。兵站データについては、FM 101-10を参照のこと。歩兵連隊内の補給については、FM 7-30および7-40を参照のこと。

233. 責任

補給は委譲できない指揮官の責任である。中隊は管理機能を持つ基本単位である。中隊長は、適時に物資を要求し、自らの中隊に物資を分配する責任を負う。中隊はまた、配属された部隊または要員の補給についても責任を負う。

234. 手段

a. 要員 - 中隊本部の管理グループは以下の要員で構成され、その職務と配置は以下の通りである。

(1) 糧食軍曹、調理兵、調理助手：糧食軍曹は中隊長に対し、中隊に支給される糧食と水の確認、糧食の食事への分割、食事の準備における調理兵と調理助手の監督、および中隊への食事の配布について責任を負う。通常、彼と助手は連隊の車列野営地に位置し、支援中隊長の下で直接監督を受けながら作業する。

(2) 補給軍曹と兵器技術兵：補給軍曹は、糧食と水を除く物資の確認と配布、および兵器技術兵の活動の監督について責任を負う。戦闘中、補給軍曹は通常、補給、特に弾薬補給に関する事項で中隊長を支援するため、前方地域に位置する。彼は中隊弾薬集積所に配置されることもある（第239b (2) 項参照）。兵器技術兵は通常、車列野営地に位置し、物資の確認と配布を支援し、兵器の軽微な修理を行い、簡単な木工作業を行う。

(3) 中隊事務員：中隊事務員は中隊の記録を保管する。連隊の要員班の一員として、要員担当官の下で雇用される。野戦では、要員班は連隊から分離され、師団または軍団の後方梯隊と共に運用され、移動することもある。それ以外の場合は、連隊の車列野営地で活動する。

b. 輸送手段 - (1) 中隊輸送車両：中隊輸送車両は、中隊に有機的に割り当てられた車両から構成される。通常、これらの車両は指揮、通信、および兵器、弾薬、および中隊の特定の要員の輸送に使用される。

(2) 厨機材および装備車列の車両：大隊の厨機材および装備車列の車両は中隊に割り当てられる。これらの車両は、編制装備、糧食、水、および中隊輸送車両で運搬されないその他の障害物を運搬する。有機的積載物の一部が荷下ろしされた場合、厨機材および装備車列の車両は要員の個人装備の運搬に使用されることがある。

(3) 弾薬車列の車両：弾薬車列の大隊区分には、1台またはそれ以上の車両が重火器中隊に割り当てられ

る。当初、この輸送車両は、小火器弾薬、迫撃砲弾薬、および特殊弾薬（手榴弾および信号弾）を基本許容表に規定された量で運搬する。弾薬補給におけるこれらの車両の運用については、第239項で説明する。

235. クラスI物資の補給

a. 概要 - (1) クラスI物資のうち、中隊にとって主要な品目は糧食と水である。これらは戦闘作戦とは無関係に、比較的均一な日量で消費される。

(2) 糧食とは、一人当たりの一日分の食料許容量である。野戦糧食は通常、戦時、国家非常事態、または野戦訓練中に支給される。これは現物支給であり、その構成品および代替品は陸軍省または野戦部隊の指揮官によって規定される。野戦糧食A、B、C、D、またはこれらの組み合わせからなることがある。これらの糧食とその用途についてはFM 7-30を参照せよ。

(3) 部隊は毎日3回の食事を摂るべきである。少なくともこのうち2回は温かい食事であるべきだ。部隊への給食計画は、戦術状況、車両の利用可能性、道路網、交通状況、地形、および天候に基づいて策定される。糧食の準備および配布方法についてはFM 7-30で議論されている。

b. 糧食のための人員配置 - 炊事場にいる給食要員は、適切な量の食料準備と、適切な配布を確実にするための炊事車両の積載を間に合わせるため、糧食のための人員配置について通知を受ける。給食要員が中隊給食場所にいる場合、情報は中隊長から提供される。大隊給食場所にいる場合、大隊補給官から提供される。車列野営地で連隊の統制下にある場合、支援中隊長から提供され、彼は連隊補給官から給食計画を既に受けている。

c. 大隊による炊事・装備車両の解除および中隊の行動 - (1) 炊事・装備車列は通常、連隊の統制下で移動し、野営する。車列の大隊区分は、必要に応じて大隊の統制下に解除される。

(2) 大隊補給官 (S-4) は、大隊各中隊への給食計画を策定する。計画には、炊事車両の解除の時間と場所、および大隊の統制下に戻る時間と場所が含まれる。大隊長の承認後、大隊補給官は各中隊長に計画の詳細を伝え、中隊の案内を手配する（下記d参照）。

(3) 中隊は案内兵を提供し、彼は大隊の解除地点で中隊の炊事車両と合流し、最も適切な経路で中隊の給食場所まで導く。中隊長は、大隊計画で指定された時間までに、またはそれ以前に、これらの車両を所定の地点で大隊の統制下に戻す責任を負う。

d. 中隊給食場所と個人への糧食・水の配布方法 -

(1) 中隊の給食場所は、戦術状況が許す限り、給食を受ける部隊の近くにあるべきである。場所は敵の観測から隠蔽され、敵の低伸弾道射撃から防御されているべきである。中隊長は中隊の給食場所を選定し、自らの中隊の兵員および配属された部隊の要員が給食を受けることを確実にする。分遣された哨所の要員への給食も軽視してはならない。

(2) - (a) 炊事車両が中隊給食場所に到着後、準備が完了次第、部隊への給食が開始される。もし兵員の大部分が給食場所で配食できるのであれば、これが最も

満足のいく給食方法である。給食場所での混雑を防ぐよう注意しなければならない。配食は分隊ごとに行い、分隊が給食場所内またはその近くで安全な距離を保つよう要求することで、分散を確保できる。容器に入った食料と水は、給食場所に来られない兵員のために運搬班によって輸送されることがある。

(b) 場合によっては、中隊の部隊が給食場所から相当離れて配置されることがある。兵器運搬車などの中隊車両を使用して、これらの部隊に食料と水の容器を届けることが現実的な場合もある。または、小隊や班が近くの中隊に配属されることもある。便宜上、重火器部隊に隣接する中隊の炊事輸送車両が、これらの部隊の食料と水の容器を運搬し、回収することもある。いずれにせよ、重火器中隊長は、自らの兵員が給食を受けられることを確実にする糧食配布計画について、大隊長に時宜を得た勧告を行う義務がある。

(c) 小隊長は、給食の配布に用いられる時間、場所、および方法について知らされた後、炊事車両が到着した際に、運搬班または小隊の自前の輸送手段を中隊給食場所に待機させる責任がある。各運搬班、または小隊車両の運転手は、空の容器を中隊給食場所に戻さなければならない最終時間について知らされる。

(3) 満杯の水の容器は食事と共に前方に送られる。水筒は中隊給食場所で補充される。これは、容器を複数の出口を持つ殺菌袋に空け、そこから水筒を補充することで迅速に行われる。兵員が給食場所に来られない場合、彼らの水筒は他の者によって給食場所に運ばれ補充されるか、または水は運搬班や中隊車両によって水の容器に入れて彼らに輸送されることがある。水は可能な限り現地で補充される。ただし、使用前にこの水は検査され、必要であれば浄化され、その使用は適切な医療要員によって承認されなければならない。水質浄化の詳細についてはFM 8-40を参照せよ。

236. クラスII物資の補給

a. 概要 クラスII物資とは、基本許容表によって許容量が定められている品目を指す。代表的な品目としては、衣類、ガスマスク、武器、トラック、および通信機材などがある。

b. 補充 - (1) 衣類および個人装備は、通常、中隊が戦闘に従事していない期間中に補充される。

(2) 戦闘中に、損傷、破壊、または紛失した武器や、個人または部隊の装備品を補充する必要がある場合、中隊は指揮系統を通じて連隊に要請を出す。通常、少量の品目であるため、クラスI物資と同じ経路で補給される。

(3) 中隊は、損傷した武器や装備を、後方へ向かう炊事車両または他の輸送手段で車列野営地へ送り返す。兵器技術兵は可能な限り修理を行う。補給車曹または兵器技術兵は、支援中隊の補給部（S-4班）と手配し、現地での修理が不可能なほど損傷した品目を引き渡し、補充品を確保する。

237. クラスIII物資の補給

a. 概要 - 中隊にとってのクラスIII物資は、ガソリン、潤滑油、およびグリースで構成される。連隊は容

器に入ったガソリンと油の予備を保有している。この予備の一部は個々の車両に分配されることもある。これらの容器と車両の燃料タンクは、あらゆる機会を捉えて補給される。

b. 分配 - (1) 移動中または戦闘中、連隊および上位司令部は、自動車燃料の再補給のためにクラスIII分配地点を設置する。そのような地点では、空の容器を満杯の容器と交換するか、または複数口のトラックから直接車両のタンクに給油することで再補給が行われる。

(2) 後方地域の補給所に送られた個々の車両は、これらの地点でガソリンと油の整備を受ける。他の車両は、連隊の車列野営地またはその他の適切な場所に設置される連隊のガソリンおよび油分配地点で、またはそこから補給を受ける。補給を容易にするため、少量のクラスIII物資は、大隊弾薬分配地点に設置されるか、または満杯の容器がクラスI物資と共に中隊地域に届けられることもある。

238. クラスIV物資の補給

a. 概要 - クラスIV物資とは、基本許容表に含まれず、クラスIIIおよびクラスVの品目を除き、計画中または進行中の作戦に直接関連する需要を持つ品目を指す。工兵の野戦築城資材が、中隊にとって主要なクラスIV品目である。

b. 工兵補給 - 中隊長は、工兵の野戦築城資材がいつ、どこで供給されるかについて大隊長から通知を受ける。同様に、追加の塹壕掘削用具が大隊から供給される場合、その配布の詳細について通知を受ける。

c. 医療補給 - 戦闘中、緊急に必要な物資は、最寄りの医療部隊に対し、非公式な要請で入手される。

d. その他の補給 - 追加の野戦電話線、追加の除染装置などのその他のクラスIV物資は、口頭または伝令による非公式な請求書を指揮系統を通じて連隊に送付することで入手される。

239. クラスV物資の補給

a. 概要 - (1) クラスV物資には、あらゆる種類の弾薬、信号弾、対戦車地雷、および化学兵器が含まれる。

(2) 重火器中隊の初期弾薬供給は以下の通りに運搬される。

個人携行兵器の弾薬供給

各兵員が携行する。
連隊弾薬車列の大隊区分。
師団車列

クルー操作兵器の弾薬供給

兵器運搬車
連隊弾薬車列の大隊区分
師団車列

(3) 基本許容表には、携行される弾薬の量が規定されている。

b. 攻勢戦闘中の補給 - (1) 兵器運搬車の統制

(a) 行軍中、中隊の兵器運搬車は、地上または対空警戒任務に従事する部隊のものを除き、通常、大隊

または連隊の歩兵部隊の後方を躍進しながら移動する。

(b) 戦闘開始前、兵器運搬車は中隊の統制下に解除され、中隊長の指示に従ってそれぞれの小隊に合流する。

(c) 輸送伍長は、兵器運搬車を選定された下車位置へ誘導する。これらの位置は、各小隊の兵器の初期射撃陣地に可能な限り近い場所である。

(d) 中隊長によって定められた量の弾薬は、初期の機関銃陣地および迫撃砲陣地で荷下ろしされるか、または前方へ運搬される。残りの弾薬は、その後、1台またはそれ以上の兵器運搬車に積載され、空になった兵器運搬車は中隊弾薬集積所へ送り返される（FM 7-30参照）。

(2) 補給の概要

(a) 責任 - 大隊長は、中隊長が自らの小隊へ分配を効果的に行えるよう、中隊長が選択した1つまたは複数の地点への弾薬の供給に責任を負う。大隊輸送担当官は、大隊弾薬分配地点より前方への弾薬運搬車両の移動を監督、調整、促進する。中隊長は、自らの小隊に十分な弾薬が供給されるよう責任を負う。小隊長は、自らの兵器への弾薬の供給に責任を負う。図22は、兵器運搬車が前方地域で活動できる状況における弾薬補給システムを示している。

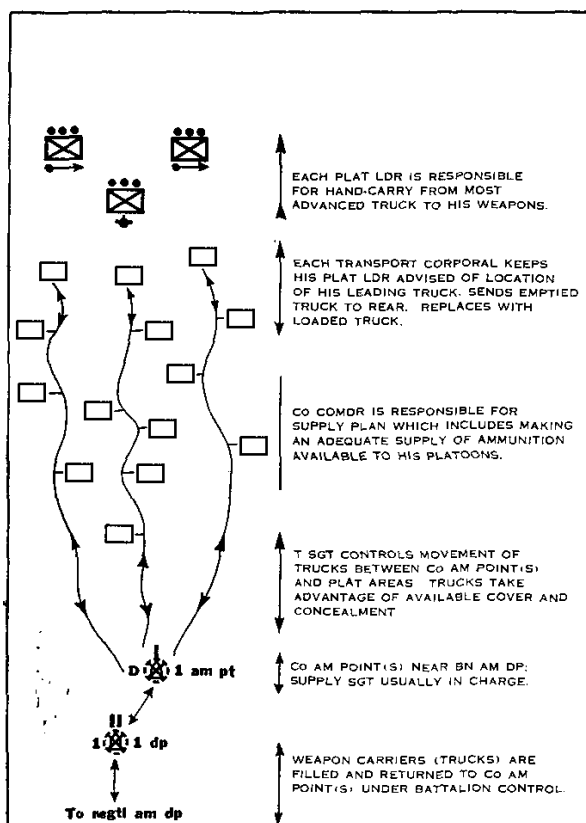


図22：前方地域で兵器運搬車の運用が可能な場合の弾薬補給システム

(b) 大隊弾薬分配地点 - 大隊弾薬分配地点は、最も実用的な前方地域に位置する。ここは、大隊補給官の監督下で、大隊弾薬および工兵班の要員によって運営される。攻撃においては、大隊弾薬分配地点は、大

隊長によって定められた弾薬前進経路に沿って躍進しながら前進する。

(c) 中隊弾薬集積所 - 中隊長は、1つまたは複数の中隊弾薬集積所を選定する。中隊弾薬集積所の望ましい特性は以下の通りである。

1. 小隊への隠蔽された経路が分岐する地点またはその後方にあること。
2. 空中および地上からの観測に対する隠蔽が図られていること。
3. 敵の低伸弾道射撃から防御されていること。
4. 識別が容易であること。
5. 後方への車両移動が容易であること。

中隊弾薬集積所は、大隊弾薬分配地点の近くにあることもあれば、より前方の地点にあることもある。戦闘および地形の状況により、前方地域での車両の運用が可能な場合、中隊弾薬集積所は通常、大隊弾薬分配地点の近くに配置される。大隊弾薬分配地点より前方への手動運搬が必要な場合、中隊弾薬集積所は通常、より前方に配置される。

(d) 運営要員 - 補給軍曹は、輸送軍曹または中隊長によって指定された他の要員の支援を受けて、中隊弾薬集積所を運営する。

(3) 兵器運搬車による補給 - (a) 大隊弾薬分配地点より前方での車両運用が可能な状況では、各小隊は弾薬を満載した兵器運搬車を、可能な限り兵器陣地近くに1台ずつ保持する（図22参照）。班が広く分散している場合は、各班の近くに弾薬を満載した兵器運搬車を1台保持してもよい。これらの車両の初期配置は、必要であれば迂回路を使って隠蔽された場所を前進し、下車位置よりも前方にしてもよい。小隊長は、輸送伍長を通じて、小隊の前進に合わせて最も前方の車両を前進させる。分隊の弾薬運搬兵は、車両から兵器の陣地まで弾薬を運搬する。他の弾薬を満載した兵器運搬車は後方に梯隊を組んで配置される。これらは中隊弾薬集積所と小隊射撃陣地地域の間にある小隊の前進経路沿いのどこにでも配置されうる。小隊輸送伍長は、これらの車両と小隊との接触を維持する。小隊の統制下にある兵器運搬車が空になると、輸送伍長は弾薬を満載した車両と交換し、空になった車両を中隊弾薬集積所を経由して大隊弾薬分配地点へ派遣する。空になった運搬車を派遣する前に、輸送伍長は小隊長と連絡を取り、必要な弾薬の種類を確認し、運転手にこれらの要求を示す伝言を渡す。大隊弾薬分配地点では、この伝言は大隊補給官に引き渡され、彼は車両を補充させ、元の（来た場所の）中隊弾薬集積所に戻す。他の指示がない限り、車両は中隊弾薬集積所から所定の経路に沿って、元の（来た場所の）小隊へ派遣される。

(b) 輸送軍曹は、中隊弾薬集積所と小隊地域間の車両の移動を統制する。

(c) 戦闘中、小隊の運搬車は、中隊または大隊長によって別途指定されない限り、小隊の統制下に留まる。中隊長はいつでも小隊運搬車の統制を保持または取り戻すことができる。中隊長による統制は、以下の考慮事項によって決定される場合がある。

1. 運搬車を配置するための、合理的に利用可能な隠蔽と遮蔽が中央の場所に存在する。

2. ある小隊が車両の損失を被り、その補給のために他の小隊の運搬車を使用する必要がある。
3. 中隊の要員によって統制がより効率的に行える。

(d) 緊急の弾薬を必要とする小隊長は、中隊長に連絡し、中隊長はその小隊に特定の弾薬量を回すよう指示するだろう。

(4) 手動運搬による補給 - (a) 大隊弾薬分配地点より前方での車両運用が困難な場合、中隊弾薬集積所は通常、大隊弾薬集積所の最前方にある実用的な地点に設置される（図23参照）。補給システムは基本的に上記の(3)で説明したものと同じだが、弾薬が手動で運搬される点が異なる。

1. 大隊弾薬分配地点と中隊弾薬集積所間の弾薬の手動運搬は、大隊弾薬および工兵班、または大隊長が利用可能とした他の要員によって行われる。
2. 中隊長は、中隊弾薬集積所と各小隊長が選定した弾薬集積所間の弾薬の手動運搬に責任を負う。中隊長はこのような手動運搬の必要性を予見し、必要な援助があれば大隊長に適時要請するよう努める。大隊長は、大隊の要員が中隊弾薬集積所を経由して小隊弾薬集積所まで弾薬を手動運搬するよう手配するか、または中隊地域内での必要な手動運搬のために大隊弾薬および工兵班の要員を中隊に配属することができる。
3. 小隊長は、自らの小隊弾薬集積所から兵器の射撃陣地まで、分隊の弾薬運搬兵による弾薬の手動運搬に責任を負う。

(b) 小隊の輸送車両は、指定された後方地点で中隊または大隊の統制下に置かれる。

(c) 兵器運搬車が大隊の統制下に置かれている場合、各輸送伍長は、中隊または大隊長から前線地域に留まることを特別に許可されない限り、自らの輸送車両と共に位置する。前線地域に留まることを許可された場合、各輸送伍長は、自らの小隊と中隊弾薬集積所との間に連絡を維持し、補給軍曹に小隊の要求事項を常に通知する。緊急に必要な弾薬を優先的に補給する特別要請は、車両による補給の場合と同様に、小隊長から中隊長に行われる。

(d) 中隊長は、特別な伝令、または大隊運搬班によって要請を大隊弾薬分配地点に送り返すことにより、自らの要求事項を大隊に通知する。

(5) 小隊または班がライフル中隊に配属された場合の補給。ライフル中隊長は、配属された重火器の補給に責任を負う。小隊または班への補給は、それが重火器中隊の一部として行動する場合と同じである。

c. 防御作戦中の補給 - (1) 陣地への弾薬搬入と補充の原則 - 陣地に配置する弾薬の量が大隊長によって指示され、陣地で荷下ろしされた後は、夜間まで補充は必要ないはずだ。敵と接触後は、中隊内での弾薬の補充は通常、暗闇に紛れて行われる。弾薬を満載した兵器運搬車は大隊によって中隊弾薬集積所に届けられる。通常、弾薬は中隊弾薬集積所で荷下ろしされ、車両は

大隊弾薬分配地点に戻される。追加で運ばれてきた弾薬も通常、中隊弾薬集積所で荷下ろしされる。

(2) 小隊への分配方法 - 小隊への分配は手動運搬によって行われる。もし車両が直接兵器陣地へ移動できる状況であれば、中隊弾薬集積所は単なる統制地点となる。小隊長は手持ちの弾薬量を報告する。これらの報告に基づいて、中隊長が分配を行う。

d. 迅速な移動状況下での補給 - 前衛や追撃のような迅速な前方移動中、弾薬補給システムは攻撃時と類似している。補給地点間の距離が長くなるため、それに応じて時間差も大きくなることを考慮に入れ、弾薬補給の必要量を算出する必要がある。追加の初期許容量とその移動に必要な輸送手段は、上位司令部から提供される場合がある。

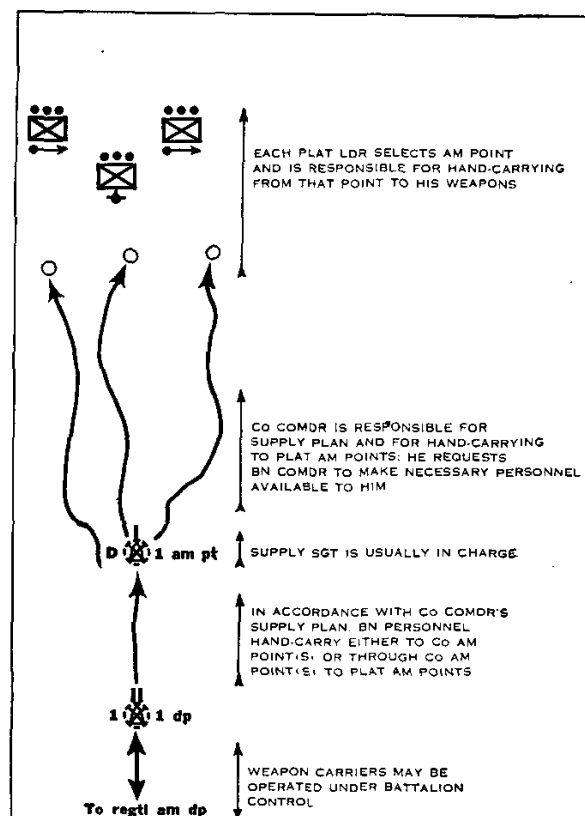


図23：兵器運搬車が大隊弾薬集積所の前方で使用できない場合の弾薬補給システム

e. 後退行動中の補給 - 後退行動中、前線地域への弾薬の補充はほとんどない。計画された行動のために十分な量が各部隊に残される。弾薬運搬車両は後方陣地で中隊に引き渡されるか、または上位司令部が後方陣地またはそこへの途中で集積所を設置することで再補給が行われる場合がある。大隊長は中隊長にそのような集積所の位置を通知する。

240. 個人装備の運搬

行軍中、中隊の兵員個人の装備は、当初の積載物の一部が荷下ろしされた後、炊事および装備車列の車両で運搬されることがある。装備は、停止の期間と天候状況が許す限り、長時間の停止中に中隊に届けられる。大隊補給官は、大隊各中隊への装備の引き渡しを

行い、大隊長が定めた時間に装備を回収する。攻撃的な戦闘中、装備は夕食と共に前方に送られ、朝食の配食後に大隊補給官によって回収されることもある。防御的な状況では、中隊の兵員は個人の装備を各自で携行することが多い。

241. 命令

a. 中隊命令における管理事項 - 中隊命令における管理事項には、適用される以下の項目が含まれる場合がある。

(1) 中隊弾薬集積所および大隊弾薬分配地点の位置。

(2) 大隊の弾薬前進経路（攻撃時のみ）。

(3) 陣地に配置する弾薬量（防御時のみ）。

(4) 中隊車両の配置。

(5) 大隊野戦病院の位置。

b. 追加の管理指示 - 管理上の追加指示は、命令に含まれるか、または後に関係者に対し断片的な形式で発令されることがある。これらの指示には、給食計画、案内兵の細部指示、運搬班、その他関連事項が含まれる。

第2節 医療業務と後送

242. 参考文献

歩兵連隊の衛生分遣隊の編成と装備の詳細については、編成表および基本許容表を参照する。衛生分遣隊の本部および大隊区分の一般的な任務、編成、および機能については、FM 7-30を参照する。

243. 衛生兵とその任務

重火器中隊に配属される2名の衛生部下士官兵は、中隊衛生兵として知られる。彼らは大隊衛生班の中隊衛生分隊の隊員だ。彼らは行軍中、野営中、または戦闘中に中隊に配属される。これらの衛生兵はそれぞれ2つのポーチを携行し、そこには包帯、ガーゼ、止血帯などの応急処置用具が入っている。彼らの任務は以下の通り。

a. 重火器中隊との連携維持。

b. 必要な場所で応急処置を施すこと。

c. 軽傷で歩ける負傷者に対し、大隊野戦病院の正確な位置とそこへ向かう経路を指示すること。

d. 担架兵や歩ける負傷者を通じて、大隊軍医に情報を送ること。彼らの報告には、中隊の位置、および中隊地域における死傷者の概数と位置が含まれる。

e. 戦闘中、重傷者すべてを前進経路沿いの防御された場所に配置し、担架兵の作業を容易にすること。

244. 担架兵

担架兵は中隊衛生兵の後を追って進み、重傷者を大隊野戦病院へ後送する。この野戦病院は、衛生分隊によって設置・運営される。

245. 命令

中隊命令には常に、大隊野戦病院の場所に関する情報を含める必要がある。この情報は、中隊内のすべての兵員に周知徹底される。

第3節 車両整備

246. 車両整備の実施

a. 中隊長は、自らの車両の運用と整備に責任を負う。運用要員は慎重に選定される。車両運用の連鎖において最も重要な役割は運転手である。運転手は、その能力、判断力、および職務の忠実な遂行に基づいて選定される。彼はその職務、要求される検査、および彼が実施すべき第一梯隊整備作業について指示を受ける。中隊長は、個人的な観察と頻繁な検査により、これらの作業が達成されることを確認する。

b. 輸送軍曹の監督下にある中隊の自動車整備兵は、第二梯隊整備を担当する。支援中隊からの機動整備班が彼らの作業を補完する。大隊輸送士官は彼らの活動を監督および調整する。

c. 第三または第四梯隊整備を必要とする車両は、大隊長に報告される。整備の各梯隊については、PM 25-10を参照のこと。

第10章 信号通信

247. 参考

信号通信手段の設置、操作、および維持の方法については、FM 24-5を参照のこと。歩兵連隊内の信号通信の方法と手順の詳細については、FM 7-25を参照のこと。

248. 装備

a. 重火器中隊は20組のCE-II型巻取機材（送受話器一体型電力不要電話機）を保有する。各組は送受話器一体型電力不要電話機1台と、1/4マイルの軽量電線が巻かれた胸部巻取機1台で構成される。CE-II型巻取機材の各組には、小型革製ポーチに入ったナイフとペンチからなるTE-33型工具一式が認可されており、請求によって入手する。2点間で通信を確立するためには、2組の巻取機材を使用する必要がある。必要に応じ、1台または両方の巻取機材を使用して電線を2点間に敷設し、各電線端末に送受話器を接続する。これにより、最大1/2マイルの距離で1つの通信チャンネルを確立できる。中隊では10チャンネルを確立可能である。必要に応じて、追加の送受話器を回線に接続し、パーティー回線を確立することもできる。 b. 地上信号投射機M4およびベリー・ピストルM11は、信号弾を発射する装置である。地上信号投射機M4は重火器中隊に1台、ベリー・ピストルは各小隊に1丁が支給される。 c. 旗セットは、棒に取り付けられた橙色の旗で構成される。中隊には2セットが支給される。 d. 懐中電灯は基本許容表に従って支給される。各将校、先任軍曹、各小隊軍曹、および各班長には笛が支給される。

249. 信号通信手段の運用

a. 腕と手の信号は、重火器中隊が用いる主要な視覚信号手段である。この手段は小隊長、班長、分隊長が移動中や射撃中に部隊を統制するために使用する。規定の腕と手の信号については、FM 22-5およびFM 23-90を参照されたい。

b. 懐中電灯、旗、信号弾などのその他の視覚信号手段は、最も単純な種類の事前取り決められた伝達事項のみを送るために使用される。信号弾の使用は、大隊長の指示に従って行われ、その指示は上位司令部の信号運用指示に基づいている。重火器中隊の各部隊は、規定の信号弾によって要請された場合、事前に取り決められた支援射撃を実施する。これらの射撃は、指定された一定時間後、命令により、または別の規定された信号によって停止または転換される。

c. 笛は主に、空襲または機械化部隊の攻撃に対する標準的な警報信号として使用される。これは3回の長い吹鳴を数回繰り返すものである。笛はまた、指揮官が命令またはその他の信号を出す準備として、部隊の注意を引くためにも使用される。

d. 歩哨は、より迅速な通信手段が利用できない場合、中隊内での通信、および大隊本部や他の部隊との

通信のために使用される。通常、戦術任務開始時には1名の伝令が大隊指揮所に派遣され、同様に各小隊から1名の伝令が中隊長に報告する。中隊車両の運転手は、他の職務と衝突せず、弾薬補給を妨げない限り、車両伝令として使用することができる。伝令は、口頭伝達を受ける際に簡単なメモを取り、迅速かつ正確に伝達事項を伝達するよう訓練されている。通常、伝令には一度に1つの簡単な口頭伝達のみが与えられる。

e. - (1) 重火器中隊に認可された20台の電力不要電話機（10チャンネル）は、中隊長によって戦術的状况に合わせて割り当てられる。可能な割り当ての2つの例を図24および図25に示す。

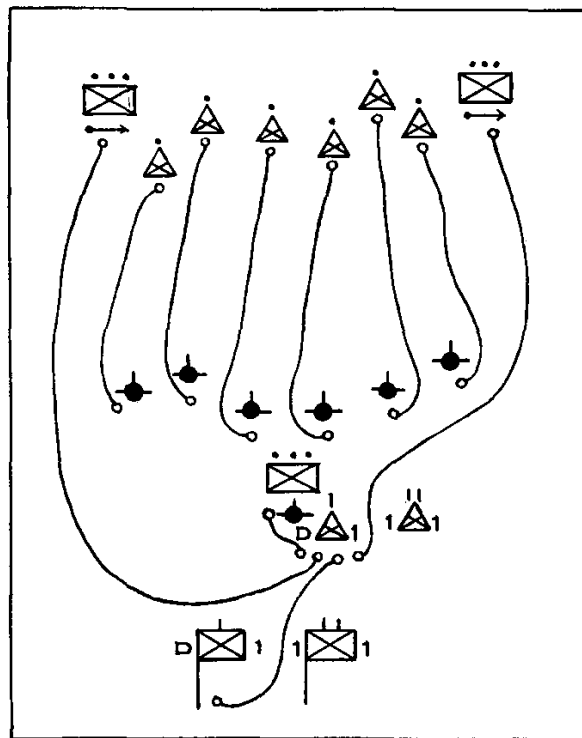


図24は、攻撃時における重火器中隊が、中隊内の各部隊間で電力不要電話機を割り当てて一例を示している。この割り当て方法は、あくまで中隊長が戦術的状况に応じて決定する多くの可能性の一つに過ぎない。

(2) 重機関銃小隊は、状況が許す場合、その班との通信のために1つまたは複数のチャンネルを割り当てられることがある。

(3) 中隊および大隊の指揮所が数百ヤード離れている場合、電力不要電話によって両者間の通信を維持することが望ましい場合がある。

(4) パーティー回線（2つ以上の局が相互に接続されている回線）の使用を含め、他にも多くの組み合わせが可能である。

(5) 通常、各迫撃砲分隊の観測所と射撃陣地間の通信には、2組（1チャンネル）の電力不要電話機が割り当てられる。これら2組は、通常、部隊が展開する前に迫撃砲分隊に支給され、分隊の兵器運搬車で運搬される。もし中隊長が別の割り当てを決定した場合、これらを回収して再分配することもある。残りの8組（4

チャンネル) は、割り当てが決定されるまで、通常、中隊本部の車両で運搬される。

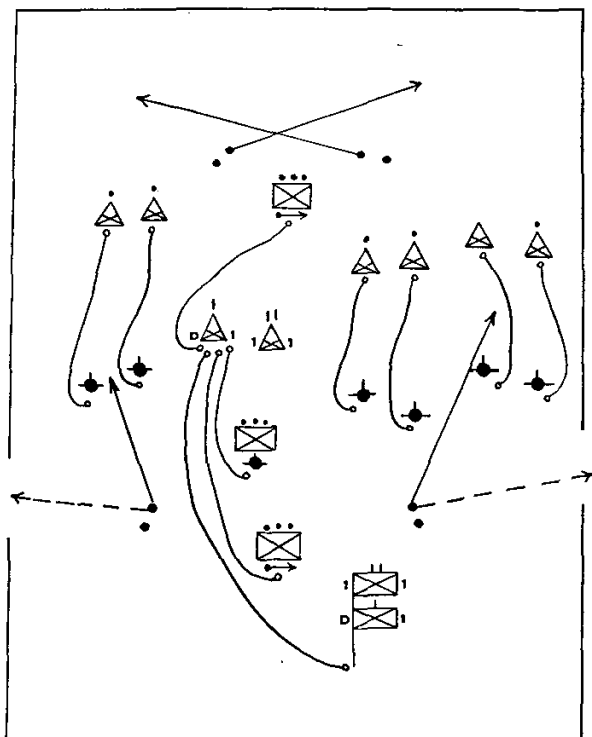


図25は、防御時における重火器中隊が、中隊内の各部隊間で電力不要電話機を割り当てて一例を示している。この割り当て方法は、中隊長が戦術的状況に応じて決定する、多くの可能性の一つに過ぎない。

250. 信号通信に関する命令

a. 重火器中隊長が各作戦ごとに発令する野戦命令には、信号通信に関する指示が含まれる場合がある。多くの場合、このような指示は指揮官またはその指揮所の位置のみで構成される。信号通信に関するその他の指示は、断片的な形式で発令されることもある。これには、中隊内で利用可能な信号通信手段の割り当てや、中隊に適用される上位司令部の信号運用指示が含まれる。

b. 防御において、最終防御射撃は最前線のライフル部隊からの信号弾によって実施されることがある。これらの射撃の実施に関する指示は、中隊長の野戦命令に記載される。小隊長は、全要員がこの信号と、それが発射される可能性のある位置を理解していることを確認する。

c. 標準作戦手順は、可能な限り命令を簡素化・短縮するために利用される。

251. 大隊通信システムとの関係

a. 戦闘中、中隊の観測所は通常、大隊の観測所の付近に位置し、中隊の指揮所は大隊の指揮所の付近に位置する。(16項および図2を参照)

b. 状況が急速に変化する場合、重火器中隊は、大隊本部または孤立した小隊との通信のために、大隊通信班から1つまたは複数の携帯無線電話を割り当てられることがある。また、戦闘のいかなる段階においても、

可能かつ望ましい場合、大隊長は、重火器中隊長が離れている場合、または中隊と大隊の指揮所が離れている場合に、中隊長との通信、あるいは中隊と大隊の指揮所間の通信のために、これら携帯無線電話を2つ以上割り当てることがある。

c. 防御において、大隊長は、重火器中隊指揮所と大隊指揮所間の電話通信のために、大隊交換台に接続された乾電池式電話機を1台割り当てることがある。

補則1 個人保護；重機関銃及び 81mm迫撃砲の砲座；観測所；及び 偽装のヒント

1. 概要

部隊が戦闘地域で停止した場合、常に個人の防御を確保し、既存の防御施設を改善するか、新たに掘削するものとする。

2. 停止時

a. 停止が短時間であると予想される場合、部隊は地形が提供する自然の防御（例：溝、地面のくぼみなど）を利用するものとする。

b. 停止が比較的長時間で、かつ6時間未満の場合（例：集結区域での停止）、個人の伏せ壕を構築するものとする（図26参照）。これらの壕の構築においては、自然の遮蔽と隠蔽を最大限に利用する。この種の壕は、立ったまま入れる個人壕（図27の1、2、3を参照）ほど効果的な防御を提供しないが、休息と防御を同時に得られ、かつ迅速に掘ることができる。爆弾や砲弾の破片、小火器による攻撃からの防御を提供するが、戦車の踏破作用に対する完全な防御は提供しない。

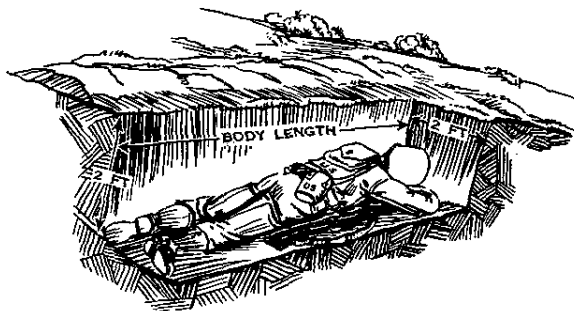
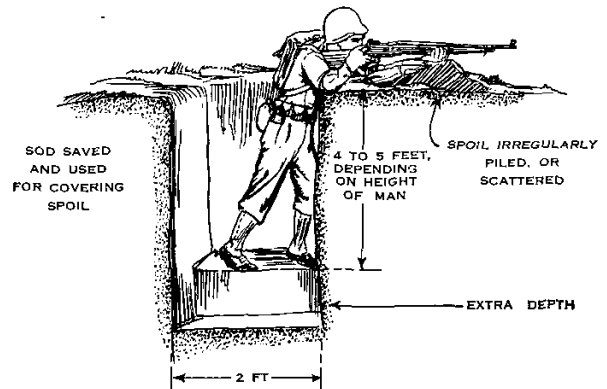
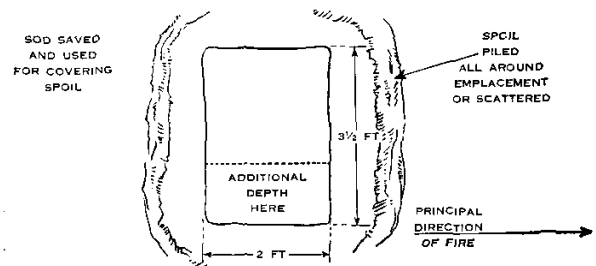


図26：個人用伏せ壕またはスリット塹壕 — 斜め断面図

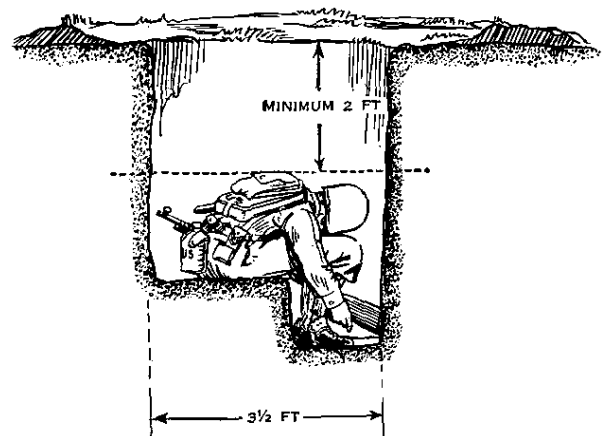
c. 停止時間が6時間を超える可能性がある場合、立ったまま入れる個人壕を掘るべきである。兵員は、攻撃が行われている、あるいは差し迫っている場合にのみ、これらの個人壕を占拠するものとする。（図27の1、2、3を参照）



①側面図



②上面図



③背面図 - 戦車の無限軌道による脅威から身を守るためには、少なくとも2フィートの空間を確保する必要がある。

図27：立ったまま入れる個人壕

3. 重火器の砲座

a. 概要 - 特に防御において、また攻撃時でも可能な限り、歩兵大隊の重火器は砲座から射撃される。砲座の目的は、兵器とその要員に掩蔽を提供し、敵の砲火や戦車の踏破作用による破壊の可能性を低減することにある。重機関銃の砲座の種類を図28から35に、81mm迫撃砲の砲座を図36から40に示す。射手と副射手以外の要員、例えば下士官や弾薬運搬兵など、砲座の近くにいる必要のある要員は、個別の個人壕を占拠する。

b. - (1) 要員用個人壕付き重機関銃砲座 - この砲座は、銃座の周囲に3つの立ったまま入れる個人壕で構成

される。三脚は、射手が銃に近づけるように反転させる。射手は銃の後ろの個人壕を、副射手は銃の左側の個人壕を占拠する。右側の個人壕は通常は空いているが、銃が左側面へ射撃する場合、射手と副射手は右に位置を移動する。（図28および29を参照）

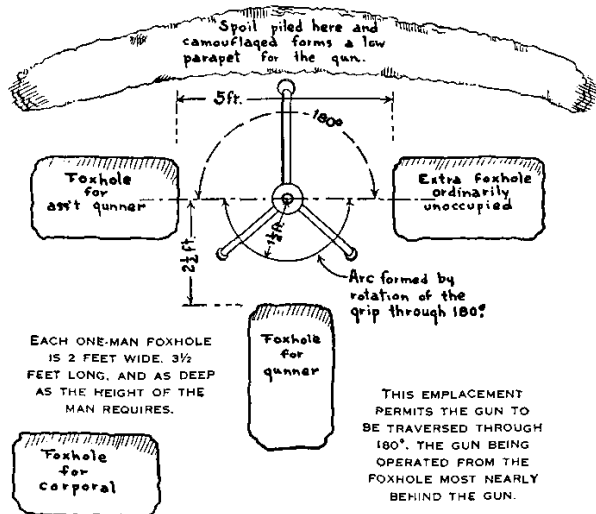


図28、要員用の立ったまま入れる個人壕が設けられた重機関銃の砲座



図29、要員が個人壕に入った状態の重機関銃の砲座を示している。射手と副射手は個人壕に入っている。射手の右側の空いている個人壕は、極左方向への射撃時に使用される。

(2) 時間が極めて限られている場合、急造の砲座は、単に射手用の**個人壕**と、その副射手用の**個人壕**から構成され、**個人壕**間には機関銃を射撃中に置く、あるいは戦車が**砲座**上を通過しようとする際に引き込める程度の浅い穴を設けることがある。

c. 浅い型および立ったまま入れる重機関銃砲座 - 地形が自然の死角や十分な遮蔽を提供しない場合、重機関銃用の砲座が掘られる。それは、三脚にしっかりとした支持を与えるのに十分な大きさの浅い銃座と、銃座の後方および側面に沿って射手とその副射手のためのU字型の塹壕から構成される。

(1) 浅い型の砲座。掘削の初期段階では、浅い砲座が形成される（図30）。

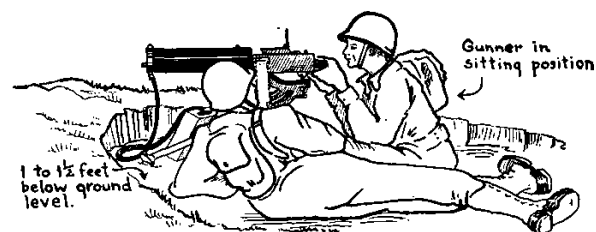


図30：浅い型重機関銃砲座

(2) 立ったまま入れる型砲座 - その後、浅い砲座は、銃座の周囲に射手と副射手のための塹壕を掘ることで、立ったまま入れる型の砲座へと発展する（図31）。

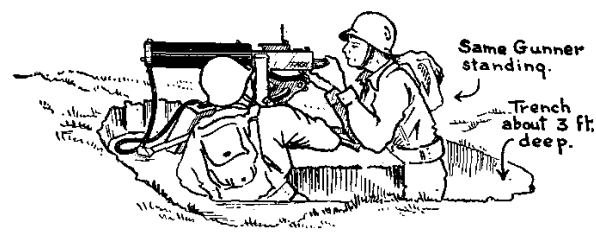


図31、立ったまま入れる重機関銃の砲座

注：立ったまま入れる型の砲座は、非常に硬い土壌でない限り、中戦車の踏破作用に対する完全な防御を提供しない。したがって、射手と副射手の対戦車防御を確保するため、砲座後方に個別の個人壕を掘ってもよい。



図32、立ったまま入れる重機関銃の砲座

注：射撃プラットフォームには芝が張り直されている。

(3) 図33は、浅い型と立ったまま入れる型の砲座のおおよその寸法を示している。

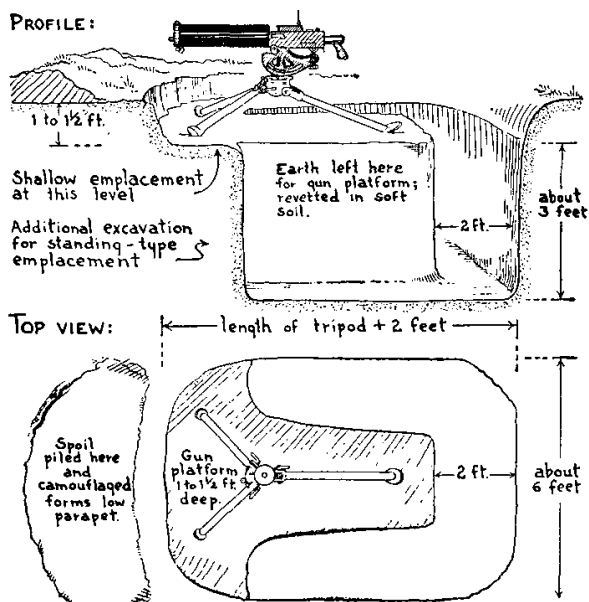


図33：浅い型および立ったまま入れる重機関銃砲座の寸法

d. 81mm迫撃砲砲座 - (1) 81mm迫撃砲の砲座は、迫撃砲、射手、および副射手を収容するのに十分な大きさの穴で構成される。(図36から40を含む参照) この砲座は、地上レベルでは航空機関銃の射撃や空襲爆弾および砲弾の破裂から防御できるほど小さく、同時に迫撃砲の操作に必要な空間と、いくつかの弾薬を置くスペースを確保している。追加の弾薬は近くの掩体壕に置かれる。前縁は、迫撃砲の照準や砲弾の弾道に干渉しないように傾斜がつけられている。



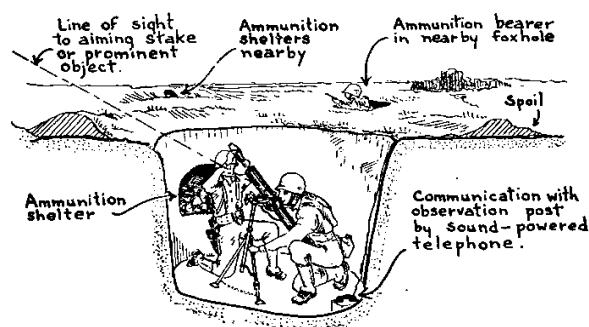
図34：土嚢で補強された立ったまま入れる砲座

注：この砲座は偽装されていない。頭上からの隠蔽は樹木によって提供される。



図35：偽装網設置後の立ったまま入れる砲座 (図34に示されたもの)

注：網は、自然環境に似せるために草や葉で覆われている。

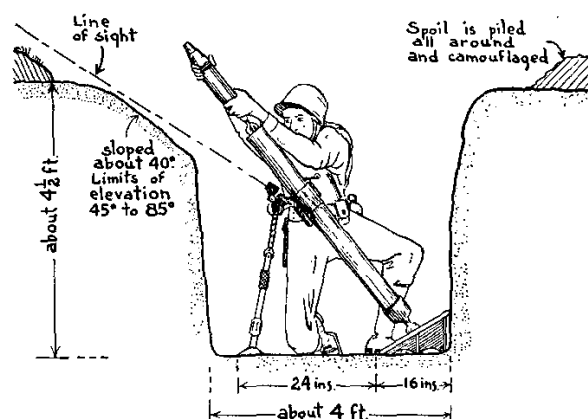


注

1. 穴の大きさは個人の体格によって異なるが、およそ地表で幅5フィート、長さ6フィート、深さ約4.5フィートである。
2. 射手と副射手は、迫撃砲の正確な操作を可能にするため、それぞれ直径約3フィートの空間を必要とする。この空間は、射撃方向を変更する必要がある場合に、二脚を左右に多少移動させることも可能にする。
3. 穴から出た残土は、その地域の自然植生に合わせて偽装するか、隠蔽する。
4. 迫撃砲分隊の要員用の個人壕と、追加の弾薬掩体壕は、砲座の近くに準備される。

図36：81mm迫撃砲砲座のスケッチ (要員が操作中)

(2) 81mm迫撃砲砲座の側面図 (装填中の第2要員) を図37に示す。



注：地表での最大幅は約5フィート。砲座の長さは約6フィートである。

図37：81mm迫撃砲砲座の断面図

(3) 迫撃砲陣地の上面図を図38に示す。

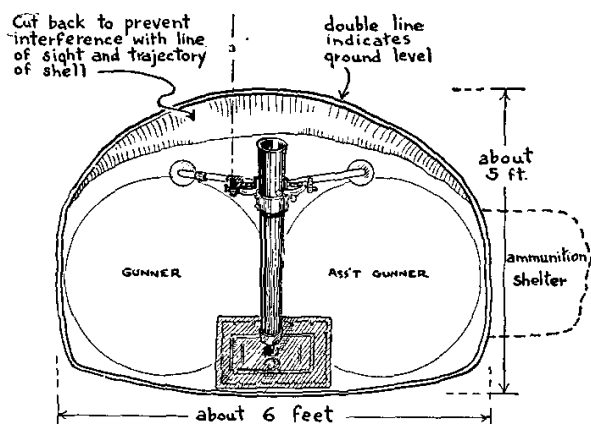


図38：81mm迫撃砲砲座、上面図



注：迫撃砲砲座は、空中から識別できるであろう。

図39：逆斜面に据えられた81mm迫撃砲

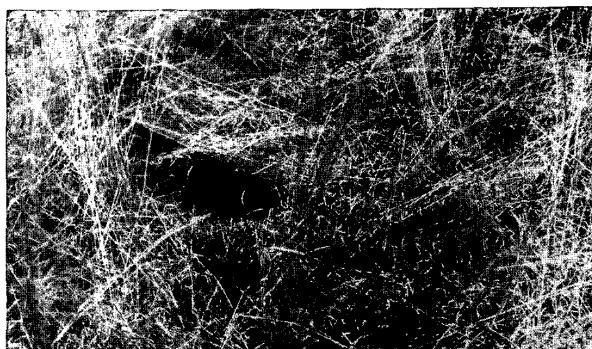


図40：図39に示す81mm迫撃砲砲座（偽装網と草で自然環境に似せて隠蔽されたもの）

4. 塹壕構築の時間がない場合の射撃陣地

攻撃においては、兵器砲座を準備する時間はめったにない。この状況は、遭遇戦や敵の抵抗によって攻撃が停止した場合など、部隊が突然防御を強いられた際にも発生しうる。このような状況下でも、兵器とその要員が生き残るためには、既存の掩蔽と隠蔽を最大限に活用しなければならない。以下の写真（図41から49を含む）は、そのような陣地のいくつかの例を示して

おり、単純な偽装を用いることで得られる追加の防御を示している。



図41：丸太の後ろの射撃陣地にある重機関銃。要員は偽装されていない。



図42：図41に示す重機関銃射撃陣地を前方から見たもの

注：この陣地は、射手のシルエットによって敵に露見している。



図43：図41に示す重機関銃射撃陣地 — 要員が偽装された状態

注：射手は低木で自らを偽装している。



図44：図41に示す重機関銃射撃陣地を前方から見たもの — 要員が偽装された状態

注：シルエットは偽装によって崩され、要員は遠方からは識別不能である。



図47：図45に示す重機関銃射撃陣地を前方から見たもの

注：低木と偽装によって陣地は隠蔽されている。



図45：低い土手裏の半掩蔽された重機関銃射撃陣地

注：各要員は偽装されている。



図48：逆斜面に設置された81mm迫撃砲。照準杭は頂上にある。

注：丈の高い草が空中からの観測に対してある程度の隠蔽を提供している。



図46：図45に示す重機関銃射撃陣地の後方から見た射界

注：機関銃は、低木の自然な隙間を通して射撃している。



図49：掩蔽された81mm迫撃砲射撃陣地

注：この射撃陣地は優れた掩蔽を提供しているが、空中からの観測に対しては隠蔽が不十分である。

5. 観測所

防御または攻撃において有用と考えられる観測所の種類を図50から54に示す。状況と地形に応じて、これらの図で示される観測所は、中隊または小隊本部からの観測者による使用に適している。さらに、図52、53

、および54は、班長および分隊長によって使用されてもよい。

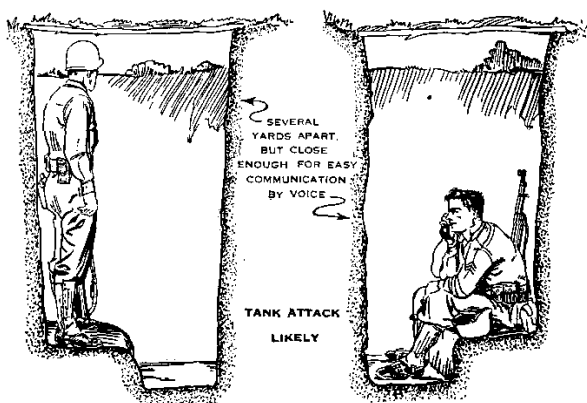


図50：観測所（二つの立ったまま入れる個人壕を利用、それぞれに偽装された取り外し可能な上部付き）

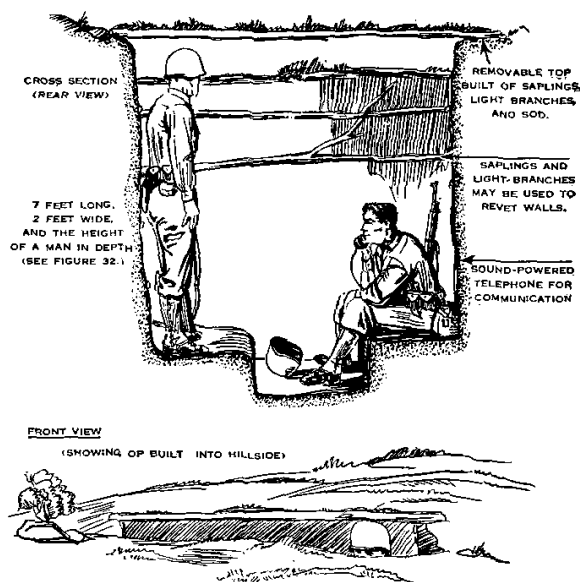


図51：立ったまま入れる複式個人壕内の観測所



図52：樹上に設置された観測所。周囲の葉が背景となり、観測者を遮蔽するように、森の端や木立の中の木を選ぶこと。

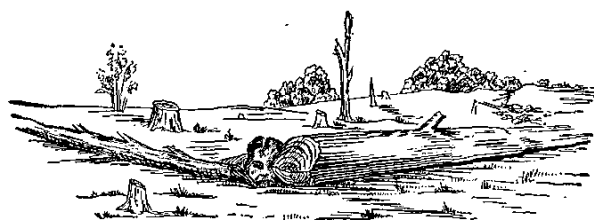


図53：丸太の後ろの観測所。観測者の顔は、光を反射しないように泥や木炭で塗るべきである。偽装された衣服や、網または麻袋で覆うことで、敵の航空機または地上部隊による発見の可能性を低減する。



図54：生垣の観測所

6. 偽装に関するヒント

図55、56、および57を参照のこと。

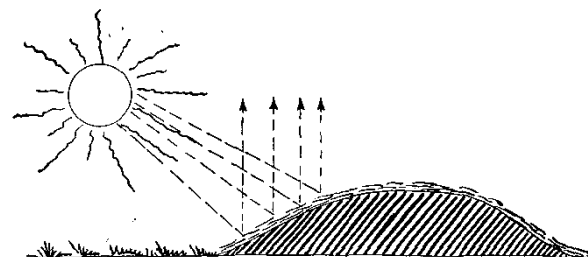


①誤り：異常な植生を導入することは注目を集める。



②正しい：荒れた地面では、陣地をむき出しにする。

図55：偽装



①誤り：残土を平らに寝かせた草で撒き散らすのは不自然である。また、平らに寝かせた草は光を反射し、航空写真に容易に映り込む。



②正しい：残土を芝生や自然に生えている草で覆う。

図56：偽装



①誤り：水平に積み重ねられた枝や低木は不自然である。



②正しい：枝や低木は、生えている状態に配置するべきである。

図57：偽装

補則2 重火器中隊の戦術訓練に関する指令

1. 概要

a. 以下の指示は、重火器中隊が野戦訓練の一環として参加する戦術演習および野戦演習の準備と実施において、中隊将校およびその他の関係者を支援するために作成されたものである。これらの指示は、重火器中隊が戦場への接近中および戦闘中に巻き込まれるであろうほとんどの行動を網羅している。これらはあくまで指針として考慮されるべきであり、現地の状況や個々の部隊の特定のニーズに応じて、拡張または修正されてもよい。ただし、重火器中隊は、これらの指示に概説されている各種の作戦の全ての段階を網羅する演習に参加するまでは、完全に訓練されたとは見なされない。

b. 部隊の戦術訓練のための指針として役立つだけでなく、これらの指示は、上級指揮官が重火器中隊の戦術的効率を試験する際に網羅すべき重要な点もカバーしている。

2. 準備

野外演習および野外機動演習の準備に関する一般的な議論については、FM 21-5を参照のこと。この付録の指示は、各演習でカバーすべき戦闘の明確な段階を示している。

3. 実施

a. 野外演習および機動演習の統制と実施については、FM 21-5を参照のこと。部隊は、問題解決を自らの判断で行うことが許されるべきである。演習を指揮する将校は、部隊が直面するであろう様々な状況に対する解決策を念頭に置いているべきであるが、部隊やその一部が、取るべき行動に関する彼の先入観に従うことを強制してはならない。必要が生じた場合、審判員は、部隊が適切な方法で行動するように促すためのペナルティを課したり、イベントを挿入したりすることができる。ただし、これらの統制措置は論理的かつ適切でなければならない。

b. 審判員の責任、任務、および行動については、PM 101-5を参照のこと。

c. 審判員によって伝えられる情報は、通常、指揮官が自らの行動を決定する上で十分な自由を与えるように表現されなければならない。

(1) 以下に、適切に表現された情報の例を示す。

「友軍部隊は現在、貴迫撃砲が射撃中の目標から200ヤード以内に前進した。」

「敵機関銃が今、あの大きな茂みから射撃を開始した。」

「あそこ、橋の近くに（指差しながら）4発の砲弾が密集して着弾した—さらに4発—もう4発。」

「敵の攻撃部隊は現在、貴社の前進防御地域から100ヤード以内に前進している……あそこからフレア（最終防御射撃の合図を指定）が打ち上げられた。」

「砲弾が貴官の300ヤード手前に着弾した。」2分後：「砲弾が来るぞ；貴官の後方100ヤードに着弾。」

「貴班の先進的な武器運搬車が今、砲撃によって破壊された。」

「貴官が支援している部隊は今、あの尾根を越えた（支援距離を越えた）。貴官は命令を受けていない。」

「敵の攻撃機が、低空で右前方から接近し、縦隊に射撃を加え、後方へ消えた。」

「航空機のエンジン音が聞こえる。」「南に航空機が1機。高すぎて識別できない。」

「草の上に油性液体の滴が見える。」

「見慣れない化学薬品の臭いがする。」

「砲弾の破片が貴砲撃砲の縦方向水準器を粉砕した。」

「貴機関銃小隊が支援しているライフル兵は今、貴部隊の射撃の安全限界に達した。」

「あの森から散兵線で出現する12名の敵ライフル兵を観測した。」

（敵機関銃射撃中に分隊長への小声で）「貴官は被弾した一意識不明だ。地面に倒れろ。」（分隊の反応に注目すること。）

「味方砲兵の砲撃が今、あそこの森の端（指差しながら）に沿って着弾している。」

（2）不適切に表現された情報の例は以下の通りである。

「この地点ではこれ以上前進できない。」

「赤軍はここで撤退しなければならない。」

漠然とした感嘆詞：「ここに砲弾が落ちている」—これでは、砲弾の種類、着弾地域、射撃の継続時間に関する情報が提供されていない。強度、地域、時間制限を伝えるべきである。

「ガス！」と叫ぶ代わりに、「マスタードガスの臭いがする」と伝えるべきである。

部隊に情報を提供せずに、停止して活動しないままにさせること。

情報は、審判員が兵器の効果や敵の機動を記述し、関係する指揮官が自らの決定を下すことを許可した場合にのみ、適切に提供されたと見なされる。

d. 下士官を審判員として最大限に活用すべきである。

4. 講評

各演習に必ず含まれる講評については、FM 21-5を参照のこと。講評は、演習のいかなる段階でも実施され得る。主任審判員とその補佐は、演習終了後に現地で行われる講評で使用するためにメモを取るべきである。

5. 一般原則

各部隊には、問題を論理的に解決するための十分な時間が与えられる。偵察が行われ、適切な場合には部下の指揮官が招集され、命令が発令されなければなら

ない。地形が提供する隠蔽と掩蔽を最大限に活用しなければならない。もし部隊が準備措置を急がされ、敵の観測下にある地形を自由に移動するならば、後に壊滅的となる不自然な印象を抱くことになるだろう。

6. 指示

重火器中隊（PM 7-5, 7-15, 7-20, および100-5を参照）

a. 先遣大隊とともに。

概要

前衛大隊の一部としての重火器中隊に関する問題
この問題は、中隊が対空防御を大隊に提供することを要求する大隊命令に基づいた状況設定とする。以下の点を要求するように作成すること。

（1）中隊長の前衛命令に、大隊命令で規定された縦隊の対空防御規定と、残りの輸送および徒歩要員の配置を含めること。

（2）前進中の継続的な偵察。

（3）敵地上部隊が関与する行動における中隊長の決定、計画、および命令。これは、前衛支援部隊の行動中に重火器による支援を必要とするものである。

標準

中隊長は前衛指揮官とともに行動し、状況を常に把握し、迅速な意思決定を行い、明確かつ簡潔な口頭命令を発するべきである。

対空・対戦車警戒員を配置すべきである。機関銃は車載し、最小限の要員で運用する。各班で、一人の要員が車載機関銃を操作するために車載し、もう一人の要員が班のM1903ライフルと対戦車ライフルグレネードを携行してもう一台の車載に車載すべきである。75ヤード以内に接近する装甲車両には、対戦車ライフルグレネードで射撃する。

中隊長は、前衛部隊に追従する偵察分隊を投入し、観測所、射撃陣地、およびそこへの経路を偵察する。偵察は継続的に行われなければならない。

前衛の支援行動は、迅速かつ積極的で、さらなる詳細な偵察なしに行われるべきである。案内兵は、小隊の射撃陣地への移動を迅速化する。行動に投入される各班には対戦車ライフルを携行させる。

b. 大隊の一部としての接近行進

概要

日中の接近行進における重火器中隊に関する問題
大隊命令に基づいた状況設定で、以下の点を要求するように作成すること。

（1）中隊長の展開命令。中隊は広範囲に展開し、大隊にたいして対空防御を提供し、地上部隊に対する即時行動に備えること。

（2）地形の最大限の活用と、中隊の対空および対機甲防御のための適切な配置。

（3）集結地域への移動。大隊集結地域の対空防御および集結地域の中隊区画の対機甲防御のための適切な配置。

標準

命令は口頭で、簡潔かつ明確であるべきである。断片的な命令が発せられることもある。

中隊は、方向や統制を失うことなく広範囲に移動し、掩蔽と隠蔽を最大限に活用する。武器運搬車は有利な地形の部隊に割り当ててもよい。それ以外の場合、武器と弾薬は手で運び、運搬車は中隊の統制下で移動する。

対空・対戦車警戒員を配置すべきである。運搬車に積載されている機関銃は、最小限の要員で運用される。その移動は大隊に最大限の防御を提供するために規制される。

武器が運搬車に積載されている間は、班の運搬車自動小銃と対戦車ライフルは運搬車上で操作される。それ以外の場合は、対戦車ライフルは班とともに携行される。

偵察分隊は、大隊長が暫定計画を発表するか、偵察任務を割り当てるまで、大隊指揮班とともに行動する。

集結地域への移動は静かで秩序正しいものであり、停止することなく行われるべきである。

集結地域周辺の制高地には、速やかに**対空防御**が配置される。

対戦車ライフルは、集結地域の中隊区画を防御するために配置される。

c. 警戒一前哨。

概要

夜間、休息中の部隊に警戒を提供するよう指定された、ライフル大隊を支援する重火器中隊に関する問題。大隊命令により2個支援隊を編成し、予備隊を規定する。

状況は以下を要求するよう設定すること。

- (1) 中隊長による前哨陣地の日中偵察。
- (2) 重火器中隊の各要素の配置と任務に関する報告。
- (3) 中隊長の前哨命令。
- (4) 前哨陣地の占領。
- (5) 給食計画。

標準

中隊長は、前哨陣地を偵察する際、大隊長に同行すべきである。

全ての重機関銃は支援隊に配属される。81ミリ迫撃砲は、集中した観測地点から前哨に十分な支援が得られるのであれば、中隊の指揮下に留めるべきである。そうでなければ、各支援隊に1個班を配属し、残りの班は中隊の指揮下に置くべきである。

中隊長は小隊長に対し、口頭で命令を発する。中隊の各要素を支援隊に配属する際は、支援隊がそれぞれの場所へ移動する前に行うべきである。

支援隊に配属された中隊の各要素への給食は、配属先の部隊と連携し、適時に手配されるべきである。

d. 日中攻撃のための準備

概要

夜間に最終集結区域を占領する重火器中隊に関する問題で、日中の攻撃支援に備え、射撃陣地の選定とそこへの移動を含む。

中隊長には、大隊の移動命令と攻撃命令の抜粋が提供される。状況は、友軍の先進部隊によって偵察が保護されていることを示すものとする。

状況は以下を要求するよう設定すること。

- (1) 経路、集結区域、および射撃陣地の日中偵察。
- (2) 夜間、部分的に野外を横断する経路を通り、中隊の統制下で集結区域への移動。
- (3) 最終集結区域の占領。
- (4) 暗闇に乗じての射撃陣地への移動と占領。
- (5) 日中攻撃を支援するための完全な準備態勢。

標準

経路は日中に偵察すべきであり、道路外の場合はコンパスで測量すべきである。経路は標識を設置するか、要点に案内人を配置すべきである。

日中に射撃陣地を選定し標識を設置し、射撃諸元を準備し、案内人は集結区域からの経路を熟知すべきである。

車両の無灯火移動を含む秘密保持措置は徹底すべきである。

集結区域における小隊の位置は、射撃陣地への移動を容易にするよう選定すべきである。区域到着後、中隊の案内人は小隊をそれぞれの位置へ誘導すべきである。

集結区域からの移動は徒歩によるべきである。火器は初弾薬を携行し、日中の攻撃を支援できるよう、所定の位置に配置し、必要な通信設備を確立すべきである。命令には弾薬補給の手配を含めるべきである。本問題を通じ、命令は口頭で簡潔に、そして部下が割り当てられた任務を遂行するために必要な全ての詳細を含むべきである。

e. 日中攻撃 — 予備大隊の重火器中隊

概要

連隊の初期攻撃を支援し、自大隊の投入前にそれと再合流する、予備大隊の重火器中隊に関する問題。

状況は以下を要求するよう設定すること。

- (1) 初期攻撃を支援するための陣地選定と占領に必要な偵察、命令、および部隊統率。
- (2) 射撃諸元の準備。
- (3) 支援射撃の実施。
- (4) 射線が遮られた場合、あるいは任務完了の際、中隊長の命令により戦闘を離脱すること。中隊の集結、および大隊の残余部隊が戦闘に投入される前にこれらと合流するための移動。

標準

選定される陣地は、規定された支援射撃を可能にし、任務完了時の火器部隊の戦闘からの後退を容易にすべきである。

全ての状況において、命令は口頭で簡潔に、かつ部下による必要な偵察を可能にする時間的余裕をもって発令されるべきである。

陣地は混乱なく準備・占領されるべきであり、敵に発見されないような方法で行われるべきである。射撃諸元は、全ての火器が如何なる視界状況下でも所定の任務を射撃できるよう準備すべきである。命令された射撃は迅速かつ正確に実施すべきである。

各小隊が戦闘を離脱し、火器を運搬車に積載し、事前に偵察された経路を介して、指示された任意の地点で大隊に再合流できるよう、事前の準備を行うべきである。

射線が遮られた場合、または任務が完了した場合、中隊は迅速に大隊に再合流すべきである。

移動は利用可能な全ての遮蔽と秘匿を最大限に活用すべきである。消費された弾薬は迅速に補充すべきである。

f. 日中攻撃—内部大隊の重火器中隊。

概要

日中の攻撃実施中における、内部ライフル大隊の重火器中隊に関する問題。

状況は以下を要求するように設定すること。

(1) 最初の配置転換の時期、新たな射撃陣地の位置、および配置転換後に達成すべき任務に関して、中隊長が決定権を保持すること。

(2) 攻撃の初期支援における射撃の実行。

(3) 大隊目標の奪取を支援するための射撃の集中。

(4) 新たな陣地、目標、および射撃範囲の偵察。

(5) 前進射撃陣地への配置転換と、側面を保護するための射撃に関する適時の決定と命令。

(6) 対空警戒および中隊要素の対機甲防御。

(7) 弾薬の補充。

(8) 信号通信および連絡。

標準

中隊長は、経路、前進射撃陣地、目標、観測所、兵器運搬車の退避陣地に関するデータを偵察し報告するため、偵察班を使用すべきである。

大隊長の計画と状況の進展に従い、中隊長は攻撃する梯隊に継続的な支援と防護を与えるため、射撃を転換し、中隊の各要素を配置転換すべきである。

配置転換は梯隊ごとに行うべきである。少なくとも1個機関銃班と1個迫撃砲班は、配置転換する梯隊が新陣地に移動するまで、継続的な支援と敵の反撃への対抗のために陣地に留まるべきである。

各小隊は対空・対戦車警戒を確立すべきである。対空および対機甲防御のための受動的手段を講じるべきであり、それは以下の火器要員と運搬車のために行われる。対戦車ライフルは火器と要員の局地的防御のために使用すべきである。

中隊長は各小隊に十分な量の弾薬が供給されることを確実にしなければならない。彼は通常、大隊長と行動を共にし、利用可能な手段を用いて、自身の小隊、各先導ライフル中隊、および大隊指揮所と弾薬集積所との連絡を維持すべきである。

g. 攻撃の継続。

概要

攻撃の継続における重火器中隊の運用に関する問題。

大隊は攻撃再開に先立ち、目標地点で再編成のため停止したばかりである。

状況は以下を要求するように設定すること。

(1) 攻撃支援に使用された射撃陣地からの重火器中隊の配置転換。これには大隊の再編成を援護するための配置を含む。

(2) 中隊の再編成。

(3) 新たな射撃陣地、目標、または射撃範囲の偵察。

(4) 攻撃再開を支援できるよう、新たな陣地地域への適時の移動。

(5) 弾薬の補充。

標準

中隊長は、逆襲に対する大隊の正面および側面を防御するため、直ちに指揮下の部隊を配置すべきである。

配置転換は、前項の指示（日中攻撃）に規定された通りに行うべきである。彼は中隊の再編成を指揮し、中隊本部における損害を補充すべきである。

小隊長は各部隊を再編成し、死傷した指揮官および主要要員を補充する。

再編成中に弾薬を補充すべきである。再編成が進行中、中隊長は偵察班の支援を受けつつ、攻撃再開を支援するための観測所および陣地を偵察する。

彼は、中隊の各要素が大隊長によって命令された準備射撃に参加できるよう、新たな陣地を時間内に占領すること、および射撃陣地への移動中に奇襲を防止するための適切な警戒措置が講じられることを確実にすべきである。

h. 防御—日中の防御地域の占領と編成。

概要

日中の正面大隊防御地域の占領と編成における重火器中隊に関する問題。

陣地に配置すべき弾薬の量を規定すること。

状況は以下を要求するように設定すること。

(1) 中隊長および偵察班による偵察。

(2) 中隊の陣地への移動。

(3) 中隊長による命令の発令。

(4) 大隊命令に従った中隊の運用。

(5) 攻撃に備えた準備態勢。

(6) 通信の確立。

(7) 弾薬補給。

(8) 中隊の射撃計画を示すオーバーレイの作成。

標準

中隊長は大隊長の偵察に同行し、必要に応じて自中隊の運用に関する提言を行うべきである。

偵察将校および偵察班は、中隊長の指示に従い、機関銃および迫撃砲の配置場所を偵察すべきである。

陣地への移動は迅速かつ整然と、そして隠蔽された経路で行うべきであり、火器を可能な限り射撃陣地の近くに配置すべきである。各小隊長には、その小隊が占領する現地で断片的な命令が発令されるべきである。

中隊の射撃は、大隊計画に従い、ライフル中隊の軽機関銃の射撃と連携すべきである。

全ての火器は、陣地で荷降ろしされ次第、指定された射撃範囲を覆うように据え付けられるべきである。

砲座、弾薬掩蔽壕、および個人壕は掘削すべきである。

中隊本部と小隊本部間は、利用可能な全ての手段で通信を確立すべきである。

中隊弾薬集積所を指定すべきである。弾薬は各火器の陣地に配置すべきである。必要量の弾薬が陣地に配置され次第、火器運搬車は大隊弾薬分配点へ帰還すべきである。

射撃計画の完成後、オーバーレイを速やかに大隊長に提出すべきである。

i. 防御一夜間における防御地域の占領と編成。

概要

夜間における正面大隊防御地域の占領と編成における重火器中隊に関する問題。

陣地に配置すべき弾薬の量を規定すること。

状況は以下を要求するように設定すること。

- (1) 中隊長による日中偵察。
- (2) 中隊長による命令の発令。
- (3) 日没後の中隊の陣地への移動。
- (4) 大隊命令に従った中隊の運用。
- (5) 攻撃に備えた準備態勢。
- (6) 通信の確立。
- (7) 弾薬補給。

標準

中隊長は、日中における陣地偵察に大隊長に同行すべきである。

小隊長またはその代理者は、日没前に陣地を杭打ちする機会を与えられるべきである。

各小隊が占領する現地で断片的な命令が発令されるべきである。

陣地への移動は無灯火で、不必要な音を立てずに行うべきである。

全ての砲座と個人壕は日中までに掘削され、偽装されるべきである。必要な偽装措置は夜明け後に調整される。

中隊弾薬集積所を指定し、弾薬は暗闇の中で配布すべきである。全ての車両は日中までに後方へ送られるべきである。

夜明け前に中隊は警戒態勢に入り、火器は配置につき、必要に応じて陣地の微調整を行い、全てのクルー操作火器要員は敵の攻撃に備えるべきである。

利用可能な全ての信号通信手段を使用し、中隊と小隊本部間で迅速な通信を維持すべきである。

j. 防御の実施。

概要

防御における内部正面大隊の重火器中隊に関する問題。

中隊は準備された戦闘陣地を占領し防御すべきである。ライフル部隊を代表させることもできる。

状況は以下を要求するように設定すること。

- (1) 戦闘前哨の後退支援における行動。
- (2) 空中攻撃に対する行動。
- (3) 砲兵砲撃中の行動。
- (4) 戦車攻撃に対する行動。
- (5) 歩兵の攻撃に対する行動。
- (6) 大隊防御地域への浸透に対する行動。

標準

戦闘前哨の後退は、阻止線から離れた火器による射撃で支援すべきである。

阻止線上またはその近傍の陣地にある重機関銃は、収益性の高い地上目標が戦闘陣地から500ヤード以内に入るまで、空または地上を問わず、いかなる目標にも発砲すべきではない。

攻撃してくる航空機は、地上目標よりも危険な場合、既に発砲している機関銃によって射撃される。

人員は砲兵砲撃中は退避すべきであるが、迅速に火器を操作できるよう準備すべきである。

火器は敵戦車に粉碎されるのを防ぐため、適時に砲座の底部まで降ろすべきである。各班において、対戦車小銃擲弾は75ヤード以下の射距離の戦車に対して使用すべきである。

迫撃砲と長距離射撃用に配置された機関銃は、有効射程内の収益性の高い地上目標に対して射撃する。阻止線を近接支援する機関銃は、敵（斥候または小規模な哨戒部隊を除く）が戦闘陣地から500ヤード以内に入って初めて発砲する。近接防御射撃は、事前に取り決められた信号または敵の突撃開始時に開始すべきである。

後方の機関銃は浸透を制限するために補助陣地を占領すべきである。迫撃砲は浸透された地域に射撃すべきである。敵の浸透の深さによって迫撃砲が後方へ配置転換する必要がある場合、常に一部の迫撃砲が射撃できるよう、班ごとに配置転換すべきである。

k. 夜間後退。

概要

夜間後退における前線大隊の重火器中隊に関する問題。

重火器中隊長に、掩護部隊に残す重火器の数を含め、大隊命令の関連抜粋を提供する。

状況は以下を要求するように設定すること。

- (1) 掩護部隊に残す火器の指定。
- (2) 中隊命令の発令。
- (3) 掩護部隊と共に残る要素を除いた中隊の後退。火器は手で前方の運搬車位置まで後退させる。
- (4) 中隊長による指揮の再開。
- (5) 掩護部隊と共に残された要素の後退。
- (6) 弾薬補給と補充。

標準

掩護部隊に残される火器は、最小限の要員と共に陣地に残された単独の火器である。掩護部隊に残された火器は、配属された小銃要素と共に後退し、大隊掩護部隊指揮官の命令で指定された通り、重火器中隊に再合流する。これらの火器のための火器運搬車は通常、大隊掩護部隊指揮官の指揮下に残される。

中隊長またはその代理者は、個別の部下訪問中に、中隊（掩護部隊と共に残る要素を除く）の後退に関する口頭命令を発令すべきである。

中隊長は、火器運搬車が指定された前方陣地で各班と合流することを確実にしなければならない。大隊集結区域への経路を示すために案内人が配置される。中隊は大隊集結区域で再編成される。中隊は混乱なく、最小限の騒音で再編成され、後方への移動に備えるべきである。移動は秩序正しく、無灯火で行うべきである。

る。道路上または集結区域内での車両の密集は避けるべきである。

掩護部隊と共に残る火器のために十分な量の弾薬を残すべきである。中隊の他の全ての要素に対する弾薬の補充についても手配すべきである。

1. 日中後退。

概要

日中における前線大隊防御地域からの重火器中隊の後退に関する問題。

ライフル部隊は表現すべきである。前線部隊は密接に交戦しているべきである。

前線中隊防御地域にある重機関銃部隊は、後退のためにライフル中隊に配属されるべきである。

状況は以下を要求するように設定すること。

- (1) 事前偵察なしに後退を開始すること。
- (2) 大隊掩護部隊の重火器による前線ライフル部隊の後退に対する密接な火力支援。
- (3) 中隊の各要素の大隊集結区域への後退。
- (4) 後退中の空または地上攻撃に対する迅速な行動準備。

標準

前方の機関銃部隊は、配属されたライフル中隊が接触を断つことを支援すべきである。

大隊掩護部隊の要素は、頭上射撃および間隙射撃により前線部隊の後退を援護すべきである。

迫撃砲は、大隊掩護部隊後方の陣地から、全ての危険な目標に対して射撃する。

機関銃は航空目標および地上目標に対して迅速に射撃する。それらは大隊の後退にとって最も危険な目標と交戦する。

中隊長は、火器運搬車が可能な限り最前方の位置で部隊に合流するよう手配すべきである。中隊の指揮は大隊集結区域で回復すべきである。

m. 遅滞行動。

概要

日中の後退に続く遅滞行動における重火器中隊に関する問題。

大隊の小銃要素は表現すべきである。大隊は陣地にあり、2個ライフル中隊が第一遅滞陣地に位置し、残りのライフル中隊が掩護部隊を構成しているべきである。

第一遅滞陣地のライフル部隊と共に後退する重火器は、それらの部隊に配属されるべきである。一部の機関銃と迫撃砲は、大隊掩護部隊に配属されるか、その行動を支援すべきである。

状況は以下を要求するように設定すること。

- (1) 第二遅滞陣地とそこへの経路の偵察。
- (2) 中間遅滞陣地の選定。
- (3) 第二遅滞陣地への後退。
- (4) 弾薬補給。
- (5) 第二遅滞陣地の占領とそこでの行動。

標準

中隊長は自中隊に留まるべきである。偵察は偵察将校および偵察班によって実施すべきである。

敵の追撃を遅らせることができる機関銃の中間陣地を選定すべきである。

中間陣地を占領する火器部隊は、捕獲または破壊を防ぐため、適時に後退すべきである。

第一遅滞陣地のライフル部隊と共に後退する重火器は、後退のためにこれらの部隊に配属されるべきである。一部の機関銃と迫撃砲は、後退中、大隊掩護部隊に配属されるか、その行動を支援すべきである。

後退中には火器運搬車を使用すべきである。過剰な量の弾薬はいかなる陣地にも投棄すべきではない。

第二遅滞陣地が占領されたら、重火器は中隊の指揮下に戻る。全ての機関銃は、長距離射撃のために、地形上の頂上付近の前方陣地に最初に配置すべきである。迫撃砲は第二遅滞陣地の後方、最初の遮蔽地に配置すべきである。機関銃班には観測射撃のために広い射撃範囲を割り当てるべきである。全ての重火器は、敵の前進に対して最大射程で射撃を開始する。

n. 進撃停止時の行動。

概要

不成功に終わった攻撃の後、防御態勢を取らざるを得なくなった大隊の重火器中隊に関する問題。

状況は以下を要求するように設定すること。

- (1) 不成功に終わった攻撃の終結時に、論理的に想定される位置における中隊各要素の初期配置。
- (2) 防御の初期段階における命令とその実施。
- (3) 日中に行うべき配置変更に関する迅速な偵察と命令の発令。
- (4) 管理および補給手配を含め、暗闇に乗じて実施すべき配置および組織作業におけるその他の必要な変更。

標準

簡潔で断片的な命令は、戦術状況と中隊の任務変更を全ての部下に速やかに伝えるべきである。

中隊長による迅速な偵察は、地形と中隊の全火器の配置に関する詳細な情報を提供すべきである。奥行きを持たせ、側面防御を確保し、有利な地形と効果的な側面射撃をより活用するために、実践可能な軽微な調整を行うべきである。個人用塹壕工具を使用し、可能な限り最大限に砲座と個人防御壕を構築すべきである。

暗闇に乗じて実施される全ての変更について、詳細な計画を完成させ、日中に命令を発令すべきである。

暗闇の中、火器は必要に応じて移動させ、砲座を構築し弾薬を装填すべきである。火器運搬車は後方に派遣され、部隊は給食される。

o. 森林における攻撃。

概要

森林における攻撃中の、内部ライフル大隊の重火器中隊に関する問題。

問題開始時、中隊は森林の手前の縁に対する大隊の攻撃を支援しているか、または全ての重火器が、先行するライフル中隊が森林の手前の縁を奪取した後、その再編成を防御する陣地を占領している場合がある。

状況は以下を要求するように設定すること。必要な偵察、命令、および実施は以下の通りである。

(1) 先行するライフル中隊に続き、森林を少なくとも1,000ヤード前進すること。

(2) 先行するライフル中隊による森林内の敵陣地に対する攻撃支援。

(3) 森林の遠縁におけるライフル部隊の再編成を援護すること。攻撃梯隊の森林からの脱出を支援するための計画と命令。

標準

森林を前進する際、偵察要素は先行するライフル部隊に同行すべきである。

指揮の難易度に応じて、機関銃部隊は指定されたライフル中隊に追従し支援するよう命令されるか、ライフル部隊に配属されるか、あるいは中隊長の直接指揮下で運用される場合がある。これらの部隊は、先行するライフル部隊との視覚的接触、および自身の隷下要素間での視覚的接触を維持すべきである。必要であれば、接続班または接続縦列を配置すべきである。機関銃は先行する小銃要素間の間隙を通して射撃すべきである。それらは、特に停止中に、道路、小道、および開けた場所を援護するよう配置すべきである。

森林が十分にまばらで多数の迫撃砲射撃陣地を提供できる場合、迫撃砲小隊は攻撃梯隊に部隊として追従してもよい。密林では、迫撃砲の一部が常に陣地にあり、先行するライフル部隊を支援する準備ができるよう、あらゆる努力を払うべきである。局地的な開けた場所を利用し、可能であれば火器運搬車を使用して小隊を梯隊で前進させるべきである。観測者は先行するライフル部隊に密接に追従し、音響動力式電話または無線電話（利用可能であれば）で迫撃砲と通信すべきである。

ライフル部隊によって密接に掩護されていない限り、中隊は側面と後方に近接防御を提供すべきである。

森林からの脱出を援護する射撃陣地は、そこからの観測と射界が許す限り、森林の奥深くに配置すべきである。

p. 防御一連隊予備の大隊の重火器中隊。

概要

連隊予備として集結区域にいる大隊の重火器中隊に関する問題。

長距離射撃任務のための概括的な射撃陣地地域と、大隊の逆襲計画を含む大隊防御命令の抜粋を中隊長に提供すること。

状況は以下を要求するように設定すること。

(1) 初期長距離射撃陣地の偵察、選定、および占領。

(2) 大隊防御地域内の射撃陣地地域の選定。

(3) 予備大隊の逆襲を支援するための射撃陣地地域の選定。

(4) 弾薬補給。

(5) 防御の実施。以下を含む：

(a) 長距離射撃の実施。

(b) 予備大隊の逆襲支援。

標準

最前線大隊の予備地域付近における初期長距離射撃陣地の偵察と選定を行う。中隊のそこへの移動と陣地の占領は遅滞なく進めるべきである。

予備大隊の防御地域の偵察は、大隊長と共に行うべきである。この地域に対しては、緊密な防御射撃を計画すべきである。

中隊長と各小隊の代表者は、逆襲を支援するための補助射撃陣地への経路を偵察すべきである。

各射撃陣地にはいくらかの弾薬を配置すべきである。地形が許す場合、各初期班の射撃陣地近くには、火器と弾薬を補助陣地へ移動させるため、1台の火器運搬車を掩蔽下に留めておくべきである。掩蔽が少ない場合は、迫撃砲小隊に優先権を与えるべきである。

指揮通信施設は、長距離射撃の迅速かつ正確な実施を確実にすべきである。事前の計画と偵察の結果、中隊の全火器の射撃によって逆襲が支援されるようにすべきである。

7. 指示—30口径機関銃小隊（FM 7-5および7-15を参照）。

a. 行軍中の対空警戒。

概要

行軍中の縦隊に対し対空警戒を提供する機関銃小隊に関する問題。

状況は、小隊に対空任務を割り当てる中隊行軍命令に基づき、以下を要求するように設定すること。

(1) 多様な地形における任務遂行において、小隊長の意思決定、行動、および命令の一連の流れ。

(a) 並行する道路に沿った移動が可能な場合。

(b) 野外での移動が必要な場合。

(c) 縦隊外での移動が不可能な場合。

(2) 短い隘路を通過する縦隊の移動保護。

標準

命令は断片的で、明瞭かつ簡潔であるべきだ。小隊長の偵察は行軍中継続的に行われるべきだ。

各機関銃運搬車には幹部要員が配属されるべきだ。班長および分隊長は、要員の一部として運搬車に同乗してもよい。各班では、1名が運搬車に乗り込み運搬車の自動小銃を操作し、もう1名は班のM1903小銃と対戦車小銃擲弾を携行してもう1台の運搬車に同乗すべきだ。小隊の歩兵要素は、中隊命令の指示に従い、小隊軍曹の指揮下で縦隊内を行軍する。

並行する道路に沿った移動や野外での移動が可能な場合、各班は選定された陣地へ「跳び移る」べきだ。

縦隊外での移動が不可能な場合、火器運搬車は縦隊全体に分散配置すべきだ。

隘路を通過する縦隊の移動を保護するため、機関銃は全周防御を提供するよう設置すべきだ。

注：各射撃陣地では、機関銃は運搬車から降ろすべきだ。各班内では、各機関銃はもう一方の機関銃の空中死角を援護できるべきだ。

b. 接近行軍。

概要

接近行軍中の先行大隊の一部としての機関銃小隊に関する問題。

中隊展開命令は、小隊の初期編成と位置、および行軍全体を通じた対空防御への運用を明記する。火器運搬車は小隊の指揮下に置かれる。

状況は以下を要求するように設定すること。

(1) 地形と状況の変化に適合するための小隊長の行動と命令。

(2) 問題の後半で発令される中隊命令に基づき、指定された方向からの大隊集結区域への対空警戒を提供するための射撃陣地の選定と占領。

標準

小隊長の偵察は継続的に行うべきである。彼は配置の変更、露呈した地域や障害物の横断または回避について、迅速に指示を発すべきである。

小隊は方向や統制を失うことなく移動し、割り当てられた任務と一致する最大限の掩蔽と秘匿を利用すべきである。対空・対戦車警戒班を詳細に編成すべきである。各班の運搬車の自動小銃は配置すべきである。

有利な地形では、火器運搬車は短い間隔で歩兵要素に追従すべきである。そうでなければ、歩兵要素と火器運搬車は共に移動してもよい。

火器運搬車が歩兵要素と共にあるか、密接に追従している場合、機関銃は火器運搬車に搭載され、骨幹要員によって操作されるべきである。そうでなければ、運搬車が合流できるまで、銃と弾薬は手で運搬すべきである。機関銃が運搬車に搭載されているか手で運搬されているかにかかわらず、対戦車防御のためにM1903小銃は機関銃に同行すべきである。

集結区域の対空警戒のため、小隊が防御すべき地域が単独の機関銃による配置を必要とするほど広くなければ、機関銃は班ごとに配置すべきである。陣地は可能であれば全周射撃を可能にし、いかなる方向から接近する航空機も最大有効斜距離（1,000ヤード）で少なくとも1門の機関銃の射撃下に入ることを確実にすべきである。機関銃と人員は観測から隠蔽され、塹壕を掘るか、自然の掩蔽によって保護されるべきである。運搬車は機関銃陣地から少なくとも200ヤード離れた場所に隠蔽すべきである。

c. 警戒一前哨。

概要

戦闘前哨に配属された機関銃小隊に関する問題。戦闘前哨の位置は、火器運搬車の使用が推奨される程度に十分に距離があるべきである。小隊は陣地への移動前に戦闘前哨に配属されるべきである。

状況は以下を要求するように設定すること。

- (1) 戦闘前哨陣地への移動。
- (2) 陣地の選定と占領。
- (3) 弾薬補給。
- (4) 行動の実施。以下を含む：
 - (a) 射撃行動。
 - (b) 戦闘陣地への後退。

標準

前哨陣地への移動中、小隊は対空射撃を実施できるよう準備すべきである。

運搬車から降ろした陣地は、前哨阻止線に近接した遮蔽地に選定すべきである。

機関銃は直ちに仮設の長距離射撃陣地に設置すべきである。

小隊長は機関銃陣地を選定するため、戦闘前哨指揮官と共に陣地を偵察すべきである。

長距離射撃を可能にし、外哨間の間隔に射撃できるよう、班または単独の機関銃陣地を選定すべきである。

火器運搬車は機関銃陣地近くの遮蔽地に隠蔽すべきである。各機関銃陣地には、想定される任務を遂行するのに十分な量の弾薬のみを投棄する。

広範な射撃範囲を割り当てるべきである。目標に対しては最大有効射程で速やかに射撃を開始すべきである。

後退は戦闘前哨指揮官の命令により開始すべきである。

事前に指定され偵察された後退経路を使用すべきである。

d. 日中攻撃のための準備。

概要

日中の攻撃を支援するための準備を行う機関銃小隊に関する問題。

状況は、攻撃梯隊内のライフル中隊に追従し支援する任務と初期射撃陣地地域を小隊に割り当てる中隊攻撃命令に基づくものとする。

状況は以下を要求するように設定すること。

- (1) 小隊の射撃陣地地域への迅速な移動。
- (2) 支援されるライフル中隊の中隊長との連携。
- (3) 小隊長による攻撃偵察。
- (4) 班長への命令発令。
- (5) 陣地の占領。

標準

小隊長は小隊軍曹に小隊を射撃陣地地域の近くへ移動させ、班長たちが指定された場所で命令を受けるよう手配すべきである。

小隊長は支援するライフル中隊の中隊長と連絡を取り、ライフル中隊の行動計画と必要な支援射撃を決定すべきである。割り当てられた陣地地域が現地に配置された後、彼は担当下士官を起用し、ライフル中隊長との連絡を維持すべきである。

偵察中、小隊長は地域を決定し、小隊観測所を設置し、射撃諸元を準備すべきである。

可能な場合、命令は各班長の射撃陣地地域の近くで発令すべきである。命令は明瞭かつ簡潔であるべきだ。班長には必要な行動と命令のための時間が与えられるべきである。

各班は小隊の統制を容易にするために十分な近距離に配置すべきであるが、個々の機関銃は少なくとも30ヤード離すべきである。

火器を時間内に、敵に発見されずに、最小限の損害で陣地に配置することに最大の考慮を払うべきである。完全に露出している場合、陣地には最後の瞬間に迅速かつ大胆に進入すべきである。

e. 日中攻撃の支援。

概要

日中攻撃を支援する機関銃小隊に関する問題。

状況は、攻撃梯隊内のライフル中隊に追従し支援する中隊命令（これにより配置転換が小隊の統制下となる）に基づき、以下を要求するように設定すること。

- (1) 小隊長による射撃統制。
- (2) 配置転換の適時開始。
- (3) 配置転換中の敵の逆襲に対する行動と命令。
- (4) 装填された火器運搬車の前方移動を含む配置転換の完了。
- (5) 弾薬の補充。

標準

可能な限り、小隊長は自小隊の射撃を舞台として統制すべきである。しかし、露出した陣地では、班長への射撃区域の割り当てによる統制の委任が必要となる場合がある。小隊長は、元の目標への射撃を維持しつつ、新たな目標と交戦するために迅速な行動を取るべきである。

配置転換は不必要な遅延なく、利用可能な遮蔽を最大限に活用して実施すべきである。射線が遮られた場合、小隊長は観測下士官を伴って迅速に前進し、担当下士官（またはライフル中隊長）と連絡を取り、状況を把握し、迅速な偵察を行い、先行する班の到着時に命令を発令できるよう準備すべきである。

旧陣地に残る班は、配置転換を援護し、可能であれば射撃支援を継続すべきである。敵の逆襲が開始された場合、後方班はこれと交戦すべきであり、可能であれば移動中の班も陣地につき、これに射撃すべきである。

前方班が陣地についたら、後方班は遅滞なく前方へ移動すべきである。

先行する班は十分な弾薬補給を伴って配置転換すべきである。少なくとも先行する火器運搬車は、利用可能な遮蔽と隠蔽が許す限り、新射撃陣地の近くまで移動すべきである。

f. 攻撃の継続—大隊目標奪取後の行動。

概要

攻撃の継続における機関銃小隊に関する問題。

状況は、攻撃梯隊内のライフル中隊に追従し支援する中隊命令に基づき、以下を要求するように設定すること。

- (1) 支援しているライフル中隊の再編成を援護するための小隊の運用。
- (2) 小隊の再編成。
- (3) 攻撃再開時に小隊が支援できる新たな陣地地域の占領。
- (4) 弾薬の補充。

標準

機関銃は、小隊が支援してきたライフル中隊の再編成を逆襲から防御するため、設置され、その射撃は連携されるべきである。

小隊の必要な再編成は、この期間中に行われるべきである。小隊長は死傷した指揮官を補充し、機関銃要員は再編成されるべきであり、弾薬は補充され、小隊長は死傷者と弾薬要求量を中隊長に報告すべきである。

再編成中、小隊長は新たな陣地の偵察を開始すべきである。陣地地域を指定し、そこへの移動を容易にするための手配を行うべきである。移動の時期はライフル中隊長と連携すべきであり、全ての機関銃が同時に移動すべきではない。

g. 防御一日中における阻止線密接支援陣地の占領と編成。

概要

日中における阻止線密接支援陣地の占領と編成における機関銃小隊に関する問題。

中隊命令の関連抜粋を提供すべきである。陣地に配置すべき弾薬の量を規定すべきである。

状況は以下を要求するように設定すること。

- (1) 小隊長による偵察と命令の発令。
- (2) 陣地の占領。
- (3) 地形の編成。
- (4) 弾薬の配置。
- (5) 小隊の射撃計画を示すオーバーレイの作成。

標準

小隊長は割り当てられた地域を偵察し、班の射撃陣地を選定し、阻止線の経路と隣接するライフル部隊の位置を決定すべきである。

彼は各班が占領する現地で班長に命令を発令すべきである。彼は各班長に射撃範囲と最終防御線の方向を指示すべきである。

機関銃は陣地で荷降ろしされ次第、指定された射撃範囲を援護するように設置すべきである。各機関銃には常に1名が残るべきである。

砲座は掘削され、個人壕は準備されるべきである。代替および補助の砲座も選定し準備すべきである。

弾薬は各射撃陣地に配置すべきである。小隊長は各陣地に配置する量を決定すべきである。弾薬は乾燥した掩蔽壕に保管すべきである。

主要射撃陣地、射撃範囲、および最終防御線を示すオーバーレイを作成し、中隊長に送付すべきである。

h. 防御一夜間における阻止線密接支援陣地の占領と編成。

概要

夜間における阻止線密接支援陣地の占領と編成における機関銃小隊に関する問題。陣地に配置すべき弾薬の量を規定すべきである。

状況は以下を要求するように設定すること。

- (1) 小隊長、班長、分隊長による日中偵察。
- (2) 日没後の小隊の陣地への移動。
- (3) 中隊命令に従った火器の配置。
- (4) 地形の編成。
- (5) 弾薬補給。
- (6) 攻撃に備えた準備態勢。

標準

小隊長、班長、および分隊長は、日中に陣地を偵察し、正確な機関銃陣地と最終防御線の方向を杭打ちすべきである。

小隊は静かに、そして無灯火で陣地へ誘導すべきである。不必要な騒音は避けるべきである。

機関銃は、指定された最終防御線に可能な限り正確に射撃できるよう設置すべきである。

主要および代替の砲座、弾薬掩蔽壕、および個人壕は、日中までに準備し偽装すべきである。

弾薬は各射撃陣地に配置すべきである。

各機関銃には1名が配置につき、各班には一晩中1名の観測員を配置すべきである。

夜明け前に全ての兵員は戦闘陣地に配置につき、敵の攻撃を撃退する準備をすべきである。必要に応じて、配置の微調整を行うべきである。

i. 防御一日中における後方陣地の占領と編成。

概要

日中における阻止線後方の陣地の占領と編成における機関銃小隊に関する問題。

中隊命令の関連抜粋を提供すべきである。大隊の予備中隊による逆襲計画の抜粋を小隊長に提供すべきである。

状況は以下を要求するように設定すること。

- (1) 小隊長の偵察。
- (2) 小隊長による命令の発令。
- (3) 主要陣地の占領と編成。
- (4) 大隊予備の逆襲を支援するための計画の策定。

標準

小隊長は、中隊命令によって割り当てられた地域内で、小隊が長距離射撃任務を遂行し、浸透を制限し、大隊の側面防御を提供できる射撃陣地を偵察し選定すべきである。

可能な場合、長距離射撃のための陣地は遮蔽を提供し、小隊を部隊として運用できるようなものであるべきである。浸透の制限と側面防御のため、班ごと（または必要であれば単独の機関銃ごと）に補助射撃陣地を選定すべきである。

小隊長は主要射撃陣地で班長に命令を発令すべきである。主要陣地の編成が開始された後、班長を補助陣地へ連れて行き、それらの陣地から射撃されるべき任務を規定する追加命令を発令すべきである。

陣地の編成は、中隊命令で発表された優先順位に従って実施すべきである。

小隊長は、逆襲支援における自小隊の運用を計画すべきである。小隊の全隊員は計画の詳細に精通しているべきである。

i. 防御の実施。

概要

阻止線密接支援における機関銃小隊に関する問題。小隊は準備された防御陣地を占領しているべきである。ライフル部隊は表現すべきである。

状況は以下を要求するように設定すること。

- (1) 空中攻撃に対する行動。
- (2) 砲兵砲撃中の行動。
- (3) 戦車攻撃に対する行動。
- (4) 歩兵の攻撃に対する行動。
- (5) 後方からの攻撃に対する行動。

標準

敵歩兵部隊がMLR（主抵抗線）から500ヤード以内に接近するまでは、長距離任務のために一時的に補助

射撃陣地に位置している機関銃は、地上目標よりも脅威が大きい場合、攻撃してくる航空機に射撃すべきである。MLR上またはその近くの主要または代替射撃陣地に位置している機関銃は、砲座に退避すべきである。

砲兵砲撃中、人員は壕や砲座に退避すべきであるが、迅速に火器を操作できるよう準備すべきである。

機関銃は敵戦車に粉碎されるのを防ぐため、適時に砲座の底部まで降ろすべきである。戦車が砲座を通過したら直ちに射撃陣地に戻るべきである。各班において、対戦車小銃擲弾は75ヤード以下の射程の戦車に対して使用すべきである。

主要または代替の砲座からの射撃は、収益性の高い地上目標が500ヤード以内に入るまで控えるべきである。（個々の斥候は収益性のない目標である。）その陣地が航空機によって攻撃された場合、地上目標よりも差し迫った脅威が大きい場合、それらは射撃される。機関銃は、事前に取り決められた信号、または敵歩兵部隊が最終防御線に到達した際に、最終防御線に射撃すべきである。

機関銃はあらゆる方向に射撃できるよう準備すべきである。敵が陣地を包囲した場合、陣地の維持にとって最も危険な目標に射撃すべきである。

k. 夜間後退。

概要

夜間後退における前線機関銃小隊に関する問題。

小隊長に中隊後退命令を提供すること。これには、掩護部隊に残す機関銃の数、小隊の要素が位置するライフル中隊への後退中の配属指示、および中隊案内人の手配を含む。

状況は以下を要求するように設定すること。

- (1) 後退経路の日中偵察、および前方火器運搬車位置の特定。
- (2) 小隊命令の発令。
- (3) 掩護部隊と共に残された要素を除いた小隊の後退。
- (4) 小隊長による指揮の再開。
- (5) 大隊集結区域への移動。
- (6) 掩護部隊と共に残された要素の後退。
- (7) 弾薬補給。

標準

小隊長は自小隊に留まるべきである。偵察は小隊長曹、またはその他の指定された人員によって実施すべきである。

小隊長は班長たちに戦闘配置で命令を発令し、掩護部隊に残す機関銃をそれぞれ指定すべきである。掩護部隊に配属される各機関銃には、下士官1名と兵員2名が残されるべきである。

前方火器運搬車陣地には、火器運搬車と分隊を迎えるために案内人を配置すべきである。小隊は、小隊が位置するライフル中隊の指揮下で、手動運搬により前方運搬車陣地へ後退すべきである。

再積載後、火器運搬車は大隊集結地域へ派遣すべきである。中隊案内人がその移動を指示する。歩兵要素はライフル中隊と共に後方へ移動する。

小隊は大隊集結地域で再編成され、中隊長に報告すべきである。

掩護部隊と共に残る機関銃には、その任務に十分な弾薬を残すべきである。可能な限り多くの弾薬を小隊と共に持ち出すべきである。

掩護部隊と共に残る要素は、掩護部隊と共に後退し、掩護部隊指揮官の命令に従って重火器中隊に再合流する。

1. 日中後退。

概要

日中における阻止線からの機関銃小隊の日中後退に関する問題。

ライフル部隊は表現すべきである。小隊は当初、敵と密接に交戦している一つの前線ライフル中隊の地域に配置されるべきである。

後退は、小隊長への事前警告なしに、中隊長が後退を伝え、小隊が位置するライフル中隊への小隊の配属を発表し、火器運搬車が特定の場所へ向かっていることを告げることで開始されるべきである。

状況は以下を要求するように設定すること。

- (1) ライフル中隊の後退に対する密接な火力支援。
- (2) 弾薬補給。
- (3) 小隊の集結および大隊集結地域への移動。
- (4) 地上および空中からの攻撃に対する迅速な行動準備。

標準

後退命令を受け次第、各班が後退を支援できる後方の陣地について、迅速な偵察を直ちに開始すべきである。火器運搬車の最大限の活用について、適切な準備を行うべきである。

分隊梯隊による後方への班の配置転換により、継続的な火力支援を提供するべきである。阻止線に残された機関銃は、最後の小銃要素と共に後退すべきである。

可能な限り多くの弾薬を携行して撤退すべきである。

小隊の統制はできる限り迅速に回復すべきである。

小隊は、敵航空機または前方または側面に現れる地上目標に対して迅速に射撃できるよう準備すべきである。

m. 森林における攻撃。

概要

森林における攻撃中の機関銃小隊に関する問題。

問題開始時、小隊は森林の手前の縁に対するライフル中隊の攻撃を支援しているか、または全ての機関銃が、ライフル中隊が森林の手前の縁を奪取した後、その再編成を防御するために配置されている場合がある。

状況は、中隊命令に従い、以下のために必要な偵察、命令、および実施を要求するように設定すること。

- (1) 先行するライフル中隊に追従し支援する任務を帯び、森林を少なくとも1,000ヤード手動で前進すること。

(2) ライフル中隊による森林内の敵陣地に対する攻撃支援。

(3) 森林の遠縁におけるライフル中隊の再編成を援護し、森林からの脱出を支援するための完全な準備。

標準

森林の手前の縁に対する攻撃（もし実施される場合）は、敵陣地に対する日中の攻撃と類似している。小隊と支援する中隊との間の連絡は、攻撃開始前に確立すべきである。

森林を前進する間、小隊長は、観測下士官および指揮班の他の利用可能な隊員と共に、ライフル中隊長に同行するか、密接に連絡を取り合うべきである。小隊は支援するライフル中隊との視覚的接触を維持すべきである。同様の接触は、小隊の全要素間でも維持すべきである。必要であれば、接続班または縦隊を配置すべきである。

敵部隊に遭遇した場合、射撃陣地を速やかに選定・占領し、支援射撃を遅滞なく実施すべきである。選定された陣地は、先行する小銃要素間の間隙を通して射撃を可能にし、通常は最前線に密接している必要がある。

機関銃は、特にライフル中隊が停止している間、道路、小道、または開けた場所を援護するために速やかに設置すべきである。

再編成と森林からの脱出を援護する射撃陣地は、そこからの観測と射界が許す限り、森林の奥深くに配置すべきである。

n. 防御一連隊予備の大隊機関銃小隊。

概要

予備大隊の機関銃小隊に関する問題。

小隊長に、長距離射撃のための主要射撃陣地、および予備大隊の逆襲を支援するための補助陣地と射撃計画を含む中隊防御命令の抜粋を提供すること。

状況は以下を要求するように設定すること。

- (1) 長距離射撃のための主要射撃陣地の偵察、占領、および編成。
- (2) 代替射撃陣地の選定と構築。
- (3) 大隊逆襲を支援するための補助射撃陣地への経路の偵察。
- (4) 防御の実施。以下を含む：
 - (a) 長距離射撃の実施。
 - (b) 補助射撃陣地への移動と大隊逆襲の支援。

標準

主要射撃陣地は遮蔽を提供し、各機関銃陣地に立つ観測員が目標を観測できるような場所であるべきである。代替陣地は主要陣地から少なくとも100ヤード離れており、主要陣地と同じ射撃を実施できるべきである。

予備大隊の逆襲を支援するために、補助射撃陣地を選定し構築すべきである。

補助陣地への経路は遮蔽と秘匿を提供すべきである。利用可能な遮蔽が許す場合、火器運搬車によって移動すべきである。

射撃は迅速かつ正確に実施すべきである。頭上射撃のための安全クリアランスは計算すべきである。

補助陣地への移動は迅速に実行すべきである。大隊逆襲を支援する射撃は、中隊の射撃計画に従って開始、停止、または変更すべきである。

8. 指示—81mm迫撃砲小隊（FM 7-5および7-15を参照）

a. 接近行軍。

概要

接近行軍中の先行大隊の一部としての迫撃砲小隊に関する問題。

中隊展開命令は、小隊の初期編成と位置を明記し、行軍全体を通して迅速な行動に備えるよう要求する。火器運搬車は小隊の指揮下に置かれる。

状況は以下を要求するように設定すること。

(1) 地形と状況の変化に適合するための小隊長の行動と命令。

(2) 問題の後半で発令される中隊命令に基づき、行軍の後半段階における先行するライフル部隊の前進を援護するための射撃陣地の占領と梯隊による配置転換。

標準

小隊長は常に最良の経路、および可能な射撃陣地と非運搬車陣地を偵察すべきである。彼は、掩蔽と秘匿を利用し、露出した地域や障害物を横断または回避し、行動への準備態勢を高めるために、配置の変更に関する指示を迅速に発令すべきである。

有利な地形では、火器運搬車は短い躍進で徒歩部隊に追従すべきである。そうでなければ、徒歩部隊と運搬車は共に移動してもよい。運搬車が徒歩部隊と移動できない、または密接に追従できない場合、迫撃砲と弾薬は、運搬車が再合流できるまで手で運搬すべきである。

小隊長は対空・対戦車警備員を配置すべきである。迫撃砲が運搬車に搭載されているか手で運搬されているかにかかわらず、対戦車防御のために各班のM1903小銃は迫撃砲に同行すべきである。

迫撃砲が運搬車に搭載されている間、各班の運搬車の自動小銃を操作するために人員を配置すべきである。迫撃砲が手で運搬されている場合、運転手または他の適切な人員が自動小銃を操作する。

ライフル部隊の移動を援護する場合、少なくとも1個班は常に射撃陣地に位置すべきである。

b. 夜明けの攻撃準備。

概要

夜間における最終集結地の占領における迫撃砲小隊に関する問題。これには射撃陣地の選定、および日中攻撃を支援するためのそこへの移動準備を含む。集結地への移動と占領は中隊の指揮下で行われるべきである。中隊命令は射撃陣地地域と小隊への初期火力支援任務を割り当てるべきである。

状況は大隊による800～1,000ヤードの正面での攻撃に基づき、以下を要求するように設定すること。

(1) 大隊の行動地域をカバーするための班の比較的広い間隔。

(2) 日中における集結地から射撃陣地およびそこへの経路の偵察。

(3) 夜間、集結地から射撃陣地への野外移動。

(4) 攻撃を支援するための夜明けにおける完全な準備態勢。

標準

日中、集結地域から班の陣地地域への経路を偵察し、コンパスで標識を付けるかプロットすべきである。経路に精通した案内人を配置し、射撃陣地と観測所を選定し標識を付け、射撃諸元を準備すべきである。

日中の偵察は、利用可能な時間内に必要な全ての準備を完了できるよう計画され、部下も活用すべきである。

全ての命令は口頭で、簡潔に、かつ部下が割り当てられた任務を遂行するために必要な全ての詳細を含むべきである。

集結区域からの移動は手作業で行い、秘密保持措置を徹底する。迫撃砲は、初期弾薬供給とともに、日中の攻撃を支援できるよう、観測所との必要な通信を確立した上で適時に配置に就かせる。命令には弾薬の再補給に関する取り決めを含める。

c. 日中の攻撃支援

概要

日中攻撃を支援する迫撃砲小隊に関する問題。

中隊攻撃命令に基づいて小隊に割り当てられた概要的な配置区域と任務に基づき、以下の点を必要とする状況を作成する。

(1) 小隊長による各班の主射撃陣地および副射撃陣地の選定、ならびに少なくとも1個班の補助陣地の選定。

(2) 小隊の主陣地への迅速な行軍。

(3) 割り当てられた目標および機会目標の交戦。

(4) 小隊長の命令による、少なくとも1個班の補助陣地への行軍。

(5) 弾薬の補給。

標準

小隊長は、主射撃陣地付近での小隊の行軍を開始または継続し、遅滞なく班長が命令を受けるために合流するよう手配すべきである。

偵察中、小隊長は友軍および敵の配置を特定し、班の陣地を選定し、小隊の観測所を特定し、射撃データを確保すべきである。代替陣地は主陣地から少なくとも90メートル離れていなければならない。各陣地は、利用可能な手段で迫撃砲陣地との迅速な通信を維持できる最大距離内で観測が得られるように配置されなければならない。

班長への命令は、明確かつ簡潔で、彼らが任務を達成するために必要なすべての事項を含んでいなければならない。それらは断片的であってもよい。命令は、陣地、目標、および射撃区域の境界を指し示すことができる地点で発令されるべきである。各班に陣地と射撃区域を割り当て、必要に応じて、その観測所の概要的な位置を示すべきである。小隊に割り当てられた目標は、各班に配分されるべきである。

班内では、迫撃砲は45メートルから90メートル離して配置すべきである。

小隊軍曹は、先頭の兵器運搬車から射撃陣地への弾薬の行軍を監督し、小隊長の指示に従って各班への補給を確実にすべきである。

事前の計画により、射撃区域の迅速な再配分が可能となるべきである。

d. 攻撃の継続

概要

日中の攻撃において、迫撃砲小隊が継続的に支援を行う問題。これは前述の指示に示された状況に続くものである。

中隊攻撃命令に基づき、小隊に陣地と任務が割り当てられ、以下の事項が求められる状況を設定する。

(1) 各班および班観測員による代替観測所の占領。

(2) 班長または班射撃陣地の下士官の主導による代替射撃陣地の占領。

(3) 初期陣地からの射撃が遮蔽された場合、小隊長による迅速な前方展開の開始。これにより、割り当てられた任務を継続する。

(4) 展開中の敵の逆襲に対応するための行動と命令。

(5) 満載の兵器運搬車の前方行軍を含む展開の完了。

(6) 弾薬の補給。

標準

観測員は代替観測所を選定すべきである。煙によって観測が遮られたり、敵の砲火によって破壊の脅威がある場合は、代替観測所と射撃陣地を占領すべきである。

展開は班単位で行い、通常は手動で実施する。最も可能性の高い敵の逆襲方向へ射撃可能な少なくとも1個班は、残りの班が新しい射撃陣地を占領するまで、その陣地に留まるべきである。

小隊長は、不必要な遅延なく、利用可能な遮蔽物を最大限に活用して展開が達成できるよう、展開計画を策定すべきである。自身の射撃が遮蔽された場合、小隊長（測量係の下士官と伝令を伴う）は迅速に前進し、状況を把握し、迅速な偵察を行い、展開中の班が到着次第、命令を発する準備をすべきである。

旧陣地に残っている班は、可能であれば支援射撃を継続すべきである。展開中に逆襲があった場合、陣地に残っている班はこれに応戦し、可能であれば、少なくとも1個の展開中の班も迅速に陣地につき、逆襲に対して射撃すべきである。

前方の班が陣地についたら、後方の班は遅滞なく前進すべきである。

先頭の班は、十分な弾薬を携行して展開すべきである。少なくとも先頭の兵器運搬車は、利用可能な遮蔽と隠蔽が許す限り、新しい陣地のできるだけ近くに移動すべきである。

e. 警戒-前哨

概要

戦闘前哨を支援する81mm迫撃砲小隊に関する問題。

1個班は、その兵器運搬車とともに戦闘前哨に配属され、その陣地に配置される。小隊は、1個班を除き、最前線の歩兵大隊防御区域に配置される。

以下の事項を必要とする状況を設定する。

(1) 戦闘陣地内での射撃陣地の準備と、戦闘前哨に配属された班のための射撃データの計算。

(2) 戦闘前哨の後退を支援するための射撃計画。

(3) 戦闘前哨の後退と射撃の連携。（小隊長は戦闘前哨が後退を開始した際に通知を受けるべきである。）

(4) 戦闘前哨指揮官の命令による、戦闘前哨に配属された班の後退。

(5) 弾薬補給。

標準

小隊長は、戦闘前哨に配属された班のために、戦闘陣地内に射撃陣地を準備し、射撃データを確保すべきである。

小隊長は、後退経路を確認した後、戦闘前哨の後退を援護する射撃を計画すべきである。

迫撃砲観測員は、後退経路を監視できるよう配置すべきである。

戦闘前哨に配属された班は、直接戦闘陣地へ後退すべきである。可能な限り、その兵器運搬車を後退に利用すべきである。小隊長は、班を迎えるための誘導員を手配し、射撃陣地へ誘導させ、準備された射撃データを提供すべきである。兵器運搬車に積載された弾薬は迅速に荷下ろしし、空になった運搬車は大隊輸送士官に報告すべきである。

f. 防御 - 日中における防御区域の占領と編成 (FPM 7-20も参照)

概要

日中に最前線の大隊防御区域における射撃陣地の占領と編成に関する81mm迫撃砲小隊の問題。

小隊が防御区域のいくらか後方にいる状況で、小隊長が呼び出され、陣地に配置すべき弾薬量を含む中隊防御命令の関連抜粋が提供される。

以下の事項を必要とする状況を設定する。

(1) 小隊長の偵察と命令。

(2) 陣地への迅速な行軍と占領。

(3) 地形の編成。

(4) 弾薬補給。

(5) 射撃データの計算。

(6) 小隊の射撃計画を示すオーバーレイの作成。

標準

中隊命令受領後、小隊長は小隊軍曹に小隊を前進させ、自身は必要な助手を伴い、迅速に班の射撃陣地と観測所を選定し、各班の射撃区域を決定すべきである。

班長には断片的な命令を発し、班の射撃陣地、観測所、射撃区域、目標地域を現地で指示すべきである。

各班が射撃陣地地域に到着次第、迫撃砲を設置し、観測員を配置して割り当てられた射撃区域を援護すべきである。

その後、迫撃砲の砲座と個人壕を掘り、偽装すべきである。

各主陣地、代替陣地、または補助陣地には弾薬壕を掘るべきである。弾薬は各射撃陣地に分配すべきである。

射撃データは、時間があれば小隊長（またはその偵察要員）が計算し、班長は陣地に到着次第、計算すべきである。

小隊長は、全迫撃砲の射撃陣地、射撃区域、主要および副次目標地域を示すオーバーレイを中隊長に送付すべきである。

g. 防御の実施

概要

最前線大隊の81mm迫撃砲小隊が防御を行う問題。小隊は準備された防御陣地を占領しているものとする。

以下の事項を必要とする状況を設定する。

- (1) 戦闘前哨の後退支援における行動。
- (2) 空襲時の行動。
- (3) 砲兵による砲撃時の行動。
- (4) 戦車攻撃に対する行動。
- (5) 歩兵部隊の攻撃に対する行動。
- (6) 大隊地域への浸透に対する行動。

標準

迫撃砲は、戦闘前哨の後退を援護するため、事前に計画された射撃を実施すべきである。

要員は空襲時、遮蔽物に隠れるべきだが、迅速に迫撃砲を操作できるよう準備すべきである。

砲兵による砲撃を受けた場合、班長（または射撃陣地の直接責任者である下士官）は、状況が許せば、射撃を継続するため迫撃砲を代替射撃陣地へ移動させるべきである。それ以外の場合は、要員は遮蔽物に隠れ、迅速に迫撃砲を操作できるよう準備すべきである。

敵戦車に押し潰されるのを防ぐため、兵器は砲座の底まで降ろす時間的余裕を持つべきである。各班では、対戦車小銃擲弾を75ヤード以下の距離で戦車に対して使用すべきである。

迫撃砲は、有効射程内の価値ある目標に対して射撃すべきである。射撃は、事前に定められた信号により、または敵がこれらの地域に到達した際に、主要目標地域に対して行われるべきである。

迫撃砲の射撃は、陣地を突破した敵部隊に対して実施すべきである。もし浸透の深さにより迫撃砲が後方の補助陣地へ展開を余儀なくされた場合、小隊長は常に一部の迫撃砲が射撃できるよう、班ごとに展開を梯队にすべきである。

h. 遅滞行動

概要

81mm迫撃砲小隊が遅滞行動を行う問題。

大隊は、2個のライフル中隊（想定）が最初の遅滞陣地に配置され、全迫撃砲小隊によって支援されている状況とする。残りのライフル中隊（同じく想定）は援護部隊を構成するものとする。

重火器中隊の命令は、小隊を援護部隊との陣地へ後退させることを指示し、後退を開始する条件を伝え、1個班を援護部隊に配属することを規定するものとする。

る。また、小隊は、1個班を除き、命令を受けて第2遅滞陣地へ後退することも指示するものとする。

以下の事項を必要とする状況を設定する。

- (1) 大隊援護部隊との陣地へ後退および占領の偵察。
- (2) 第2遅滞陣地を支援するための陣地の偵察。
- (3) 小隊の後退（援護部隊に配属された要素を除く）と、第2遅滞陣地を支援するための陣地の占領。
- (4) 弾薬補給。

標準

後方の全陣地およびそこへの経路の偵察は、小隊長曹またはその他の指定要員が行うべきである。小隊長は小隊とともに留まるべきである。

ライフル中隊が最初の遅滞陣地から後退する前に、迫撃砲小隊は大隊援護部隊との陣地へ後退すべきである。後退は班ごとに行い、常に一部の迫撃砲が射撃陣地に位置しているようにすべきである。

援護部隊および第2遅滞陣地を支援するために選定された陣地は、隠蔽された防御陣地で十分に前進しており、隠蔽された後退経路の近くにあるべきである。陣地のための射撃データを準備すべきである。

兵器運搬車は、後退を容易にするために迫撃砲陣地の近くに保持すべきである。

差し迫った任務に必要なだけの弾薬のみを荷下ろしし、各迫撃砲陣地に配置すべきである。

i. 森林内の攻撃

概要

森林内での攻撃における迫撃砲小隊の問題。

大隊装備の一部として、最低3台の無線電話を小隊に支給すべきである。これにより、1台は前方の観測班、1台は陣地内の梯队、1台はより前方の陣地を占領する梯队が使用できるようになる。兵器運搬車は小隊の統制下に置かれるべきである。

問題開始時、小隊は大隊の森林縁への攻撃を支援しているか、あるいは全迫撃砲が、先頭のライフル中隊が森林縁を確保した後の再編成を援護するために砲座に配置されている状況とする。

中隊命令に従い、以下の事項を必要とする状況を設定する。

- (1) 森林内の敵陣地に対する先頭ライフル中隊の攻撃を迅速に支援できるよう準備しつつ、少なくとも1000ヤード以上の森林内前進。前進は予備ライフル中隊の地域警戒部隊によって援護されるものとする。
- (2) 森林縁におけるライフル部隊の再編成を援護し、森林からの突出を支援するための準備を完了する。

標準

森林の縁に対する攻撃（もし実施される場合）は、敵陣地に対する日中攻撃と同様である。

十分まばらで多数の迫撃砲射撃陣地を提供できる森林を通過する前進中、迫撃砲小隊は部隊として大隊の攻撃梯队に追従し、支援することができる。

密林では、常に少なくとも1個班を陣地に配置し、射撃準備を整えるよう最大限の努力を払うべきである。偵察は、頭上空間を確保できる、あるいは迅速に空間

を準備できる射撃陣地を徹底的かつ迅速に搜索することを確実にするよう計画すべきである。

偵察班は必要に応じて急造すべきである。これらの班と観測員の両方は、先頭のライフル部隊に同行するか、密接に追従すべきである。観測員は、陣地内の迫撃砲と無線電話または音声式電話で通信すべきである。展開を迅速にするため、可能な限り運搬車を使用すべきである。

再編成と森林からの突出を援護する射撃陣地は、森林の縁に向けられる射撃を避けるため、森林の内部に少なくとも200ヤード以上深く位置すべきである。観測と信号通信は、突出に抵抗するあらゆる目標との交戦を可能にするよう組織すべきである。